

昭和47年7月災害誌

岡 山 県

発刊のことば

全国各地に甚大な被害をもたらした昭和47年7月豪雨は、岡山県にも県中北部を中心に、県下全域にわたって史上まれな被害をもたらしました。

この大災害に際し、地域住民のかたがた、消防団、市町村等防災関係機関の日夜をわかたぬ御尽力と、迅速かつ適切な応急活動により、危険状態を脱し、窮状を切り抜けることができました。

しかし、16名という尊い犠牲者や総額380億円にのぼる被害を出したことは、まことに残念であるとともに大きな痛手でありました。

災害にあたり、国をはじめ関係諸機関、諸団体及び一般のかたがたなどからのあたたかいお見舞と救援の手をさしのべていただきましたことは、私たち県民にとつて力強い励ましと復旧への勇気づけとなつたのであります。

県民を代表して、これらの御援助、御厚情に対し、衷心から厚くお礼を申し上げます。

また、災禍にもくじけず、たくましく立ちあがられた県民のかたがたに深い敬意を表するものであります。

幸いにも、その後大きな災害もなく、また関係者の御尽力を得て、めざましい復旧をとげつつありますが、私たちは、このたびの大災害によつて幾多の試練と尊い教訓を学ぶことができました。

これらの貴重な経験を無にすることなく、今後の防災対策等のうえに十分に活かすとともに、反省の資料として、永く記録にとどめるため「昭和47年7月豪雨災害誌」を編さんいたしました。

私たちは、これを機会に、災害のない豊かで生きがいのある生活が営めるよう、活力に富み魅力ある郷土にするために、県民の皆さまとともに努力してまいりたいと思います。

終わりに、本誌の編さんにあたり、貴重な資料と玉稿を賜りました関係各位に対し深く感謝の意を表します。

昭和49年1月

岡山県知事 長 野 士 郎

昭和47年7月豪雨災害誌目次

題 字
岡山県知事 長 野 士 郎
発刊のことば

第1章 気象状況と出水状況	1
1. 気象概況	1
気象経過	1
中国地方の気象概況	1
岡山県内の降雨状況	4
今回の大雨の特性	4
2. 気象資料	9
気象官署観測表	9
気象官署降雨極値表	9
日雨量表	10
毎時雨量表	10
3. 気象通報	17
4. 出水状況	20
第2章 被害発生状況	33
1. 概況	33
2. 豪雨について諸情報	35
3. 市町村における災害発生状況	44
(高梁川水系)阿哲郡哲西町, 高梁市, 川上郡備中町, 川上郡成羽町	44
(旭川水系)御津郡建部町, 岡山市	50
(吉井川水系)久米郡久米町, 和気郡佐伯町	53
4. 被害の集計	54
被害の県統計	54
市町村別被害	55
5. 災害についての新聞報道	66
刻々ふえる濁流 復旧作業始まる 国鉄の大痛手 被害地は怒る	66
第3章 災害救助と警備	81
1. 災害救助関係	81
災害救助法の適用	81
災害応急仮設住宅の建設	84
災害救助対策費の補助(県独自)	84

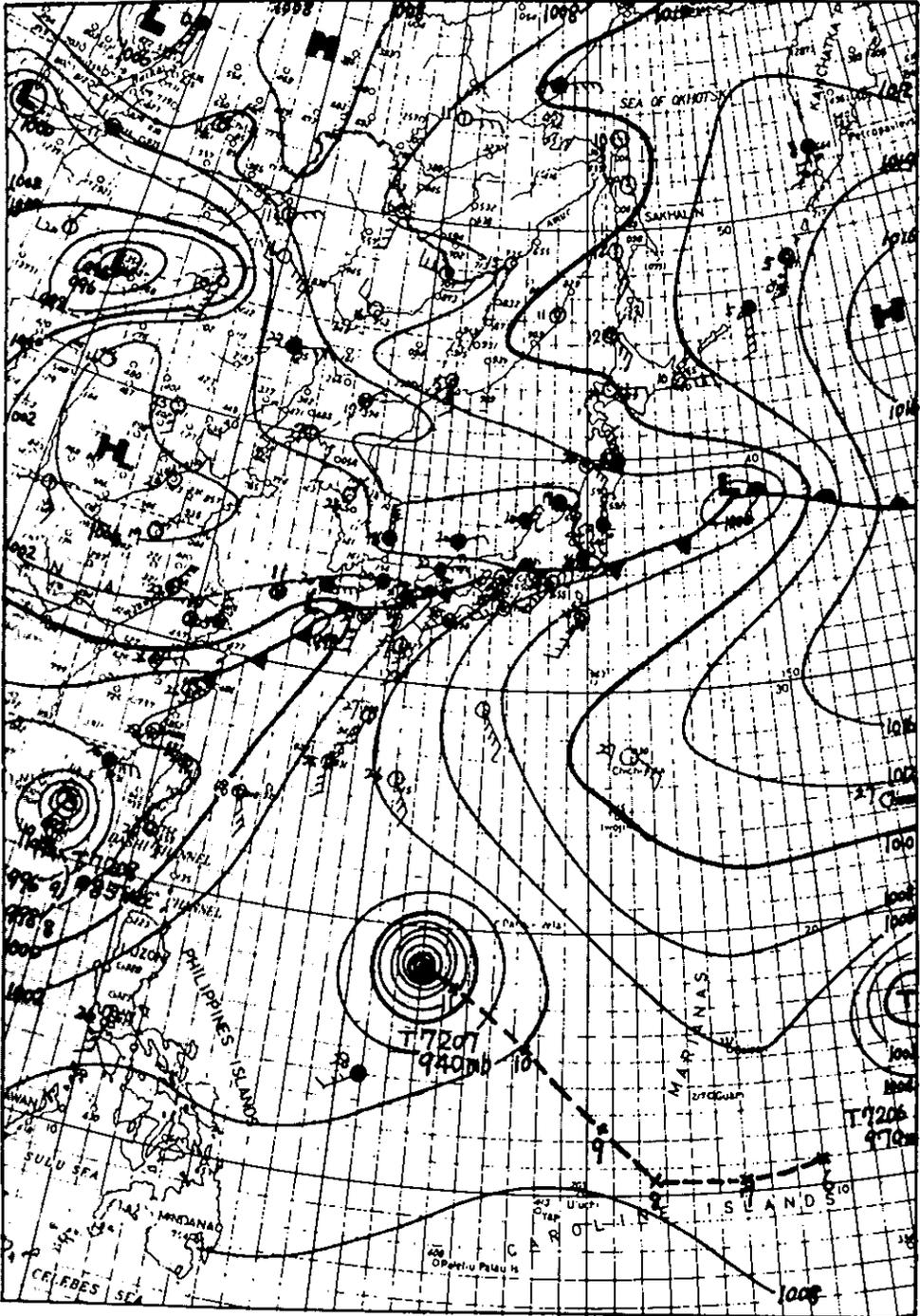
世帯更生資金・特別世帯更生資金の貸付	86
弔慰金・見舞金の給付	89
救援物資の配布	91
災害見舞金の受付	93
災害救助に対する協力・支援団体等	94
2. 医療救護と防疫活動	95
県災害防疫対策の体制	95
高粱保健所における医療救護・防疫活動の状況	96
福渡病院浸水の措置	104
日赤岡山県支部の活動	104
3. 県警察の活動	105
警備体制	105
情報収集と広報活動	105
避難誘導と救助活動	106
救護活動	106
交通規制等	107
通信活動	107
警察施設の被害と復旧	108
4. 消防団活動	109
5. 自衛隊の救援	109
6. 義援金の募集と配分	112
第4章 災害対策の体制	115
1. 災害対策の組織	115
県災害対策本部	115
県災害対策本部会議	115
市町村, 諸機関の体制	122
県・地方災害復旧対策本部	122
他県からの技術職員派遣	129
2. 災害関係予算の編成	129
提案説明	129
補正予算の概要	129
3. 救済・復旧措置について政府に対する陳情	145
4. 災害対策につき県から政府に対する要望事項	149
5. 地方災害復旧対策本部から報告された復旧対策と問題点	154
6. 災害対策についての市町村の要望事項	166

第5章 部門別の被害と対策	175
1. 農林関係の被害	175
(1) 農林関係の被害の集計	175
総括表 農林事務所別表	175
(2) 農作物の被害	178
種類別総計表 農林事務所別表	178
水稻の被害程度別表 野菜の被害程度別表(種類別, 農林事務所別)	179
(3) 農作物等被害の対策	182
病害虫緊急防除事業	182
(4) 農業共済事業に対する補助	186
(5) 農産物生産緊急対策事業	187
農業用施設整備資金・作害資金に対する利子補給	188
自作農維持資金の融資	189
(6) 農地・農業用施設の被害	189
総括表 市町村別表	190
(7) 治山・林道関係の被害	198
水系別表 農林事務所別表	198
市町村別表	200
2. がけ崩れ等の被害	203
がけ崩れ箇所表 被害か所の例	203
政府の技術調査団による現地調査	208
3. 土木関係の被害と応急対策	213
土木関係被害の集計	213
河川・道路の被害	213
水防工事 応急工事	216
道路の交通規制	218
4. 衛生諸施設の被害と対策	219
水道施設 水道断水による給水車の出動状況	219
消掃施設	229
医療施設	231
5. 商工業関係の被害と対策	235

被害の概況（市町村別表）	2 3 5
被災商工業者に対する対策	2 4 2
中小企業に対する緊急融資，災害融資に対する利子補給，償還猶予	2 4 2
6. 文教関係の被害と対策	2 4 4
全般的事項	2 4 4
県立学校	2 4 4
市町村立学校	2 4 5
その他の被害	2 4 6
小・中学校等の被害と復旧費	2 4 7
7. 県企業局関係の被害と対策	2 4 9
発電所関係 工業用水関係	2 4 9
有料道路関係	2 5 0
8. 県税の特別措置と市町村財政指導	2 5 1
県税の特別措置	2 5 1
市町村の財政指導	2 5 1
第6章 鉄道・電信電話の被害と対策	2 5 3
1. 鉄道の被害と対策	2 5 3
概況 各線ごとの被害と概況	2 5 3
2. 電信電話の被害と対策	2 5 8
電信電話設備の被害	2 5 8
復旧対策	2 5 8
主な被害局の被害状況と復旧模様	2 5 9
災害対策の充実	2 6 1
第7章 災害復旧事業	2 6 7
1. 農協所有共同利用施設の災害復旧事業	2 6 7
2. 農地・農業用施設の災害復旧事業	2 6 8
国庫補助 査定 の 県 集 計 表 市町村別内訳表	2 6 9
県営災害復旧事業	2 8 1
3. 治山関係の災害復旧事業	2 8 1

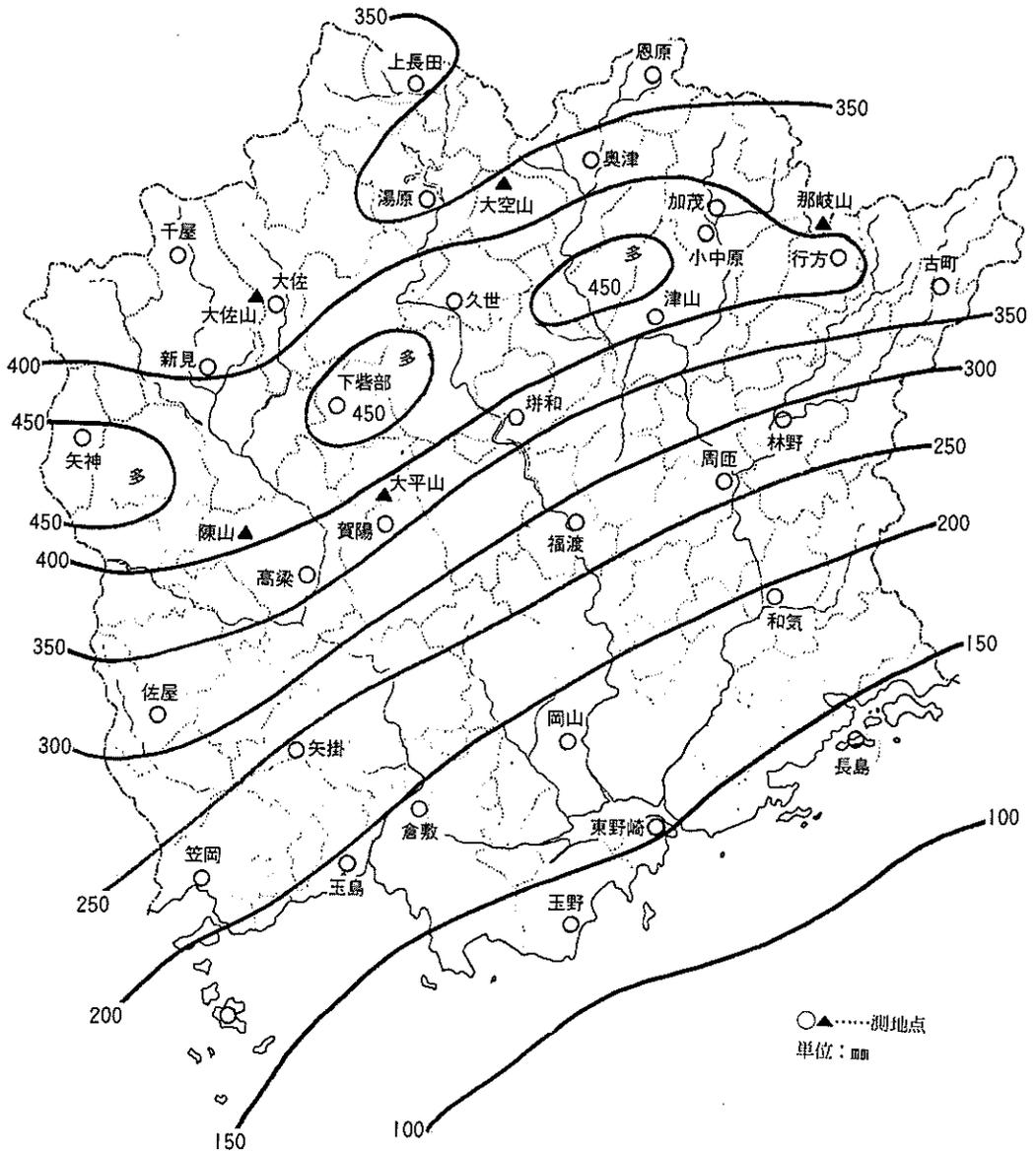
水系別状況表	農林事務所別状況表	182
市町村別状況表		184
林道災害復旧事業表		287
4. 土木関係の災害復旧事業		288
工事別被災状況別分類表	土木事務所別災害復旧事業表	289
市町村工事内訳表		294
災害復旧助成事業		297
災害関連事業		297
(災害復旧事業の新聞記事)		301
第8章 ダム放流の問題		302
ダム放流状況		302
旭川ダム 新成羽川ダム		302
新聞報道		305
岡山県ダム放流コントロールシステム研究協議会		306
ダム放流の暫定措置		313
ダム放流による被害補償の問題		314
第9章 殉職者、被表彰者等		320
殉職者		320
防災功勞による被表彰者・団体		320
余 録		
災害余録		324
関係者の手記		326
付 録		
岡山県における主な風水害の概要		339
付 図		
(あとかき)		341
昭和47年7月豪雨災害激甚地要図		342

7月12日3時地上天気図

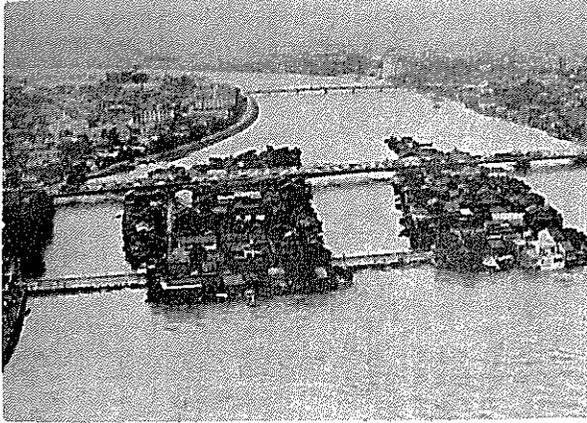


総雨量図

(7月9日9時~7月13日9時)



岡山の三大河川はんらん



旭川の濁流に流される岡山市中島地区

あ
 旭川の濁流に流される岡山市中島地区。この地区は旭川の氾濫に巻き込まれ、多くの家屋が浸水した。住民は避難所へ避難し、生活は大きな支障を来している。

あばれつゆ猛威被害全県に 渦巻く濁流孤立続出 福渡病院の患者避難

岡山県内各地で豪雨による被害が拡大している。旭川、山陽川、瀬川など主要河川が氾濫し、多くの家屋が浸水した。また、福渡病院の患者も避難を余儀なくされている。被害は全県に波及し、孤立した地域も出てきている。

山陽新聞
 夕刊
 山陽新聞社
 〒700 岡山県岡山市東区北町1-1
 電話 221111
 221112
 221113
 221114
 221115
 221116
 221117
 221118
 221119
 221120
 221121
 221122
 221123
 221124
 221125
 221126
 221127
 221128
 221129
 221130
 221131
 221132
 221133
 221134
 221135
 221136
 221137
 221138
 221139
 221140
 221141
 221142
 221143
 221144
 221145
 221146
 221147
 221148
 221149
 221150
 221151
 221152
 221153
 221154
 221155
 221156
 221157
 221158
 221159
 221160
 221161
 221162
 221163
 221164
 221165
 221166
 221167
 221168
 221169
 221170
 221171
 221172
 221173
 221174
 221175
 221176
 221177
 221178
 221179
 221180
 221181
 221182
 221183
 221184
 221185
 221186
 221187
 221188
 221189
 221190
 221191
 221192
 221193
 221194
 221195
 221196
 221197
 221198
 221199
 221200

昭和47年7月12日、山陽新聞

旭川の堤防を越えた濁流で水びたしになった岡山
市幸佐地区



広がる豪雨禍

激流でえぐり取られた国道一八〇号線の橋
社市津井イゼキ付近で行なわれる補修工事



岡山県内各地で豪雨による被害が拡大している。旭川、山陽川、瀬川など主要河川が氾濫し、多くの家屋が浸水した。また、福渡病院の患者も避難を余儀なくされている。被害は全県に波及し、孤立した地域も出てきている。

刻々ふえる濁流 おののく住民

五三号線も寸断

各地で決壊、家屋浸水



高松市東区で浸水した民家。濁流が家屋を押し流している。

高松市東区で浸水した民家。濁流が家屋を押し流している。また、各地で決壊、家屋浸水。濁流が家屋を押し流している。また、各地で決壊、家屋浸水。濁流が家屋を押し流している。

またたく間に浸水

福渡ダム放流で大あわて



福渡ダムの放水。濁流が家屋を押し流している。また、各地で決壊、家屋浸水。濁流が家屋を押し流している。

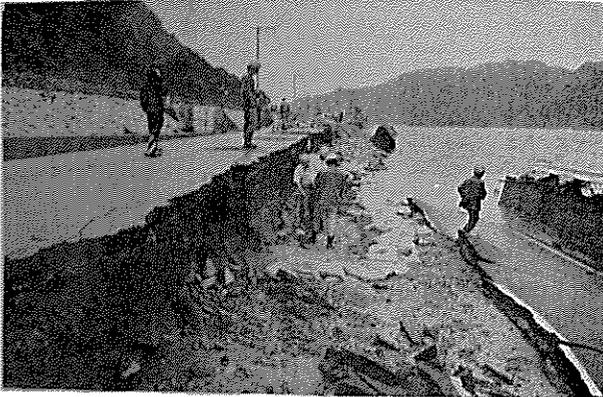
福渡ダムの放水。濁流が家屋を押し流している。また、各地で決壊、家屋浸水。濁流が家屋を押し流している。また、各地で決壊、家屋浸水。濁流が家屋を押し流している。

四十四十二 校岡が林校 下

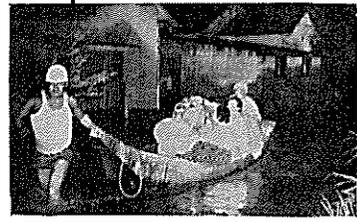
鉄砲水

高松市東区で浸水した民家。濁流が家屋を押し流している。また、各地で決壊、家屋浸水。濁流が家屋を押し流している。

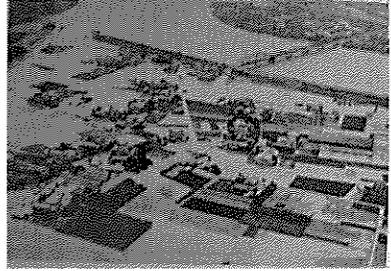
牛八はく濁流



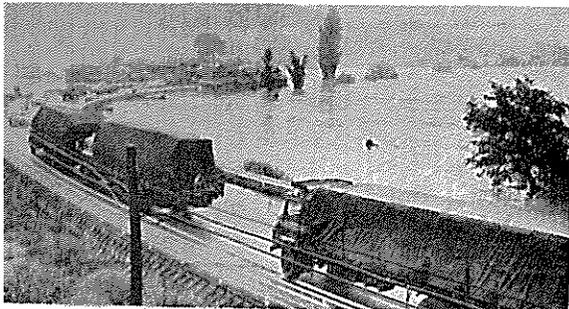
高松川の濁流で引き裂かれた徳林市大岡地区の国道一八〇号線



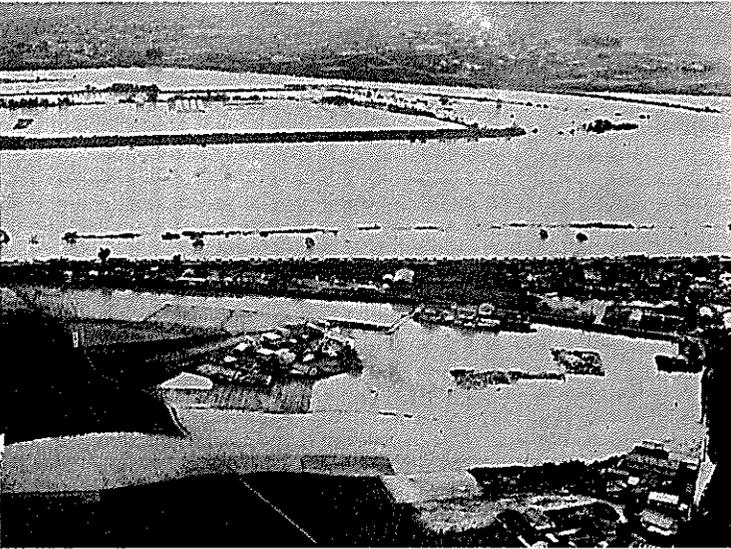
不明行きの濁水に小舟で渡りぬける徳林市大岡地区の国道一八〇号線



濁流の激流が破壊を齎して水びたしになった奥山町寺尾地区 (9470000-1)



旭川のはらんで国道五三号線寸断。濁流が国道を激突して家屋の形まで残った奥山町寺尾地区 (9470000-1)



濁流の旭川をはさんで一面水びたしになった岡山市東北部一帯は特別被害で

豪雨禍さらに広がる

中国地方

岡山県下水びたし

三次市、完全に孤立

【岡山県岡山市】豪雨被害は岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。岡山県内では、岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。岡山県内では、岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。

死者・不明91人に

国鉄、全国でマヒ

伯備、津山線いぜん不通

岡山・広島県の被害統計

岡山県	死者12人
広島県	死者10人
不明	79人

全国の被害統計

死者	不明120人
不明	79人

国鉄、全国でマヒ

国鉄各線は、豪雨の影響で、全国でマヒ状態に陥っている。岡山県内では、岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。

伯備、津山線いぜん不通

伯備線、津山線は、豪雨の影響で、いぜん不通状態に陥っている。岡山県内では、岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。

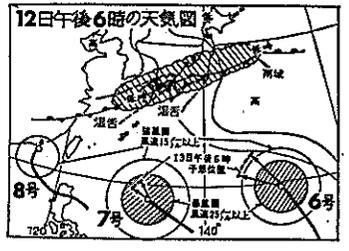


発行所 山陽新聞社
岡山県岡山市東区山陽通1丁目1番1号
電話(内代)岡山山陽新聞社
岡山県岡山市東区山陽通1丁目1番1号
山陽新聞社 1072



梅雨なお居すわる

前線は依然として停滞し、梅雨はなお居すわる。岡山県内では、岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。



心から水害のお見舞い

岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。

きょう16ページ

岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。

関東地方にも被害

関東地方にも被害が広がっている。岡山県内では、岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。

岡山県岡山市東北部を境として、中国地方の岡山県内にも拡大し、被害はますます深刻な傾向にある。

緊急救援被災者 県

給水車を総動員

不通道路 まず一車線確保

防疫対策本部設ける

【津市】津市では、被災地域の被災者に対する緊急救援活動が、一日も早く行われるよう、県が緊急救援本部を設置し、被災者の救済活動に当たっている。県は、被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。

2市12町に 災害救助法

54億円越す 農林、土木

関係の被害

学校関係も大被害

【津市】津市では、被災地域の被災者に対する緊急救援活動が、一日も早く行われるよう、県が緊急救援本部を設置し、被災者の救済活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。

県政要聞

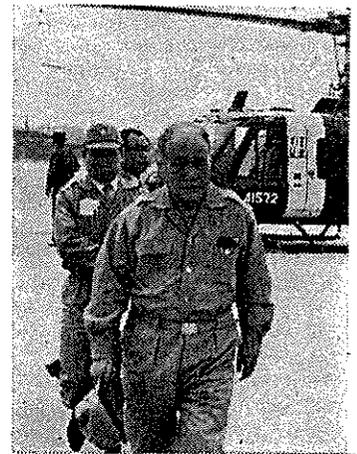
第一期工

【津市】津市では、被災地域の被災者に対する緊急救援活動が、一日も早く行われるよう、県が緊急救援本部を設置し、被災者の救済活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。



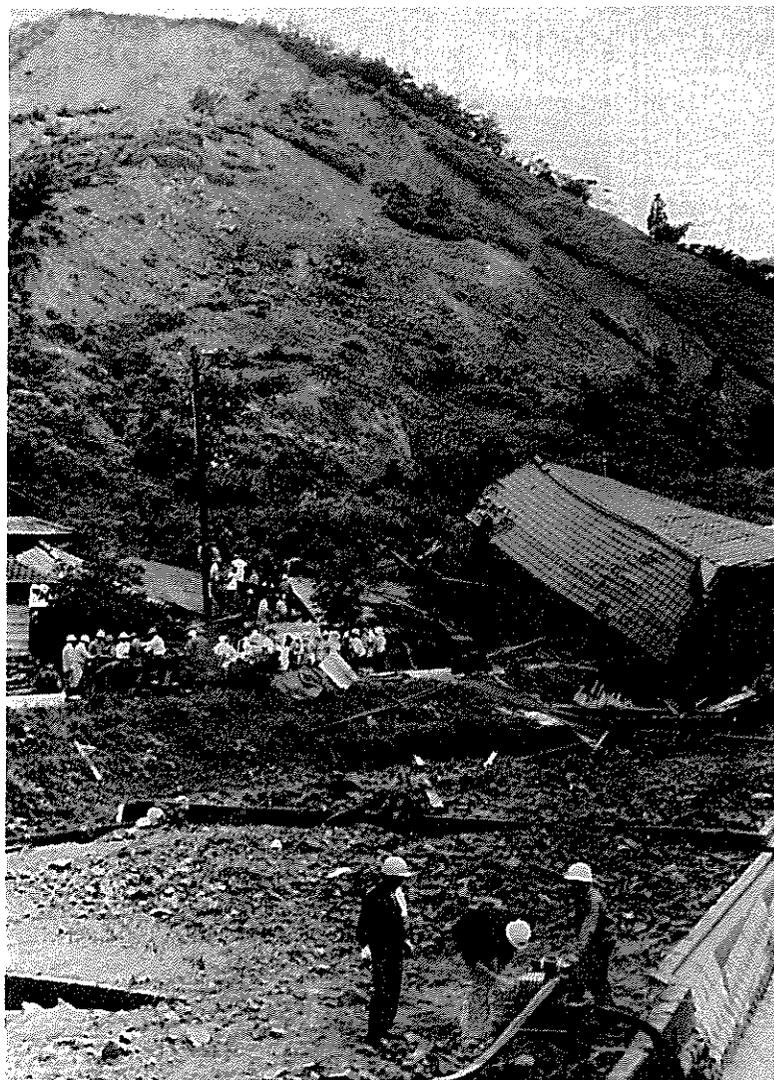
浸水物語る恐怖の標識

津市では、被災地域の被災者に対する緊急救援活動が、一日も早く行われるよう、県が緊急救援本部を設置し、被災者の救済活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。被災者の救済活動に当たるとして、被災地域の被災者に対する緊急救援活動に当たっている。



ヘリコプター乗下の被災地視察の途中、津山市勝部のスロツセンターに降りた末村建設大臣

高梁川流域の災害

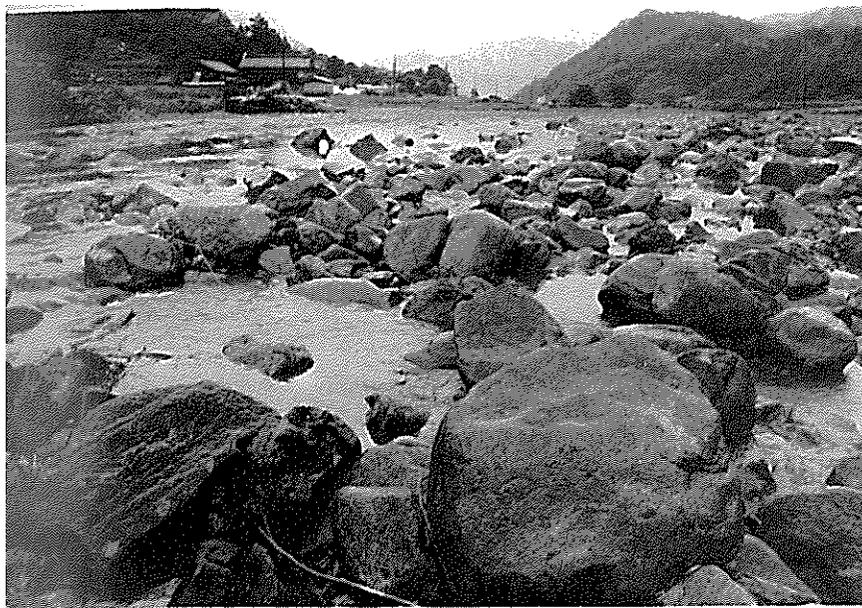


山腹崩壊による家屋の倒壊
| 新見市上市



山崩れによる水田埋没
| 哲西町右原

河原と化した水田



神郷町下神代

哲多町花木



決壊した昭和池
！ 新見市土橋



有漢町有漢中市地区の浸水



山崩れによる家屋倒壊



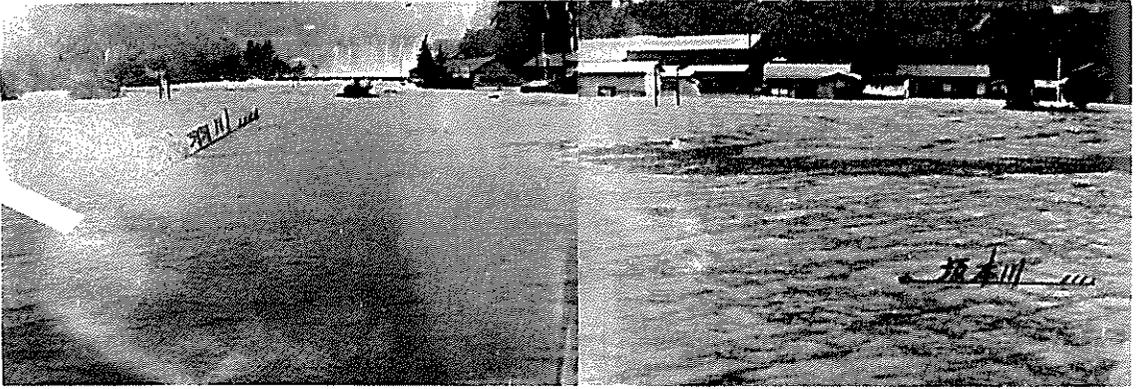
有漢町



山腹崩壊で倒れた校舎 — 高梁市伊賀町，順正短大

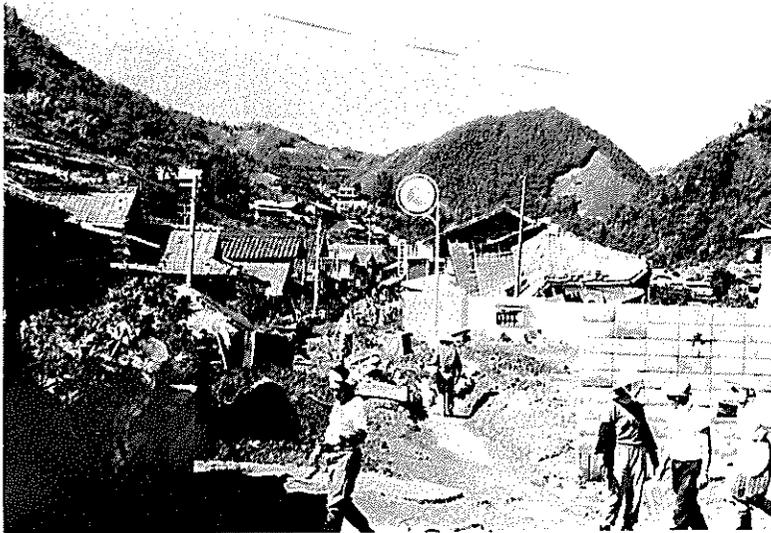
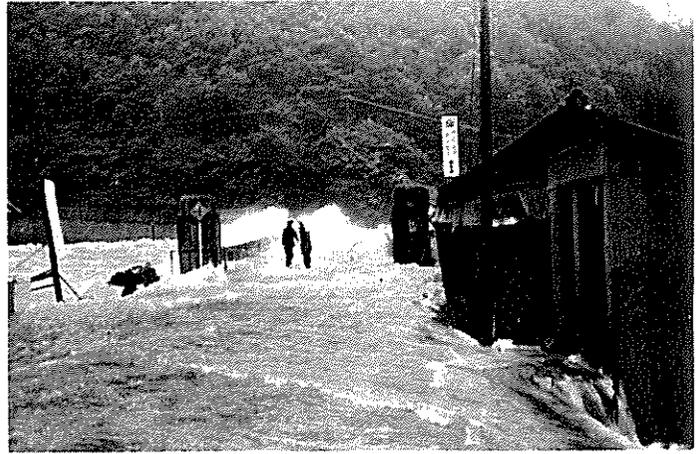


高梁市木野山

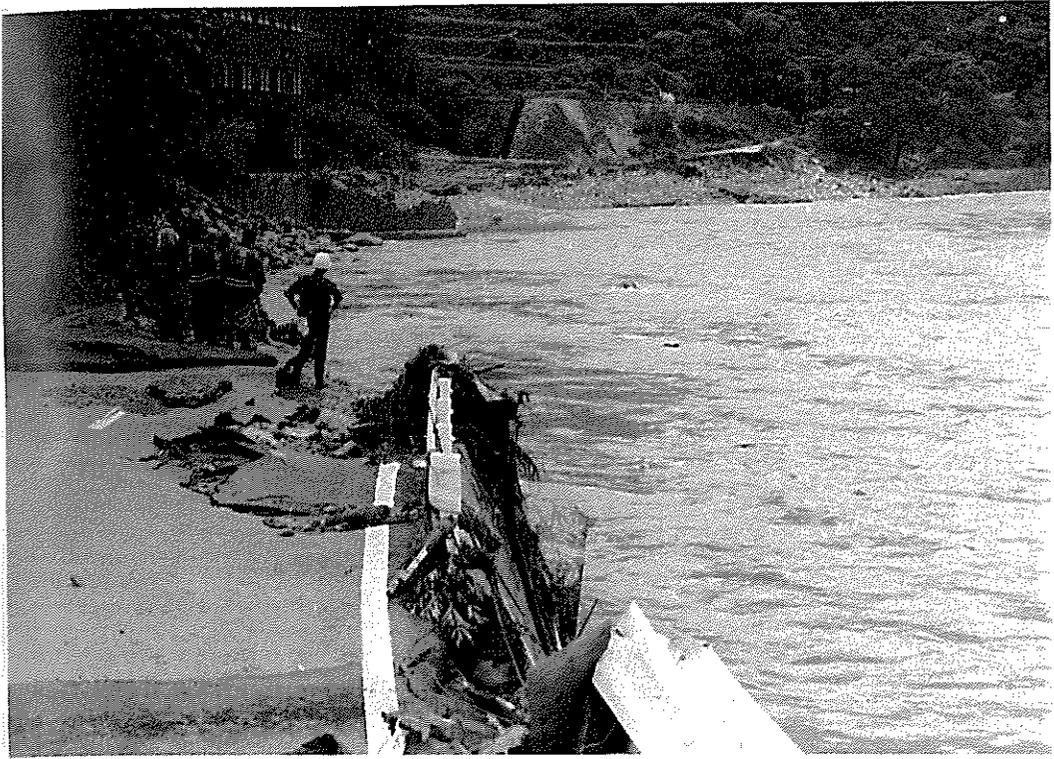


備中町田原地区成羽川・坂本川の合流点付近の浸水

成羽川の出水
↓
備中町、田原橋



被災した備中町田原地区



成羽川沿いの県道の流失 — 備中町井川



被災した備中町黒鳥地区



成羽川の出水 — 成羽町，総門橋



成羽町下原地内の浸水



被災した成羽町下原地内



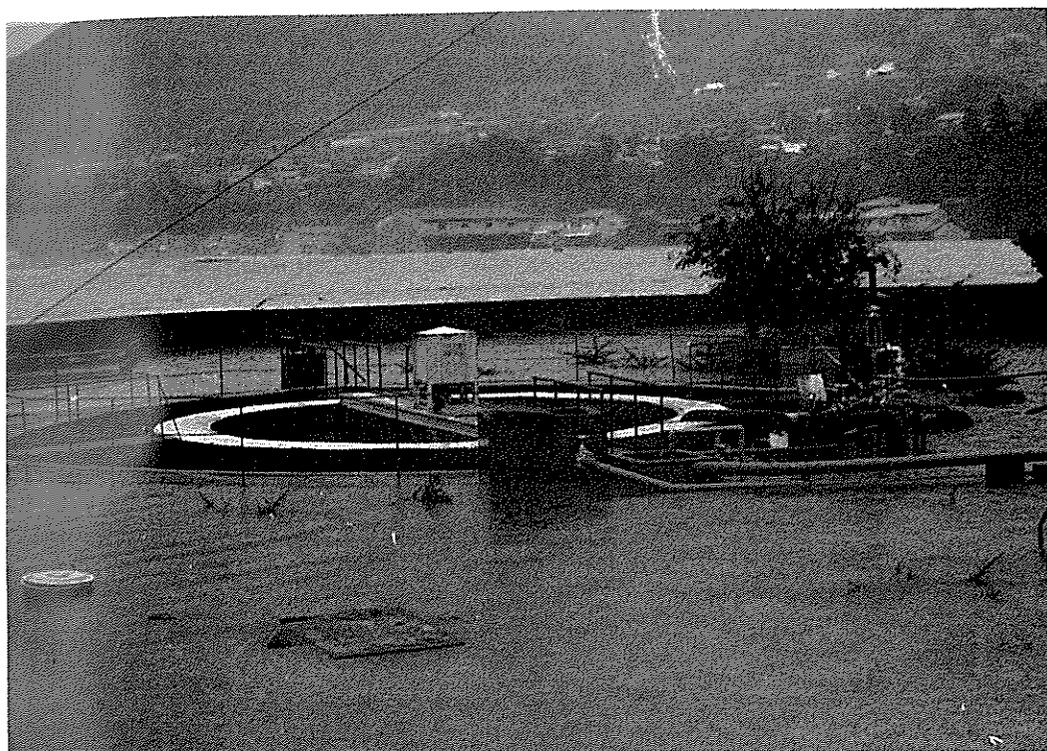
同上



高梁川・成羽町合流点のはん濇



高梁市落合町阿部の浸水



高梁市営し尿処理場の浸水 ー 松山地区

12日早暁には、これよりさらに2.17m水位が上った



国道180号線高梁市河内谷付近の浸水

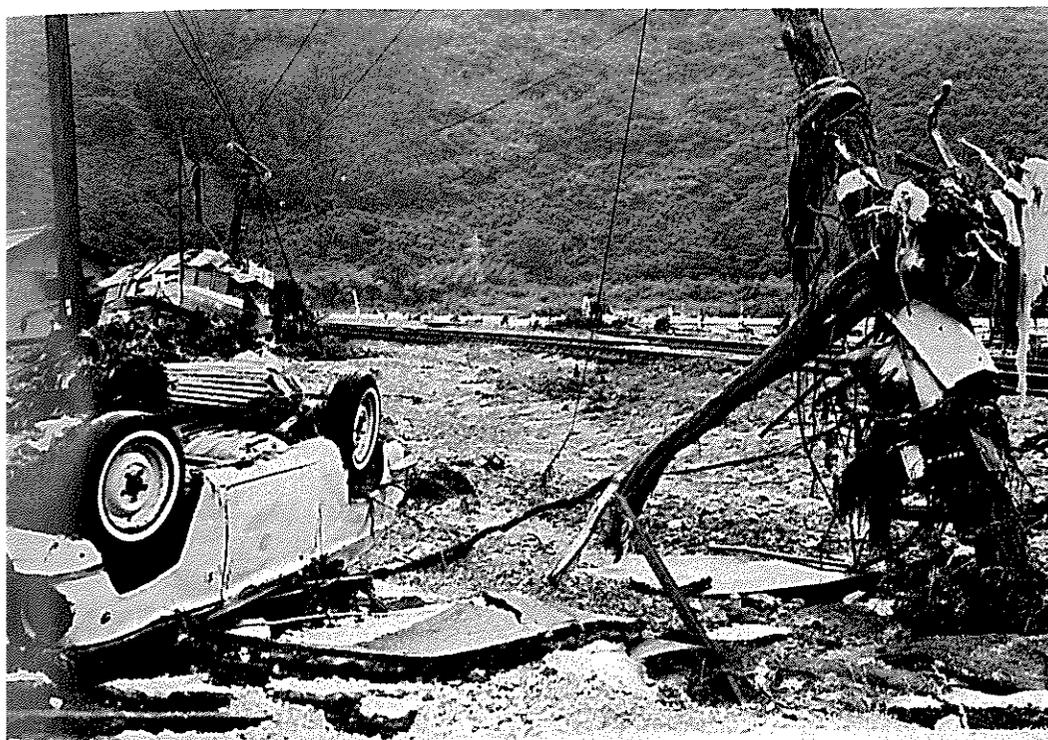
災害激甚地の
高梁市広瀬



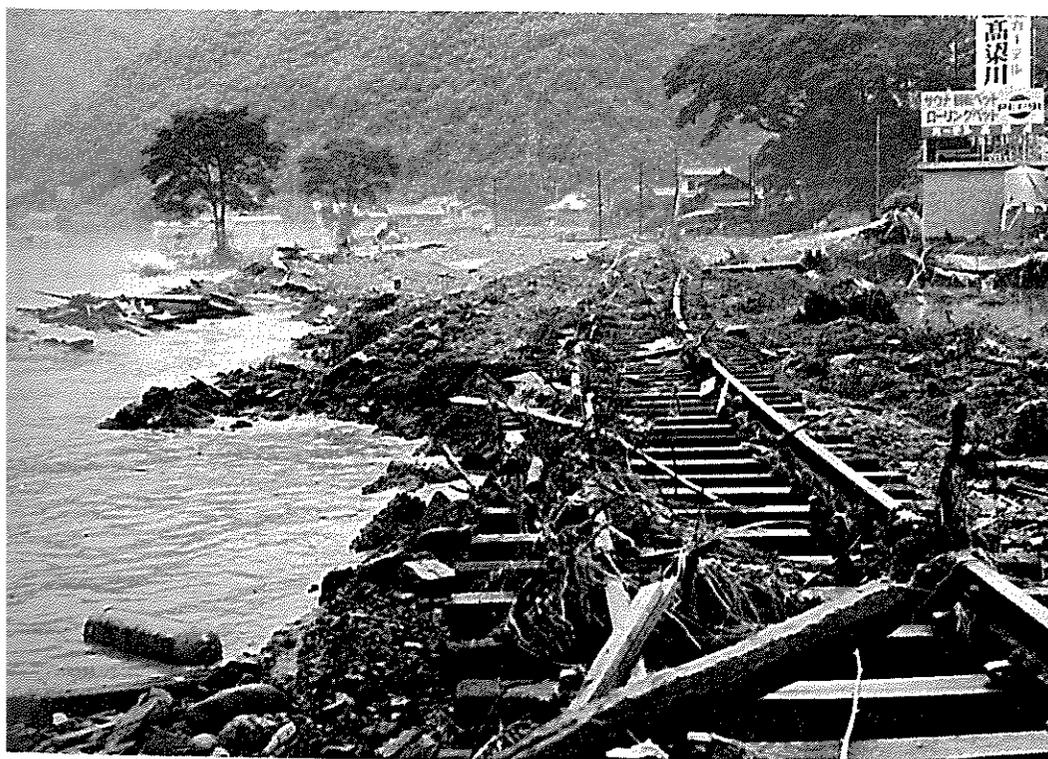
二階まで浸水した被災住家



災害後のゴミの山 — 高梁市，広瀬



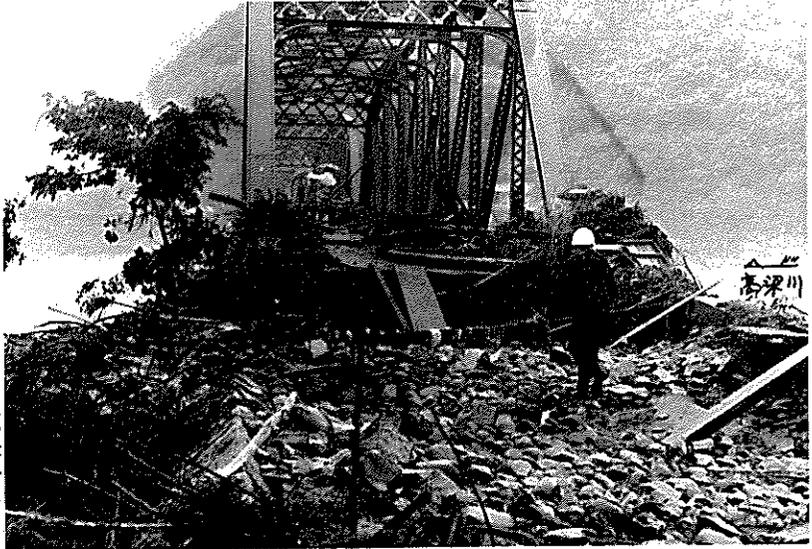
高梁市広瀬の道路，鉄道の被害



高梁市広瀬の道路，鉄道の被害（国道180号線は鉄道の左側にあつた）



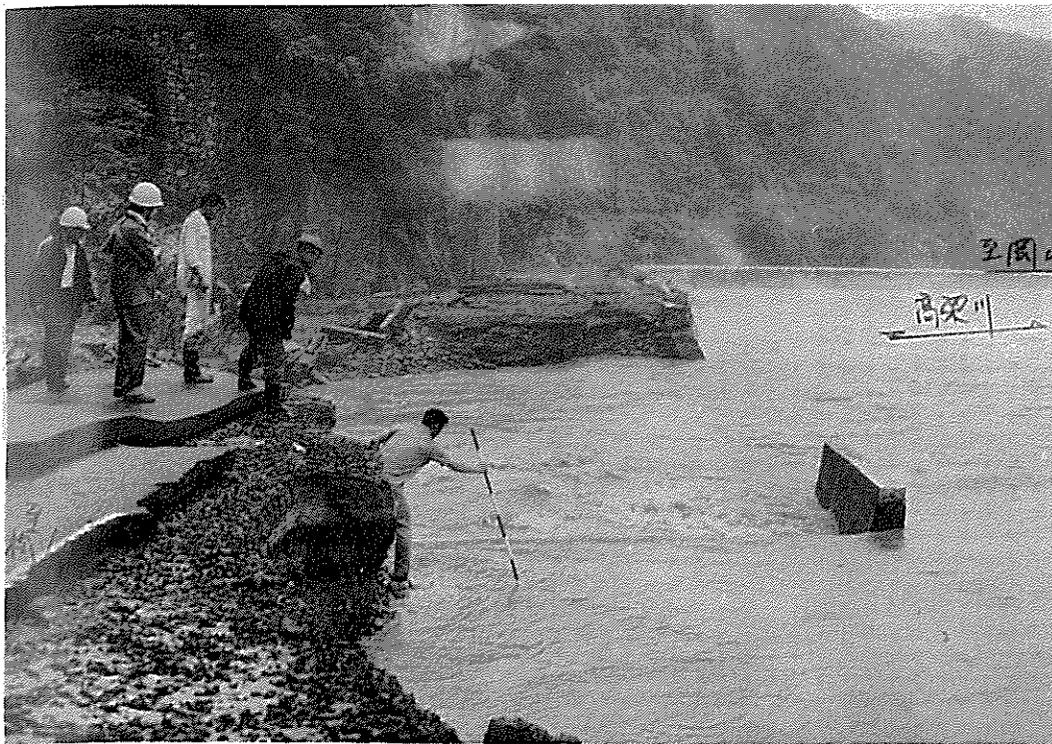
玉川橋にひっかかった
ゴミの山



取付け道部分が流失した
玉川橋



被災地区における給水活動
― 高梁市広瀬



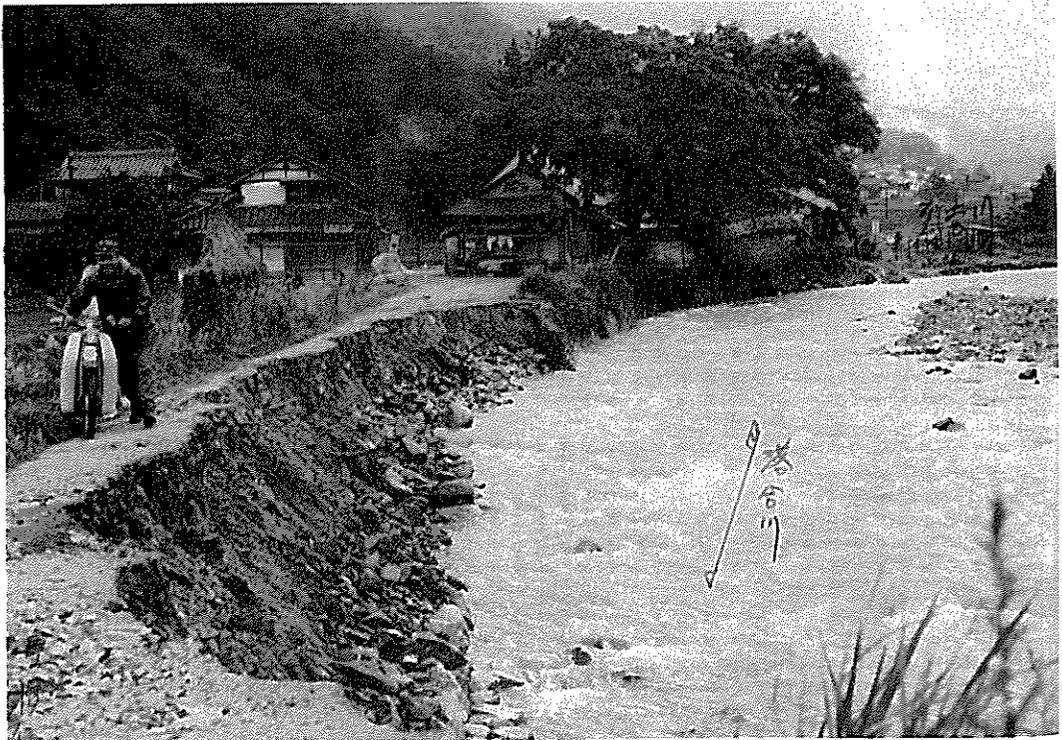
総社市作原の国道180号線の崩壊



被災地の防疫活動 — 高梁市川端町



高梁川合同堰下流部の崩壊 — 総社市堀井



総社市市場の県道吉川・横谷線の崩壊



がけ崩れによる道路被害
― 芳井町

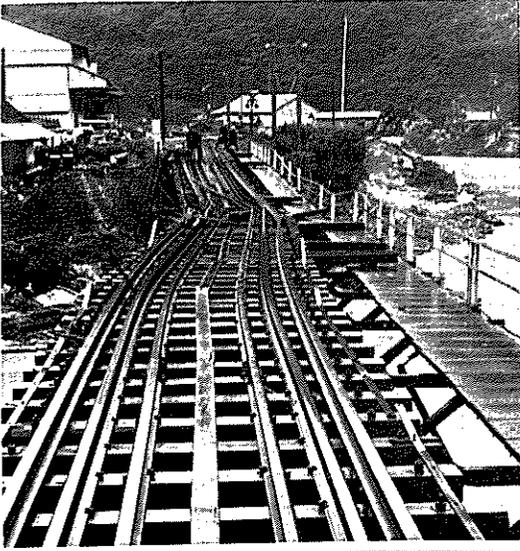


矢掛町の浸水



山腹崩壊で押しつぶされた住家（四人死亡）
― 美星町上高末

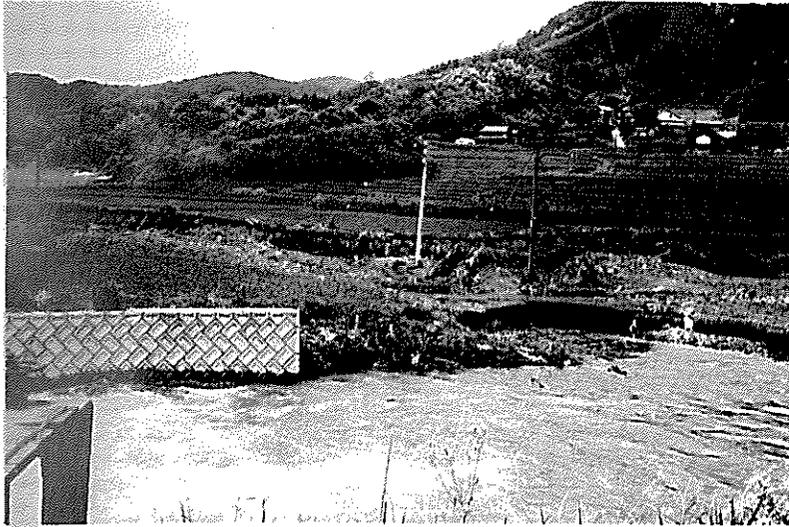
鉄道の被害



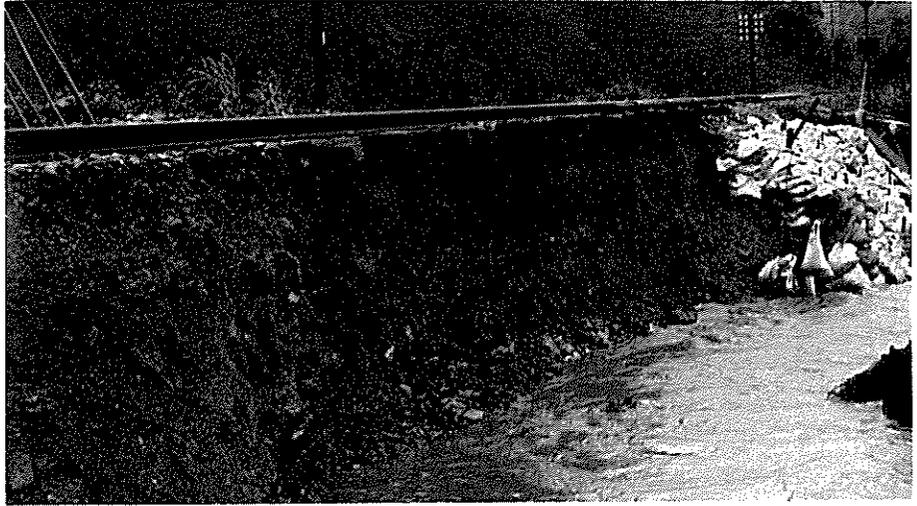
橋脚の傾斜てくの字に
曲つた伯備線高梁川
第七橋梁
(方谷―井倉間)



伯備線の山崩れによる被害
(方谷―井倉間)



芸備線市岡―矢神間の鉄道被害
 ー 道床が一五〇メートル
 にわたり流出



姫新線
 坪井―追分間の鉄道被害



伯備線備中広瀬駅
 付近の鉄道被害

旭川流域の災害

山崩れによる住家、県道の被害
| 勝田町柴原地内



林地、県道の被害
| 勝田町月田本





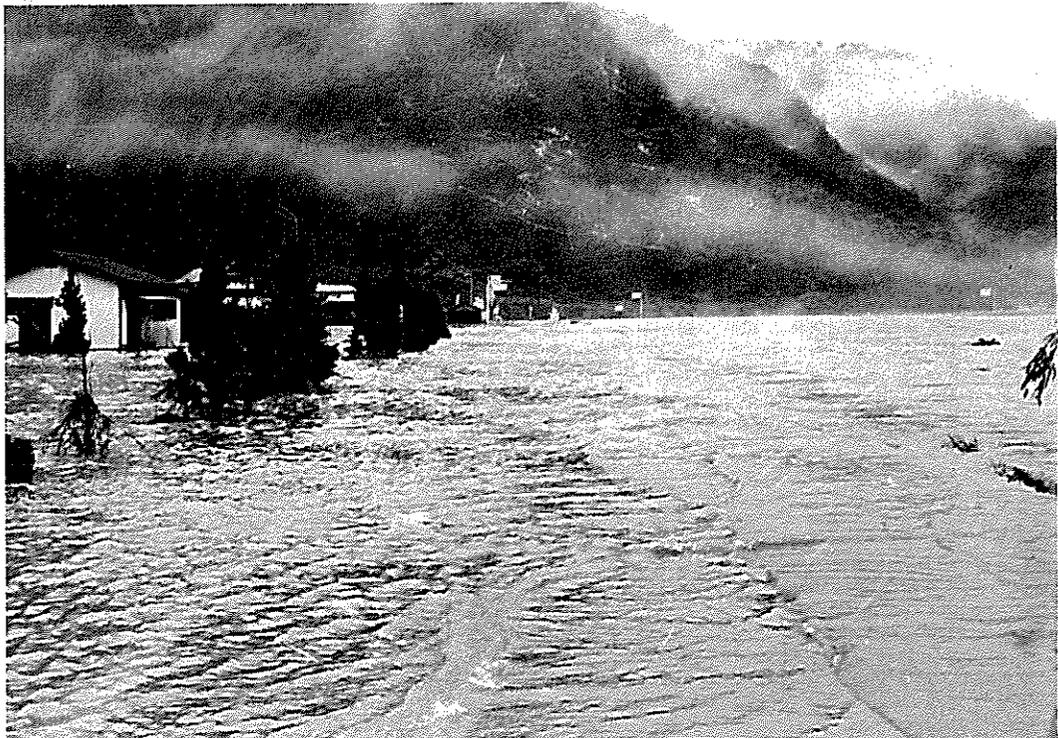
落合町下方地内の備中川支流日ノ上川のはん監による農地被害



落合町鹿田の農道・水田の被害



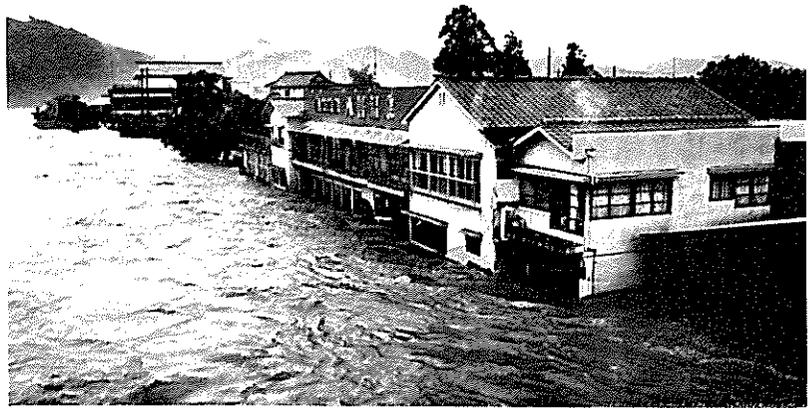
建部町鶴田の旭川・滝谷川合流点のはん濫による浸水



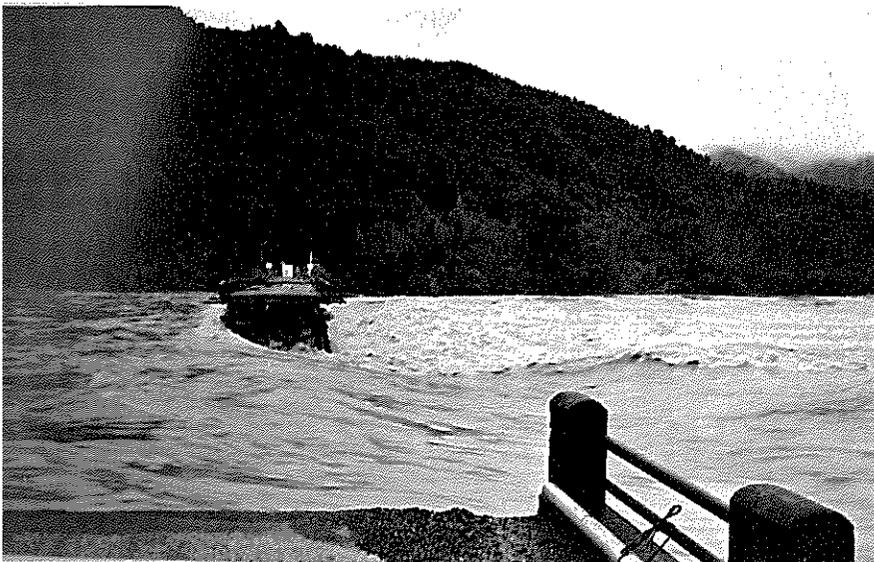
建部阿川口の国道53号線と県道久世・建部線との交差点付近の浸水 - 12日6時



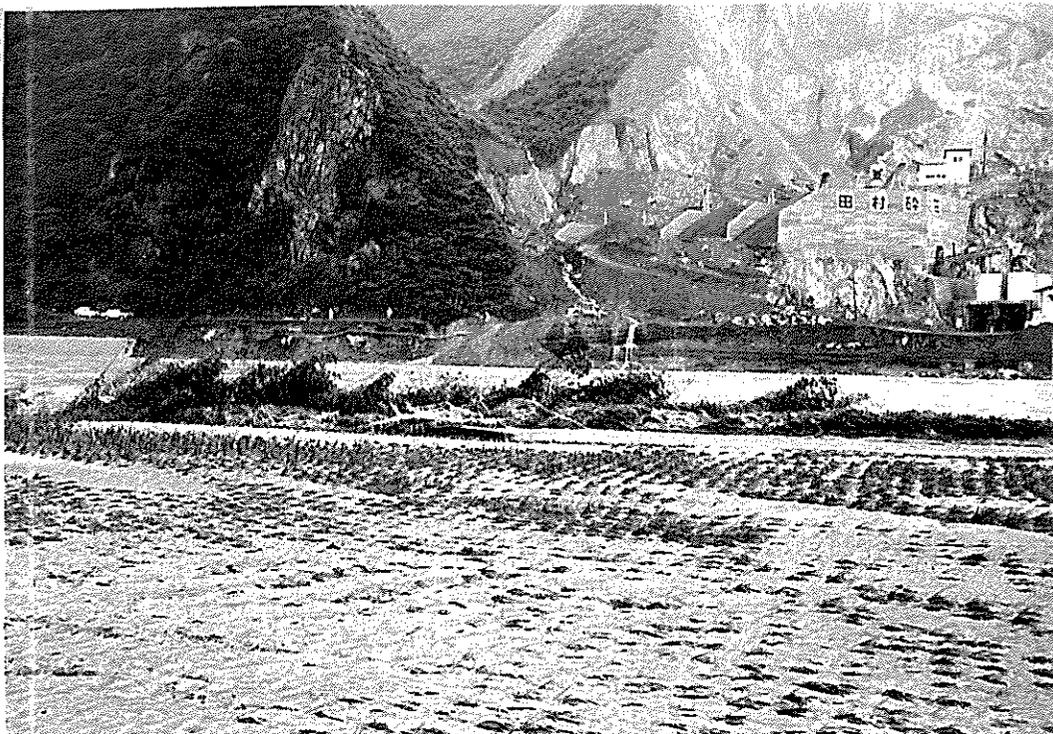
建部町福渡旭川のはん濫
！
12日7時津山線
鉄橋から写す



同 上 八幡温泉付近漫水



流失した中古橋
！ 建部町中田



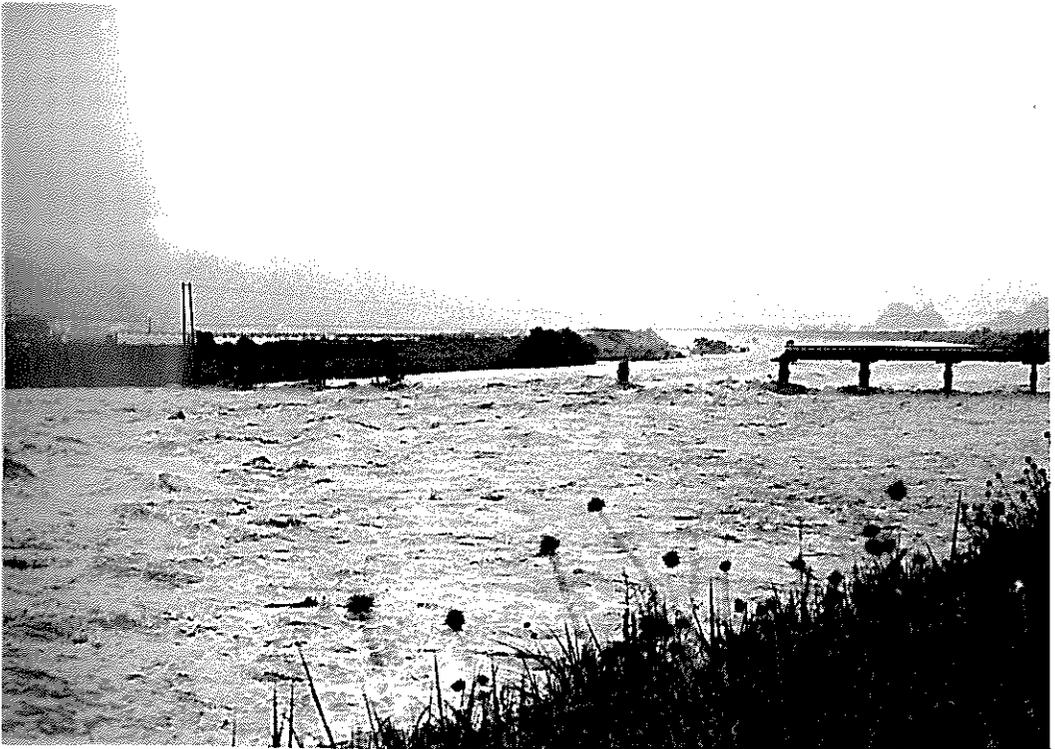
津津町草生の水田被害



御津町宇垣，三谷川のはん濫



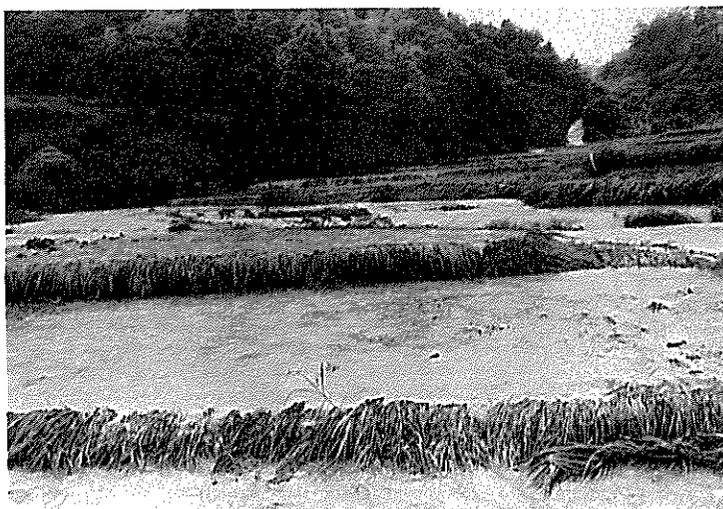
加茂川阿上田東の水田被害



流失した宇甘川の中泉橋 — 御津町中泉

吉井川流域の被害

尾添池決壊による下流水田の埋没
— 久米町宮部下



久米町宮部下の県道路側の崩壊



久米町役場前の浸水



大幹線林道美作北線の流出
↓
阿波村



津山市大篠の山腹崩壊

住家流失して死者1名



西栗倉村長尾の山崩れ



吉野川の堤防決壊による
農地の被害
| 作東町小の谷



美作町安蘇の道路決壊



がけ崩れて倒壊した住家 — 勝田町久賀



吉野川の堤防決壊による農地の被害 — 英田町青野



吉井川のはん濫で浸水した
柵原町藤原地区

7月12日8時



県道津山，備前線の崩壊 — 柵原町

：柵原町の浸水





吉井川石土の山腹崩壊



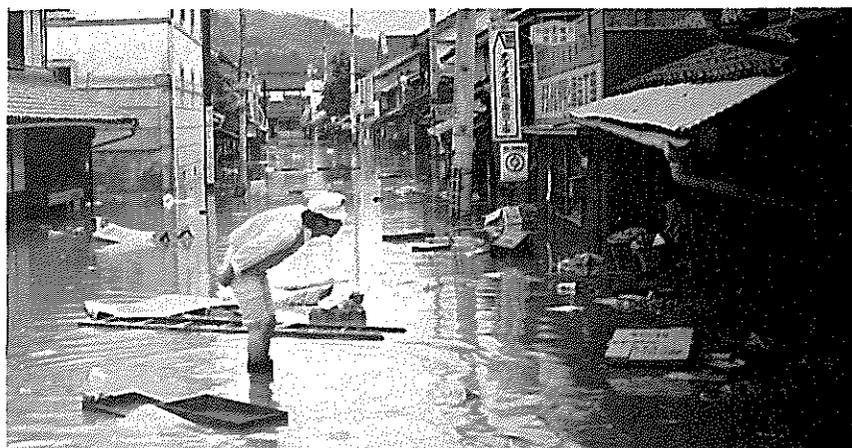
用水路護岸の崩壊 — 赤坂町八百田



佐伯町、佐伯橋付近の吉井川出水



佐伯中学校の浸水

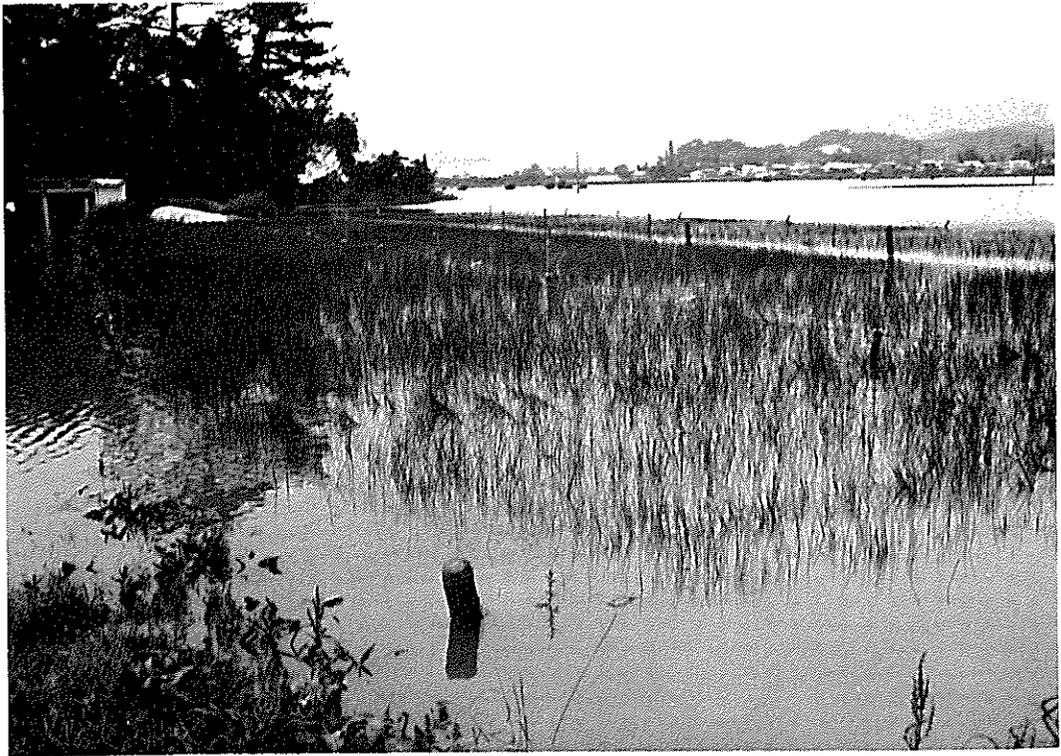


佐伯町市街地の浸水

県南部の被害



治山土堰堤の崩壊 — 玉野市永井



岡山市（高松）高塚の浸水



濁流に洗われたメロン温室 — 岡山市足守地区



流失した宮西橋 — 岡山市足守粟井

救援と災害復旧



応急援助物資の発送 — 岡山県庁



県警機動隊の放水車も給水に活躍
| 建部町

県警機動隊の救援活動

高梁市落合町に出動



阿部橋の流失で孤立した小瀬地区に
救援物資を輸送

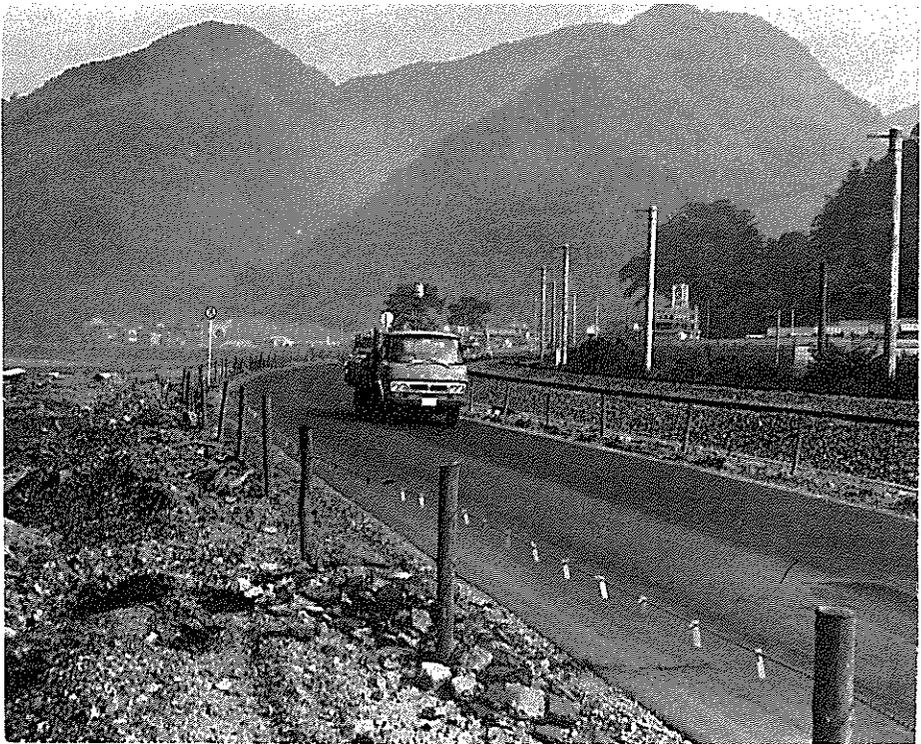
自衛隊の出動

成羽町の成羽川堤防決壊か所の
応急補修作業（7月14日・15日）

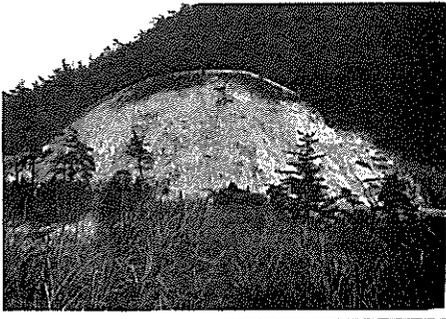




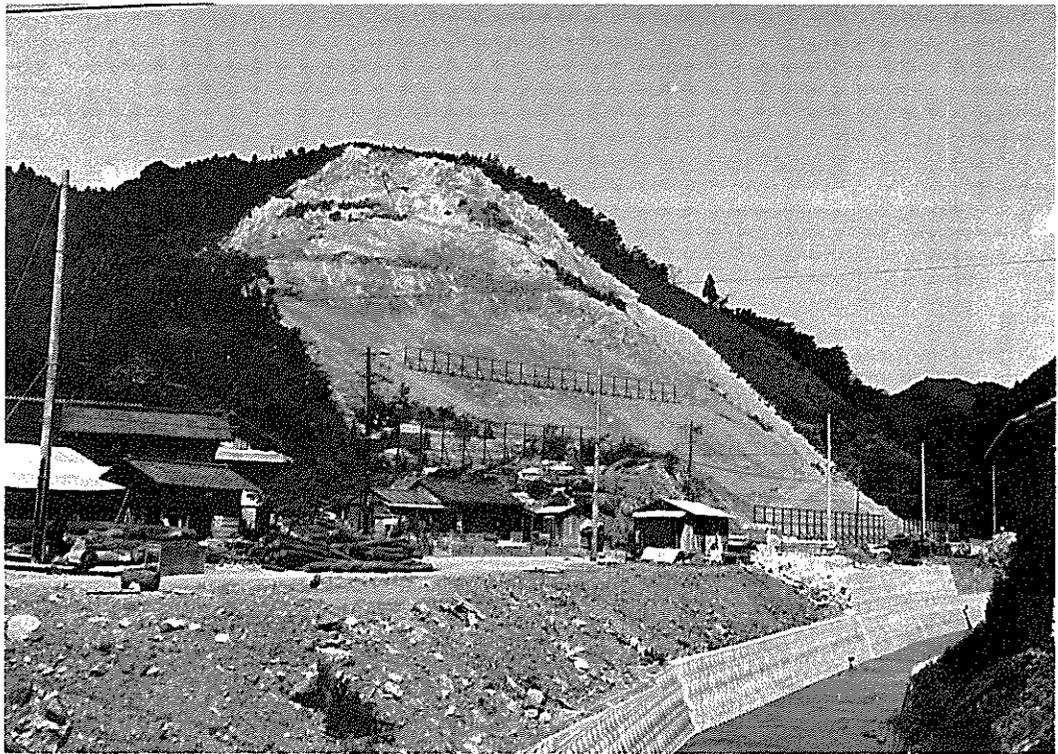
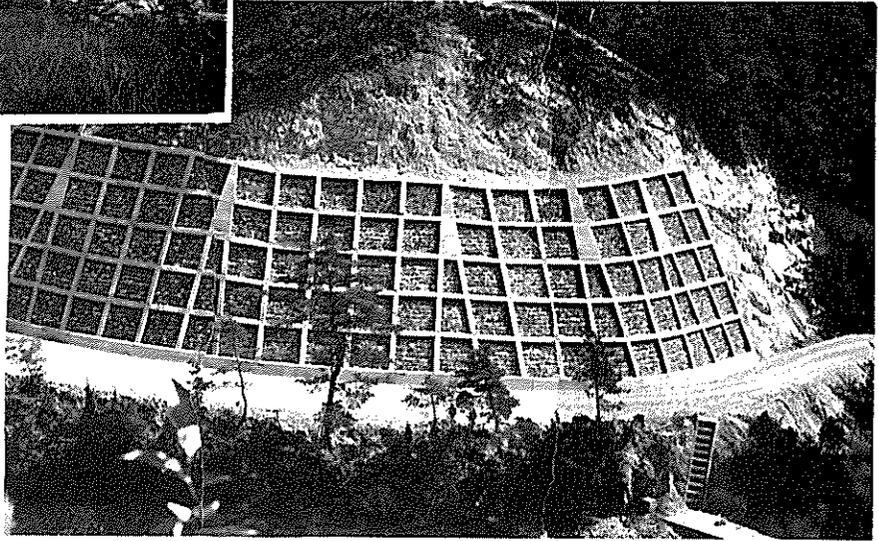
被災者に提供された応急仮設住宅 一 備中町黒鳥，7戸分



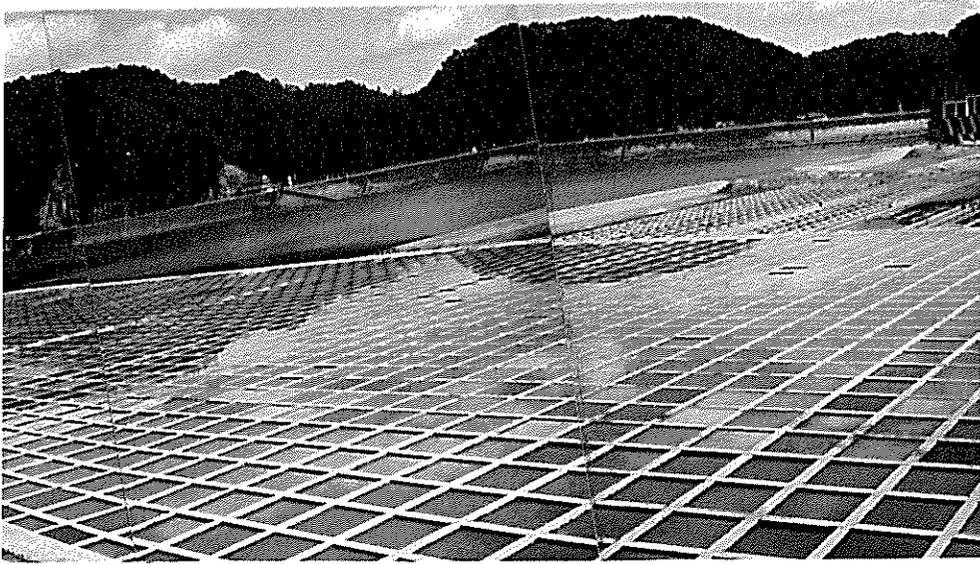
災害復旧工事が進んだ高梁市
広瀬の国道一八〇号線と鉄道



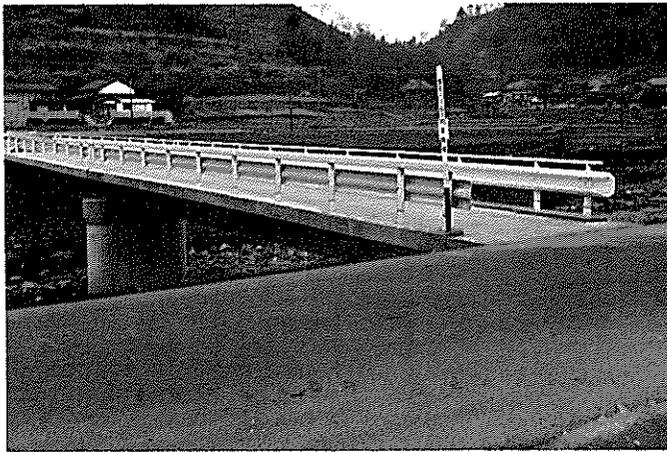
日生町寒河のがけ
崩れか所の復旧



災害復旧工事中新見市上市の山腹崩壊か所



復旧工事が完成した総社市作原の
国道一八〇号線



復旧した高梁市津川町の渡瀬橋



復旧工事が完成した高梁川合同井堰
総社市湛川

第 1 章 気象と出水の状況

1 気象概況

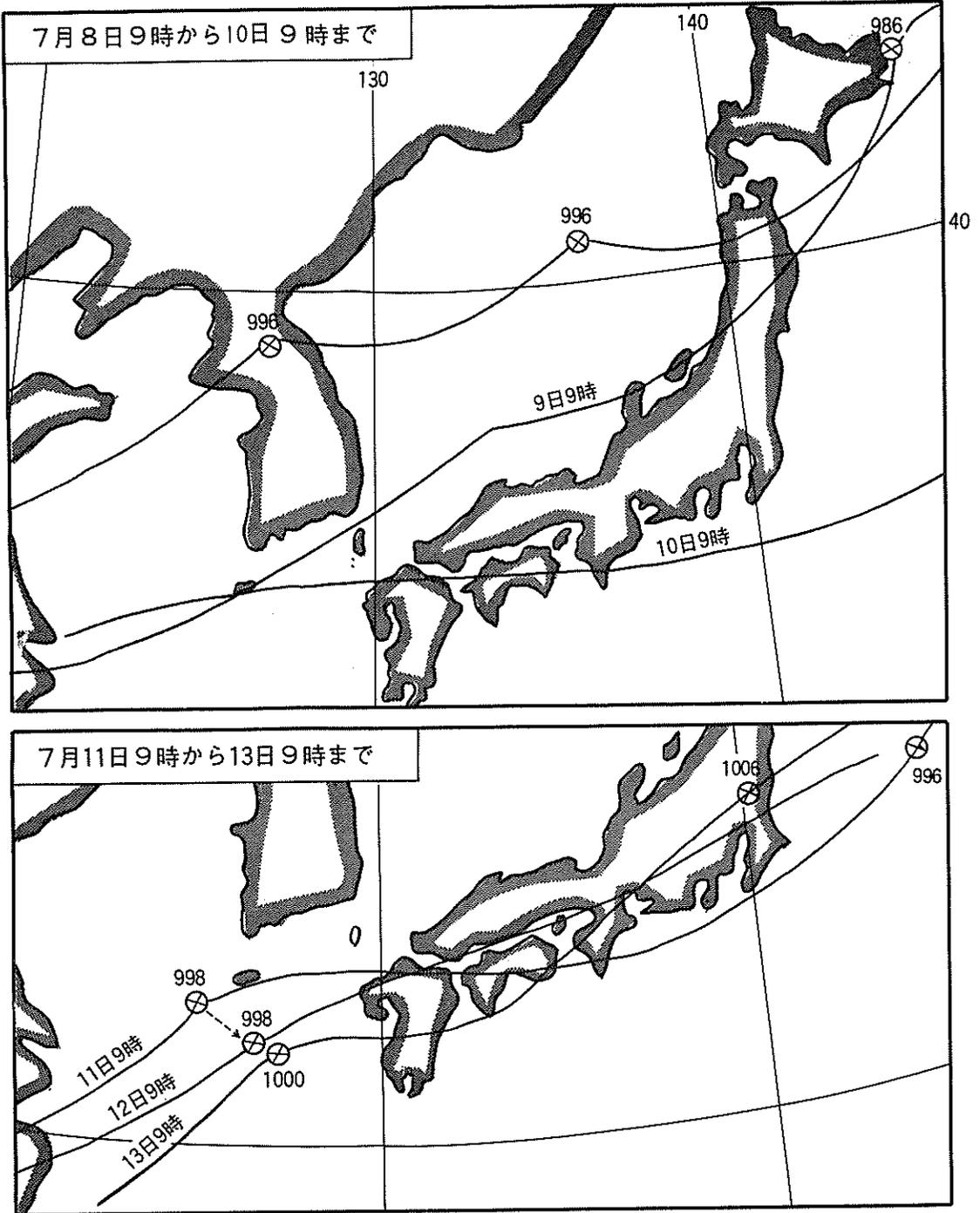
気象経過

(注 1～3 は岡山地方気象台資料による)

- (1) 昭和 47 年のつゆは、中国地方では 6 月 3 日に (平年より 6 日早い) 入ったが、梅雨前線が南岸に停滞するぐずつき型でなく、天気は周期的に変化した。6 月 7 日から 8 日にかけて台風 3 号くずれの発達した低気圧が山陰沖を北東進して、岡山県では 80 ～ 160 mm の大雨が降って、死者 1 名を含むかなりの被害が出た。

6 月 17 日ごろからようやくつゆ型の気圧配置が持続しはじめ、南岸に前線が停滞してつゆらしい天気が続いた。天気は一時快復したが、6 月 26 日から 27 日にかけてと、29 日に低気圧が山陰沖をとおる、岡山県では 26 日から 27 日にかけて 30 ～ 70 mm、29 日 30 ～ 50 mm の雨が降り、梅雨前線は山陰沖に停滞した。
- (2) 7 月 2 日、中国大陸の黄河下流に 1000 mb の低気圧が発生した。この低気圧は北東に進み 7 月 5 日には日本海西部に達し、その後中国東北区の低気圧に吸収され日本海西部に弱い低気圧としてとどまった。
- (3) この低気圧に向つて、東支那海方面の上空から非常に湿った気流 (湿舌) が流れこんだ。この湿舌により西日本では 7 月 3 日から 6 日にかけて、雷を伴った局地的な大雨が群発し、特に九州中部、四国南部では各地で大雨による大災害が発生した。岡山県でも 7 月 5 日から 6 日にかけて 30 ～ 80 mm の雨が降った。(昭和 47 年 7 月豪雨の前期の大雨)
- (4) この湿舌は北上して、西日本の大雨は止んだが、湿舌は日本海から東北地方北部を襲い、7 月 7 ～ 9 日には秋田、青森、岩手の各県に大雨をもたらした。
- (5) 7 月 7 日ごろバイカル湖付近にあつた上空の寒気は東南東に進み、8 日 21 時には沿海州に達した。これに伴つて地上天気図では沿海州から中国北部にかけ冷たい高気圧が現われ、これと太平洋高気圧との間に明瞭な前線が形成され、日本海中部から朝鮮半島を経て中国大陸に延びた。
- (6) この前線はゆつくり南下し (7 月豪雨後期の大雨始まる)、9 日夜には瀬戸内海に達し、10 日には紀伊半島中部から四国・九州地方北部の線まで南下した。その後、12 日朝まで

第1図 前線の移動図



近畿地方中部から四国・九州北部にはほぼ停滞して、日中はやや北上し、夜はやや南下することが続いた。12日午後から南下しはじめ、12日夜には四国南岸まで南下し、13日午後から前線は次第に弱まった。（7月豪雨後期の大雨終る）（第1図参照）

中国地方の気象状況

前線の南下にともなつて日本海側では9日朝から降りをはじめ、前線の通過した17時ごろ浜田では1時間雨量30.5mmのかなり強い雨が降つた。前線通過による強雨は9日夜半ごろまでにはほとんど終つた、10日9時までの24時間雨量は島根県、広島県、岡山県で多く、浜田117mm、広島117mm、福山88mm、岡山67mm、笠岡72mmを記録した。

10日朝には、さらに日本海側に寒気が入り前線は瀬戸内海沿いに停滞気味で活発になつた。このため島根県西部から再び強雨となり、浜田では7～10時の3時間に53.5mmを、岡山県千屋では8～9時の1時間に24.5mmを記録した。その後、雨の勢いは一時弱まつたが、10日夜に入つてから再び島根県西部から強くなり、岡山県上長田では17～20時の3時間に56mmを記録した。夜半前から中国山脈南斜面で強雨がはじまり、広島県北部、岡山県西部で多く、11日0～3時の3時間に広島県庄原では65mm、3～6時の3時間に岡山県陣山では71mmを、同佐屋では4～7時の3時間に74mmを記録した。島根県西部ではほとんどやむことなく強雨がつづき、島根県三隅では11日6時までの12時間に247.5mmを記録した。

11日9時までの24時間雨量は、島根県西部から中国山脈の南斜面の庄原、津山、福知山を結ぶ線上に多く、広島県から岡山県西部では200mmを越えた。もつとも多かつたのは島根県西部の一部で300mm以上に達した。また出雲地方の一部でも200mmを越えたが、中国地方の瀬戸内海沿岸地方では50mm程度であつた。

11日の日中は強雨域は日本海側に移り、島根県では9～18時の9時間に江津145mm、浜田143mm、大田152.5mm、出雲174mmに達した、中国山脈の南斜面は小雨となつた。11日夜に入ると強雨域は再び中国山脈南斜面に移り、広島県西部の立岩では19～22時の3時間に106.5mmを記録し、岡山県久世では17～20時の3時間に68mm、同古町では11日22時～12日1時の3時間に61mm、加茂では11日23時～12日2時の3時間に62mmを記録した。12日9時までの24時間雨量は島根県から広島県西部でもつとも多く250mmを越え、広島県北部や岡山県北部でも200mmを越えた。

12日早朝には、中国山脈の南斜面の地方はほとんど雨はやんだが、日本海側では時間雨量5～10mmの雨が降り続いた。9時前から島根県西部から時間雨量20～27mm程度の強雨をはじめ、この強雨群は東進傾向を示して15時には兵庫県東部に達した。岡山県中部・北部でも9時から18時まで30～70mmの雨が降った。夕刻ごろから雨の勢はおとろえた。この頃から日本海側に再び寒気が入り、前線は西の方から南下しはじめた。このため中国地方の雨はほとんどやんだ。

13日、前線は再び瀬戸内海付近まで北上して停滞したため、岡山県北部では20～30mmの雨が降った。

岡山県内の降雨状況

日本海中部まで北上していた梅雨前線は、9日夕刻から10日の朝にかけて中国地方を通過し、四国中部まで南下した。

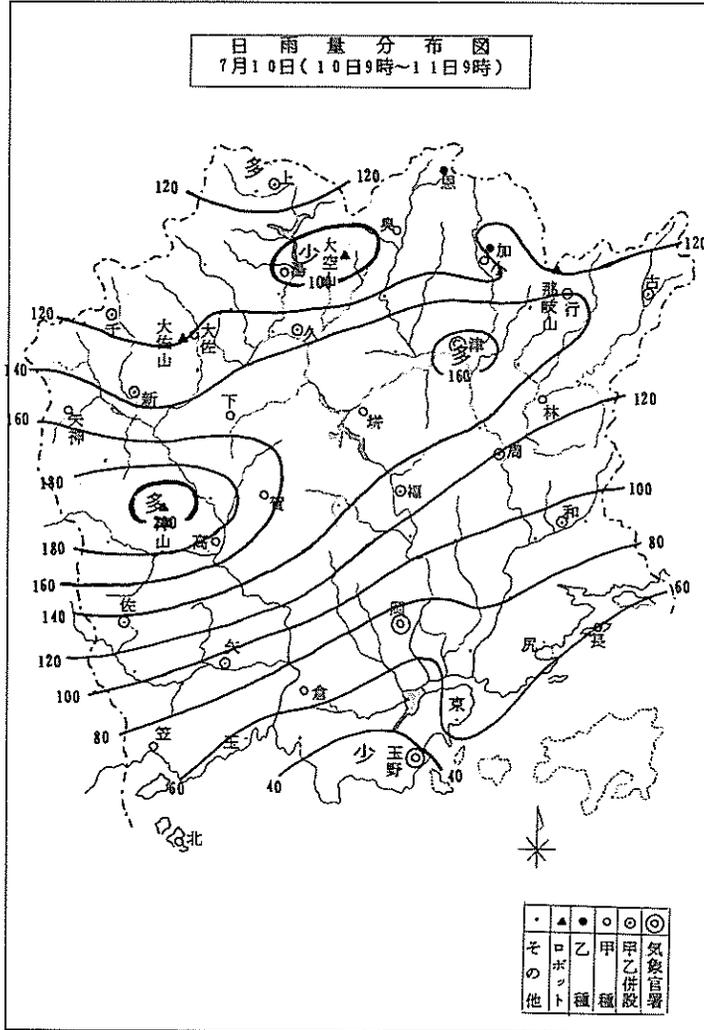
前線の南下に伴い、9日の夕刻から県下全般に雨が降りだし、夜にはいつて一時強まったが夜半すぎにはやんだ。雨は10日早朝から再び降りはじめ、10日9時までの24時間雨量は県の北部や西部で30～40mm、中部や南部では40～70mmに達した。（第2図参照）

雨は日中はこやみとなり小康状態となった。しかし、10日夕刻には再び前線が瀬戸内まで北上し、活動が活発となった。このため10日の夕刻から11日の朝にかけ、西部と中部で1時間20～25mmの強雨が降り、90～130mmの大雨となった。11日9時までの24時間雨量は岡山で72mm、津山で160mm、陣山で202mmを記録した。（第3図参照）

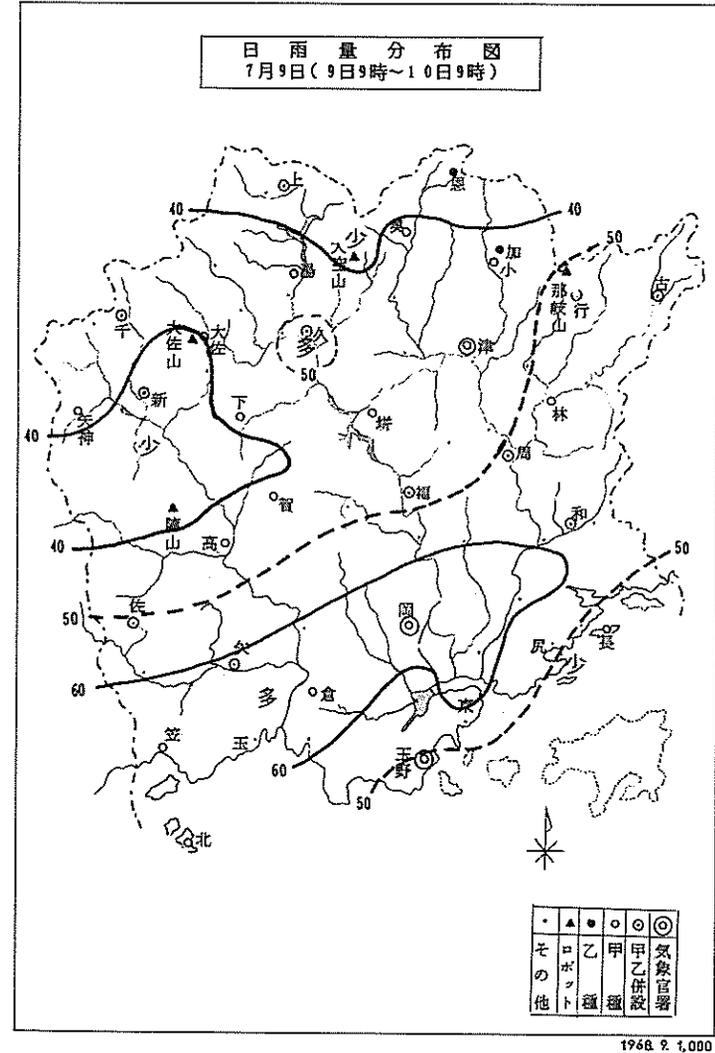
11日の日中は前線活動が弱まったので、南部では雨のやんだ所が多く、北部でもこやみとなった。しかし前線は九州西方海上に近づいてきた低気圧に刺激されて、11日の夕刻から12日の早朝にかけて再び活発となり、北部では前夜に続いて1時間25～30mmの強雨が降り、150mm前後の大雨となった。12日9時までの24時間雨量は、北部の小中原で237mm、中部の下砦部で239mm、津山で178mmと多かつたが、中部以南では少なく、岡山18mm、玉野1mmであつた。（第4図参照）

12日の日中も前線が瀬戸内に停滞して県下全般に雨が降り、午後北部では1時間15mm前後の強い雨が降つたが、夜にはいつて前線は四国南岸まで南下して弱まったため、雨は小降りとなり、13日の朝にはやんだ。（第5図参照）

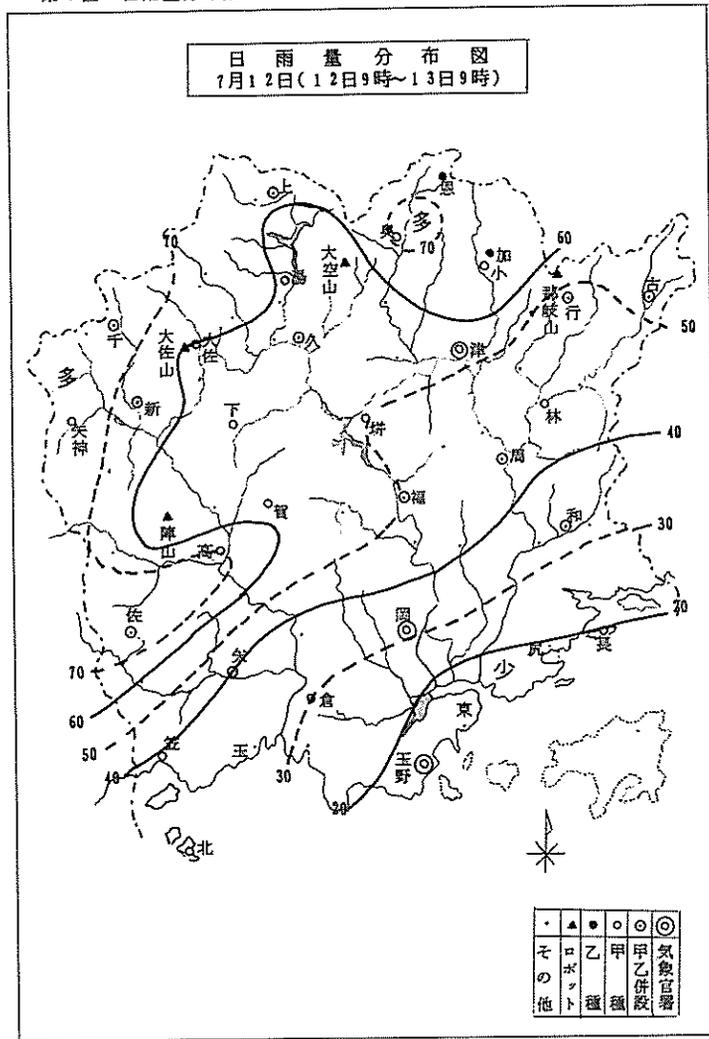
第3図 日雨量分布図



第2図 日雨量分布図

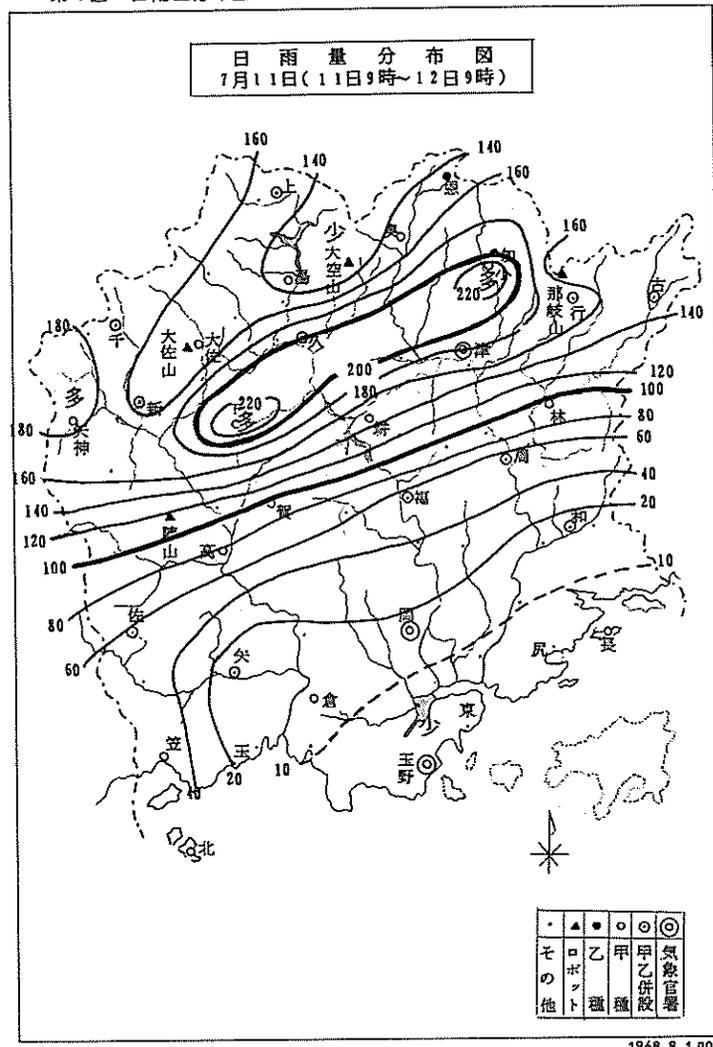


第5図 日雨量分布図



1968. 9. 1,000

第4図 日雨量分布図



1968. 9. 1,000

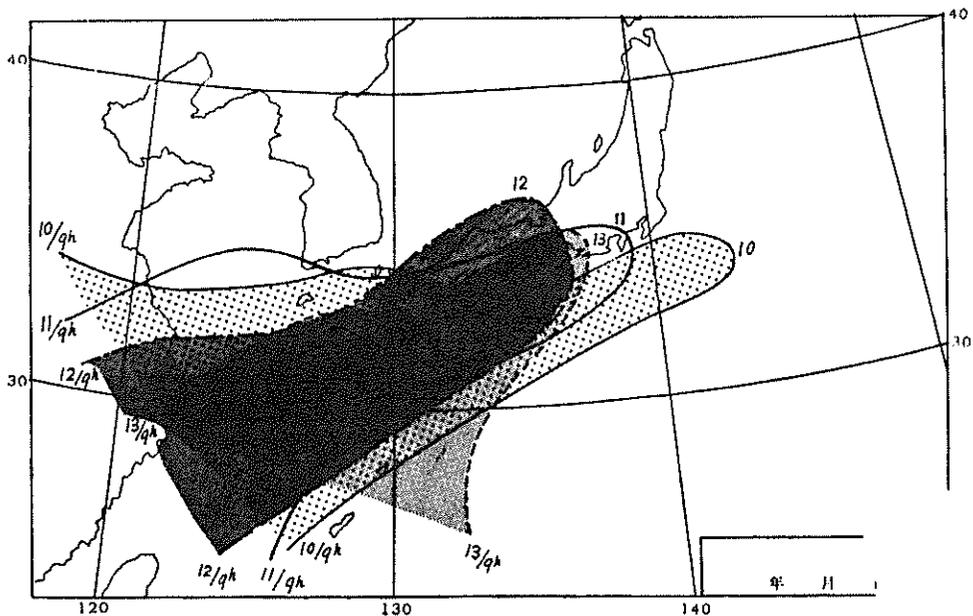
その後、前線は再び瀬戸内まで北上し停滞したため、13日の夕刻、北部で断続的に雨が降ったが、夜半前にはやんだ。14日も引き続き瀬戸内に前線が停滞し活動がやゝ活発となったため、北部では日中50mm前後の雨が降ったが夕方にはやんだ。

9日9時から14日9時までの5日間の総雨量は下皆部の506mmを最高に三大河川の上流域に多く沿岸部で少なかった。

今回の大雨の特性

ア 今回の大雨は、北方から寒気の南下と南海上からの湿潤な暖気（湿舌）の流入により梅雨前線の活動が活発となり、西日本に長時間停滞し、前線の振動巾が小さかつたために降雨が続き、大雨となった。

イ 今回の大雨は梅雨末期の典型的な大雨であつたが、直接的には華北方面から東南東進してきた気圧の谷が日本海西部から東支那海を結ぶ線に停滞し、この谷の前面で南西の湿潤な気流が西日本に流入して大雨が持続したものである。このころ南方海上に台風が相ついで4個発生したことも、南からの湿潤な気流を持続させる一因であつたと思われる。



第6図 湿舌（850mb面の露点温度 16°C 以上）の流入図（7月10、11、12、13日）

ウ 大雨の引金作用となる小低気圧は、はつきり解折されない。各地に3～4回の降雨が観測されたのは、前線の南北振動によるものと見られる。西日本では10日から12日にかけて梅雨前線は日中は北上し夜は南下する傾向を示したので、日本海側の強雨は主として日中に中国山脈の南側では主として夜強雨となつた。したがって強雨群の西からの移動はほとんど見られず、中国山脈の南側では広島県西部から兵庫県に至るまでの強雨の山は時間的にほとんど一致している。

エ 岡山県での大雨は、10日夜から11日朝にかけての集中豪雨と、11日夜から12日朝にかけての集中豪雨が主体となつた。

オ 梅雨前線が中国地方に停滞し、数日間にわたる雨で地盤がゆるんでいるところへ、2回にわたる集中豪雨が降つたため、がけくずれによる死者や、山くずれ、道路損壊などの被害が発生した。

カ 9日～14日の総雨量は、県下全般に150～500mmに達し、雨量分布は沿岸部が少なく、三大河川の上・中流域に多かつた。このため、支川の中小河川のはんらんによる田畑の冠水や、多数の浸水家屋が出た。

2 氣象資料

第1表 氣象官署觀測表

官署 要素 日時	岡山地方气象台					津山測候所				
	氣 压 (海面) 0.1 mb	風 向 16方位	風 速 0.1m/s	降水量 0.5 mm	天氣	氣 压 (海面) 0.1 mb	風 向 16方位	風 速 0.1m/s	降水量 0.5 mm	天 氣
	9. 9	1005.4	SW	0.7	—	☉	1005.3	SSE	1.5	0.0
12	1005.2	WSW	3.2	—		1004.5	SW	3.0	0.0	
15	1004.2	SW	3.7	0.0	●	1003.3	S	3.5	0.0	●
18	1003.2	W	3.2	0.0		1003.9	W	1.8	5.5	
21	1005.5	NNW	2.5	1.4	●	1006.0	NW	2.2	1.2	●
24	1006.4	—	0.0	2.3		1006.3	SW	0.5	1.25	
10. 3	1005.8	E	2.3	1.05		1006.2	NE	2.2	2.5	
6	1005.9	ENE	1.2	1.35		1006.1	E	3.0	1.5	
9	1005.4	ENE	1.8	6.0	●	1006.2	NE	1.7	7.0	●
12	1005.1	ENE	2.8	0.5		1005.2	W	1.2	5.0	
15	1004.1	N	1.7	0.0	●	1004.4	WNW	1.3	4.0	●
18	1004.2	NNW	1.3	1.5		1004.3	W	1.5	16.5	
21	1005.1	—	0.2	1.05	☉	1005.4	NNW	1.2	17.5	●
24	1005.3	NNW	1.8	3.5		1005.5	NNW	1.2	39.0	
11. 3	1004.4	NE	0.5	5.0		1005.2	NNW	1.8	20.0	
6	1004.5	ENE	2.0	2.6		1005.4	WSW	1.0	39.0	
9	1005.6	ENE	1.7	2.45	●	1005.9	E	1.7	18.5	●
12	1004.5	E	2.8	0.0		1004.5	SE	1.3	18.5	
15	1002.9	ENE	1.7	0.0	☉	1003.2	NNE	1.2	4.5	●
18	1002.3	NW	1.3	0.0		1002.7	ENE	1.3	9.5	
21	1004.0	—	0.0	1.2	●	1004.5	NW	1.7	32.5	●
24	1004.4	NE	1.0	5.0		1004.9	SE	2.0	72.5	
12. 3	1003.8	—	0.0	0.0		1004.0	ENE	1.7	38.0	
6	1003.7	W	0.3	0.0		1004.1	NE	0.7	1.0	
9	1004.3	E	1.3	0.5	☉	1004.7	N	0.3	1.0	☉
12	1004.1	NE	2.2	1.0		1004.1	E	1.3	2.0	
15	1003.8	W	2.5	1.6	●	1004.2	WSW	2.8	39.5	●
18	1004.5	WSW	2.2	8.0		1003.7	WNW	2.2	6.5	
21	1005.5	NNW	1.0	0.5	☉	1006.1	NW	1.2	1.0	●
24	1005.8	NNE	0.5	1.0		1006.3	SE	0.3	0.5	
13. 3	1005.9	NNE	1.3	2.5		1006.2	W	1.2	1.5	
6	1005.9	SSE	0.3	1.5		1006.4	NE	0.7	2.5	
9	1005.9	E	1.2	0.5	●	1007.0	ENE	1.0	0.0	●

第2表 気象官署降雨極値表

要素 官署名	総降水量			日降水量の最大		1時間降水量の最大		10分間降水量の最大	
	量(mm)	降り始め 日時分	降り終り 日時分	量(mm)	日時分まで	量(mm)	日時分まで	量(mm)	日時分まで
岡山地方気象台	18.95	9日 09.00	14日 09.00	7.25	11日 24.00	1.75	11日 05.30	7.5	11日 05.30
津山測候所	45.60	"09.00	"09.00	21.45	"24.00	3.40	11日 22.40	1.30	12日 01.40
玉野気象通報所	10.80	"09.00	"09.00	4.90	10日 09.00	1.50	9日 23.20	8.5	11日 06.40
岡山空港出張所	12.95	"09.00	"09.00	4.95	"24.00	1.20	10日 20.10	6.5	10日 19.40

第3表 日雨量表

1mm単位

日 観測所	9						計	日 観測所	9						計
	9	10	11	12	13	計			9	10	11	12	13	計	
岡山	67	72	18	31	3	191	新見	36	134	152	67	24	413		
和気	57	92	17	33	3	202	矢神	43	153	182	74	26	478		
長島	43	60	3	20	2	128	千屋	45	105	164	79	30	423		
栗野崎	59	73	1	18	4	155	大佐	45	123	145	60	28	401		
玉野	49	36	1	19	4	109	久世	50	133	203	54	17	457		
玉島	65	56	12	33	1	167	湯原	48	100	134	59	29	370		
笠岡	72	71	55	39	5	242	上長田	37	132	151	62	30	402		
矢掛	58	94	16	39	3	210	奥津	43	111	152	71	31	408		
倉敷	62	64	15	30	2	173	小中原	41	104	237	65	15	462		
佐屋	51	137	57	72	2	319	行方	55	142	175	42	11	425		
高梁	47	178	79	70	2	376	古町	55	135	146	53	22	411		
賀陽	54	162	82	57	7	362	加茂	41	122	195	65	18	441		
福渡	48	132	50	50	4	284	恩原	30	105	144	66	32	377		
周匝	52	120	50	42	7	271	那岐山	52	107	142	58	22	381		
林野		150	97	47	7	301	大佐山	37	116	143	60	21	377		
津山	41	160	178	53	25	457	大空山	33	88	123	55	15	314		
井和	48	150	144	50	11	403	陣山	38	202	117	54	7	418		
下野部	43	153	239	56	15	506	大平山	40	149	114	58	6	367		

第4表 毎時雨量表 (mm)

観測所 日時	千 屋	新 見	佐 屋	矢 掛	上 長 田	久 世	福 渡	岡 山	玉 野	懸 原	加 茂	行 方	古 町	津 山	周 匝	和 気	那 岐 山	大 佐 山	大 空 山	障 山	大 平 山
9日10時	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
// 11 //	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
// 12 //	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
// 13 //	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
// 14 //	—	—	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	1	—
// 15 //	—	—	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	0.5	0.0	—	—	—	1	—	—	—	—
// 16 //	—	—	—	—	2.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
// 17 //	1.5	2.0	—	—	3.0	0.5	—	0.0	0.0	5.0	—	—	—	0.0	—	—	—	2	5	—	—
// 18 //	—	4.0	—	—	1.0	1.0	—	0.0	0.0	2.0	2.0	0.5	6.0	5.5	—	—	3	5	2	—	—
// 19 //	—	4.5	0.5	—	6.0	5.0	5.0	0.0	—	8.0	2.0	1.25	1.20	4.0	0.5	1.0	9	7	6	16	8
// 20 //	—	3.0	5.5	—	2.0	4.0	1.40	0.5	0.0	4.5	8.0	1.10	9.5	6.5	1.80	3.5	14	4	3	5	13
// 21 //	—	3.5	1.25	1.00	0.5	5.0	4.0	1.35	0.5	0.5	6.0	7.0	4.5	2.0	5.0	1.45	7	4	2	1	1
// 22 //	—	2.0	1.35	8.5	—	1.0	5.0	5.5	3.0	—	1.0	5.5	4.5	5.0	4.0	2.0	3	2	1	3	2
// 23 //	—	3.5	2.0	4.0	—	1.0	3.0	9.5	1.30	—	—	0.5	1.5	1.5	3.5	5.5	—	—	—	2	3
// 24 //	—	4.0	2.0	1.25	—	1.0	2.0	8.0	5.0	—	1.0	1.0	2.5	5.5	4.0	3.5	1	1	—	4	6
10日 1 //	—	—	0.5	5.5	0.5	0.5	1.0	1.00	2.5	—	—	1.5	1.0	2.0	2.0	7.5	—	—	—	1	2
// 2 //	—	—	—	—	—	—	—	0.5	4.0	—	0.5	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
// 3 //	—	—	0.5	1.5	—	—	—	—	5.0	0.5	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—
// 4 //	—	—	3.0	5.0	1.5	—	1.0	2.5	1.0	—	—	—	—	0.0	1.0	4.0	—	—	—	—	—

観測所 日時	千	新	佐	矢	上	久	福	岡	玉	恩	加	行	古	津	周	和	那	大	大	陣	大
	屋	見	屋	掛	長 田	世	渡	山	野	原	茂	方	町	山	匝	気	岐 山	佐 山	空 山	山	山
10日 5時	0.5	0.5	1.5	4.0	0.5	—	2.0	9.0	6.5	—	—	—	—	0.0	1.5	3.5	—	—	1	1	—
// 6 //	—	0.5	0.5	2.0	1.5	5.5	1.0	2.0	2.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.5	4.5	3.5	2	4	1	1	2
// 7 //	—	4.5	7.5	3.0	5.5	4.0	4.0	1.0	1.0	2.5	1.0.0	3.5	2.5	2.0	1.0	1.0	5	3	8	1	1
// 8 //	—	3.5	0.5	1.0	8.0	9.5	3.5	4.5	2.5	3.0	3.0	4.0	2.5	3.0	5.0	4.5	1	4	2	2	2
// 9 //	2.4.5	0.5	0.5	0.5	3.5	2.0	0.5	0.5	2.5	3.5	6.5	6.5	3.0	1.5	0.5	0.5	6	1	2	—	—
// 10 //	2.0	2.5	—	—	3.5	1.5	1.0	0.5	0.5	1.5	1.5	2.0	3.0	2.5	1.0	—	2	2	1	1	1
// 11 //	1.5	1.5	—	0.5	2.5	0.5	0.5	0.0	0.0	2.0	4.0	4.0	2.0	1.5	—	0.5	3	1	2	1	—
// 12 //	1.0	1.0	—	—	1.5	2.5	—	0.0	—	1.0	2.5	0.5	0.5	1.0	—	—	1	1	1	—	1
// 13 //	1.5	1.5	0.5	—	3.0	1.0	—	—	—	1.0	5.0	0.5	—	0.5	—	0.5	1	1	2	1	—
// 14 //	6.5	2.0	—	—	1.0.5	1.5	0.5	—	—	2.5	1.0	0.5	0.5	0.5	1.0	—	1	2	3	—	—
// 15 //	2.0	3.0	1.0	0.5	1.2.0	2.5	1.5	0.0	—	7.0	6.0	1.5	4.0	2.5	—	—	5	5	5	2	1
// 16 //	4.0	5.5	1.5	1.5	2.5	7.5	3.5	1.0	—	2.5	5.5	4.0	1.5	3.5	1.5	3.0	1	2	4	7	3
// 17 //	1.5	0.5	—	—	2.5	0.5	0.5	0.0	—	6.0	2.0	4.5	5.5	1.1.5	4.0	—	4	1	—	1	1
// 18 //	3.0	3.0	1.0	2.0	2.6.5	2.5	—	0.5	0.0	3.0	1.0	5.0	3.0	1.0	0.5	—	1	3	1	1	2
// 19 //	6.5	1.0	1.0	2.5	2.5.5	2.5	0.5	3.5	5.5	1.9.5	2.0	1.5	1.5	2.0	0.5	0.5	2	2	6	1	—
// 20 //	5.0	3.0	8.0	4.5	4.0	8.5	4.0	5.5	1.5	1.5.5	1.0.0	1.5	1.5	3.5	1.0	2.0	6	3	8	3	4
// 21 //	8.5	9.0	1.0	2.0	2.5	6.5	1.5	1.5	0.0	1.5	3.5	7.0	1.4.5	1.2.0	9.5	1.5	3	9	2	1	2
// 22 //	3.5	7.0	1.5	1.0	3.0	1.0.0	1.0	2.0	0.0	2.5	4.5	6.5	2.5	1.0	1.0	0.5	3	1.1	7	1.2	7
// 23 //	3.5	1.2.0	1.0	2.0	3.0	1.1.0	1.5	1.0	2.5	3.0	6.5	5.0	1.3.0	1.5.5	2.0	2.0	1.0	5	2	2	3
// 24 //	3.0	3.0	1.0	—	2.5	9.0	2.5	0.5	0.0	2.5	8.0	2.5.5	1.9.5	2.0.5	1.5	0.5	1.2	4	2	2	2

1 1 日	1 時	3.5	9.0	6.0	1.0	4.0	1.00	8.0	0.5	1.0	4.0	2.5	9.0	2.5	2.0	1.5	0.5	1	6	2	19	12
"	2 "	6.0	8.0	4.5	2.0	3.5	7.0	1.30	2.5	1.0	8.0	5.0	7.0	7.5	9.0	1.45	1.15	5	7	4	16	10
"	3 "	7.0	1.20	1.05	4.0	3.0	9.0	1.6.0	2.0	0.5	1.5	5.5	4.5	4.5	6.0	7.0	2.5	5	8	2	21	23
"	4 "	5.5	1.4.0	6.5	2.5	3.0	1.3.5	6.5	4.5	0.5	3.0	1.0.5	8.0	9.0	1.7.0	9.5	9.0	9	12	9	31	14
"	5 "	6.0	1.0.0	2.6.0	1.5.5	2.5	6.5	3.1.0	9.0	1.0.0	2.5	8.5	1.2.5	1.2.5	1.3.5	1.9.5	1.7.0	8	6	4	2.6	2.4
"	6 "	8.5	1.1.0	2.5.5	1.1.5	2.5	1.0.0	7.5	1.2.5	3.5	4.0	6.5	8.0	1.0.5	1.1.0	1.5.0	1.1.5	6	7	6	1.4	1.0
"	7 "	6.5	7.5	2.2.5	1.8.5	4.0	1.1.5	1.0.0	1.1.5	9.5	4.5	7.5	6.5	6.0	7.5	7.0	1.1.0	7	11	8	1.3	1.6
"	8 "	3.5	3.5	1.5.5	2.0.0	4.5	8.0	6.0	1.1.5	1.0	4.5	8.0	8.0	5.0	8.0	8.0	9.0	8	4	5	8	5
"	9 "	2.5	3.5	3.5	1.0	2.5	3.5	1.1.0	1.5	0.0	2.5	5.5	6.5	2.5	3.5	1.1.0	5.5	3	3	2	1.9	8
"	1 0 "	2.5	4.0	1.5	—	2.5	4.5	4.5	0.0	—	3.5	3.5	3.5	3.0	6.0	7.5	0.5	4	4	4	1.1	1.8
"	1 1 "	1.0	2.5	—	—	1.0	2.0	—	0.0	—	2.0	4.0	5.0	5.0	7.5	2.0	1.5	4	2	2	5	4
"	1 2 "	2.5	1.0	0.5	—	1.5	6.5	0.5	—	—	1.0	4.0	5.5	5.0	5.0	—	—	5	1	1	2	1
"	1 3 "	4.0	3.5	2.5	1.0	4.5	3.5	2.0	0.0	—	1.5	1.5	0.5	1.0	2.5	1.5	—	1	4	2	2	4
"	1 4 "	3.5	5.5	—	—	5.5	2.0	—	—	—	2.5	2.5	0.4	2.5	0.5	—	—	2	2	2	2	1
"	1 5 "	2.5	1.0	—	—	1.3.5	1.5	—	—	—	5.0	3.0	1.0	—	1.5	—	—	2	6	4	1	1
"	1 6 "	8.0	0.5	—	—	1.6.0	0.5	—	—	—	3.5	—	0.5	0.5	0.5	—	—	—	1	1	—	1
"	1 7 "	1.0.5	4.0	—	—	1.5.0	2.5	—	—	—	1.1.5	3.0	1.5	—	1.5	—	—	2	4	5	5	—
"	1 8 "	2.4.0	2.7.5	—	—	2.3.0	3.0.0	1.0	0.0	—	1.1.0	3.5	2.0	0.5	7.5	—	0.5	3	29	15	3	5
"	1 9 "	6.0	1.7.0	2.0	0.5	1.0.0	2.8.0	2.5	0.0	0.0	2.5.5	3.0.0	2.3.5	6.5	2.0.0	1.0	—	2.3	8	1.1	1.0	3
"	2 0 "	1.1.0	4.0	8.0	1.5	1.0.0	1.0.0	6.0	3.0	—	4.0	1.8.0	1.0.0	1.7.5	4.5	9.0	2.5	8	7	4	1.1	1.7
"	2 1 "	7.5	7.0	3.0	2.0	6.0	1.5.0	2.0	9.0	0.0	1.2.5	7.0	6.5	1.0.0	8.0	1.5	6.0	4	5	9	8	4
"	2 2 "	1.4.0	1.6.5	3.5	2.0	6.0	2.0.0	4.0	2.0	0.0	4.5	1.7.5	6.0	7.5	2.6.0	3.5	1.5	1.1	1.4	1.0	5	5
"	2 3 "	8.5	6.0	1.5.0	2.5	3.0	1.1.5	7.5	0.5	—	6.0	9.5	3.1.0	2.4.0	2.8.0	5.5	1.0	2.0	1.0	5	1.8	1.4

観測所 日時	千	新	佐	矢	上	久	福	岡	玉	恩	加	行	古	津	周	和	那	大	大	陣	大
	屋	見	屋	掛	長	世	渡	山	野	原	茂	方	町	山	匝	気	岐	佐	空	山	平
1 1 日 2 4 時	11.5	7.5	10.5	4.0	5.5	1.95	7.5	2.5	—	4.0	11.5	11.0	2.55	1.85	7.5	1.5	11	5	8	10	8
1 2 日 1 //	15.5	2.90	5.5	1.0	7.5	2.25	3.5	0.0	—	7.0	2.50	1.70	1.15	1.00	5.0	1.0	12	2.3	9	12	7
// 2 //	3.0	7.0	1.5	—	4.0	2.85	4.0	—	—	1.50	2.55	1.85	1.20	2.05	—	—	1.5	7	1.3	9	1.8
// 3 //	1.0	4.0	—	—	2.0	9.5	—	—	—	4.5	1.60	9.5	1.45	7.5	4.5	—	8	4	3	1	—
// 4 //	4.0	—	—	—	2.5	1.0	—	—	—	1.15	8.0	4.0	—	0.5	—	—	5	1	1.3	—	—
// 5 //	3.0	—	—	—	5.0	—	—	—	0.0	1.5	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	1
// 6 //	0.5	1.0	0.5	—	3.5	1.0	0.5	0.0	0.0	—	0.5	0.5	0.5	0.5	—	—	—	1	1	1	—
// 7 //	1.0	5.0	0.5	—	1.5	—	—	0.0	0.5	1.0	0.5	0.5	—	0.5	—	0.5	1	1	—	—	1
// 8 //	1.5	1.0	0.5	0.5	1.0	0.5	—	0.5	0.0	0.5	—	0.5	0.5	0.0	0.5	—	—	1	—	1	1
// 9 //	1.5	—	—	—	3.5	0.5	—	0.0	0.0	0.5	2.5	8.5	0.5	0.5	0.5	—	1	3	1	—	—
// 1 0 //	2.5	1.5	1.0	—	1.5	—	—	0.0	—	1.0	—	—	—	0.0	—	—	1	1	—	1	—
// 1 1 //	1.25	3.5	1.0	0.5	3.0	2.0	—	0.0	0.0	2.0	1.5	0.5	0.5	0.5	—	—	—	4	3	2	1
// 1 2 //	2.05	5.0	3.0	2.5	2.30	4.0	4.0	1.0	0.0	5.5	1.0	1.5	2.5	1.0	1.5	0.5	1	1.2	8	3	4
// 1 3 //	1.30	1.65	3.0	5.0	1.20	1.90	6.5	3.0	0.0	1.70	1.50	5.0	5.0	8.5	5.0	2.5	8	1.6	1.9	1.0	6
// 1 4 //	1.25	2.05	1.35	2.5	1.00	1.50	9.5	3.0	0.5	1.75	2.10	4.0	9.5	1.70	5.0	2.0	6	1.1	1.2	1.8	2.3
// 1 5 //	4.0	7.0	1.75	1.35	4.5	7.0	1.60	1.00	0.0	1.20	1.30	1.45	1.70	1.40	1.75	1.25	2.5	5	5	6	9
// 1 6 //	4.0	5.0	1.20	3.0	2.5	3.0	2.5	5.0	8.0	4.5	4.0	7.0	1.05	4.5	3.0	6.0	1.0	3	1	3	3
// 1 7 //	1.0	2.0	6.0	3.0	2.0	1.5	1.5	2.0	2.5	2.0	2.0	1.5	1.0	1.5	1.5	1.5	2	2	2	1	2
// 1 8 //	1.5	2.5	5.5	3.0	1.0	2.0	1.5	1.0	0.0	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	1.5	1.0	1	2	1	5	3
// 1 9 //	0.5	—	1.0	—	0.5	0.5	—	0.5	1.0	1.5	1.0	0.5	—	0.5	0.5	0.5	—	1	1	—	1

" 2 0 "	-	0.5	0.5	0.5	-	-	0.5	0.0	0.0	-	-	-	-	0.0	-	0.5	1	-	-	-	-
" 2 1 "	-	-	0.5	1.5	0.5	1.0	-	0.0	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-	-	-	-	1	-
" 2 2 "	0.5	-	-	0.5	0.5	-	0.5	0.0	-	-	-	0.5	0.5	0.0	-	-	-	-	1	-	1
" 2 3 "	0.5	-	-	-	1.0	-	-	0.5	-	-	-	-	-	0.0	0.5	-	1	-	-	-	-
" 2 4 "	-	1.0	0.5	0.5	-	0.5	-	0.5	1.0	0.5	-	-	-	0.5	-	0.5	-	-	-	-	-
1 3 日 1 "	-	-	-	-	0.5	-	0.5	1.5	2.5	-	0.5	0.5	1.5	0.0	1.5	1.5	-	-	-	-	-
" 2 "	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	-	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	-	1	1	1	-
" 3 "	-	0.5	1.5	1.0	-	0.5	0.5	1.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-	-	-	-	1
" 4 "	-	0.5	1.0	-	0.5	1.5	0.5	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1	1	1	1	1
" 5 "	-	-	1.0	1.0	-	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	0.5	1.5	0.5	0.5	-	-	-	1	2
" 6 "	-	0.5	0.5	-	-	-	-	0.5	0.0	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	-	1	-	-	1	-
" 7 "	-	-	0.5	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	0.5	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
" 8 "	-	-	-	0.5	-	-	0.5	0.0	0.5	-	0.5	-	0.5	0.5	-	0.5	-	-	-	-	-
" 9 "	-	-	0.5	-	-	-	0.5	0.5	1.0	-	-	1.0	0.5	0.0	0.5	0.5	-	-	-	-	1
" 1 0 "	-	-	-	0.5	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	0.0	-	-	1	-	-	1	-
" 1 1 "	-	-	0.5	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
" 1 2 "	-	-	0.5	-	-	-	-	0.5	0.5	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-	-	-	-
" 1 3 "	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	-	0.0	0.5	0.5	1	-	-	-	1
" 1 4 "	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-	-	-	0.5	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
" 1 5 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
" 1 6 "	-	-	-	-	-	-	2.5	0.0	0.5	-	-	-	0.5	0.0	-	-	-	-	-	-	-
" 1 7 "	-	-	-	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-	-	-	-
" 1 8 "	-	1.0	-	2.0	1.5	0.5	-	0.0	-	2.0	0.5	1.0	-	0.0	0.5	-	2	1	2	3	-

観測所 日時	千 屋	新 見	佐 屋	矢 掛	上 長 田	久 世	福 渡	岡 山	玉 野	愿 原	加 茂	行 方	古 町	津 山	周 匝	和 気	那 岐 山	大 佐 山	大 空 山	障 山	大 平 山
13日19時	—	—	—	—	0.5	1.5	—	0.5	2.0	2.0	1.0	1.0	4.0	3.5	1.0	0.5	3	—	1	1	—
// 20 //	—	0.5	—	—	—	—	—	1.0	—	—	1.0	4.5	3.0	0.5	0.5	—	2	2	1	—	—
// 21 //	—	—	—	—	0.5	—	—	0.0	—	0.5	1.0	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	1
// 22 //	0.5	—	—	—	—	1.0	—	—	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—	1	—	—	—	—
// 23 //	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
// 24 //	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—
14日 1 //	0.5	—	—	0.5	0.5	—	—	0.0	—	—	2.5	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—
// 2 //	—	—	—	—	0.5	—	—	0.0	—	0.5	—	—	1.0	0.0	0.5	—	1	—	—	—	—
// 3 //	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
// 4 //	0.5	0.5	—	—	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
// 5 //	0.5	—	—	—	0.5	—	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—
// 6 //	2.0	0.5	—	—	3.5	—	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
// 7 //	1 1.0	3.5	—	—	5.0	2.5	—	—	—	4.0	1.0	—	—	0.0	—	—	—	3	3	—	—
// 8 //	4.0	1 0.5	—	—	5.0	6.0	—	—	—	7.0	5.0	0.5	5.0	2.5	0.5	—	2	9	4	—	—
// 9 //	5.5	5.5	—	—	1.0	6.0	—	—	—	6.0	5.5	2.0	5.5	1 8.5	2.0	0.5	8	3	1	2	3

3 気象通報

今回の大雨にさいし、岡山地方気象台は県下全域に次のとおり注意報・警報・気象情報を発表して一般の注意を喚起した。

◎大雨注意報 7月10日05時00分発表

梅雨前線が四国に停滞しています。県下全般に雨が続き、時々強く降り、今後の雨量は30～50mm、降り始めからの総雨量は70～100mm、所により100～150mmに達し、河川は増水し低地は浸水し、がけくずれ山くずれのおそれがあります。雨は夕方には弱まるでしょう。

◎大雨情報第1号 7月10日06時40分発表

現在大雨の中心は県南部で、この状態はまだしばらく続くでしょう。

6時までの県下の雨量は、岡山61mm、玉野43mm、和気48mm、矢掛53mm、津山28mm、那岐山40mm、大空山21mm、大佐山29mmでした。

◎大雨注意報 7月10日11時35分解除

◎大雨情報第2号 7月10日11時35分発表

昨夜から今朝にかけて四国まで南下した梅雨前線は、西の方から再び北上しはじめ、強い雨の区域は山陰に移り、岡山県の雨は小降りとなりました。日中は小康状態となりますが、前線は引き続き中国地方に停滞する見込みで、今夜から明日の朝にかけて再び活発となつて強い雨の降るおそれがありますので、今後の気象通報に注意して下さい。

◎大雨注意報 7月10日17時30分発表

梅雨前線の活動が活発となつています。県下全般に夕方から明日の朝にかけて時々雨が降り、短時間に強い雨の降るおそれがあります。雨量は30～50mmの見込みですが、所によつては50～70mmに達し、低い土地の浸水や、がけくずれ山くずれのおこるおそれがありますので注意して下さい。

◎大雨情報第3号 7月10日22時40分発表

梅雨前線が引き続き中国地方に停滞し、活動が活発となつています。このため、南部では夕方から20時すぎまで所々で発雷し、強い雨が降りましたが、現在は小降りとなつています。一方北部では断続的に強い雨が降っており、9日の夕方からの雨量がすでに100mmをこした

所があります。今後の雨量は30～50mm、所によつては50～70mmに達しますので引き続き注意して下さい。

なお、9日の夕方から21時までの雨量は岡山80mm、津山84mm、玉野57mm、新見71mm、上長田133mmでした。

◎大雨・洪水注意報 7月11日5時30分発表

県下の雨はまだ続き、河川は増水して洪水のおそれがあります。今後の雨量は50～70mmの見込みですが、局地的には70～100mmに達する所があるでしょう。このため河川は、はらんし低い土地の浸水や、がけくずれ山くずれなど災害のおこるおそれがありますので十分注意して下さい。雨は夕方には弱まる見込みです。

◎大雨情報第4号 7月11日11時50分発表

昨夜から今朝にかけ、県下に強い雨を降らせた梅雨前線は引き続き中国地方に停滞していますが、活動はやや弱まり、岡山県の雨も一部をのぞいて小降りとなつています。ここしばらくは小康状態となりますが、夕方前から明日の朝にかけては前線が再び活発となり、強い雨の降るおそれがありますので、引き続き注意して下さい。

なお、9日の夕方から今日11時までの雨量は岡山139mm、津山215mm、玉野86mm、新見170mm、福渡172mmでした。

◎大雨・洪水警報 7月11日16時40分発表

県下の雨は今夜半まえから明日にかけて、また断続的に強くなり、河川は増水してはらんするでしょう。今後の雨量は50～100mmの見込みですが、北部では所により100～150mmに達するでしょう。このため河川は、はらんし低い土地の浸水や、がけくずれ山くずれなど大きな災害のおこるおそれがありますので、厳重に警戒して下さい。

◎大雨情報第5号 7月12日06時00分発表

昨夜北部および中部に大雨を降らせた強い雨雲は夜明け前山陰まで北上し、県下の雨は小降りとなりました。ここしばらく小康状態が続きますが、強い雨雲は再び南下するおそれがありますので、引き続き厳重に警戒して下さい。

なお、9日から今朝5時までの県下の雨量は大佐山290mm、新見317mm、陣山355mm、矢掛166mm、上長田315mm、久世396mm、福渡206mm、岡山156mm、那岐山309

mm, 津山377mm, 周匝220mmでした。

◎大雨・洪水警報 7月12日14時45分発表

県下の雨は再び断続的に強くなってくる。夜半すぎまで続く見込みです。今後の雨量は50～100mmの見込みですが、所により100～150mmに達するでしょう。このため河川は、はんらんし低地の浸水や、がけくずれ山くずれなどの大きな災害のおこるおそれがありますので引き続き厳重に警戒してください。

◎大雨情報第6号 7月12日22時55分発表

強い雨の区域は九州中部から四国南岸に移り、東に移動していた中国地方西部の強い雨雲は弱まってきました。このため岡山県もこれから明け方にかけては、一時的に強く降る所はありますが、全般的には現在のような小康状態が、まだしばらく続く見込みです。しかし、強い雨の区域が北上するおそれもありますので、引き続き警戒して下さい。

◎洪水注意報 7月13日06時50分発表

河川はまだ水位が高いので流域の低地では浸水に注意して下さい。

◎洪水注意報 7月13日10時50分解除

鉄道気象通報の発表

岡山地方気象台は列車の安全運行を期するため、日本国有鉄道岡山鉄道管理局ならびに米子鉄道管理局に、次の鉄道気象通報をおこなった。

予報区	警文	発表時刻	解除時刻
オカ1の1・2, ヨナ2	テケヘ (大雨が降る)	7月10日05時00分	7月10日11時35分
オカ1の1・2, ヨナ2	テケヘ (//)	7月10日17時30分	切替
オカ1の1・2, ヨナ2	テケヘ (//)	7月11日05時30分	切替
オカ1の1・2, ヨナ2	テケヘ (//)	7月11日16時40分	更新
オカ1の1・2, ヨナ2	テケヘ (//)	7月12日14時45分	7月13日06時50分

4 出水状況

今回の大雨による出水は、大きく分けて、7月11日早朝から午前中にかけての第1波と、11日夜半から12日にかけての第2波の2つの山をもつ出水であった。

(第1波の出水)

7月9日夕方から降り始めた雨で各河川の水位は次第に上昇したが、10日夜から11日朝にかけての大雨で、9日9時から11日9時までの雨量は、県内三大河川の上流域で130～160mm、吉井川・旭川の中流域で180～200mm、高梁川中流域で180～240mmに達したため、11日早朝には各河川とも増水し、各河川の水位は、吉井川的美作で7時に警戒水位(3.00m)を上廻り、9時には3.50mとなり、和気でも9時から11時まで3.70mと警戒水位(3.50m)を上廻ったがその後次第に減水した。

旭川では、福渡で5時に警戒水位(3.50m)を突破し、さらに増水して10時の4.80mをピークに14時まで警戒水位を上廻った。下流の鶴見では7時過ぎに警戒水位(4.50m)を越え、11時の5.90mをピークに除々に減水し、警戒水位以下になつたのは18時過ぎであった。

高梁川の高梁では6時に警戒水位(3.50m)を越え4.10mとなりこの水位は10時まで続いた。下流の古池では11時に警戒水位(4.50m)を1.50m上回る6.10mの高水位となり、今回の大雨での最高水位となつた。この出水で、高梁市広瀬地区では溢水した。

一方、支流の小田川の矢掛では10時の5.50mをピークに警戒水位(4.00m)以上の洪水は、8時から19時まで11時間続いた。その後各河川とも除々に減水した。

(第2波の出水)

11日夜から12日早朝にかけての再度の大雨は、各河川の下流域では10～40mmと少なかったが、上・中流域で多く、12日9時までの雨量は、旭川・高梁川上流域で140～160mm、吉井川上流域と旭川・高梁川の中流域で180～220mmに達した。

各河川ともこの雨で、11日夜半前より再び水位は上昇し、吉井川では12日4時から7時にかけて、各水位観測所で最高水位が現れ、美作では4時に4.60m、津山でも4時に3.60m(警戒水位3.00m)、周匝で6時に5.40m(警戒水位3.50m)、和気で7時に4.50mに達し、いずれも今次豪雨の最高水位を示した。

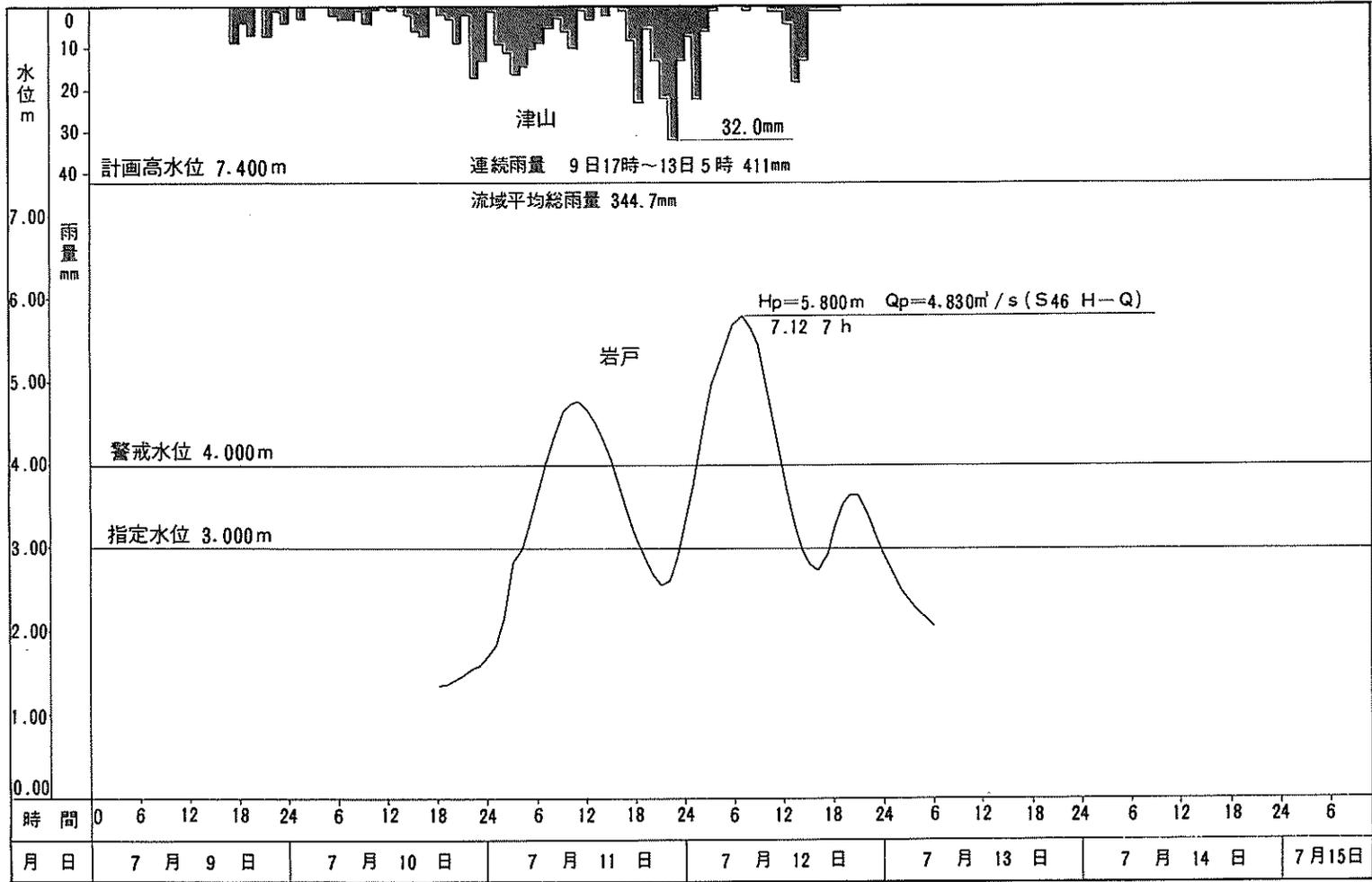
旭川では上流の勝山で12日1時に最高水位が現れ、福渡では4時30分に警戒水位を2.60 mも上廻る6.10 mの高水位となり、下流の鶴見でも8時に6.80 mと警戒水位を2.30 m上回る洪水となった。また、鶴見での警戒水位以上の洪水は13日3時まで25時間も続いた。

高梁川では12日4時に高梁で5.50 mと警戒水位を2.00 mも上廻り、古池でも5時に6.00 mの出水となったが、支流の小田川流域の雨量が少なかったために、下流では11日朝の出水にはおよばなかった。

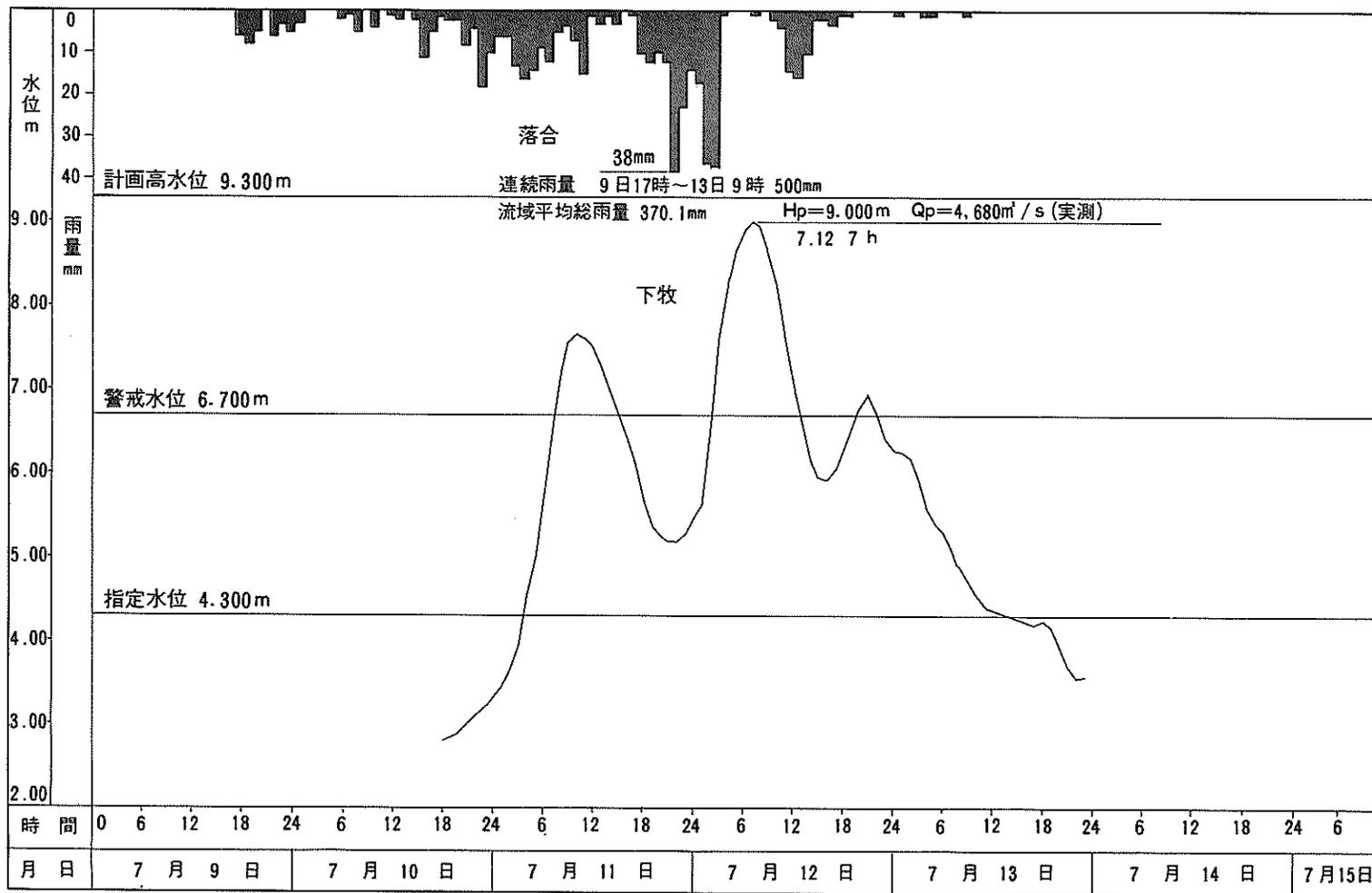
この第2波の出水により、吉井川流域の柵原町や、旭川流域の御津町・建部町付近、高梁川の高梁市付近で溢水したのをはじめ、各支川で堤防決壊、破堤箇所が続出した。

各地点における水位観測表は次のとおりである。

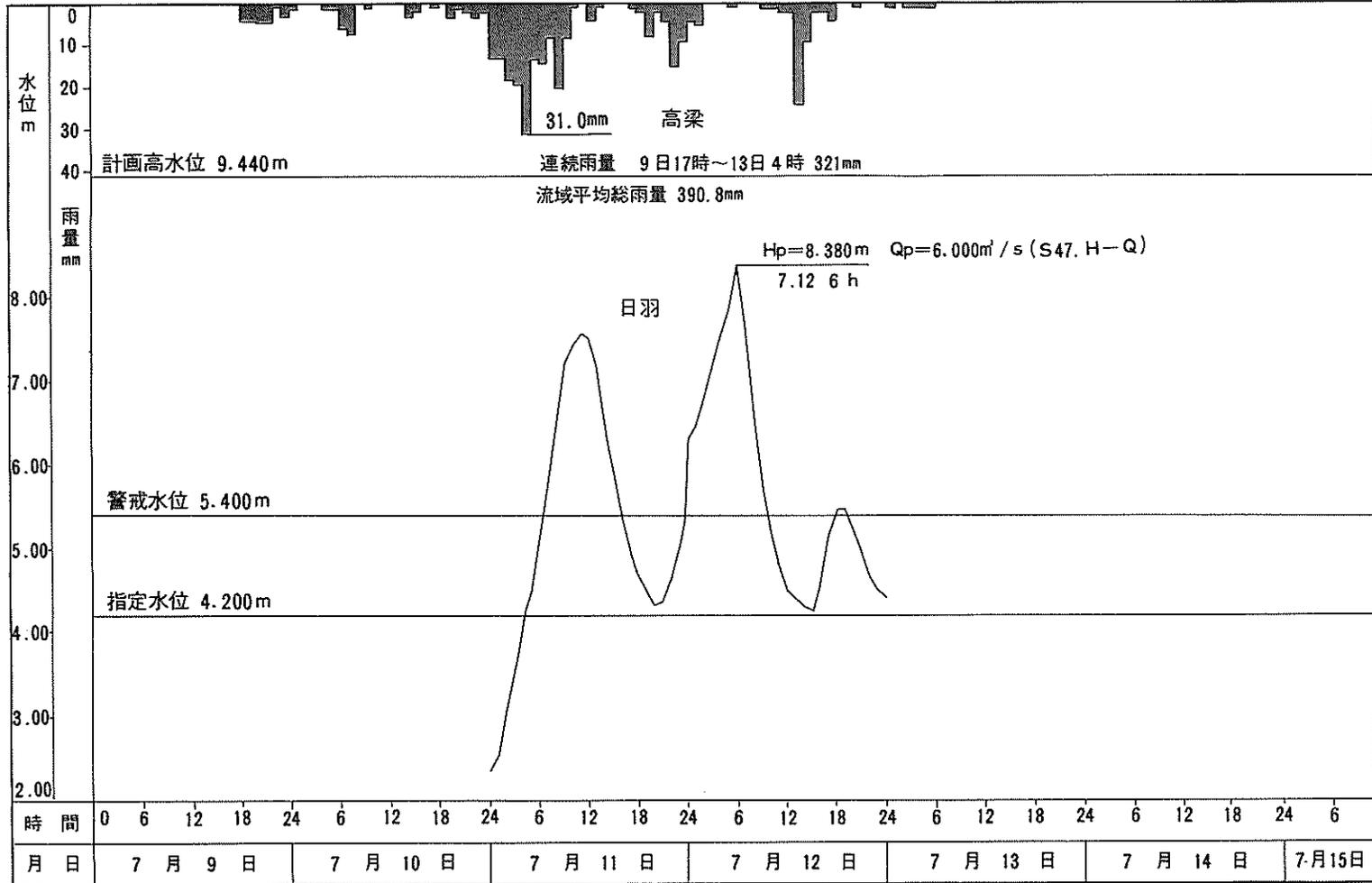
吉井川水系



旭川水系



高梁川水系



水 位 観 測 表 (1)

吉井川水系(1-1)

単位: m

水 系 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川
河 川 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川	加 茂 川
観 測 地 点 名		大 原	美 作	奥 津	加 茂
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県
警 戒 水 位		2.00	3.00	2.50	2.50
今 次 最高水位	日 時	12日2時30分	12日4時00分	11日26時00分	12日4時00分
	水位	2.30	4.60	3.00	2.85
每 時 水 位	11日 1時	0.90	2.00	2.00	1.70
	2	0.95	2.60	1.95	1.80
	3	0.95	2.90	1.95	1.90
	4	0.95	3.00	2.00	1.90
	5	0.97	2.70	1.70	2.00
	6	1.00		1.70	2.00
	7	1.00	3.30	1.70	2.10
	8	1.00	3.40	1.50	
	9	1.00	3.50		
	10	1.00	3.50	1.50	1.80
	11	0.88	3.20	1.50	1.80
	12	0.90	3.00		
	13	1.20	2.80	1.50	1.80
	14		2.70	1.40	1.80
	15	0.50	2.60	1.40	1.70
	16	0.50	2.40	1.40	1.70
	17	0.50	2.20	1.40	1.70
	18	0.50	2.00	1.55	1.80
	19	1.00	1.90	1.65	1.85
	20	1.50	1.90	3.00	2.10
	21	1.55	2.00	<u>3.00</u>	2.20
	22	1.20	2.20	2.50	2.30
	23	1.90	2.70	2.20	2.30
	24	<u>2.00</u>	3.10	2.20	2.30

水 位 観 測 表 (2)

吉井川水系(1—2)

単位：m

水 系 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川
河 川 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川	加 茂 川
観 測 地 点 名		大 原	美 作	奥 津	加 茂
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県	岡 県
警 戒 水 位		2.00	3.00	2.50	2.50
今 次 最高水位		12日2時30分 2.30	12日4時00分 4.60	11日20時00分 3.00	12日4時00分 2.85
毎 時 水 位	12日 1時	2.00	4.00	1.95	2.50
	2	2.10	4.20	2.10	2.60
	3	<u>2.30</u> 2.20	4.50	2.00	2.60
	4	2.00	<u>4.60</u>	2.00	<u>2.85</u>
	5		4.30	2.20	2.70
	6	1.40	4.00	2.10	2.60
	7	1.20	3.50	2.00	2.50
	8	1.00	3.00	1.90	2.40
	9	0.90	2.70	1.80	2.50
	10	0.80	2.30	1.70	2.30
	11	0.70	1.90	1.60	2.20
	12	0.70	1.80	1.55	2.20
	13	0.70	1.80	1.60	2.20
	14	0.70	1.80	2.00	2.20
	15	0.80	1.80	2.30	2.30
	16	1.10	2.00	2.50	2.40
	17	1.10	2.30	2.30	2.40
	18	0.90	2.40	2.20	2.40
	19	0.90	2.40	2.00	2.30
	20	0.80	2.30	1.80	2.30
	21	0.60	2.20	1.60	2.30
	22	0.60	2.00	1.70	2.30
	23	0.60	1.80	1.50	2.30
	24	0.55	1.60	1.45	2.00

水 位 観 測 表 (3)

吉井川水系(2-1)

単位:m

水 系 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川
河 川 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川
観 測 地 点 名		津 山	周 匝	和 気
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県
警 戒 水 位		3.0 0	3.5 0	3.5 0
今 次 最高水位	日 時 水 位	1 2 日 4 時 0 0 分 3.6 0	1 2 日 6 時 0 0 分 5.4 0	1 2 日 7 時 0 0 分 4.5 0
毎 時 水 位	1 1 日 1 時			
	2			
	3			
	4			
	5			2.5 5
	6			2.9 0
	7			3.3 0
	8			3.6 0
	9			3.7 0
	1 0			3.7 0
	1 1			3.7 0
	1 2			3.6 0
	1 3	1.9 0		3.4 5
	1 4	1.9 0		3.3 0
	1 5	1.9 0		3.3 0
	1 6	1.4 0		2.9 0
	1 7	1.3 5		2.5 0
	1 8	1.2 0		2.3 0
	1 9	1.2 0		2.1 0
	2 0	1.5 0		2.0 0
	2 1	1.8 0		1.9 0
	2 2	2.3 0		1.8 0
	2 3	3.0 0		1.7 5
	2 4	3.0 0		1.7 5

水 位 観 測 表 (4)

吉井川水系(2-2)

単位: m

水 系 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川
河 川 名		吉 井 川	吉 井 川	吉 井 川
観 測 地 点 名		津 山	周 匝	和 気
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県
警 戒 水 位		3.00	3.50	3.50
今 次	日 時	12日4時00分	12日6時00分	12日7時00分
最高	水位	3.60	5.40	4.50
每 時 水 位	12日 1時	3.10	3.80	2.80
	2	3.10	4.30	
	3	3.20	4.70	3.65
	4	<u>3.60</u>	4.90	3.90
	5	3.50		4.10
	6	3.10	<u>5.40</u>	4.30
	7	2.50	<u>5.00</u>	<u>4.50</u>
	8	2.20	4.50	4.45
	9	1.90	4.10	4.20
	10	1.60	3.50	3.80
	11	1.40	3.20	3.40
	12	1.30	2.60	3.00
	13	1.30	2.60	2.60
	14	1.30	2.60	2.30
	15	1.50	2.60	2.10
	16	1.90	2.60	2.00
	17	2.10	2.80	2.10
	18	2.10	3.20	2.40
	19	1.90	3.30	2.70
	20	1.80	3.30	2.90
	21	1.80	3.00	2.90
	22	1.40	2.70	2.70
	23	1.30	2.50	2.50
	24	1.20		2.30

水 位 観 測 表 (5)

旭川水系(1)

単位: m

水 系 名		旭 川	旭 川	旭 川	旭 川
河 川 名		旭 川	旭 川	旭 川	旭 川
観 測 地 点 名		勝 山	福 渡	金 川	鶴 見
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県
警 戒 水 位		2.50	3.50	4.00	4.50
今 次 最高水位	日 時 水 位	12日0時30分 2.80	12日4時30分 6.10	12日5時30分 5.80	12日7時50分 6.90
毎 時 水 位	11日 4時		3.40	3.70	2.80
	5		3.70	4.00	3.00
	6		4.00	4.20	3.00
	7		4.30	4.60	4.40
	8		4.50	4.80	
	9		4.50	4.80	5.60
	10		4.80	4.80	5.80
	11		4.80	4.70	5.90
	12		4.70	4.60	5.80
	13		4.00	4.40	5.80
	14		3.90	4.30	5.60
	15			4.30	5.40
	16	1.30	3.30	3.70	5.10
	17	1.30	3.20	3.50	5.00
	18		3.20	3.50	4.60
	19		3.10	3.50	4.20
	20	2.00	3.20	3.50	4.00
	21	2.10	3.50	3.50	4.00
	22	2.20	3.50	4.00	3.90
	23	2.40	3.60	3.70	3.95
	24	2.70	4.00	3.80	4.00
	12日 1	<u>2.80</u>	5.50	4.40	4.20
	2	2.70	5.60	5.20	4.40
	3	2.60	<u>5.90</u>	5.50	5.40

水 位 観 測 表 (6)

旭川水系(2)

単位: m

水 系 名		旭 川	旭 川	旭 川	旭 川
河 川 名		旭 川	旭 川	旭 川	旭 川
観 測 地 点 名		勝 山	福 渡	金 川	鶴 見
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県
警 戒 水 位		2.5 0	3.5 0	4.0 0	4.5 0
今 次 最高水位	日 時 位	1 2 日 0 時 3 0 分 2.8 0	1 2 日 4 時 3 0 分 6.1 0	1 2 日 5 時 3 0 分 5.8 0	1 2 日 7 時 5 0 分 6.9 0
	毎 時 水 位	1 2 日 4 時	2.5 0	6.0 0	5.7 0
5		2.5 0	<u>6.1 0</u> 6.0 0	<u>5.8 0</u>	6.3 0
6		2.5 0	5.8 0	<u>5.8 0</u>	6.5 5
7		2.4 5	5.5 0	5.7 0	6.7 0
8		2.4 5	5.3 0	5.5 0	<u>6.8 0</u>
9		2.4 0	4.9 0	5.2 0	6.7 5
1 0		2.4 0	4.5 0	4.9 0	6.6 0
1 1		2.4 0	4.3 0	4.7 0	6.2 0
1 2		2.3 5	3.8 0	4.3 0	5.9 0
1 3		2.4 5	3.7 0	4.1 0	5.5 5
1 4		2.5 0	3.7 0	4.0 0	5.4 0
1 5		2.5 0	3.7 0	4.0 0	4.8 0
1 6		2.4 5		4.1 0	4.6 0
1 7		2.4 5	4.0 0	4.2 0	4.6 0
1 8		2.4 5	4.4 0	4.3 0	4.7 0
1 9		2.4 5	4.5 0	4.4 0	5.0 0
2 0		2.4 5	4.5 0	4.5 0	5.1 0
2 1		2.4 5	4.1 0	4.5 0	5.2 0
2 2		2.4 5	4.0 0	4.2 0	5.3 0
2 3		2.4 0	4.0 0	4.2 0	5.2 0
2 4		2.3 5	4.0 0	4.2 0	5.0 0
1 3 日 1		2.3 0	3.8 5	4.2 0	5.0 0
2		2.3 0	3.6 0	4.0 0	4.9 0
3		2.3 0	3.4 0	3.8 0	4.7 0

水 位 観 測 表 (7)

高梁川水系 (1)

単位: m

水 系 名		高 梁 川	高 梁 川	高 梁 川	高 梁 川	
河 川 名		高 梁 川	高 梁 川	高 梁 川	小 田 川	
観 測 地 点 名		新 見	高 梁	古 池	矢 掛	
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県	
警 戒 水 位		2.50	3.50	4.50	4.00	
今 次 最高水位	日 時 位	12日1時00分 3.00	12日4時00分 5.50	11日11時00分 6.10	11日10時00分 5.50	
	毎 時 水 位	11日 4時	1.90	3.30		1.90
5		1.90	3.50		2.20	
6		1.90	4.10	3.50	2.80	
7		2.00	4.10	4.20	3.60	
8		2.20	4.10		4.45	
9		2.00	4.10	5.70	5.10	
10		1.80	4.10	6.00	5.50	
11		1.70	4.00	6.10	5.36	
12		1.70	3.70	6.00	5.25	
13		1.70	3.50	5.90	5.05	
14		1.70	3.20	5.70	4.85	
15		1.70	2.70	5.10	4.70	
16		1.70	2.50	4.90	4.50	
17		2.00	2.50	4.50	4.40	
18		2.20	2.50	4.23	4.10	
19		2.40	2.30		4.08	
20		2.50	2.20	3.80	3.60	
21		2.50	2.20	3.65	3.56	
22		2.50	2.40	3.70	3.36	
23		2.70	4.00	3.90	3.28	
24		2.90	4.50	4.00	3.10	
12日 1			3.00	4.70	4.70	3.10
2			2.90	4.70	4.90	3.10
3			2.60	5.30	5.20	3.10

水 位 観 測 表 (8)

高梁川水系 (2)

単位：m

水 系 名		高 梁 川	高 梁 川	高 梁 川	高 梁 川
河 川 名		高 梁 川	高 梁 川	高 梁 川	小 田 川
観 測 地 点 名		新 見	葛 梁	古 池	矢 掛
所 属		岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県	岡 山 県
警 戒 水 位		2.5 0	3.5 0	4.5 0	4.0 0
今 次 最高水位	日 時 位	1 2 日 1 時 0 0 分 3.0 0	1 2 日 4 時 0 0 分 5.5 0	1 1 日 1 1 時 0 0 分 6.1 0	1 1 日 1 0 時 0 0 分 5.5 0
	毎 時 水 位	1 2 日 4 時	2.4 0	<u>5.5 0</u>	
5		2.3 0	5.3 0	<u>6.0 0</u>	3.1 0
6		2.3 0	4.9 0	<u>6.0 0</u>	3.1 0
7		2.0 0	4.2 0	5.9 0	3.1 5
8		1.6 0	3.5 0	5.6 0	3.1 0
9		1.5 0	3.0 0	5.0 0	3.1 0
1 0		1.5 0	3.0 0	4.6 0	3.0 0
1 1		1.8 0	2.8 0	4.1 5	2.7 0
1 2		1.8 0	2.8 0	3.7 0	2.7 0
1 3		1.8 0	2.2 0	3.6 0	2.6 0
1 4		2.0 0	2.2 0	3.5 0	2.5 0
1 5		2.7 0	2.8 0	3.4 0	2.5 0
1 6		2.6 0	3.5 0	3.5 5	2.6 5
1 7		2.4 0	3.6 0	3.7 0	3.0 0
1 8		2.3 0	3.6 0	4.1 5	3.1 6
1 9		2.3 0	3.6 0	4.2 5	3.2 8
2 0		2.2 0	3.6 0	4.2 5	3.3 6
2 1		2.1 0	3.6 0	4.1 5	3.4 0
2 2		2.2 0	3.0 0	4.0 0	3.3 0
2 3		1.9 0	2.7 0	3.8 0	3.3 0
2 4		1.8 0	2.5 0	3.7 5	3.2 0
1 3 日 1		1.8 0	2.0 0	3.6 5	3.1 0
2		1.8 0	2.0 0	3.5 5	3.0 0
3		1.6 0	1.9 0	2.9 0	2.8 5

第2章 被害発生状況

1 概況

昭和47年7月9日夜半から県下に降りだした雨は、時に強雨となりながら同月13日までの4日間にわたり、断続的に降り続き、各河川のはん濫、山地崩壊などによる諸被害が多発し、昭和9年以来の大災害となった。

この災害の特徴的なものとしては、旭川ダム、新成羽川ダムなどが、予測を上回る急激な流入により洪水調節の機能を失い、流入量をそのまま流下させたため、ことに旭川ダム下流の建部町、新成羽川ダム下流の川上郡備中町、成羽町、高梁市などの下流域に大きな影響を及ぼしたことであった。

このことは本県のみならず、中国地方の諸県においても同様な状態がみられ、将来のダム管理上大きな教訓となった。

災害の概況につき、とこの加藤武徳知事は、同年7月19日開会の岡山県議会において次のように述べている。

昭和47年7月臨時県議会における加藤知事の説明要旨（被災状況の部分抜すい）

全国的に大雨被害をもたらしました梅雨前線は、わが県におきましても、県下全域にわたり甚大な被害をもたらしたのでございます。去る7月9日夜半から降りはじめました雨は、時に強雨となりながら13日まで実に4日間断続的に降り続きまして、その連続雨量は、吉井川水系におきまして、日本原401ミリ、美作町309ミリ、津山市424ミリ、旭川水系におきまして、勝山町368ミリ、加茂川町312ミリ、建部町272ミリ、高梁川水系におきまして、新見市352ミリ、高梁市342ミリであり、連続雨量といたしましては、昭和20年の枕崎台風、昭和9年の室戸台風を上回り、大正7年7月台風の大原町におきまして482ミリの記録につく雨量でございました。また、今回の豪雨は、県下中北部のほとんどの地域に300ミリをこえる雨量を記録いたしましたことは、わが県において過去に例をみない未曾有のものでございます。

また、去る6月7日から8日にかけての大雨による災害の復旧工事中でありまして、このために、今回の記録的な異常豪雨による出水が、これに追い打ちをかけることとなり、被害

を一層大きくした要因であると考えられるのでございます。

現在までに判明いたしております被害の概況は、人的被害といたしまして、死者15名、行方不明1名、負傷者25名、住宅の被害におきまして、全壊150戸、流失56戸、半壊472戸、一部損壊278戸、床上浸水3,820戸、床下浸水13,005戸、非住家の被害188戸、水道施設、清掃施設等環境衛生関係の施設におきまして96件約4億3千万円、店舗、工場等商工関係の被害額約29億5千万円、学校等文教施設におきまして85カ所約9千万円、農林関係におきまして、農作物の被害約15億3千万円、農地、農業用施設および山地、治山施設等17,830件約69億7千万円、河川、道路、橋りょう等土木施設におきまして、県管理分3,415カ所約94億9千万円、市町村管理分3,289カ所約33億8千万円の多きに及んでおるのであります、まことに残念に存ずる次第であります。

災害により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災の方々に対して心からお見舞い申しあげる次第でございます。

(中 略)

なお、今回の被災地のなかで、ダム下流におきまして、多大の被害をもたらしたと思われる地点も出てきたのでございますが、ダムの水位調節につきましては、気象予報、連続降雨時間および降雨量、さらには下流域におきます流量等の適確な予測が困難でありますだけに、かねがね細心の配慮をいたしていたところでございます。しかしながら今回の場合、旭川ダムにおきます7月11日6時30分現在での流入量は毎秒1,215トンでございましたが、これを毎秒1,000トンに調節して下流の被害を軽減しながら放流したのでございます。このため幾分水位の上昇したところへ11日17時から上流地点に連続10時間にわたり、気象台の予報をはかるに上回る連続雨量210ミリという強い雨が降つたため、ダムへの流入が急激に増加し、それまで流入量毎秒約620トンであつたものが、わずか約10時間後にダム建設以来最高の毎秒2,600トンに増加し、このため11日17時現在毎秒1,800トンの流入量に対し、1,400トンに調節する程度の能力しかなかつたところにおいて、2,600トンの流入は、もはやダムの調節機能を失い、流入量をそのまま下流に放流するのやむなきに至つたのでございます。

また、新成羽川ダムにおきましては、7月11日2時、計画予備放流水位235.10メート

ルとほぼ同じ235.09メートルでありましたが、その後の集中豪雨によりまして、計画高水流量毎秒2,440トンを上回る毎秒2,774トンの流入量がございます、下流一帯に災害をもたらしたものでございます。

異常な降雨が原因とはいいますが、結果的にはその機能を果たせなかつたわけでありまして、ダム水位調節のあり方、国、県の連絡調整、放流時の警報の周知徹底等、少なからず問題の提起と教訓を得たわけでありまして、これまでの用意不十分な点は卒直に反省いたしますとともに、今後のダム放水対策につきましては、高梁川、旭川、吉井川各水系ごとに一貫した管理体制、気象、水位等の広域的観測網の整備連絡、住民の方々への早急確実な情報伝達のための連絡方法の近代化などを研究いたします機関として、県、建設省をはじめ学識経験者、地元関係者代表などの方々をまじえましたダム放水コントロールシステム研究協議会を近く発足させ、効果的な方法を今一度検討いたし、今後に備えたいと存ずるところであります。

一方また、今回のような稀有の降雨量に備え、各河川流域の被害を防止する根本的な解決策といたしましては、上下流を問わず河川改修の早期完成をはかるほかはないと考えるのでございまして、この機会に、その促進に格段の努力をいたす所存でございます。（以下省略）

2 豪雨についての諸情報

7月10日から同月13日朝までの間に、県災害対策本部が発表した豪雨についての諸情報のうち、おもなものは次のとおりである。

（発表・受信時刻）（発表 事項）

7月10日

- 5.30 大雨注意報発表（岡山気象台）
- 5.30 県水防本部を設置、注意体制に入る。
- 6.40 大雨情報、第1号（気象台）
- 11.35 大雨注意報解除（気象台）
- 11.35 大雨情報、第2号（気象台）

1 3.0 0 県水防本部解散，注意体制を解除

1 7.3 0 大雨注意報発表（气象台）

1 7.3 0 県水防本部を設置，注意体制に入る。

防災対策強化について再び県出先事務所長・市町村長あてに指示す。

2 2.4 0 大雨情報，第3号（气象台）

梅雨前線停滞により断続的につよい雨が降り，今後の雨量は30～50ミリところによつては50～70ミリに達する見込み。

7月11日

5.3 0 大雨洪水注意報発表（气象台）

6.0 0 県・各土木事務所を注意体制から警戒体制にかえ，厳重警戒とした。

6.3 5 旭川水防警報第1号（建設省岡山河川工事事務所）

旭川の三野地点で6時30分，6.45mで増水をつづけているので十分注意

7.1 5 旭川水防警報第2号

旭川の水位は上昇をつづけ6時55分現在三の洗手（百間川流入口）から越流を始めたので十分な警戒が必要

7.0 0 吉井川水防警報第1号

岩戸（佐伯町）の水位は7時現在4.05mで水防機関は警戒が必要

7.3 0 高梁川水防警報第1号

日羽（総社市）の水位が6時30分警戒水位を突破。水防機関は待機

7.4 0 小田川水防警報第1号

小田川の水位は7時30分4.10mとなり，警戒水位突破により水防機関は待機

8.0 0 県災害対策本部を設置。非常体制に入る

8.3 0 防災関係機関に連絡協調体制の確立について依頼す

8.4 0 高梁川水防警報第1号

8時30分現在日羽で水位7m，水防機関は厳重注意

8.4 0 小田川水防警報

8時30分現在小田川の水位は4.85m，増水が予想され，水防機関は厳重注意

(1 1 日)

9.00 県災害対策本部発表

降雨量 (単位mm)

岡山	114.0	倉敷	122.0
津山	193.0	笠岡	127.0
高梁	200.5	新見	165.0
和気	158.0	美作	156.0
福渡	120.0	勝山	160.0

ダム放流状況

旭川ダム7時より1.000 t/s, 湯原ダム483 t/s, 河本ダム360 t/s, 黒木ダム31.8 t/s, 鬼ヶ岳ダム55.6 t/s

被害状況

行方不明4人(生き埋め=美星町), 負傷3人, 全壊12戸, 床上浸水47戸以上, 床下浸水343戸以上

御津町金川簡易水道の水源施設全部冠水, 全面断水

学校休校

幼稚園26園, 小学校192校, 中学校45校, 高校23校

道路通行規制カ所

国道2号線7カ所, 県道26路線30カ所

1.1.0 旭川水防情報

下牧(岡山市)の水位は10時現在7.65mで, ピークに近いものと考えられるが, 3~4時間持続し満潮は10時33分であるから, 中島地区等は厳重注意。百間川流入状況は三の洗手の溢流水深50cm程度で旧国道まで達した。

1.1.3 小田川水防情報

11時20分小田川上流域の雨量止む。井原で9時15分, 8.57mをピークに徐々に減水。まだ本川の水位は上昇中。水防機関は厳重注意。

1.1.5 大雨情報第4号(气象台)

11日

1330 吉井川水防情報第1号

吉井川上流域の雨量はほぼ止み、岩戸の水位は11時の4.75mをピークとして徐々に減水、ただし警戒水位以上であるため充分注意

1315 旭川水防情報第2号

下牧の水位は10時15分、7.68m。三野の水位は10時45分、7.74mをピークに徐々に減水しているが、水位は警戒水位以上なので十分注意

1500 被害状況（県災害対策本部発表）

死者7人（うち美星町4人）、負傷者9人、全壊12戸、流失8戸、半壊29戸、一部破損25戸、床上浸水586戸（成羽川、小田川沿岸に多し）、床下浸水3025戸。

学校の休校299校 校舎被害5校

簡易水道施設被害20施設

農業用施設168カ所

山腹崩壊7カ所

農作物249.2ヘクタール

道路通行規制 国道3路線、13カ所。県道106路線、152カ所。

自衛隊にヘリコプターによる救援を要請

伯備線広瀬駅付近で高梁川の支流玉川が増水、幅約200mにわたり地上約2mが浸水した。このため広瀬駅構内の陸橋に約6人が救援を待つており、広瀬山手付近の民家20～30戸が2～2.50m浸水し2階や屋根で救援を待つている旨の情報（鉄道管理局）があつた。この救援はヘリコプターによるほかないので、県災害対策本部から自衛隊のヘリコプターの派遣方を要請した結果「天候を見て派遣する」との回報があつた（12時）。13時中部方面総監部のヘリコプター2機が八尾空港から現地に向け出発した。

14時5分玉川の水が減水し、住民等は自力で脱出した。このため15時現在ヘリコプターは岡山市三軒屋の自衛隊駐とん地で待機中。

(1 1 日)

1 5 0 0 県幹部を実情調査および見舞のため次の市町村へそれぞれ派遣，出発した。

笠岡市，芳井町（長谷川副知事）岡山市，総社市（西村出納長） 加茂川町，建部町（万代総務部長） 美星町，矢掛町（細川商工部長） 作東町（荒木土木次長）高梁市，有漢町，備中町，成羽町，賀陽町については交通可能になりしだい出発する。

なお加藤知事は東京出張中であるが，急きよ帰岡中。

1 6 4 0 大雨洪水警報発表（気象台）

1 7 1 5 県災害対策本部から各市町村に対し，災害発生のおそれのある地域を厳重に注意し，早めに避難の措置を講じるよう通報した。

1 8 3 5 大雨情報

1 8 時現在岡山県北部千屋，大佐方面では1時間当り30ミリの強い雨が降りつづいている。

1 8 3 0 高梁川水防警報第3号（建設省岡山工事事務所）

日羽における水位は11時の7.54mをピークに減水し，18時の水位は4.67mとなり危険は一応去つたと認められるので，高梁川の水防警報を解除する。

1 8 3 0 吉井川水防警報第2号（同上）

岩戸における水位は11時の4.75mをピークに減水し，18時の水位は3.10mとなり，危険は一応去つたと認められるので吉井川水防警報を解除する。

1 9 1 5 石油類のドラム缶流出の情報（第6管区海上保安本部）

高梁川の増水に伴ない，沿岸の石油業者のドラム缶約700本が高梁川河口，水島沖付近へ流出している。うち約300本は回収され，残りの約100本は河口付近に，300本は判然としない。現在豊島周辺でドラム缶123本，プロパンボンベ31本を発見，水島海上保安署巡視艇は航行中の船舶に注意を呼びかけているが，航行上危険である。巡視艇は引揚げ作業が困難なので，県で対策を講ぜられたい。

（対策）県水島港湾局は水島海上保安署を応援し，船1隻出動，回収作業に当たっている。県災害対策本部から高梁市に対し，倉敷市長に依頼して倉敷市消防本部

(1 1 日)

の消防艇もしくは作業船の出動を要請するよう指示した。

1 9 0 0 河本ダム放流通報

河本ダムは18時現在300 t/sの放流をしているが、上流に強い降雨があり流入量が600 t/s程度予想されるので、19時から350 t/sの放流を行ない、最高500 t/sまで放流の予定なので充分注意されたい。

1 9 0 0 旭川ダム放流通報

旭川ダムは18時現在300 t/sの放流をしているが、上流に強い降雨があり流入量が1200 t/s程度まで増すと予想されるので、19時から850 t/sの放流を行ない、最高1000 t/sまで放流する予定であるので充分注意されたい。

2 2 3 0 旭川ダム放流通報

旭川ダムは22時現在1000 t/sの放流をしているが、上流に強い降雨が続いており流入量が1800 t/s程度と予想されるので、23時から1200 t/sを放流し、最高1400 t/sの放流予定であるので充分注意されたい。

2 3 0 0 降雨情報 (警察)

21時～23時の2時間の降雨量が津山55ミリ、落合61ミリ

2 3 2 0 哲西町大野部の農家の納屋が倒れ老人1人が生理めとなった。

2 3 5 0 旭川ダム放流通報

旭川ダムは23時30分現在1400 t/sの放流をしているが、上流になお強い降雨が続いており、最大流入量は約2500 t/sと予想されるので、24時から1800 t/sの放流を行い、随時増加し最高2200 t/s程度放流の予定であるので注意されたい。

2 3 5 8 哲多町矢戸、本郷地区床上浸水100戸、床下浸水400戸、約700名に対し避難命令。橋の流失、がけ崩れカ所がある。(県高梁福祉より)

7 月 1 2 日

0 1 0 高梁川上流域の雨量は11日17時から24時までに60～120ミリに達し、さらに降り続けている。日羽の0時の水位は再び警戒水位に達し増水を続けている。

(1 2 日)

各水防機関は今後の状況によりいつでも出勤できるようにされたい。

0.1 5 岡山市長は23時35分岡山市東・西中島地区に対し避難命令を発令した。対象は420世帯、1,860人、避難先は市福祉会館。

0.1 5 有漢町で家屋倒壊により老人1人が死亡した。

0.2 0 久米町坪井地区は久米川氾らん、溜池決潰のおそれあり、220戸に避難命令を発した。

0.3 3 柵原町久木地区の30戸に対し、久木小学校へ避難命令を発した。

1.3 0 河本ダム放流通報

河本ダムは1時現在440 t/sの放流を行なっているが、上流になお強い降雨が続いているので、2時から500 t/sの放流を行なっているが、しだいに増加し最高700 t/s程度の放流予定

1.2 0 旭川ダム放流通報

旭川ダムは0時現在1,800 t/sを放流しているが、上流になお強い降雨が続いており、最大流入量は2,500 t/s程度と予想されるので、今後2,000 t/sの放流を行ない、随時増加し最高2,500 t/s程度放流の予定

1.3 0 建部町は宮地、市場地区の150世帯、西原、中田地区の170世帯に対して建部中学校へ避難を指示した。

1.3 0 成羽町は町内700～800戸に避難命令を発した。成羽小学校、成羽病院に分散避難。町全体が停電。

1.4 5 御津町は矢原地区の50戸に矢原教養館、御津町役場へ避難命令を発した。

1.3 0 哲西町役場は水びたしであり、今後町内の災害報告は困難

2.0 0 旭川ダム放流に伴う増水注意を広報のため、県広報車が岡山市内の旭川沿岸各地に向け出発した。

2.1 0 旭川水防情報第3号

旭川上流域の雨量は11日17時から12日2時までに110～120ミリに達しなおはげしく降りつついている。下牧の水位はまもなく警戒水位を大きく越えるこ

(1 2 日)

とが予想されるので、待機中の水防団はなお一層の警戒をされたい。

2.1 0 吉井川水防警報第4号

吉井川上流の降雨はその後も続きなお激しく降っている。岩戸での水位は2時現在、

4.4 0 m になりなお増水が続いているので、水防機関は出動し十分警戒されたい。

2.1 5 柵原町久木、藤原地区民に対し避難命令は出していないが、避難場所を久木小学校、藤公民館に指定した。

2.3 0 奥津町下原に山崩れのおそれがあるので、下原地区の12戸40人と鳴地区19戸60人に避難命令

2.3 5 高梁川水防警報

高梁川上流域の降雨はなお激しく続いている。常盤橋の水位は2時35分現在警戒水位を越した。高梁川はなお増水をつづけているので、水防機関は出動して警戒されたい。

2.4 0 旭川ダム放流通報

旭川ダムは現在2500 t/s の放流を行なっているが、上流にはなお強い降雨が続いており、また県北一帯に強い雨雲が停滞しているので、これらの影響でダムの放流は増え3000 t/s 程度に達する見込みであるので、厳重注意

2.5 0 御津町原地区20戸に避難命令、畦平ブロック工場へ避難

2.5 0 建部町西原地区約60戸が床上浸水、避難命令

2.5 0 佐伯町原30戸、矢田60戸、佐伯80戸へ避難命令

3.1 5 高梁市街東の谷川が逆流し、川端地区から浸水が始まっており市街地に避難命令

3.3 0 久米町役場は床上浸水、桑上地区の神子呂面池が一部決壊しているらしい。

3.3 5 落合町は浸水家屋が多く、垂水の住宅と納屋各一棟が流失した。

3.4 0 岡山市牧山郷地区30戸が浸水、牧山分校に避難

4.0 0 御津町宇垣の国道は冠水、国原は孤立状態

4.0 0 建部町福渡下之町100戸避難(床上浸水)、福渡病院1階が浸水患者は2階から船で中学校へ避難。西原地区は孤立状態。川口地区50戸は小学校などへ避難。

(1 2 日)

鶴田地区 1 0 戸避難。

4.32 建部町に災害救助法を発動した。

4.15 旭川水防情報

旭川上流域の降雨はその後も続いている。現在までの雨の降り方からみて昭和20年9月出水の規模を上回るおそれもあるので、水防機関は厳重警戒を続けて下さい。なお4時現在の下牧の水位は8.18m。

5.30 御津町は床上浸水が70～80戸(避難命令)、床下浸水が推計200戸である。現在国道53号線が約40cm冠水し交通不能

6.00 吉井川水防情報

吉井川上流域の降雨は4時から止んだ。岩戸の最高水位は7～8時ごろ6m程度になると予想される。

6.00 旭川水防情報

旭川上流域の降雨は4時から止んだ。下牧の最高水位は7～8時約9mとなる予想で、百間川への流入は7時30分から9時ごろまで増加する見込み。

6.00 大雨情報第5号(気象台)

6.05 津山市大篠で山崩れあり、男1名生理めとなり生死不明、救出作業中

6.30 旭川の水位通報

旭川ダムからは6時現在2,550t/sが放流されているが、上流域の強い降雨も小雨となり流入量は5時を最高として減少している。今後は河川の流量もしだいに下る。なお岡山市京橋付近では満潮との関係で9時ごろが最高となり、現在よりも約50～70cm程度上昇する見込み。

7.10 高梁川水防情報

常盤橋の水位は5時45分の6.20mを最高にわずかに減水を始めた。

(注 旭川の鶴見橋における水位は、12日7時50分の6.90mを最高にしだいに減水した)。

(1 2 日)

1 5 3 0 旭川ダム放流通報

旭川ダムは現在 1.3 0 0 t/s の放流を行なっているが、上流に降雨が続いており、最大流入量が 2.0 0 0 t/s 程度と予想されるので、16 時より 1.4 0 0 t/s の放流を行ない、しだいに増加し最高 1.6 0 0 t/s 程度の放流予定

7 月 1 3 日

7 0 0 吉井川・旭川・高梁川の各河川水防警報を解除

1 0 2 5 小田川の水防警報を解除

3 市町村における災害発生時の状況

今次災害にあたり、各市町村においては、状況に応じて災害対策本部を設置し、気象・水防情報の伝達、避難、救助、水防活動などに努めたが、そのうち数市町村の災害発生時における状況を摘記すれば次のとおりである。

(高梁川水系)

阿 哲 郡 哲 西 町

災害発生状況

7 月 9 日から降雨を見、翌 1 0 日に増水し、夜に入りさらに水量を増し、河川は満水となり、7 月 1 1 日午前 3 時過ぎから危険部落が生じ、水防団出動を要請。朝になりいつたん雨がやみ午後 2 時ごろには相当の減水を見た。

1 1 日午後 4 時ごろより断続的な強雨となり、夜に入りその激しさを加え、洪水となる。有線放送を通じて災害発生の報告が入りだし、午後 7 時 4 0 分町災害対策本部長より指定避難所(公民館、中学校、上神八幡神社、上野部八幡神社等)に避難を指令した。

この時点での通算降雨量は 3 7 7 mm 以上に達したものと判断された。

増水が重なり、各所で山腹崩壊、なだれが生じたものと思われる。降雨増水はさらに続き、山崩れによる行方不明者を生じ、さらに危険な状況のため、町災害対策本部長は地域的に非常

事態を通告し避難を指示した。

翌12日午前1時ごろの通算降雨量は451mm（推定）に達した。

死者1人、家屋全壊16戸、半壊14戸、床上浸水117戸、山腹崩壊35件、井堰破壊62件、護岸破壊65件、水路破損70件、橋梁破損18件などの災害を受けた。

措置の概要

7月11日午前3時25分矢田金比羅地区（祥光寺）の裏山崩壊の危険あるため地区民から救助の要請を受け、町長はただちに消防団長（水防団長）に出動を要請した。消防団長は水防活動を必要として、第1、第2分団の緊急出動を指示し現場へ配備応急活動の態勢をとつた。さらに消防団長は非常事態を予測し、第1分団と全員に各部門の危険個所に配備を指令し、水害に対処するよう出動招集を命じた。

一方、町長は、午前3時30分ごろ町職員全員の非常招集を発した。午前4時40分町災害対策本部を設置、水防団と共同して防災対策と情報収集に当り、応急措置を講じつゝ、本部の広報活動により、各地区に指令または伝令の任に当つた。

各関係地区からの情報は、有線放送で全町民に周知するとともに、水防団本部から関係地区の各部団員に通達し、現場の応急処置を命じた。

避難指示等

金比羅地区祥光寺裏山道の崩土により、祥光寺本堂が倒壊寸前の状態となり、同地区の山腹崩壊の危険を察知、地区住民に公民館を避難所として指示した。

11日午後8時ごろ川西地区で崩土により民家1戸が埋没し、1人生理（行方不明）となり、この地区の避難も指導した。

11日午後10時過ぎから町内一円に災害が出はじめ、矢神駅前崩土民家1戸が倒壊したのをはじめ崩土の発生が相次ぎ、金比羅、本町、元町、浪方、右原、川西、荒堀、宵谷、住吉、矢田谷に避難を指令。避難所をそれぞれ指示した。避難は引き続いて16日午前11時で打ち切つた。

り災世帯679戸、2579人

高 梁 市

7月11日

- 6.0.0 市災害対策本部を設置、第3非常配置（全員配置）の体制に入る。
- 4.3.0～6.3.0 松山・広瀬地、落合町阿部市場地区等浸水のため、避難を指示するとともに消防団、市災害対策本部員による救助活動
- 6.3.0 落合町近似地区付近山林が山崩れの危険あり、高梁中学校へ避難を指示
- 7.3.0 落合町福地地区、井谷地区が浸水のため、消防団が出動し救助活動
- 2.0.0.0 高倉町田井国道180号線下梶村付近が浸水、公民館へ避難を指示
- 2.1.2.0 新成羽川ダムよりの洪水通報、電話不通となり確認方法なく、各出張所に連絡
- 2.2.0.0 川面町市場八幡池が決壊のおそれあり、避難を指示するとともに消防団出動ポンプによる排水作業
- 2.2.0.0 落合町近似が床下浸水、消防団による救出活動
- 2.4.0.0 玉川町舟津地区浸水のため避難を指示。市災害対策本部員・消防団による救助活動とともに避難所の整備、食糧・寝具を用意

7月12日

- 0.0.0～1.0.0 松山地区（警察署付近）浸水、津川町国道180号線が浸水して危険なため消防団が出動
- 1.3.0 川端町国道180号線付近増水し路面下1mに迫る。消防団員全員に出動命令、市災害対策本部員、消防署員とともに土嚢積築作業。高梁市街地区（伯備線路以西）に避難準備を指示
- 2.1.5 川端町国道180号線路面まで20cmに増水し、波浪が路面を洗う
- 2.4.0 広小路付近道路が、紺屋町の谷水逆流により浸水
- 2.4.5 市玉川出張所浸水のため、公民館へ移転
- 3.0.0 川端町国道180号線路面浸水。高梁市街地の避難を指示（広報車3台）
- 3.1.5 川端町国道路上12cm浸水
- 3.2.0 落合町市場地区成羽川の浸水位が11日の最高水位を越えた
- 3.2.0 宇治町宇治地区小谷の浸水により民家3戸危険、消防団出動

(1 2 日)

3.3.0 川端町国道180号線路上80cm浸水

6.3.0 減水により高梁地区避難を解除

6.3.0 玉川橋の一部流失

9.0.0 災害救助法適用(県災害対策本部電話連絡)

9.0.0 市災害対策本部会議開催, 対策を検討

18.4.5 日赤の救援物資到着, 玉川町玉地区へ輸送

避難の実施状況(高梁市)

(避難場所)	(設置期間)	(当初収容人員)
広瀬公会堂	11日~13日	8人
旧南小学校	11日~14日	770
原田南公会堂	12日~13日	20
高梁中学校	11日~14日	111
近似公会堂	13日~14日	14
河内谷神社	11日~24日	35
日新高校	12日	480
高梁高校	12日	150
児童館	12日	35
市民会館	12日	85
旧北小学校	12日	155
津川駅前公会堂	12日~13日	94
川面町八幡神社 } // 小学校 }	11日~13日	55
中井町駅前	13日~14日	43
玉川町舟津診療所	12日~15日	171
高倉町下梶村公民館	11日~16日	118
合計(16カ所)		2,434人

川上郡備中町

当町は、7月11日9時および12日3時ごろをピークとする新成羽川ダムの2回の大量放流に直撃された形となり、成羽川沿岸の家屋、農地、道路、橋梁、通信線等に大きな損害を受けた。

被害発生当時の状況は次のとおりである。

7月11日

- 5.30 大雨洪水注意報を受信とともに町災害対策本部を設置
- 8.30 新成羽川ダム放流による河川が増水のため、有線放送による広報を行ない沿岸住民に対し避難命令を発した。避難場所は田原小学校（田原地区約50戸，180人）町役場（黒鳥地区約100戸，350人），その他高所等を指示した。
町消防団が出動し、避難・救助活動を開始
- 9.15 このころから成羽川は急激に増水（新成羽川ダムの第1次大量放流による）し、沿岸被害のため通信線・電線が井川地区で切断し、爾後同地区以西と町災害対策本部との通信連絡は不能に陥った。
- 12.00 ころから成羽川はしだいに減水を始め、被害の程度が判明しだし、避難者も復帰して「洪水はこれで終った」という安心感が一般を支配した。（注、このことと通信線切断により新成羽川ダム第2次大量放流等の情報伝達が不能であったことが、第2次増水にあたり、沿岸住民に不意打ち的な感をもたらしした。）
- 21.30 新成羽川ダムが1200トンの放流情報あり。
- 22.00 再び避難を開始
- 23.30 町災害対策本部が浸水、電話通信不能となる。

このころから、翌12日未明にわたり成羽川がはん濫を続け、大災害となった。

7月12日

早朝に成羽川は減水したが、道路・橋梁の破損と通信線の切断のため、被害状況の調査も困難をきわめ、町はトランシーバー（携帯無線通信機）数個を配置して、その中継により連絡をはかった。

なお、町役場と田原地区の現地災害対策本部との間の応急架設専用電話が開通したのは7

月14日であった。

川上郡成羽町

7月11日

6.40 水防警報発令と同時に消防団の出動命令を発動し、水防体制に入る。

7.01 成羽川が警戒水位に達したため、町長は下市、旭町、東町の3部落に対し避難命令を発し、町職員は広報車にて巡回、消防団は各戸を巡回して避難を指示した。

避難場所は次のとおり

西の坊寺院（約105人）、成羽病院（約400人）、成羽小学校（約500人）
成羽中学校（約100人）、成羽高等学校（150人）

9.00 ごろから、成羽川は新成羽川ダムの放流により急激に増水を始め、下市地区では道路が冠水したためボートを使用して住民を避難させた。

12.00 ごろから、成羽川は減水し始め、避難者は復帰して一応安心した。この間成羽（川北地区）にことに被害が多く発生した。

20.55 新成羽川ダムの放流量増加と、広島県東城（成羽川上流）との電話連絡により上流地域の豪雨が判明したので、町長は再び市街地全域に避難命令を発し、サイレンの吹鳴と町職員、消防団員による各戸伝達により、避難を指導した。

23.55 新成羽川ダムは間もなく、2,000トン放流の通報あり。

7月12日

2.55 市外電話、有線放送不通となる。

3.00 ごろ、第2次はん濫のピークとなり、朝までの間に甚大な被害が発生した。

（旭川水系）

真庭郡落合町

7月11日

9.00 町災害対策本部を設置するとともに、爾後のすべての気象情報は有線放送や携帯拡声機により町内全体に通報し、消防団を中心とする警戒体制に入る。

12.00 ごろから、町内の備中川をはじめ各河川の水位が上りはじめ、堤防決壊の危険が生じたので、消防団の出動により危険カ所に土のう積み等による水防措置にあつ

(11日)

た。

1800ごろから、各河川はますます増水したので、消防団に協力して各関係地区民が出動、土のう積みによる補強を行なったが、その効果なく、河川は増水を続けた。

7月12日

010 当麻川流域の住民に対し避難を指示したのをはじめ、次のとおりそれぞれ避難を実施した。(避難収容したものは主として老人・子供で、大人の健康な者は水防活動と警備に当たった)

当麻川流域=天津小学校(23人収容)

鹿田上町1, 2組, 下町, 門前部落=真光寺, 正覚寺, 勇山寺(91人収容)

栗原, 鹿峰地区=美川小学校(71人)

木山, 下方, 日野上川流域=八幡神社, 落合小学校(113人)

垂水地区=町役場(13人)

なお、垂水地区の避難指示は530で、旭川の増水により備中川の逆流によるものであった。

1400 災害救助法を適用

(旭川水系)

御津郡建部町

7月11日

1730 大雨洪水警報のため町災害対策本部は全員待機

1930 消防団員の出動を指令し、警戒に入る

2200 旭川流域(低地域)住民に対し、広報車、電話により洪水注意を通報

7月12日

010 低地域住民に対し避難命令

避難場所()内は避難人員

農協鶴田支所 (79) 福渡小学校 (26)

旧福渡中学校 (96) 建部小学校 (31)

旧建部中学校 (44) 西原公会堂 (151)

吉田公会堂 (1) 小倉公会堂 (11)

4.3.0 災害救助法を適用

1.0.0.0 避難命令を解除

岡 山 市

7月10日

1.6.4.5 水防に関する協議を開く

1.7.0.0 岡山市水防本部を設置

1.7.3.0 大雨注意報受信

2.1.1.0 旭川ダム放流第3号を受け、これに伴う広報を指令（市および南・北消防署広報車
出動）

2.4.0.0 旭川、吉井川の水位観測を1時間おきとする。

7月11日

2.2.0 第2応急対策班に宿地区の対策を指示

4.3.0 宿地区へ第2応急出動

5.4.0 大雨注意報受信

6.3.0 消防分団へ出動指令（百間川対策）

7.1.5 百間川へ流入開始（7時）に伴ない消防分団へ出動指令—9分団

7.3.0 避難命令—高松地区大崎（昭和池決壊寸前のため）、避難先は付近の民家、収容人
員約40人、7月12日2時解散。

昭和池の土手の中央部が雨のため幅20mがえぐられ決壊寸前となっているのを北
消防署が巡視中に発見。消防団員ほか約70人による積土俵工法5000俵、丸太
130本、池の水を抜く。

8.2.5 分団出動指令—2分団（牧石地区）

9.3.0 分団警戒指令—3分団（百間川、西大寺地区）

9.5.5 岡山市災害対策本部を設置

(1 1 日)

1 0 . 4 5 避難命令、一宮地区緑町一帯 (中川満水による溢水、漏水のため)

避難先平津小学校, 240人 (延480人), 7月12日8時45分散。

中川左岸堤防薄弱と漏水で堤防決壊のおそれがあることを北消防署が巡回中発見
(10時30分)。

市職員, 消防団員ほか約160人で積土俵工法1300俵, 丸太320本。避難者はマイクロバス4台, 大型バス1台で搬送。

1 1 . 0 0 避難命令一高松地区高塚 (足守川支流砂川堤防決壊のため)

床上浸水6戸, 床下浸水33戸が孤立, 消防局のボートで安全地帯へ搬送。

市職員, 消防職員ほか約90人で積土俵工法3000俵

1 2 . 0 0 避難命令一東・西中島町 (旭川増水のため老人・子供のみ, 避難先東中島公会堂・旭東小学校, 25人)

1 5 . 1 0 避難命令一宿三本松地先 (旭川増水のため老人・子供のみ, 避難先御野小学校)

1 6 . 4 5 大雨洪水警報受信

1 7 . 0 0 避難命令一巖井富山町 (がけくずれのおそれ), 避難先三友会館, 30人。市職員で警戒, 土砂除去。

2 0 . 0 0 旭川ダム放流 (850t~1000t) に伴い巡回広報

2 1 . 4 0 百間川水系へ巡回広報

2 3 . 3 5 避難命令一東・西中島町, 避難先は市福祉会館, 557人, 12日12時解散。

床上浸水30戸, 床下97戸, 消防団員ほか70人で積土俵工法390俵。

7月12日

0 . 0 0 旭川ダム放流による増水のため巡回広報活動開始, 百間川関係2台

0 . 4 5 // // 広報車10台

1 . 3 5 避難命令一宿三本松地先 (全員), 避難先御野小学校487人 (延1402人),

13日12時解散。床上浸水191戸, 市職員, 消防職員, 消防団員約200人により積土俵工法1890俵, 丸太20本, ポンプ3台による排水作業。

2 . 2 5 避難広報開始, 大原地区, 今谷・沢田地区

(1 2 日)

- 3.00 避難命令一東牧石・大原地区全域 } 牟佐公民館へ101人
3.35 // 一牟佐地区 }
5.30 // 一中原地区, 牧石小学校へ70人, 床上浸水12戸, 消防団員ほか184
人で積土俵工法1150俵。
7.00 避難命令一出石地区, 岡山神社へ
7.20 消防分団出動指令 (吉井川関係)
10.00 旭川流域広報
20.00 避難命令一山崎地区 (倉安川氾濫), 富山公民館へ4人
21.50 分団出動, 3分団 (百間川関係)

7月13日

- 6.50 大雨警報を解き洪水注意報に切り換え受信
10.50 洪水注意報解除受信

(吉井川水系)

久米郡久米町

7月11日

- 3.45 河川の増水が危険水位に達したため, 消防団全員の出動命令と町役場職員全員を召集
16.30 河川の危険水位が下がり, 消防団員は自宅待機
20.00 町災害対策本部を設置
22.45 河川増水し危険水位を越えたので消防団員全員に出動命令。住民に避難命令を発し,
サイレン・警鐘により伝達し, 避難を誘導
避難場所 ()内は収容実人員
柳教育集会所 (270) 千代保育所 (60)
農協本所 (77) 上原近氏 (36)
坪井公民館 (39) 山根公民館 (37)
倭文家畜保健所 (66) 中須賀公民館 (21)

久米保育園 (30)	久米中公民館 (46)
大久保隣保館 (32)	領家公民館 (42)
竜王家畝民家 (158)	計 13カ所 (914人延べ3,126人)

7月12日

5.0.0 避難者に対したき出しを指示し材料を運搬す。

和氣郡佐伯町

7月11日

1.7.0.0 第1次非常配置, 町水防本部を設置

7月12日

- 2.0.0 吉井川増水により危険状態となる。町職員全員を召集, 消防団第1分団の出動を要請
- 2.4.0 玉子川が吉井川から逆流し堤防溢水。原地区に避難命令。消防団出動し避難者を救援
原地区浸水始まる。
- 2.5.0 矢田の樋門から浸水。矢田地区に避難命令。消防団第2分団出動し矢田の樋門に土の
うを積み水防活動
- 3.0.5 佐伯地区に浸水始る(玉子川決壊による)。消防団により避難者を救援
- 3.3.0 佐伯中学校に浸水始る。消防団・PTA全員で救援
- 3.3.0 塩田地区に浸水。消防団第3分団が救援活動
- 4.3.5 佐伯橋の水位6.50m。矢田, 佐伯, 原地区が床上浸水
- 6.0.0 佐伯橋の水位7.00mに達す
- 1.0.0.0 町水防本部を町災害対策本部にかえ救助活動に入る

4 被害の集計

今次災害における人身被害, 住家被害および農地・公共施設等の被害の状況は, それぞれ次表のとおりである。

被害の県総計表

人身被害

死者	重傷	軽傷	計
16	12	31	59

住家被害

区別	棟数	世帯数	人数
全壊	270	244	788
半壊	516	510	1,995
一部破壊	484	472	1,901
床上浸水	3,588	3,424	12,689
床下浸水	13,633	13,081	47,070

罹災者 4,650世帯, 17,462人

非住家被害 (床上浸水以上の被害)

公共建物 40棟	その他 307棟
----------	----------

農地被害

区別	流失・埋没 (ha)	冠水 (ha)
田	590	8,566
畑	192	1,014

被害額 (単位円)

公共施設の被害

公立文教施設	(78カ所)	7,8433
農林水産業施設	(17,989カ所)	9,557,180
公共土木施設	(9,645カ所)	22,530,922
その他の公共施設	(1,190カ所)	303,206
小計		32,469,741

その他の被害

農産関係	1,265,089	商工関係	1,502,142
林産関係	92,665	その他	1,975,827
畜産関係	151,047	小計	5,008,895
水産関係	22,125		
総計	37,478,636		

市町村別被害状況

(1) 一人身・住家被害

(県厚生課資料)

区分 市町村	人身被害(人)			住家被害										災害救助法
	死者	負傷者		全壊		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		
		重傷	軽傷	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
岡山市	2	—	—	2	9	11	41	3	14	360	1068	1336	4101	適用
倉敷市	—	—	1	—	—	—	—	1	4	5	22	109	491	
津山市	2	—	2	3	7	13	52	9	30	184	736	1178	4123	適用
玉野市	—	—	—	1	3	—	—	2	6	—	—	—	—	
笠岡市	—	—	—	—	—	2	11	2	11	34	192	122	484	
井原市	—	—	—	2	5	3	15	26	125	78	370	201	945	
総社市	—	1	3	2	4	2	8	4	14	68	273	150	555	
高梁市	—	—	1	43	142	90	378	64	289	237	907	407	1506	適用
新見市	1	—	—	15	33	25	97	21	97	160	559	1633	5482	適用
備前市	—	—	—	—	—	—	—	2	7	4	11	51	186	
御津町	—	—	—	—	—	10	46	—	—	51	192	193	688	適用
建部町	—	—	—	4	16	13	34	—	—	105	398	340	1322	適用
加茂川町	—	1	1	3	8	1	7	8	26	11	40	70	225	
瀬戸町	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	7	44	216	
山陽町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	12	65	256	

赤熊	坂山	町	—	—	1	—	—	—	—	3	10	3	14	28	129	
吉井	山井	町	—	—	—	—	—	1	6	—	—	12	48	64	250	
吉日	生	町	—	—	—	—	—	—	—	3	10	65	249	45	168	適用
吉和	永	町	1	1	2	2	5	1	4	4	14	1	5	6	21	
佐伯	氣	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
牛窓	久	町	—	—	—	—	—	—	—	1	3	10	47	50	238	
邑長	船	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
灘	崎	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
東	尻	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤	田	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	51	
早	島	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清	音	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	31	46	184	
山	手	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	15	
船	穂	町	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金	光	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鴨	方	町	—	—	—	—	—	1	4	—	—	—	—	—	—	
寄	島	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	16	

区分 市町村	人身被害(人)			住家被害										災害救助法		
	死者	負傷者		全壊		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水				
		重傷	軽傷	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人			
里庄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
矢掛町	1	—	—	1	2	1	4	—	—	157	572	256	961	適用		
美星町	4	—	1	3	12	—	—	11	52	2	11	6	26			
芳井町	—	2	1	2	4	1	2	—	—	24	69	233	292			
真備町	—	—	—	—	—	—	—	9	39	11	49	137	521			
北房町	1	3	4	4	12	21	77	—	—	171	664	341	1,374	適用		
賀陽町	—	—	—	1	6	2	9	24	89	5	17	55	164			
有漢町	1	—	—	5	20	22	88	30	127	18	75	57	239	適用		
成羽町	—	—	2	5	19	77	288	1	7	261	897	286	1,013	適用		
川上町	—	—	—	34	130	7	20	21	90	10	37	34	127	適用		
備中町	—	—	—	49	165	30	136	14	69	20	82	57	222	適用		
大佐町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	36			
神郷町	—	—	—	1	1	—	—	2	4	12	46	150	585			
哲西町	1	—	—	16	70	14	38	—	—	117	451	532	2,021	適用		
哲多町	—	1	2	4	21	17	63	—	—	50	178	320	919	適用		
勝山町	—	—	—	3	8	1	2	33	140	9	27	69	302			
落合町	1	1	3	5	19	18	73	24	89	287	1,218	1,363	5,452	適用		

湯	原	町	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	16	48	
久	世	町	—	1	3	—	—	—	—	—	—	13	45	263	887	
美	甘	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60	210	
新	庄	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	21	
川	上	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48	202	
八	束	村	—	—	—	—	—	—	—	1	2	2	8	21	57	
中	和	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	12	
加	茂	町	—	1	—	—	—	3	18	6	33	—	—	44	171	
鏡	野	町	—	—	—	1	3	—	—	9	31	124	462	406	1,421	適用
富		村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	16	
奥	津	町	—	—	—	—	—	—	—	5	19	1	2	48	172	
上	齊原	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
阿	波	村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	43	
勝	田	町	—	—	1	—	—	1	2	—	—	7	25	201	805	
勝	央	町	—	—	—	4	13	6	27	9	46	25	137	158	621	
奈	義	町	—	—	—	—	—	—	—	6	24	3	7	60	232	
勝	北	町	—	—	—	1	7	—	—	—	—	18	76	101	520	
大	原	町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	64	104	393	
美	作	町	—	—	—	1	5	—	—	2	7	30	82	170	510	
作	東	町	—	—	—	1	6	—	—	13	39	9	28	270	810	

区分 市町村	人身被害 (人)			住 家 被 害										災害救助法
	死 者	負 傷 者		全 壊		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		
		重 傷	軽 傷	世 帯	人	世 帯	人	世 帯	人	世 帯	人	世 帯	人	
英 田 町	—	—	—	1	4	—	—	—	—	2	7	46	148	適 用
東 栗 倉 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	13	56	214	
西 栗 倉 村	—	—	—	1	3	—	—	—	—	40	148	47	193	
中 央 町	—	—	—	5	12	3	14	49	196	—	—	57	182	
旭 町	—	—	—	12	43	27	117	28	92	60	235	176	528	
久 米 南 町	—	—	—	—	—	—	—	12	41	1	4	46	159	
久 米 町	—	—	—	2	9	3	10	30	119	198	702	358	1,427	
柵 原 町	—	—	3	5	20	71	253	15	51	158	535	129	352	
県 合 計	16	12	31	244	877	510	1,995	472	1,901	3,424	12,689	13,081	47,070	

市町村別被害状況

(2) 農地・公共施設等

市町村	農地				公共施設等被害個所数									
	田 (ha)		畑 (ha)		学 校	病 院	道 路	橋 梁	河 川	砂 防	水 道	清掃施設	崖くずれ	農林施設
	流失埋没	冠 水	流失埋没	冠 水										
岡山市	—	674	—	284	16	—	495	3	40	—	12	7	100	446
倉敷市	—	350	—	—	—	—	53	—	11	—	1	—	11	43
津山市	50	850	—	110	6	—	440	26	151	—	3	—	17	989
玉野市	—	—	—	—	—	—	5	—	1	—	—	—	—	47
笠岡市	—	371	—	3	—	—	40	1	7	—	—	—	17	176
井原市	—	203	—	—	—	—	279	—	72	10	—	—	—	72
総社市	11	560	4	49	—	—	407	30	40	—	13	1	16	228
高梁市	38	80	9	4	3	—	237	17	87	—	—	18	4	1,608
新見市	70	112	14	12	—	—	130	13	43	—	5	1	6	632
備前市	—	46	—	2	1	—	18	—	35	—	1	—	16	112
御津町	40	190	10	5	1	—	42	8	37	10	2	—	—	75
建部町	37	183	3	2	—	—	30	2	6	—	3	—	—	80
加茂川町	5	150	—	—	—	—	95	20	77	—	—	—	55	85
瀬戸町	0.1	139	—	28	1	—	35	1	—	—	—	—	3	40
山陽町	—	185	—	2	—	—	7	1	20	—	—	—	—	21

区分 市町村	農地				公共施設等被害箇所数									
	田 (ha)		畑 (ha)		学 校	病 院	道 路	橋 梁	河 川	砂 防	水 道	清掃施設	崖くずれ	農林施設
	流失埋没	冠 水	流失埋没	冠 水										
赤坂町	3	45	1	3	—	—	298	1	—	—	—	—	9	59
熊山町	1	280	0.2	3	1	—	21	—	24	—	2	—	50	69
吉井町	5	77	1	2	—	—	26	1	9	—	—	—	—	21
日生町	—	2	—	—	—	—	3	—	4	—	2	—	27	2
吉永町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和気町	4	109	1	10	—	—	7	3	8	—	1	—	7	41
佐伯町	2	108	1	17	3	3	45	2	40	—	3	—	—	242
牛窓町	—	20	—	71	1	—	26	—	8	—	—	—	20	5
邑久町	—	600	—	—	—	—	26	1	4	—	—	—	—	27
長船町	—	10	—	—	—	—	7	—	1	—	—	—	—	5
灘崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東児町	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	5
藤田村	—	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清音村	—	90	—	20	—	—	20	—	3	—	1	—	10	1
山手村	—	50	—	—	—	—	10	1	—	—	—	—	—	18
船穂町	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	72

金光町	—	95	—	—	—	—	12	1	6	—	—	—	—	71
鴨方町	1	3	3	—	—	—	8	—	1	—	—	—	—	18
寄島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
里庄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
矢掛町	2	176	—	43	—	—	50	2	27	4	—	—	50	113
美星町	3	50	2	—	—	—	81	—	6	—	—	—	34	770
芳井町	31	40	6	—	4	—	50	1	15	—	—	—	—	91
真備町	3	633	1	3	4	—	320	1	16	6	4	—	—	86
北房町	32	201	3	19	2	—	1075	237	57	5	50	—	109	4532
賀陽町	5	30	—	—	—	—	47	5	20	—	—	—	—	562
有漢町	20	40	10	—	—	—	259	6	252	—	—	—	30	49
成羽町	20	76	—	—	—	—	311	9	22	—	7	2	—	271
川上町	125	50	2	—	1	—	65	3	4	—	1	—	—	54
備中町	25	79	10	5	1	—	161	9	37	—	3	—	—	212
大佐町	1	50	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—	—	47
神郷町	7	103	1	1	17	—	130	13	149	2	—	—	—	624
哲西町	35	357	1	—	—	—	121	18	50	—	2	—	35	235
哲多町	30	250	3	—	4	1	170	41	111	—	—	—	—	303
勝山町	6	60	3	—	1	—	63	2	81	—	4	—	500	48
落合町	115	296	62	16	5	1	554	62	265	9	10	1	150	767

区分 市町村	農 地				公 共 施 設 等 被 害 個 所 数									
	田 (ha)		畑 (ha)		学 校	病 院	道 路	橋 梁	河 川	砂 防	水 道	清掃施設	崖くずれ	農林施設
	流失埋没	冠 水	流失埋没	冠 水										
湯 原 町	1	1	—	—	—	—	22	—	21	—	3	—	—	21
久 世 町	9	122	1	3	—	—	70	7	16	—	1	—	10	113
美 甘 村	0.5	100	—	—	—	—	3	2	—	—	—	—	—	27
新 庄 村	1	75	1	—	—	—	6	—	40	—	—	—	—	21
川 上 村	—	—	—	—	—	—	4	2	1	—	—	—	—	23
八 束 村	—	60	—	40	—	—	4	—	15	—	—	—	10	13
中 和 村	—	5	5	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—
加 茂 町	6	11	—	7	—	—	54	4	22	—	—	—	—	144
鏡 野 町	50	476	—	—	2	1	134	17	63	—	8	—	43	180
富 村	0.1	14	0.1	1	—	—	9	—	25	—	—	—	—	15
奥 津 町	0.4	1	—	—	—	—	19	1	7	—	—	—	16	52
上 芥 原 村	3	15	—	—	—	—	3	3	2	—	—	—	—	15
阿 波 村	0.3	1	0.8	2	1	—	21	—	13	—	—	—	2	46
勝 田 町	15	85	5	—	2	—	—	—	—	—	—	—	62	439
勝 央 町	33	240	—	—	1	—	224	1	41	—	4	—	200	568
奈 義 町	13	343	—	5	—	—	26	—	55	1	—	—	16	67
勝 北 町	19	119	11	—	—	—	12	4	25	—	—	—	4	402

大原町	10	32	1	5	—	—	26	—	80	—	—	—	12	746
美作町	26	215	10	51	—	—	34	1	71	—	2	—	4	372
作東町	60	243	20	15	—	—	142	4	89	—	13	—	1	102
英田町	3	50	—	—	—	—	8	—	15	—	—	—	—	73
東栗倉村	2	5	—	4	—	—	10	—	33	—	—	—	—	77
西栗倉村	2	11	—	—	—	—	6	—	28	—	—	—	—	33
中央町	3	50	—	—	2	—	34	—	45	—	1	—	324	211
旭町	21	110	—	—	1	—	203	6	6	—	—	1	—	139
久米南町	10	30	4	—	1	—	60	—	50	3	—	—	—	200
久米町	101	122	3	4	7	4	362	97	71	—	2	—	50	295
柵原町	300	1,050	80	150	2	—	580	22	230	—	3	1	—	272
県合計	590	8,566	192	1,014	70	24	3,728	219	4,607	1,091	66	9	77	17,989

5 災害についての新聞報道

(7月12日山陽新聞夕刊)

刻々ふえる濁流，おののく住民

53号線も寸断 各地で決壊，家屋浸水

前夜から刻々と増水した旭川の濁流は，12日午前2時すぎ，ついにあふれ，同川沿いの国道53号線を各所で分断した。県南一県北を結ぶ幹線道路は完全にマヒ状態。

岡山市から北，岡山県御津郡御津町宇垣では，午前2時ごろからみるみるうちに水位があがり，同3時には津山線金川駅北側から約2キロにわたり同国道は完全に濁流に没した。道路ぞいの民家は軒並み床上浸水。夜明けとともに岡山市から北へ向かう車は宇垣地区でいつたんストップ。ドラムカン，自動車タイヤ，丸太，大量のゴミが，まるで海のようなうねりと速い流れにつれて流れつくさまをぼうぜんと見やり，ひき返すものが続出。

同郡福渡町では国道沿いの福渡病院が，国道を越えた濁流に床上浸水したのをはじめ，12日早朝から午前10時ごろまで同国道は各地で寸断された。しかし同10時ごろ水位が下がり徐々に濁流の中から浮かびあがるように道路が見え始めると，イライラしながら待機していた車両がいつせいに動き始めた。

一方，国道180号線の被害は総社一高梁市間で数カ所高梁川堤防がくずれ，総社市門田から高梁市広瀬間は一部を除いて不通となり，各所で作業員や不安顔の地区民の姿が見られる。

生木を押し流しうねりながら流れる川に同所，主婦中島正香さん(40)は「明治26年に堤防が切れたと祖父から聞いていたがこれほどとは思わなかった」と身震いする。

同市宍粟では同線が急流のためコンクリート要壁(厚さ1メートル)とアスファルト道(同30センチ)が長さ100メートルにわたり2～3メートルくずれ落ちて水没。並行の伯備線路に2～3メートルと迫っている。このほか，同市丹原，原，高梁市広瀬など数カ所で山くずれや川水で道路が損壊しているが通行不能のため詳しいことはわからない。180号線のほか県道総社一倉敷線，総社一井原線などが不通となり，ほかにも数カ所不通の恐れがある個所があり各所で懸命な防護作業が続けられている。

442 校園が休校

岡山県教委調べでは12日，県下の442校園が休校した。内訳は幼稚園95，小学校226中学校88，高校34校。

知事ら被災地視察フル運動の給水活動

10日から岡山県地方を襲った豪雨は各地に大きな災禍をもたらした。このため県では、被災地の実情は握に、全力をあげるとともに、災害救助法に基づく生活必需品の供給、寸断された道路網の復旧にあたり、また県衛生部長を本部長とする災害防疫対策本部も発足、浸水地区での伝染病予防と取り組んでいる。一方、雨はやや落ち着きをみせているが、なお、台風接近が伝えられ、不気味さをただよわせている。

10日未明から岡山県地方一帯を襲った集中豪雨は、13日朝になつてやみ、午後には晴れ間も見られた。岡山地方気象台は、13日午前6時50分、大雨洪水警報(11日午後4時40分発令)を洪水注意報に切り替えたが、同10時50分解除した。岡山県はいぜん災害対策本部を置き、被災地の本格的な救援活動に乗り出した。

同対策本部が、同日午前8時現在まとめたところによると、13日までに県下各地に降った豪雨は岡山市で188ミリ、高梁市で340.5ミリ、津山市で432ミリと記録的な降雨量をマークした。しかし、12日午後9時から13日午前9時までの降雨は、ほとんどなく、最高が9ミリだった。

一方、吉井川、旭川、高梁川の水位も前日に比べ、90センチから1.7メートル下り、13日午前7時、各河川の警報を解除、旭川ダムなど県下各ダムなどの放流量も、前日の約半分に減らした。

県から災害救助法の適用を受けた地域は、新見市など4市15町で加藤知事、長谷川副知事らがこの日、被災地を視察するとともに関係市、町長らから状況説明を聞き、被災者らを激励した。

一方、衛生部では、浸水地域の飲料水を確保するため、市町村、保健所と連絡をとり、給水車をフル運転して、給水活動を続けた。また、日赤県支部と委託契約を結び、住民の健康保持と伝染病予防につとめた。

土木部は、不通過路の復旧事業に全力を投入、救急車、消防車などの小型車が通れるよう一車線の確保につとめたほか、農林部は、流出した水稻の救護措置として種苗の供給体制を整えている。

津山で432ミリ

降り始めから今朝まで

岡山地方気象台が調べた各地の降雨量（降り始めから13日午前9時まで）は次の通り。

岡山188ミリ、津山432ミリ、新見386ミリ、千屋388ミリ、玉野106ミリ、和気191ミリ、久世453ミリ、恩原347ミリ、那岐山369ミリ、加茂423ミリ。

「毛布」など空輸 備中町、哲多町

13日から本格的な救援活動に乗り出した岡山県災害対策本部（本部長・加藤知事）は、午前8時37分、災害救助法の適用されている川上郡備中町と阿哲郡哲多町に、13師団（自衛隊）配属の中部方面ヘリコプターが救援物資を積んで、岡山市三軒屋を飛びたち、同8時55分、備中町に毛布百枚続いて哲多町にクレゾール10箱など薬品340キロを届けた。引き続き第二陣で哲多町には、毛布百枚などが届けられた。

さらに2市3町に災害救助法

岡山県は新たに、苫田郡鏡野町に12日午後8時45分、災害救助法を適用したのに引き続き13日午前0時半、同法の条件で岡山市、津山市、御津郡御津町、阿哲郡哲西町、上房郡有漢町の2市3町にそれぞれ適用した。これで県下の適用地区は、4市15町となった。

きょうも298校が休校

岡山県教委のまとめによると、13日午前9時現在、県立の公立学校298校が休校した。内訳は、幼稚園63園、小学校151校、中学校53校、高等学校31校となっている。

岡鉄初の大打撃70カ所が被害

（7月14日山陽新聞、夕刊）

3千人が復旧作業 伯備線開通は来月

9日夕から13日朝にかけて中国地方を襲った“ゲリラ豪雨”の影響で山陽本線はじめ岡鉄管内のローカル線もズタズタに寸断され、不通箇所が13日午後零時現在71カ所にのぼるという開局以来の大被害を受けた。

同局水害対策本部（本部長・庄司博一局長）では復旧作業を急いでいるが、芸備線と福塩線の一部は土砂流入や通信線の不通などで復旧のメドさえたっていない。

伯備線でも第7高梁川鉄橋の橋りようが傾斜し、全面復旧は8月下旬になる見込み。
同局管内のローカル8線のうち今回ほとんど影響の出なかつたのは宇野線だけ。

雨が降り始めて2日目の11日あさには伯備、津山、姫新、福塩、芸備、赤穂、吉備線の七線区で土砂くずれや道床流失、浸水などで被害が出はじめた。

こうしたなかで日生-伊里間の土砂くずれのため列車がストップした赤穂線が11日午前9時10分復旧、さらに足守川の増水で浸水した吉備線も同日中に復旧、一時は被害もこれまでかと思わせたが、雨勢は衰えず被害規模も増大した。

その後13日午前10時、津山線牧山-野々口間の土砂くずれが復旧したのを除いて、同水害対策本部の調べ(13日午後零時現在)では、管内のローカル線の不通箇所は、伯備線で方谷-井倉間の第7高梁川橋りよう傾斜や美袋-備中広瀬間の築堤崩壊など11カ所、姫新線で久世-勝山間の法面、土砂くずれや勝山-月田間の道床流失など9カ所、芸備線で東城-八幡間の岩石流入や道床陥没など35カ所、福塩線で上下一塩町間の電柱倒壊など16カ所の計71カ所にのぼり、開局以来の大被害となつている。

このため芸備線が全線不通になつているのをはじめ、伯備線は総社以北が不通のため岡山-総社間で折り返し運転、姫新線でも新見-月田、津山-姫路間の部分運転、福塩線も福山-府中間で折り返し運転をしているのが実情。

復旧作業は天候が回復した13日朝から本格化した。庄司博一本部長も伯備線を中心に陣頭指揮に乗り出し、保線作業員や職員ら約34人を動員し作業を急いでいる。

不通箇所のうち姫新線と福塩線の府中-上下間は14日朝復旧、伯備線では14日朝から岡山-美袋間で通勤列車のみ運転を始めたが、芸備、福塩線(上下以北)は復旧のメドはたつていない。

とくに伯備線の場合、第7高梁川の橋脚部が埋まつている川底の土砂が約80センチの深さでえぐりとられており、仮橋脚をつくるのに20日以上もかかるという。さらに橋ゲタ一つ運ぶにしても国道180号線がメチャメチャになつているため、津山、姫新両線を経出しなければならず、作業能率はあがつていない。

このほか、同線備中広瀬-高梁間の道床が720メートルにわたつて流失しており、全線復旧は8月下旬になる見通し。

岡鉄局では「防災対策には力を入れているが、なにぶん80年に一度という大災害だけに打つべき対策もなかった。地域住民に迷惑をかけるが復旧作業には全力をあげる」と話している。

被災地は怒る 7月豪雨禍

(昭和47年7月20日～24日 山陽新聞)

“7月豪雨”は“人災”だった。岡山県下の旭、高梁、吉井三大河川の増水、はんらん。県北一帯に400ミリを越す集中降雨があつたにせよ、治水を果たすはずのダムの放水が、逆に浸水被害を戦後最大規模にしたことは否定できない。御津郡建部町、新見、高梁市、川上郡備中町…などダム下流の被災者から聞いた第一声は「ダムが水びたしにした」という怒りだった。さらに辺地中小河川で露呈した堤防改修の立ち遅れ。水禍が過疎に追い打ちをかけた。県はこの豪雨災害から何を学びとり、どうこたえるのか。

建部町鶴田地区

「間違いなくこれは人災です。豪雨が十分予測できたのに、何も手を打たずに行きあたりぼつたりの放水をするなんて…。昭和9年の水害を教訓に、絶対に洪水を防ぐということで犠牲を払いダム建設に協力したのにこのありさまだ。もう安心して住めない」。御津郡建部町鶴田地区で、区長の小野基鶴田郵便局長(54)は怒りに声をふるわせる。

旭川第2えん堤から約500メートル上流。県道べりの30戸足らずの地区。大半が軒近くまで水につかつた。濁流にのみ込まれた家財道具や商品は数えきれない。

文字通り“寝耳に水”の大量放水だった。刻々増す水位。第1えん堤からわずか2.5キロ地点にありながら、地区に届く放流量情報は町役場経由だけ。8キロ離れた福渡から役場の広報車がたどり着くころには、次の情報が役場にはいつている。「もどかしかつた。歯がゆかつた。今度のような非常時にはダムに近い地区に事務所が直接知らせるくらいの便宜を図つてもよからう」住民の1人は、おぎなりの通報体制を激しくなじる。

「毎秒2千トン放水」の電話連絡が小野さんのもとに届いたのが11日午後11時半。地区にふれ回るため小野さんが自宅を出た時は、道路も浸水していなかつた。それが全戸に連絡しているわずか2、30分の間に情報が一変した。地区の東を流れる滝谷川に増水した旭川の水が逆流。幅約8メートルの滝谷川はまたたくまにはんらんし、鶴田地区を濁流のウズの中に巻き込んだ。

胸までつかる水の中を住民たちは着のみ着のまま逃げ出した。何も持ち出す暇もなかった。水にはいつたまま家の前でほう然と立ちつくす人を「命の方が大事じゃ、はよう逃げろ」としかり飛ばす声。わけのわからないわめき声。悲鳴…。目の不自由な老女の手を引いて高台の公民館へ避難した小野さんの妻房子さん（50）は「本当に地獄でした。1人も犠牲者の出なかったのが不思議なくらい」と当時を思い出し恐怖に身をふるわせる。

道路のあちこちにうず高く積まれたゴミとドロの山。見る影もなく荒れはてた家。パツサリはげ落ちた壁土、へし折られた柱が水勢のすごさを物語る。黙々と跡片づけする地区民ちはうつろな表情だ。倉庫の商品を半分以上流された横原忠治さん（72）は「もう何をする元気ももうなつた」とポツリ。地区の入り口で食堂を営む岡田登志太さん（72）は怒る。「発電だけを重視した県の行政姿勢が腹ただしい。下流の住民の危険など考えもしないのか」一。

やり場のない怒り。不自信。若者は次々と町に出て行く。残っているのは高齢者ばかり。過疎に加えて水害の追い打ちは、地区民を完膚なきまでにうちのめした。「天災ならどうしようもないが、これは違う。県に損害を全面的に補償させろ」一せつばつまつた住民たちの声だ。

真庭郡落合町 備中川

真庭郡落合町では中小河川が“徹底的”にはらんした。旭川に注ぐ備中川、旦土川、河内川、当麻川とそれらの川の10近い支流。落合町役場がまとめた河川被害は265カ所、6億5千万円にのぼる。随所で堤防が決壊し、流域は水びたしになった。中でも被害が大きかったのは南垂水地区約80戸。前を備中川、背後を山に囲まれたイ草特産地。

10日夜から11日未明にかけ、同地区沿いの備中川堤防5カ所が決壊。濁流は山ざわまで押し寄せた。地区民は命からがら山へ逃げた。町役場への連絡の道は途絶えた。孤立無援。地区民たちはひたすら夜明けを待った。が、間もなくとんでもない事態が発生しているのに気づき仰天した。家財道具の整理に夢中で堤防の決壊や増水に気づくのが遅れ、濁流の中に取り残された人がいたのだ。それも満1歳の幼児や子どもを含め17人。「助けて」「とつちじやー」、二階から顔を出し泣き叫ぶ子ども。主婦。手を合わせるお年寄り。山に逃げのびた人たちは「がんばれ、今助けに行く」と声を限りに叫びました。屈強な地区民で“救助決死隊”が編成され、ロープを渡して急流を横切り、1人ずつ救出した。

11日午前3時ごろから始まった救助活動の終つたのが午前7時すぎ。最後の1人が山にたど

りついた瞬間、周囲の人々の間からドツと拍手が起こった。「とにかくすごかった。大きな流木が家にゴツン、ゴツンと当たりながら矢のようなスピードで流っていった。正直いつてあの時はもうだめかと思つた」— 一家7人がとり残された柴田喜代三さん(32)は語る。

水害のツメあとは見るも無残。根元からバツサリ倒れた収穫寸前のイ草。田んぼも畑も全滅だ。堤防下にあつたイ草田や水田はあとかたもなく消えている。大小の石と大量の土砂で埋まり、丸太やゴミがごろごろころがつている。土に埋まつたイ草を掘り起こしていた山本光夫さん(57)は「みんなイ草に命をかけとるんじや。なんぼドロをかぶつても刈らにやあならん」とはき捨てようにつぶやく。柴田静真同地区災害対策委員長はイ草の処理に頭を痛める。「どつちみちこのままにはしておけない。9月ごろまでおいといて焼き払うのがいいという専門家の意見もあるが、どうすればよいか。イ草には救済制度がないのがつらい。視察にみえた知事には窮状を訴えたのだが…」と。

喜多仲次落合町総務課長は「中小河川の改良工事の遅れが今回の災害につながつたが、湯原ダムが一度に大量放流したのも一因。とくに備中川の合流地点では旭川の水位が上がつたため、備中川からの流入がさえぎられ逆流してあふれた。降雨量を的確に判断して放流を操作していれば被害はもつと押えられたはず」と指摘する。ダム操作の改善と中小河川の早期改修が緊急課題。それも改修は原形復旧でなく、川の流れを変えてしまうくらいの決断が必要ともいう。

落合町と上房郡北房町にまたがる備中川。同川の改修はこれまで同町の合同議題に再三取り上げられ県にも陳情しているが、本格的な工事は行なわれなまま。「選挙区が1、2区にまたがつているから頼みの代議士がバラバラに行動するため取り残された。政治の谷間の悲劇だ」「北房町は改修に熱心だが、落合町は今まで被害がなかつたのでのんびりしていた」— 住民の単なるうわさ話とだけ片づけられない問題だ。

柵原町

「ここは38年にもつかつたんです。あれから10年、県はいつたいなにをしてくれた。それに吉井川上流の黒木ダム、恩原ダムがうまく放水量を調節していたら、こうまで被害を大きくせずすんだのでは…。天災なんてもんじやないですよ」。久米郡柵原町久木、自動車・自転車店経営の鈴鹿尚市さん(58)は吐き捨てるようにいつた。床にこびりついた土砂、壁に刻みこまれたシミは洗つても洗つてもおちない。

役場、郵便局、商店などの密集した久木地区は、同町の心臓部だが、軒なみに床上3メートルの水をかぶつた。交通網、電話も全く絶え、まる2日、孤立状態が続いた。柵原商店会(330会員)もほとんどの商品を水にやられた。いまだに開店休業。店を開いても、売る商品がないのだ。店先に放り出された大量の電気製品、衣料品…。みな泥だらけ。「鉾山の不況、それにこんどの水害。この町は立ち直れるかどうか」。ガランとした店内でもくもくとゴミや土砂を洗い流す商店主らの表情は暗い。

同町は吉井川沿いに細長くひらけている。だから大雨が降れば“水害”とは隣あわせ。昭和9、20年の大洪水、38年にも被害8億円の浸水被害。県下でも有数の危険地帯なのだ。ところが同地区の吉井川を管理する県河川課は「柵原地区は急カーブが多いうえ、遊水地帯もないため、はんらんの危険は多い。45年に吉井川改修の長期計画をたてたが、この地区の具体的な改修計画はなかつた」という。わずかに下流の吉野川、吉井川合流地点で、40年から国、県が“吉井川中流域地域改修”にとりかかった。だがこれとても年間予算2億円で、完成までにはこれから40、50年かかるという。気の遠くなるようなスローモーぶりだ。

さきの豪雨は無抵抗の柵原地区をようしやなく痛めつけた。吉井川の水位は警戒水位(4.5メートル)をはるかに上回り、7メートル近くになつたからたまらない。久木地区など5地区と、同町の動脈路線である県道津山一備前線はそつくり濁流にのみこまれてしまった。家屋の全、半壊57戸、床上、床下浸水260戸、9700人の町民のうち1200人もが被害にあつた。道路破損605カ所、橋流失24…。被害は同町史上最高の11億円にものぼつた。

「11日夜はまだ吉井川の水も道路の下を流れていた。これなら大丈夫だというので、病気で寝たつきのばあさんと二人で安心して寝とつた。しばらくすると水は、道路を越えて家にはいつてきた。隣近所もみなたんやわんやで助けも呼べん。年寄り2人だけでは荷物も出せず、ばあさんをおふつて逃げるのがやつとだつた。無気味な音が鳴り響き生きたこちはせなんだ」。同町大戸下、無職黒見音五郎(77)は破れた戸、コマイだけになつてしまつた壁の前で、ただぼう然。隣の団体職員亀山修治さん(32)も「ブロックべいもこの通り跡形もない。家の中にごつしりつもつたゴミ、土砂はやつと取り除いたが、どこから手をつけてよいやら。大工さんの手も足りない。とりあえず寝るところだけを作らんと」…。

復旧作業は、町水害対策本部の手で徐々にではあるが進められている。防疫班、救助班、建設

班が懸命に浸水地域を消毒、清掃したり、被害者に救援物資を配っている。だが、被災者らは11日から続いた連日の徹夜作業のため極度に疲労し、病人が続出し始めた。同町は17日朝、日赤県支部に救援をたのんだ。直ちに医師、看護婦らの救護班が医薬品を持って急行したため、伝染病などの二次災害の心配はひとまず消えた。住民たちもほつと一息。

だが、津山―柵原間約17キロの動脈県道は17日やつと復旧したものの、いたるところがぐずれ落ち、アスファルト、ガードレールもひきちぎられたまま。貴重な住民の足、定期バスの復旧は当分望めないという。完全にストップしていた郵便、電話も一部が復旧しただけ。農地、農作物、家屋の被害など町内のあちこちに残された豪雨のツメあとが消える日はまだ遠い。

中島守町長は「町の発展をささえてきた鉾山も不況で、6月に合理化案が示された。それにこの大被害。ふんだりけつたりです。とりあえず防水壁や遊水地帯を造るなど河川の改修を急がねばならない。国、県へも強く働きかけていく」と気をとりなおす。だが「辺地の河川改修はいつもあと回しにされる」―たび重なる災害に住民たちの不信と怒りはぬぐいがたいようだ。

阿哲郡哲多町・哲西町

山に囲まれた阿新地方にも“ゲリラ豪雨”のツメ跡はいたる所でなまなましい。高梁川本流沿いの新見市で家屋被災197戸、神代川流域の阿哲郡哲西町では全町1291戸のうち733戸が浸水、本郷川流域の同郡哲多町でも525戸に被害を出した。それに田畑、道路、橋りょう流失、堤防決壊…市町村単位に設置されている災害対策本部には各地区から正確な報告がはいるたびに被害もふえていく。「これまで大きな災害がなかつたとの理由から改修工事の対象からはずれていた中小河川がはんならんし、大災害をひき起こした」―小河正吉哲多町長は同地方の災害の特色をつく。

「“過疎災害”のひとつにつきます。強力な財政措置が望めない現状では、この水害で過疎化はさらに進むだろう」と暗い見通しに頭をかかえ込んだ。

哲多町蚊家の農業川上寿雄さん(62)は、本郷川のはんならんで田んぼ1ヘクタールの半分を流失、あとの30アールも石ころだらけの川原となつた。しかもおびただしい土砂の流出で付近の川底が田んぼより高い“天井川”となり、田んぼの石ころを取り除けば逆に川の水が流れ込る恐れにさらされている。「わずかに残つた田んぼも、これじゃ復旧の見込みもたたん」と川上さんの妻フジエさん(57)は途方にくれている。「米がつかれないと、百姓じやいうても米を買

わにやならん。いくら作れん田んぼでも税金だけはとられるじやろ。牛2頭を飼つとるが、秋に刈り入れができないと飼料にする稲ワラも買わなくてはならない。このままじゃ家族8人がひあがつてしまう」一。

災害の直後、加藤県知事は同町役場を訪れ「流失田は休耕田扱い（休耕補償金は前年度10アール当たり3～4万円）にします」と約束して帰った。新見市、哲西町でも知事発言をそのまま受けとめ、被災者を納得させている。ところがさる19日の参院災害対策特別委員会で足立農相は「すでに作付けされている水田は農業共済で補償される。休耕は6月で締め切っており、もう受け付けるわけにはいかない」とこれを否定する答弁をしたことから、知事の約束は裏切られてしまった。県農産園芸課でも「被災農家から休耕扱いの要望はあるが、県独自で判断できる問題ではない」と歯切れは悪い。「いつたいどうなるんだ」と被災農民たちは不安につつまれている。

同地方は山が深いだけに、バケツをさかさまにしたような豪雨はいたる所で道路網を寸断した。新見市、哲多、哲西両町内ではあちこちでアスファルト舗装がはげ、ひと昔前のデコボコ道に逆もどり。国道180、182号線、県道新見一成羽線などの主要幹線道は土のうを積んで8トン車以下の車両がやつと通行できるようになったが、県道北房一井倉一哲西などの“生活道路”はまだ復旧の見込みもなく、辺地にまだ孤立した地区が各所に取り残されている。

魚、肉類など貴重なタンパク源は高騰し、水害に続く物価高に泣いている。救援対策の立ち遅れもさることながら、災害のもとになった中小河川の改修計画は、いつこうに具体化しない。

「家屋が浸水しただけなら救援物資にたよって当座の生活もできよう。しかし私たちのように、生活手段の田んぼをごっそり奪われたものはこの先どうすればよいのか」と川上時子さん(32)＝哲西町蚊家＝もやり場のない怒りをぶつけていた。

新見市

同地方は新見市の中心部を高梁川が南下、同市の下流で西川、本郷川、小坂部川の三支流が高梁川本流と合流している。このうち西川には県営河本ダム（治水、工業用水、電気事業が目的）小坂部川には高梁川用水土地改良区が管理する小坂部ダム（治水、農業用水、電気事業）がそれぞれ建設されている。今回の集中豪雨では市街地が無傷だったのに対し、これらの中小河川の合流点以南の新見市井倉、同市草間谷地区のほとんどの民家に床上、床下浸水の被害を出したことから、ここでも「ダム管理にミスがあつたのではないか」とのダム不信もささやかれている。

谷合地区の会社員根岸勘三郎さん（54）は「あつという間に水かさが増え、逃げ出すのがせいいっぱいだつた。家財道具は全部水びたし。家はガタガタだ。災害防止が目的のダムが多量放水するとは何ごとか」と濁流が流れ込んできた恐怖の一瞬を話す。床上浸水家屋には市から見舞い金が出たがわずか2千円。同地区からマイクロバスで水島へ勤務する小川毅さん（49）は「家の跡片づけで働きに出るところではない。今月は先月分の給料で食っているが、来月はめしの食いあげです」と途方にくれていた。杉国夫市総務課長も「対策本部を設けたのは11日午後5時。その直前に河本ダムへ問い合わせたところダムふところが5メートルあるので大丈夫だと答えて安心しきっていた」とダムの不意打ち放流のいきさつを話す。

県河川課では“制限水位”の設定ミスを認めているが、同市ではあらためて県、高梁川用土地改良区に対し「浸水時の正確な放水データを公文書で回答せよ」と強く申し入れているという。同市では高梁川本流の小瀬原に河本、小坂部ダムにつぐ第三の千屋ダム（県営）を建設するためすでに実地測量にはいつている。ところが、今回の災害を契機に、水没地区の19戸に加え全市が反対に回ろうとしている。「治水のおかけもないダムはもうごめんだ」というわけだ。

備中町田原地区

「みなさん、これが最後の放送です。上流の雨量はさらに多く、ダムの放水量も増すものと思われまます。地区のみなさん、急いで高所に避難してください。放送本部も腰まで浸水しました。これが最後です、がんばってください」一。川上郡備中町田原地区の有線放送は12日午前1時前、悲痛な叫びとともにプツリと切れた。

同地区の中でも新成羽川ダム下の田原下、角子惣田地区はその直後、毎秒2.820メートルという異常放水によつて完全水没。道路、通信、電気もとだえ、両地区の48戸は暗ヤミのドロ海に沈んだ。

12日の夜が明け、ドロ水が引いた。だが、48戸のうち10戸が流失、その姿はどこにも見当たらなかつた。残つた民家もドロにうまり、柱や屋根を残して家財道具などいつさいが、ダム放流水に持ちさらされている

被害を大きくしたのは無警告のまま二度に渡つてのダム放水だ一と地区民は怒りをぶつける。理容業田村昭二さん（45）はいう。「11日朝、1回目が襲つてきた。そのときは腰のあたりまで、昼すぎには水が引いた。もう安心…と、避難先から荷物を持ち帰り、中にはタタミを敷

いて寝ていた人もあった。ところが、12日の午前1時ごろ二度目がやって来た。水番の若い者の“あぶない”“逃げろ”の声を追ってわずか5分で屋根まで濁流が上がった。みんなすべてを失った」。

田原ダム（新成羽川ダム下の第1調整ダム）の巨大なアーチの直下に住む農業三宅正さん（70）テルさん（63）夫妻は「濁流が山のようにもり上がってやってきた。しぶきが飛び風を巻き起こして…。あの恐ろしさは忘れられん。ダムさえできれば洪水はないといつていたのに…」と顔をひきつらせる。水が引き、対岸を見ると、5軒あった民家が姿を消していた。労働者天野久さんは家をすてきれなかった。さる43年、前の家がダム建設で湖底に沈むため、田原ダムの下に移ってきた。関係者から「水害は大丈夫」と言われて建てた家である。天野さんはダムの水が家を洗いはじめても避難しなかった。二階へ立てこもった。近所の人が強制的につれ出し、まもなく家は濁流にのまれた。

「ダムなんかもういらん。ダムさえなければ長年の経験で水のピークもわかり、逃げるにも方法があつた。水をため、知らせもなく、一時に流されたのでは、故意の洪水としか思えない。このままではダム下の住民は集団移転だ」。

ダムによる“治水”を公約され、信じ切っていた地区民はカンカンになつた。若者は「ダムをぶつこわしてやる」と意気まく。

前町会議長の加治家博町議は「ダムができれば洪水の心配がなくなると、町民はダム建設に協力してきた。管理する中国電力側には、操作上の違反はなかつたかもしれないが、下流の防水対策ができておらず、800トン以上の放流は洪水となることを知つていながら、警報処置もせぬまま異常放流したのは許せない」と語気を強める。

高梁市の調べでは、11日午前9時、最高2,130トンに上げた放水量を午後6時にはいったん810トンに落とし、さらに12日午前3時には最高2,820トンにあげている。

一面のドロ海は12日朝になつて引いた。残されたのは腰までもあるドロにうまつた家、道、庭…。地区民はぼう然自失。ただ立ちつくすばかり。町当局も打つ手がない。田原地区のほか、井川地区では旧発電所わきの川原の埋め立て地が民家5戸ごと濁流に押し流された。道路は寸断され、通信、電気はマヒ。各地区ごとに孤立している。

「地区ごとに対策本部を設置、復旧につとめられたい」。当時、町として出せる指示はこれだけだつた」と小田武雄町長。米だけは政府保管米をきよ出した。各地区では数日、それぞれわずか

に残った高地の民家で集団生活しながら“文明”から離れた生活を余儀なくされた。町当局では「とにかく幹線道を回復し、電気をつけよう」と総動員体制をしいた。だが、わずか1,400戸あまり、働き手の多くは町外に出て帰れないまま—という過疎の町で、組織的に動ける人は少なかった。

田原下地区では14日になつて緊急電話がやつと設置され、地区外との連絡がはじまつた。しかし働ける消防団員はわずか4人。地区全員がほとんどなすすべもなく、ドロに埋まつた家からわずかに残った家財のほり出し作業をしていただけ。「町や県はいつたい何をしてくれたのだ」—。細々とはいる救済物資も不足がち。孤立無援の地区にブルドーザーがはいつたのは16日だった。

19日になつて町外への道がやつと通じた。被災から1週間。本格的な救援、復旧作業が始まつたのはそれからである。やつと人心がついた時、生活のカテである川沿いの耕地は完全に川原になつていた。高地の畑も土砂くずれでまったく使用不能。他に収入の道とともない。「4億円あまりの町予算で、これからどうすればいいのか」—。過疎の町を襲つた“ダム水害”はあまりにも大きすぎた。町民も町当局もまだぼう然と惨状を見つめている。

高梁市広瀬地区

高梁川と成羽川の合流地点から約2.5キロ下流。高梁市広瀬地区。高梁川本流は大きくカーブして同地区を抱き込んでいる。11日未明、上流の同市河内谷地区からあふれた濁流は、180号線をえぐり取り、地区内へ一直線に流れた。

「病気で寝たきりの少女の家、1週間前に越して来た人…と急を知らせに回つて30分、そのときすでに床上まで浸水していた」広瀬駐在所の水田恒男巡查長は、きのうのように恐ろしい水勢を思い出す。二階建てのプレハブ事務所が矢のように目前を流れ去つた。駐在所前の消防器庫が2,3回グラグラと動いたと思う間にスツともち上がり、やみに消えた。同地区にはダム放水を知らせるサイレンきえ鳴らなかつた。濁流は突然に襲いかかり、荒れ狂つたのだ。

広瀬駅前付近は15日まで水が引かなかつた。水はガソリンスタンドなどから流れ出た重油、ガソリンをいっぱい浮かべ、水の中で火事の心配すらあつた。浸水した天井にベツタリと重油がこびりつき、衣類、家具は洗うたびに油が浮かぶ。市からの給水を受けるにも、容器さえない。その給水も16日でストップ。「いそがしいから水を持って来れば調べる」—ドロだらけの井戸

を心配する地区民たちは、市当局から冷たくつきはなされた。市からは16日になつてやつと小型ダンプが一台出動。そのご水田巡査長の要請で地元建設会社からシヨベルカー、ダンプが来て道路をうめたヘドロの取りのぞき作業が始まつた。「当局のおざなり対策は許せない。そして元凶のダムも。おれはいまにダムをブツこわして行く」と意気まく地区民。屋根までドロをかぶつた民家で、老人たちが氣力を失つた表情で屋根のゴミを落とす。若い働き手の姿はない。

「堤防には4ヘクタールもの竹やぶがあつて水を防いでいた。それも道路改修や開発で姿を消して水勢を強めた。ダムへの期待も裏切られ、流れ出たガソリンで家財をみんなだめにした」飲食店経営亀川薪男さん(53)の表情はゆがむ。

同市の被害は3地区を中心に流失2戸、全壊38戸、半壊42戸…など、被害総額32億7千万円。

成羽町

川上郡成羽町でも二度に渡つて浸水した。町の中心部で成羽川堤防が3カ所に渡つて決壊、町のほとんどが浸水した。

ダムは信じられない。上流の東城町の知り合いと連絡、猛烈な豪雨と聞いて11日午後11時前、町独自の避難命令を出して助かつた」と渡辺醇造町長。11日朝の第1回放水後、高梁市、警察代表などが“まだ大雨洪水警報下だから、ダムの貯水をおさえてくれ”と中国電力に申し入れたが、けられたという。

そして12日早朝、前回は上回る大放水。同町日名口、酒・食料品店経営西平清吉さん(42)は「1回目は店にがんばり柱にのぼつてのがれた。安心していたところへ2度目が来た。大木が店を突き抜け商品は全部流された」という。裏の竹ヤブに、茶色によごれたカヤや寝具、おもちや類がひつかり虚を突かれた2回目の浸水のひどさをみせつけていた。

同町の消防団は、救出、復旧作業に不眠不休の大活躍をみせた。18日には町長の要請でタタミ千枚が到着した。同町内へ誘致した企業がタタミ糸を製造しているため、佐賀県で床を作り、滋賀県で表を張るという離れわざをやつてのけた。町の高地からはトラツクいつばいの野菜もとどいた。渡辺町長は「吹屋銅山の閉山、坂本地区などの耕地の完全流失で手痛い被災を受けた。それにもかかわらず復旧作業では消防団を中心にやればできるところをみせてくれた」と被災にめげず立ち上がった町の姿を自賛する。

成羽町にはダム対策交渉委員会ができた。高梁でも「市にはまかせられない」と住民の被災者同盟が誕生、ダムの管理責任の追及、治水対策の改善を中国電力、県、国へ強く働きかけることになった。高梁市の青野克巳企画課長も「高梁川の河本（県営）小阪部（高梁川土地改良区管理）の2ダムは治水目的を持つており、2日間を通じて放水を一定していたのに新成羽川ダムだけが、県南工業地帯向けの利水一本ヤリ。極力水をため込んでたえられずに大量放水して被害をもたらした。あまりにも地区民をないがしろにした県南大企業優先の態度だった」と怒りをぶつける。

「このままここに住むのは自殺も同然だ。復旧もさることながら、さらに進んだ抜本対策を」と被災者は訴える。目前に台風シーズンをひかえて…。

第 3 章 災害救助と警備

1. 災害救助関係

(県厚生課資料)

災害救助法の適用

今次の災害において災害救助法を適用して救助を実施した市町村は下表のとおりである。

災害救助法適用市町村

発 動 月 日 時 分	市 町 村 名
7 月 1 2 日 0 4 . 3 2	建部町
〃 〃 〃 0 9 . 0 0	高梁市 佐伯町 矢掛町
〃 〃 〃 1 1 . 4 5	久米町 柵原町 備中町 哲多町 北房町
〃 〃 〃 1 4 . 3 0	落合町 成羽町
〃 〃 〃 1 7 . 5 0	新見市 川上町
〃 〃 〃 2 0 . 4 5	鏡野町
1 3 日 0 0 . 3 0	岡山市 津山市 御津町 哲西町 有漢町 吉井町 旭町
計	2 1 市町村

なお、災害救助法に基づく避難所の設置、炊き出し、飲料水供給についての基準期間は7日間であるが、8市・町、22地区については7日間の期間延長、さらに高梁市広瀬地区など4市・町8地区については7日間の再延長を厚生省に要請しその承認を受けた。

災害救助法適用市町村の災害救助費(県厚生課資料)

市 町 村	実 支 出 費 (円)	国 ・ 県 の 負 担 額 (円)	摘 要
岡山市	4,346,460	1,825,758	国、県の負担額は対象額の各 1/2 ずつである。
津山市	1,157,998	1,157,598	
高梁市	4,002,160	3,956,806	
新見市	3,439,710	3,011,856	
御津町	784,231	353,851	
建部町	1,973,429	1,397,402	
吉井町	470,750	340,873	
佐伯町	1,329,233	1,249,015	
矢掛町	(1,123,659)	(651,510)	
成羽町	1,081,359	609,210	
	4,966,050	3,514,073	

川上町	1 0 4 4.4 0 7	9 6 7.5 3 7
備中町	(2.9 9 7.0 0 6) 1 3 4 7.9 6 1	(2.4 7 4.5 7 3) 8 2 5.5 2 8
哲多町	(1.3 6 3.5 4 9) 7 6 6.6 0 9	(1.2 0 0.9 6 8) 6 0 4.0 2 8
哲西町	(3.1 2 1.8 6 3) 2.5 4 9.3 6 3	(2.4 1 5.7 5 7) 1.8 4 3.2 5 7
有漢町	1 6 5.2 3 3	8 5.0 9 4
北房町	2.5 2 4.3 9 2	1.6 1 7.2 9 6
落合町	2.8 3 0 2 6 9	2.6 6 7.1 6 2
久米町	1.3 9 6.7 1 1	1.3 6 3.9 6 7
鏡野町	6 3 6.4 2 3	6 3 6.4 2 3
旭町	3.1 9 4.5 1 2	3.1 9 0.0 9 2
柵原町	4.2 1 5.2 9 7	4.1 3 3.8 6 3
市町村計	(4 7.0 8 3.3 4 2) 4 4 2.2 2 2.5 5 7	(3 8.2 1 1.4 9 4) 3 5.3 5 0.7 0 9
岡山県	2 1.3 8 7.7 0 8	1 8.3 9 9.4 4 0
合計	6 5.6 1 0.2 6 5	5 3.7 5 0.1 4 9

注、()内は、県で購入送付したものと市町村で購入したものを合せて被災者に給付した合計額である。

災害救助法による救助費の種目別内訳表

(単位 千円、千円以下は捨5入)

種目別区分	内 訳	市 町 村			県			合 計		
		員 数	実支出額	対 象 額	員 数	実支出額	対 象 額	員 数	実支出額	対 象 額
I 救助業務に要した経費			(37738) 34879	(35185) 32325		16977	16712		51856	49037
1 救 助 費			(37740) 34879	(35185) 32325		16977	16712		51856	49037
(1) 収容施設供与費			3627	3571	45	13720	13455		17347	17026
	避難所設置費	39505	813	778		-	-	39505	813	778
	既存建物	39505	813	778		-	-	39505	813	778
	野外仮設		-	-		-	-		-	-
	天幕借上		-	-		-	-		-	-
	応急仮設住宅設置費	11	2813	2793	45	13720	13455	56	16534	16248
(2) 炊出しその他による食品給与費		25378	(4815) 4266	(4390) 3871		549	549	25378	4815	4390
(3) 飲料水供給費		82980	358	358		-	-	82980	358	358
(4) 被服・寝具その他の生活必需品給与費		3179	(17038) 14721	(15119) 12808		2312	2312	3179	17038	15119
	全壊・流失	194	(2201) 1409	(2146) 1376		-	-	194	2201	2146
	半壊・床上浸水	2985	(14836) 13317	(12793) 11436		+	-	2985	14831	12973
(5) 医療及び助産費		14	32	28	86	74	74	100	106	102
	医療費	13	9	9	86	74	74	99	83	83
	助産費	1	23	19		-	-	1	23	19
(6) 災害にかかった者の救出費		678	33	33		-	-	678	33	33
(7) 住宅の応急修理費		92	6145	6146		-	-	92	6149	6146
(8) 生活資金の貸与費			-	-	1	30	30	1	30	30
(9) 学用品の給与費		593	822	736		-	-	593	822	737
	小学校児童	373	428	412		-	-	373	428	412
	教科書	113	59	59		-	-	113	59	59
	文房具等	333	370	354		-	-	333	370	354
	中学校生徒	220	394	324		-	-	220	394	324
	教科書	62	84	84		-	-	62	84	84
	文房具等	214	311	241		-	-	214	311	241
	調理排費	1	16	16		-	-	1	16	16
	大人	1	16	16		-	-	1	16	16
	小人		-	-		-	-		-	-
(10) 死体の捜索費			-	-		-	-		-	-
(2) 死体の処理費		2	8	8		-	-	2	8	8
	洗浄縫合消毒等	1	2	2		-	-	1	2	2
	一時保存	1	2	2		-	-	1	2	2
	検 索	1	4	4		-	-	1	4	4
(3) 障害物の除去費		205	3285	3224		-	-	205	3285	3224
(4) 輸 送 費			758	758		276	276		1034	1034
(5) 人 夫 賃			798	798		16	16		814	814
2 実費弁償費			-	-		-	-		-	-
3 法 助 金			-	-		-	-		-	-
4 損失補償費			-	-		-	-		-	-
II 救助事務に要した経費			9343	3021		4410	1687		13754	4713
1 県 事 務 費			7310	-		4410	1687			
2 市 町 村 事 務 費			9343	3021						
合 計			(47083) 44223	(38211) 35351		21388	18399		65610	53750

注. 1. 対象額は、国、県の負担額(国、県の負担割合は各1/2ずつ)

2. ()内は、県で購入送付したものと市町村で購入したものを合せ被災者に給付した合計額

災害応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った罹災者に対しては、災害救助法を適用して、応急仮設住宅を建設し貸与（期間2カ年）したが、その実績は次のとおりである。

仮設住宅の規模

プレハブ住宅 平屋建 建坪19.44㎡，間口3.6m×奥行5.4m，和室8帖1室のほか台所，
便所付き

建設戸数

県が建設した戸数

高梁市2戸 新見市3戸 備中町12戸 成羽町1戸 川上町3戸 有漢町2戸
矢掛町1戸 哲西町4戸 哲多町2戸 北房町3戸 久米町1戸 建部町3戸 柵原町4戸
津山市1戸 旭町3戸
計 15市・町，45戸

市・町が建設した戸数

新見市7戸 哲西町1戸 建部町1戸 英田町1戸 作東町1戸
計 5市・町，11戸

合計 17市・町，56戸

災害救助対策費の補助（県独自）

県は今次災害による被災者に対する応急救助を円滑に行ない、民生の安定に資するため、市町村長が行なった応急救助事業に要した経費に対して、単独県費による補助を行つたが、その補助の対象事業・補助率、補助実績等は次のとおりである。

岡山県災害救助対策費補助金交付要綱別表 (昭和47年7月29日)

補助金の対象となる事業	対 象 経 費			補助率	摘 要				
	対 象 者	支 出 者 目	費用の限度額						
1. 応急仮設住宅設置費	1. 住家が全壊又は流失し居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位) 2. その他知事が必要と認められた者(世帯単位)	応急仮設住宅設置のため必要な整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費、建築事務費等一切の経費	1. 規格1戸当り19.8㎡以内 2. 限度額1戸当り299,000円以内 3. 期間 災害発生の日から30日以内	1/2以内	設置基準戸数 1. 災害救助法適用市町村 全壊又は流失した世帯のうち国庫負担対象分を除く世帯 2. 災害救助法非適用市町村 全壊又は流失した世帯				
2. 住宅応急修理費	住宅が半壊し、自らの資力により応急修理できない者(世帯単位)	住宅の応急修理のため必要な原材料費、労働費、輸送費及び工事事務費等一切の経費	1. 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最少限度の部分 2. 1世帯当り71,600円以内 3. 期間 災害発生の日から30日以内	1/2以内	修理基準戸数 1. 災害救助法適用市町村 半壊世帯のうち国庫負担対象分を除く世帯 2. 災害救助法非適用市町村 半壊した世帯				
3. 生活必需品給与費	全半壊、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活に必要な被服寝具その他生活必需品をそう失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)ただし死亡者、転出者を除く	被害の実情に応じ、次の物を支給するに要する経費 1. 被服、寝具及び身のまわり品 2. 日用品 3. 炊事用具及び食器 4. 光熱材料	1. 限度額 1世帯当り	1/2以内 災害救助法非適用市町村に限る					
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごと加算
			全壊・夏(4月~9月)	5,800	7,300	10,500	12,500	15,800	2,200円
			流失・冬(10月~3月)	9,200	11,800	16,300	19,000	24,000	3,200
半壊・夏(//)	2,000	2,700	4,100	5,000	6,400	800			
床上浸水・冬(//)	3,000	4,100	5,800	6,900	8,700	1,100			
			2. 期間 災害発生の日から30日以内						
4. 学用品給与費	住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	被害の実情に応じ、次の物を支給するに要する経費 1. 教科書(教材を含む) 2. 文房具 3. 通学用品	1. 教科書 実費 2. 文房具及び通学用品 小学校児童1人当り 1,240円 中学校生徒1人当り 1,330円 3. 期間 災害発生の日から30日以内	1/2以内	災害救助法非適用市町村に限る				

災害救助対策費の補助実績表

(単位=円)

市町村名	事業費 (円)	県 費 補 助 額						計
		応急仮設住宅		住宅 応 急		生活必需品		
		戸	設置費	世帯	修理費	世帯	支給費	
高梁市	964,400	1	149,500	9	322,200		—	471,700
新見市	1,196,000	4	598,000	—	—		—	598,000
津山市	1,074,290		—	7	241,550		—	241,550
総社市	13,900		—		—	4	6,000	6,000
北房町	299,000	1	149,500		—		—	149,500
備中町	575,700		—	15	287,850		—	287,850
哲多町	429,600		—	7	214,800		—	214,800
旭 町	750,140	2	231,870	4	143,200		—	375,700
柵原町	2,079,086		—	24	859,200		—	859,200
日生町	71,600		—	1	35,800		—	35,800
湯原町	71,600		—	1	35,800		—	35,800
加茂町	150,000		—	2	71,600		—	71,600
中央町	1,770,160	5	747,500	—	—	5	22,100	769,600
作東町	320,000	1	149,500		—		—	149,500
英田町	320,000	1	149,500		—		—	149,500
勝央町	320,000	1	149,500		—		—	149,500
建部町	419,030		—	6	209,512		—	209,512
合 計	10,824,506	16	2,324,870	76	2,421,512	9	28,100	4,774,482

注、 学用品支給費については該当のものがなかった。

世帯更生資金・特別世帯更生資金の貸付

県は、被災者に対し、一般世帯更生資金貸付枠の拡大により低利資金の貸付けを行うとともに、新たに特別世帯更生資金制度を設けて、床上浸水以上の被災者に対し、県社会福祉協議会を通じて生活資金、住宅資金等の融資を行なった。

特別世帯更生資金制度の要綱および貸付実績は次のとおりである。

岡山県特別世帯更生資金貸付制度綱要

(昭和47年7月25日)

第1 目的

この要綱は、昭和47年7月豪雨により被災した世帯に対して資金の貸付けを行なうことにより、その安定した生活の回復を図ることを目的とする。

第2 貸付業務の実施主体

岡山県が岡山県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に貸付原資を交付して行なうものとする。

第3 貸付対象

昭和47年7月豪雨により被災した世帯で、次の各号に該当するものとする。

1. 床上浸水以上の被災世帯
2. 独立自活ができると認められる世帯
3. 世帯更生資金貸付制度による融資を受けることができないと認められる世帯
4. 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認めた世帯

第4 貸付金額の限度

1. 貸付ける資金(以下「貸付金」という。)の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 全壊および流失世帯は、45万円以内
 - (2) 半壊世帯は、30万円以内
 - (3) 床上浸水世帯は、15万円以内
2. 前項に定める限度額により難い特別の事由があるときは、知事は予算の範囲内において、当該限度額を引き上げることができる。

第5 貸付方法および利率

1. 貸付期間は2年(据置期間6箇月を含む。)とし、利息は年3%とする。ただし、据置期間中に償還金の全額を償還した場合は、利息を徴収しない。
2. 貸付金の交付は、一括交付の方法によるものとする。
3. 貸付金の償還は、原則として半年賦の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還することができる。
4. 貸付金の償還は、元金均等償還の方法によることを原則とする。

第6 一時償還

(以下省略)

特別世帯更生資金、世帯更生資金（災害関係）貸付決定状況
 （昭和48年3月31日現在）

社会福祉協議会名	被災件数	特別世帯貸付		一般世帯(災害)貸付		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
岡山市	371	3	550,000			3	550,000
倉敷市		38	11,250,000	3	900,000	41	12,150,000
玉島市				1	150,000	1	150,000
津山市	200	6	1,950,000	6	1,550,000	12	3,500,000
玉野市				12	3,350,000	12	3,350,000
笠岡市	35			2	450,000	2	450,000
総社市	72	2	600,000	1	300,000	3	900,000
高梁市	384	10	2,650,000	2	400,000	12	3,050,000
新見市	193	21	6,150,000	12	3,200,000	33	9,350,000
建部町	122	5	1,050,000			5	1,050,000
加茂川町	18			2	600,000	2	600,000
矢掛町	159	3	500,000			3	500,000
美星町	9			3	900,000	3	900,000
芳井町	25	1	150,000			1	150,000
北房町	409			15	4,400,000	15	4,400,000
有漢町	46	6	1,700,000	3	900,000	9	2,600,000
成羽町	360	7	1,800,000			7	1,800,000
川上町	41			23	6,550,000	23	6,550,000
備中町	113	16	4,550,000	2	600,000	18	5,150,000
哲多町	173	6	850,000	1	300,000	7	1,150,000
哲西町	88	8	2,300,000			8	2,300,000
神郷町		1	150,000			1	150,000
勝山町	12	1	450,000	1	300,000	2	750,000
落合町	308	37	7,350,000	16	4,600,000	53	11,950,000
中和村				1	300,000	1	300,000
鏡野町	125			1	70,000	1	70,000
奥津町		1	300,000	1	200,000	2	500,000
美作町	27			3	900,000	3	900,000

作東町	10	7				7	2,100,000
英田町		1	200,000			1	200,000
久米南町				4	1,050,000	4	1,050,000
中央町	8			2	600,000	2	600,000
旭町	90			3	900,000	3	900,000
柵原町	228	23	4,900,000	3	700,000	26	5,600,000
久米町	203	1	300,000	10	2,900,000	11	3,200,000
合計	4,421	204	5,180,000	133	3,707,000	337	8,887,000

(注) 被災件数は床上浸水以上のもの

弔慰金・見舞金の給付

災害による死亡者に対しては弔慰金、住家の被災者に対しては見舞金をそれぞれ給付したが、その実績は次表のとおりである。

災害救助法適用市町村における弔慰金

市町村	人数	給付額(円)	負担内訳		
			国費	県費	市町村費
岡山市	2	200,000	100,000	50,000	50,000
津山市	2	200,000	100,000	50,000	50,000
新見市	1	110,000	50,000	25,000	35,000
矢掛町	1	100,000	50,000	25,000	25,000
北房町	1	150,000	50,000	25,000	75,000
有漢町	1	100,000	50,000	25,000	25,000
哲西町	1	100,000	50,000	25,000	25,000
落合町	1	200,000	50,000	25,000	125,000
合計	10	1,160,000	500,000	250,000	410,000

県独自で給付した弔慰金，見舞金

市町 村名	弔慰金		見舞金		市町 村名	弔慰金		見舞金	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額
岡山	2	20,000	2	40,000	神郷			1	20,000
津山	2	20,000	3	60,000	哲西	1	10,000	16	320,000
玉野			1	20,000	哲多			4	80,000
井原			2	40,000	勝山			3	60,000
総社			2	40,000	落合	1	10,000	5	100,000
高梁			43	860,000	鏡野			1	20,000
新見	1	10,000	8	160,000	勝田			1	20,000
建部			4	48,000	勝央			3	60,000
加茂川			4	48,000	勝北			1	20,000
日生	1	10,000	1	20,000	美作			1	20,000
船穂	1	10,000			作東			1	20,000
矢掛	1	10,000	1	20,000	英田			1	20,000
美星	4	40,000	3	60,000	西粟倉			1	20,000
芳井			2	40,000	中央			5	100,000
北房	1	10,000	4	80,000	旭			3	60,000
有漢	1	10,000	5	100,000	久米			2	40,000
成羽			5	100,000	柵原			5	100,000
川上			34	680,000					
備中			49	980,000	総計	16	160,000	227	4,540,000

救援物資の配布

被災地救援のため、県は緊急救援物資を購入配布したほか、民間団体等から贈られた救援物資を配布したが、その実績は次表のとおりである。

なお、これらの緊急輸送のために、一部は陸上自衛隊から支援のヘリコプターによる輸送も行なわれた。

災害救援物資配分状況（県関係分）

配布月日	配布先	品目および数量	備考
7.13	哲多町	クレゾール液400本・次亜塩素酸ソーダ480本	ヘリコプター(衛生部)
〃	高梁市	クレゾール液50本・次亜塩素酸ソーダ30本	トラック(〃)
7.14	哲多町	毛布260枚	トラック(厚生課)
〃	哲西町	クレゾール液400本	トラック(衛生部)
〃	〃	毛布100枚	トラック(厚生課)
〃	〃	クレゾール液600本	〃(衛生部)
〃	新見市	クレゾール液1000本	〃(〃)
〃	高梁市	クレゾール液50本・逆性石けん液125本	〃(〃)
〃	北房町	クレゾール液400本・逆性石けん液800本	〃(〃)
〃	〃	次亜塩素酸ナトリウム液50本	〃(〃)
〃	備中町	玄米55俵	〃(農林部)
〃	哲多町	玄米20俵	〃(〃)
7.15	備中町	作業衣(上下)270・雨合羽270・タオル600本	〃(厚生課)
〃	〃	歯ブラシ歯ミガキ各230	〃(〃)
〃	〃	カーバイト20kg入り17籠	〃(〃)
〃	〃	ステテコ330・シャツ330・パンツ(男)330	〃(〃)
〃	〃	スリッパ220・シヨーツ370・シャツ(女)150	〃(〃)
〃	〃	シャツ(男)200・パンツ(男)205・スリーマ125	〃(〃)
〃	〃	シヨーツ215・シャツ(女)80	〃(〃)
〃	哲西町	毛布200枚	〃(〃)
〃	柵原町	ゴザ220枚(6畳敷)	〃(〃)
〃	矢掛町	ゴザ47枚(4.5畳敷)	〃(〃)

民間団体等からの支援物資（県民生労働部受付）

支 援 者	品 名	数 量	摘 要
森永乳業㈱	ミルク	1,000個	福祉事務所、日赤岡山 支部などを通じ、それ ぞれ被災地に配分した
岡山地方専売局	塩	3,937.8kg	
明治乳業㈱	ミルク	60個	
山陽新聞社会福祉事業団	クラッカー	100箱	
黒石商店	タオルケット	100枚	
日本専売公社岡山地方局	煙草	3,978個	
倉敷市児島社会福祉協議会	衣類	120着	
岡山放送㈱	ガム・キャンディ	850ケース	
	インスタント食品	200 //	
	石けん・シャンプー	400 //	
	その他	164 //	
㈱資生堂	石けん	50ケース	
愛媛県越智郡波方町役場	女物ブラウス	100着	
日赤岡山県支部	毛布	200枚	
	学生服	1,000着	
	ブラウス（女児用）	300着	
匿名	衣類	35点	
県庁幹部職員の婦人	毛布		
	タオルケット	929点	
	タオル等		
鐘紡㈱	食料品		
	医薬品	約1,000万円相当	
	衣類		
	石けん等		

また、日赤岡山県支部からの救援物資の輸送状況は次のとおりである。

（輸送先）

7月11日 高梁市広瀬地区（自衛隊のヘリコプターに要請）

// 12日 美作地区、笠岡市地区、和気地区

7月13日 高梁市地区，勝山地区，津山地区，高梁地区，建部町地区

// 14日 津山市地区，新見市地区，

// 15日 高梁地区

(輸送物資)

毛布 1,264 日用品セット 4,092 ねまき 2,339

衣類(下着) 1,725 タオル 1,725 薬品セット 192

合計 11,323点

災害見舞金の受付

今次災害にあたり，県に贈られた見舞金は次表のとおりである。

災 害 見 舞 金	
見 舞 者	金 額
天皇后両陛下	50,000円
自民党災害対策本部長 桜内義雄	50,000
参議院災害調査団	20,000
三重県知事	100,000
山形県知事	100,000
石川県知事	100,000
埼玉県知事	300,000
静岡県知事	100,000
山梨県知事	100,000
千葉県知事	200,000
茨城県下館市社会福祉協議会	7,050
中国電力株式会社取締役社長 山根寛作	3,000,000
株式会社日本ビジネスコンサルタント社員一同	71,149
日本自転車振興会	300,000
中国自転車競技会	50,000
県職員	1,382,421
合計	6,830,620

(注) 昭和47年7月24日までに県受付のもの

災害救助に対する協力・支援団体等

今次災害にあたり、災害救助活動に協力・支援を受けた団体等は次表のとおりである。

協 力 ・ 支 援 団 体 等

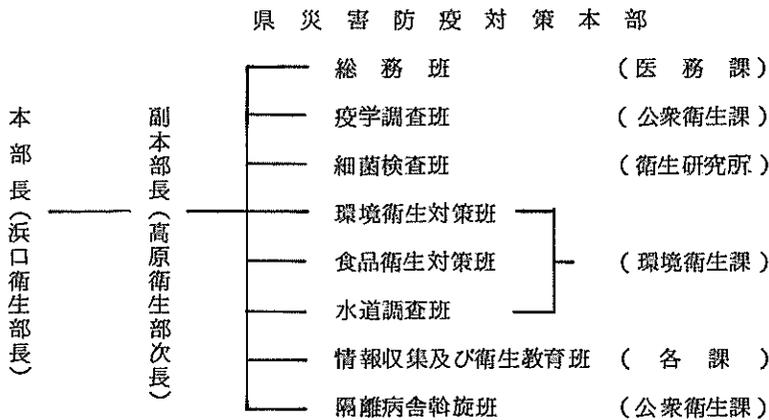
協 力 ・ 支 援 者	内 容
二宮興産株式会社	ゴムボート(貸出) 1艘
陸上自衛隊中部方面部隊	ヘリコプターによる負傷者及び救援物資の搬送
陸上自衛隊日本原駐とん地部隊	堤防補強等防災活動
岡山鉄道管理局	救援物資の輸送
総合病院岡山赤十字病院 岡山済生会総合病院 川崎医科大学附属川崎病院 岡山労災病院 津山市消防署 津山中央病院	救急車出動
平野外科病院	患者収容
岡山県医師会 高梁市 〃 新見 〃 川上郡 〃 久米郡 〃	健康管理の巡回診療
岡山市長 玉野市長 総社市長 津山市長 旭川中部衛生施設組合(管理者 御津町長) 勝英 〃 (〃 美作町長)	汲取し尿の最終処分
岡山県清掃事業協同組合	し尿収集運搬車の応援
岡山市水道事業管理者(水道局長) 陸上自衛隊日本原駐とん地部隊	給水タンクの貸出 〃 の派遣

2. 医療救護と防疫活動

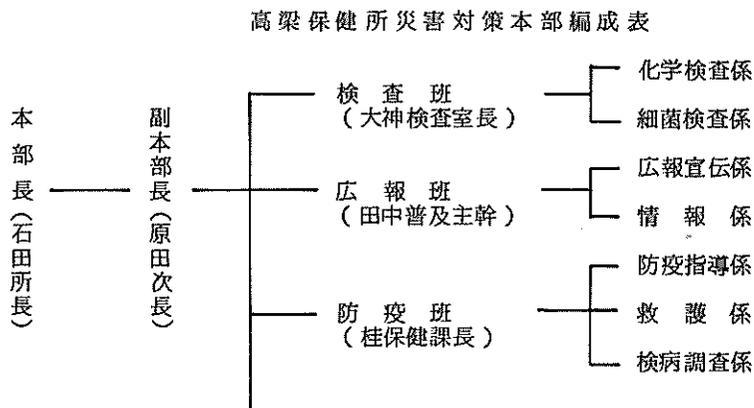
県災害防疫対策の体制

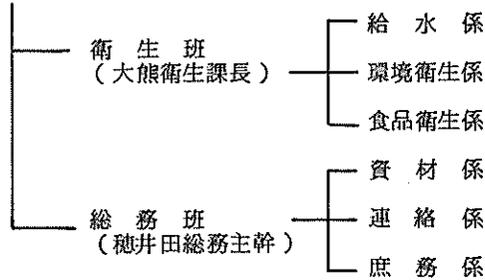
県衛生部は、県災害対策本部の一環として、災害情報の収集、連絡にあたっていたが、7月12日午前2時30分、災害は全県的に激甚な発生が予想されるに至ったので、各保健所に対し救護、飲料水、防疫についての現状を十分に把握し、即時に対処できる得よう待機を指示するとともに、日赤支部（既に待機中）、県医師会に対し協力方を依頼した。

県災害対策本部および各保健所からの災害情報により、7月12日午前9時、衛生部内に次の編成による県災害防疫対策本部を設け、防疫対策の万全を期した。



各保健所においても、それぞれ災害対策本部を設けたが、高梁保健所における編成は次のとおりであつた。





保健所災害対策本部は、管内市町村および医師会などと緊密な連携をとりながら防疫活動にはいった。

また、各市町村でも、それぞれ災害対策本部に衛生部(班)、防疫班などが設けられ活動したが、災害激基地の高梁市医師会(高梁市および上房郡)では、会員全員をもつて構成する高梁市医師会防疫対策本部(本部長は医師会長)が設けられ、救急措置についてはいつでも出動できる体制を整えた。

なお、県災害防疫対策本部は、昭和47年7月29日解散した。

高梁保健所における医療救護・防疫活動状況

災害激基地の高梁地区を管轄する高梁保健所では、災害発生とともに災害対策本部を設け、関係諸機関と協力して医療救護・防疫活動を行なったが、その状況は次のとおりであった。(高梁保健所発行「47年7月豪雨災害救助(防疫)活動記録」抜すい)

防疫活動

1. 活動方針

対策会議の決定によつて、活動の段階と作業内容を次のように区分して実施することを方針とした。

第一次防疫(7月11日～7月15日)	応急防疫活動
第二次防疫(7月16日～7月22日)	検病調査と巡回指導
第三次防疫(7月23日～7月31日)	巡回指導と事務処理指導

2. 活動の経過

すべての災害対策と防疫活動は、対策会議の決定によつて推進したのであるが、交通の途絶と停電などにより、初期防疫活動は困難を極めた。具体的な作業内容については、毎日夕刻に

開かれた検討打合せ会議において日々の情報交換と報告，翌日作業の細部決定をし，更に翌朝作業出発前に，各班メンバーの役割と行動打合せを行ない，意思の統一を図りながら推進した。

(1) 第一次防疫

ア．被害状況の把握

災害防疫の主たる目的は消化器系伝染病の発生防止にあるが，この目的を達成するためには，迅速かつ適切な予防措置を講ずることが最も必要なことである。しかし，実際には災害の混乱と時点の相異で入手情報がまちまちとなるので，現地へ出向いて直接被害の状況を把握するとともに，市町と協議し実状に即した応急措置を指導した。

イ．薬剤・器材必要量の確保

入手情報と現地踏査の実態から，市町と密接な連絡のもとに作業を行なったが，管内，薬剤のストックは比較的少なく，また，交通途絶によりその確保の困難性が考えられたので，次に示す薬剤使用基準を目安として必要総量の積算を急ぐと同時に管内の薬局，農協が保有する数量を確保し，不足分については県対策本部に依頼した。

薬 剤 必 要 量 算 出 基 準

クレゾール	浸水家屋1戸当り	50g (家内・便所)
逆性石けん	〃	〃 50g (家内)
次亜塩素酸ソーダー	浸水井戸1コ当り	15g (井戸・飲料水)
石 灰	浸水家屋1戸当り	6kg (床下・便所)

ウ．応急防疫措置

災害状況分布図を作成し，作業推進に備える一方，停電復旧と同時に予防教育用ちらしを印刷した。

市町に対しては，防疫班の編成指導を実施し，速かに浸水家屋，便所などの清潔と消毒方法を指導し，とりあえず汚染物件の排除に努めた。

エ．飲料水の確保

浸水地域は一部を除き飲料水に井戸を使用しているので，水道の衛生管理とともに井戸の消毒指導に万全を期した。

オ．避難所の状況把握と衛生指導

避難所は，応急仮設的でありかつ多数の人員を収容するため，衛生状態が悪化し易く，伝染病発生の誘因となる場合が多いので，その設置と避難状況の現地調査を実施するとともに衛生指導を行なった。

カ。薬剤適正使用の指導

防疫効果は、消毒活動と薬剤の適正な使用にかかっており、濃密指導を目標として実施した。なお、指導上の基準は概ね次によることとした。

使用薬剤と指導基準

使 途	使用薬剤	指 導 内 容
床 下 便所の周辺	消 石 灰	1戸当り約半袋(6kg)を均等に散布
	DDVP油剤	1戸当り500~1,000ml噴霧
屋 内	クレゾール石けん液	3%溶液を使用する。 } 水1,800cc(1升)に対し 原液を薬剤びんのキャッ プに8~10杯入れたもの
	逆性石けん液	
食 器	逆性石けん液	〃
手 洗	クレゾール石けん液	〃
	逆性石けん液	〃
便 池 ごみた み ぞ	オルソ、チクロール ベンゾール	50倍にうすめて散布する。
	消 石 灰	周囲に散布する。
井 戸	次亜塩素酸ソーダ	「井戸の水量早見表」(別添)により2~3Ppm投入。水180ℓ(1石)に6%の次亜塩素酸ソーダ6~9gの割合。 例、 $75cm \times 255cm = 1,159\ell$ $1,159\ell + 180\ell = 6.4$ 倍 $3g \times 6.4 = 19.2g$

(2) 第二次防疫

ア。巡回指導

7月15日をもって、浸水地域の家屋、井戸の消毒など、応急防疫措置は一応完了したが、地区末端への浸透と予防の徹底を期するため、巡回指導班(防疫班と衛生班をもって編成)をあらたに2コ班編成し、巡回指導と有症者の発見にあたらせた。

イ。患者の早期発見

水害地にひとたび赤痢などの伝染病が発生すれば、まん延も早く、集団発生が憂慮され一刻も早く患者を発見し迅速な処置を講ずる必要があるので、検病調査班(検査班と防疫班をもって編成)2コ班を設けて、巡回指導班と密接な関連機能をもたせた。

2コ班のうち、1コ班は医療機関、愛育委員支部長、部落長、学校などを重点に、各市町役場を拠点として活動し、他の1コ班は常に出動体制をとり本部に待機させた。

ウ。医師会の協力

有症者の発見と通報および検便など保健所からの依頼によつて、医師会防疫対策本部から管内各医療機関に対して連絡がなされ、保健所および市町防疫活動に対し緊密な援助協力が得られる体制となつた。

エ．食品衛生指導

交通途絶による食品の流通難と停電による冷蔵庫の機能休止などを考慮し、被害激じん地域の監視指導を特に重点とした。

オ．衛生害虫の駆除

家屋など応急消毒処置が完了した地域から順次殺虫剤を散布させた。

カ．ごみ、およびし尿処理

激じん地域の堆積泥土、流木、ごみなどの量はぼう大なものであり、その収集と焼却、埋没の立地条件と処理方法の指導を行ない徹底を図つた。

また、し尿処理については、他の地域へ依頼する一方、高梁市処理場の短時日復旧を期し、また、北房町については真庭衛生組合施設の被害が大きいため真庭郡落合町処理業者の手を通じて分散処理した。

(3) 第三次防疫

7月24日から平常業務に復したが、保健所災害対策本部の体制はそのままとし、巡回指導班は、復旧作業の遅れている激じん地域を重点に指導を継続し、検病調査と医師連絡、水道の維持管理、市町防疫事務処理の指導などに当つた。

3. 活動の概況

(1) 予防教育

管内住民に対し、伝染病予防知識と消毒薬剤使用方法の徹底を図るため、7月13日にちらし「水害地域のみなさんへ」を10,000枚印刷し、13日～14日にかけて全管内への配布を完了した。また、市町に対し「災害防疫活動のしおり」および広報用原稿を配布し、有線放送と広報車を通じて一般に周知させるよう指導する一方、保健所の放送設備のある車輛3台を使って広報活動を実施した。その状況は次のとおりである。

種 別	配布件数	使 途	備 考
ち ら し (水害地域のみなさんへ)	10,000枚	一般住民配布用	停電復旧後直ちに印刷 14日 配布完了
パンフレット (災害防疫活動のしおり)	20部	市町担当者および指導者用	13日 印刷 14日 配布完了
放 送 原 稿	50枚	市町有線放送 広報車用	“ “
広 報 車	3台	管内 高梁市, 有漢町, 北房町 管外 新見, 成羽保健所管内	13日～18日

(2) 避難所の衛生指導

被災住民の避難状況については、「第4 避難所の状況」で述べたが、高梁市の場合には多人数でも組織的でその状況把握が容易であった。

北房町, 有漢町については, 各自が任意に学校, 公会堂などに分散避難し, 一時的なものであった。従って指導は高梁市の広報, 河内谷, 玉川, 落合の4地区に重点をおいて実施した。

ア. 指導の方針

避難所の衛生指導は, 災害防疫の実際活動として第一に着手すべきものであり, 衛生状態が悪化しやすく, 伝染病の発生源となることが多いので, 衛生指導と検病調査を繰返し, 次の各項目を基本として推進した。

(ア) 施設の管理者を通じ収容者中の責任者を設け, できれば自治組織を編成させるように指導する。

(イ) 少なくとも1日1回以上巡回指導と検病(聞きこみ)調査を行なう。

(ウ) 有症者を発見したときは, 直ちに検病調査班, または対策本部に通報するとともに応急処置をする。

イ. 指導の要点

(ア) 生水, 生ものなどの飲食物の指導をする。

(イ) 手洗いの励行のため, 逆性石けん液などを要所に配置させる。

(ウ) 飲料水の適否とその取り扱いに留意させる。

(エ) 下痢, 腹痛, 発熱などがあるときは, 進んで申しでるよう指導し, 直ちに受診を勧める。

- (イ) 便所、炊事場、洗濯場などの清潔と消毒，できれば防虫設備を設けさせる。
- (ロ) 衣服は日光にさらし，特に必要あるときは，クレゾール石けん液などによる消毒をさせる。
- (ハ) 衛生害虫発生防止のため薬剤散布をする。
- (ニ) 炊事の従事者はできる限り専従とし，健康状態をチェックする。
- (ホ) 配膳時の衛生，残飯などの処理を厳重に指導する。
- (ヘ) 食器などの取扱いと消毒について指導する。

ウ．たき出しの状況

避難所のたき出し状況は表11のとおり，いずれも高梁市関係で，長期間にわたったのは広瀬および河内谷であり，短期間であるが規模が大きいのは落合町および南小学校であった。

医療救護

災害によつて通信，交通ともに途絶したため，負傷，疾病等の患者が発生した場合の救急措置が心配されたが，関係機関協力のもとに次のような措置がとられた。

1. 医師会防疫対策本部の設置

災害発生と同時に高梁市医師会（地区は高梁市および上房郡）会員全員をもつて構成する高梁市医師会防疫対策本部（本部長は医師会長）が設置され，救急措置については，いつでも出動できる体制が整えられた。

また，市町および保健所等が行なう防疫に対する協力，援助の体制もとられた。

2. 救急措置

(1) 人工じん臓患者緊急透析

高梁市役所から人工じん臓患者（市内男）の透析について連絡があり，市と共同作業により倉敷市重井病院へ入院させた。

(2) 負傷者の措置

7月12日午前2時過ぎ，北房町中津井地区で山崩れにより家屋が全壊して負傷者5名（重傷3，軽傷2）がでた。地元の広恵医師により応急措置がなされ，軽傷者2名は広恵病院へ入院したが，重傷者3名については，町長が県対策本部を通じ陸上自衛隊にヘリコプターの一応援を要請して，真庭郡落合町落合病院へ空輸入院させた。

(3) 虫垂炎患者の入院

高梁市中井地区に虫垂炎患者が発生したが、道路損壊のため救急車が途中まで迎えに行き、軽二輪車により救急車へ中継して高梁中央病院へ入院させた。

3. 巡回医療班設置

(1) 目的

高梁市広瀬および河内谷地区は、災害救助法の適用期間が延長される程の大きな被害を受けており交通事情等の環境も悪く、加えて連日の酷暑の中にあつて復旧作業等激務のため患者の多発が憂慮されたので、当地域住民の健康管理を行なうため7月19日から22日までの4日間現地において無料で診療にあたることとした。

(2) 編成

巡回医療班は、高梁保健所、高梁市、高梁市医師会（医師2名、保健婦3名、看護婦3名事務担当員2名）をもって編成した。

(3) 激じん被災地区民に対する巡回診療は4日間の短期間ではあつたが、受診件数は表10に示すとおり123件となつており、その最も多かつたのは、過労の88件、外傷25件となつている。

巡回医療班診療内訳表

月日	地区 科別	広瀬地区		河内谷地区		合計			
		内科	外科	内科	外科	内科	外科	計	
7.19	医師	2	件	件	件	件	件	件	
	看護婦	3							
	保健婦	1	2 1	5	2	0	2 3	5	
	事務	5						2 8	
7.20	医師	2							
	看護婦	3	2 4	6	5	0	2 9	6	
	保健婦	2							
	事務	4						3 5	
7.21	医師	2							
	看護婦	3	2 1	7	4	0	2 5	7	
	保健婦	3							
	事務	4						3 2	
7.22	医師	2							
	看護婦	2	1 9	7	2	0	2 1	7	
	保健婦	3							
	事務	2						2 8	
合計	医師	8							
	看護婦	1 1	8 5	2 5	1 3	0	9 8	2 5	
	保健婦	9							
	事務	1 5						1 2 3	
診療内訳		感冒 2 過労 7 6 腹痛 1 胃炎 1 腰痛 2 歯痛 1 左背痛 1 頭痛 1	外傷 2 5	過労 1 2 肝炎 1			感冒 2 過労 8 8 肝炎 1 腹痛 1 胃炎 1 腰痛 2 歯痛 1 左背痛 1 頭痛 1	外傷 2 5	感冒 2 過労 8 8 肝炎 1 腹痛 1 胃炎 1 腰痛 2 歯痛 1 左背痛 1 頭痛 1 外傷 2 5
		8 5	2 5	1 3	0	9 8	2 5	1 2 3	

福渡病院浸水の措置

建部町立福渡病院では、旭川増水のため、7月12日午前0時ごろから病院内に浸水が始まったので、1階の患者は全員2階に移していた。同1時30分ごろから水量が急増し、さらに増水が予想されたので、全患者を旧福渡中学校跡へ移すことを決定した。

午前2時ごろには浸水位が床上30～50cmの最高に達したが、町災害対策本部、福渡保健所、地元消防団が木舟、ゴムボート各1隻をもつて来援し、入院患者62名を2階から救出し、水上輸送により旧福渡中学校講堂へ移送作業を行ない、午前5時30分ごろ完了した。

一方県では、これらの患者のうち重症者をさらに他の安全な病院へ移送するため、津山保健所に対し、津山中央病院または平野外科病院への手配を指示するとともに、岡山市内の病院から5台、津山市から2台の救急車の派遣を要請し、それぞれ出動した。

これらの患者移送は、午前9時30分ごろから開始し、福渡保健所職員の誘導により次のとおり移送を完了した。

津山中央病院へ15名、平野外科病院へ3名、川崎病院へ1名、金川病院へ2名、
自宅療養41名。

なお、浸水した福渡病院の被害は、レントゲン（東芝・日立3台—1,550万円）、脳波計1台（160万円）などの医療機械・器具類や医師住宅・看護婦宿舍などに大きな損害があった。

日本赤十字社岡山県支部の活動状況

豪雨災害にあたり、日赤岡山県支部は県および諸機関などと連携して活動したが、その状況は次のとおりである。

○7月12日

県からの要請により、建部町福渡病院の重症患者等を津山中央病院へ輸送のため救急車1台が出動した。

○7月13日

県からの要請により、備中町・哲西町に対し、日赤保有の毛布200枚（両町各100枚ずつ）を放出。（自衛隊ヘリコプターにより空輸）

○7月17日、12時30分～18日

県からの要請により、柵原町へ救護班（医師1名、看護婦2名、補助者3名）を派遣した。

患者数 17日18名、18日77名、計95名。

患者内訳 疲労46、消化器13、循環器20、腰痛6、外傷5、神経痛5、呼吸器5、糖尿・感冒・小児科・関節・折損各1、湿疹2、計107名（重複あり）

○7月13日

日赤血液センターより保有血液数量を県へ連絡し、需要に備えた。

○義援金の募集

義援金募集委員会の事務局を担当し、募集および配分を行なった。（「義援金の募集と配分」の項参照）

3. 県警察の活動

警備体制

県警察本部では、7月10日17時30分大雨注意報発表の時点で、県警察災害警備準備本部を設け、逐次体制を強化して災害に備えたが、その状況は次のとおりである。

月 日	時 分	警 備 本 部	人 員	警 察 署 等	合 計
7月10日	17:30	岡山県警察災害警備準備本部を設置	15		15
// 11日	05:30	岡山県警察災害警備本部を設置	72	1,368	1,440
// 12日			120	1,580	1,700
// 13日	06:50	岡山県警察災害警備本部を解散	15	685	700
// 14日		ただし、災害事務連絡本部として 対処した。		350	350
// 15日				250	250
// 16日				250	250
// 17日				100	100
// 18日				100	100
// 19日				50	50
計			222	4,733	4,955

情報収集と広報活動

気象情報にあわせて河川流域、低地など危険予想か所を中心に、県下各署のパトカーや広報車をフル運転して、住民に対し気象情報の通報や警戒広報、災害情報の収集連絡を行なった。

避難誘導と救助活動

各警察署では地元消防団等と協力し、市町村長から発せられた避難命令の伝達とともに、学校、公会堂などの避難先への安全な通路の確保、誘導等に活躍し、住民の安全をはかったが、その数例をあげれば次のとおりである。

○岡山市東・西中島地区住民に対する避難警戒措置

岡山市東・西中島地区は、7月11日深夜から、異状に水位が上り浸水孤立が予想された。このため所轄岡山東署では、岡山市長に早期措置を勧告するとともに、署員82人と機動隊2コ小隊を同地に派遣し、夜間かつ降雨のなかで避難に容易に応じない住民に対し、強く避難を呼びかけ、誘導を行なうとともに、避難後の警戒措置などに万全を期した。

このため、被害を未然に防止することができ、立上りの早い適切な警察活動が地区住民から深く感謝された。

○ 高梁警察署では、管内の1市6町が全壊・流失合せて83戸にのぼる被管激基地であったが、予想されなかつた山崩れによる家屋の倒壊で死者2名を出したのみで、洪水による人的被害は、消防団員などとの協力による避難誘導で皆無であった。

このなかで、自らは濁流が軒まで達し、家財の多くが流失し、家族も危険にさらされるのを顧りみず、不眠不休で激災地の住民保護に当り、人的被害を皆無にくいとめた玉川駐在所の水田巡查長の活躍。また暗夜身の丈を越す激流を泳ぎ渡り、道なき道をかけつけ、献身的活動により生埋めになった罹災者の救出に当った中津井駐在所の長谷川巡查の活躍などが特筆される。

○ 新見警察署では、7月11日05時30分大雨注意報発表とともに、署員を非常召集して体制を確立し、次要次の活動をした。

(ア) 署内の掲示板を利用して道路、鉄道の不通か所、被災状況などを明確にし、一般からの照会に役立てて好評を受けた。

(イ) 降雨量、ダム放水量、水位等の情報を刻々と入手し、これを派出所・駐在所および農集電話等で広報連絡し、またパトロールカーや広報車を活用して避難・警戒広報を徹底した。

(ウ) 山がけ崩れの危険予想か所5か所へ警察官を派遣し、警戒および避難措置をとらせた。派遣か所のうち4か所で山がけ崩れが発生したが、早期避難措置で人身被害はなかつた。

○ 加美警察署では、大規模な被害が予想されたので署員を非常召集するとともに、駐在所等からの通報にもとづいて、警察官を危険か所、被害発生地等へ派遣した。

11日23時ごろ、久米町地内の新池など6か所の堤防決壊などで溢水の危険が予想されたため署長以下15名が急行し、消防団員と協力して、1,000世帯約4,300名を高台などに避難させ、人的被害は免れた。

- 矢掛警察署では、矢掛町の簡易水道の水源地が汚染し使用不能になったことを知り、町当局と連絡し、県警察災害警備本部へ給水車1台の派遣依頼を行ない、住民80戸へ給水活動をした。
- 井原、御津、倉敷、勝央の各警察署でも、がけ崩れにより生理めになった者や洪水のため孤立した者を、地元消防団員と協力して救出した。

救援活動

孤立地区に対する物資輸送ロープの設定

高梁市災害対策本部からの要請により、橋が流失して成羽川南岸に孤立していた高梁市落合町小瀬部落(28戸, 133人)の救援のため、14日機動隊1コ小隊を派遣。機動隊は、河幅100mの対岸に救命索を打ちロープを展張し、ゴンドラによる食料、救急医療品の輸送を可能にし、関係者を安堵させた。

停電地区に対する送電線架設に協力

高梁市玉川町神崎部落(25戸, 116人)は、洪水により成羽川をまたぐ送電線が切断したため、中国電力では水素ガス気球を掲げて送電線の展張を試みたが成功しなかつたので、機動隊に応援方の要請があつた。

機動隊は、要請に応じて救命索発射機によるロープ展張作業を行ない、電線架設に成功した。

また、高梁市津川町高梁観光ホテル付近の住民(約20戸)に対しても、上記同様の方法により送電線を架設し、停電が解消した。

放水車の出動で給水

水道断水地区へ、次のとおり機動隊の放水車が給水車として出動し、関係住民から感謝された。

7月11日～12日 矢掛町に出動、延9回、15,000ℓを給水した。

7月17日～20日 建部町に出動、遠隔地の水源から延12回、23,000ℓを給水した。

交通規制等

道路被害か所での交通規制のほか、県下全域の規制、情報に役立てるため、交通情報センターからの録音方式のテレホンガイドをいち早くとりやめ、係官を増強配置して、変化する災害情勢に応

じた道路情報をドライバーや住民に流したほか、テレビ、ラジオを通じ一般に広報した。

なお、県民からの問合せは延5,000件にのぼった。

通信活動

通信回線の被害は、4級線延25回が不通となったが、機動隊通信班の派遣により早期復旧に努め、高梁署管内を除き、1時間40分から6時間40分内に復旧した。

高梁署の復旧については、道路決壊のため迂回して13日正午機動通信班が到着し、翌14日午前中に全部の復旧を完了した。

警察施設の被害と復旧

今次の災害による警察施設の被害と復旧の状況は次のとおりである。

○ 警 察 署

高梁警察署は、床上1mの浸水となり、発動発電機や交換台に被害があり、一時は有線・無線通信回線が不通となったが、移動局（高梁51）によつて無線通信を確保するとともに、分線盤から直接電話機を接続するなどの措置をとり、有・無線通信を確保した。

また、駐在所は加入電話により3駐在所を除き通信可能とした。

○ 駐 在 所

高梁署管内の駐在所	床上浸水	1	床下浸水	1（家財道具流失）
総社署	〃	床上浸水	1	
勝山署	〃	床上浸水	1	床下浸水 1
西大寺署	〃		床下浸水	1
御津署	〃		床下浸水	1
備前署	〃		床下浸水	1
笠岡署	〃		床下浸水	2
矢掛署	〃		床下浸水	1
加美署	〃	床上浸水	2	床下浸水 2
9署		床上浸水	5	床下浸水 10

○ 宿 舎

警察署長公舎など36戸が床上（下）浸水等の被害をうけた。

○ 災 害 復 旧

警察通信回線の被害は、11日から14日にかけて4級線延25回線が不通になったが、早期

復旧に努めたので、高梁署管内を除き1時間40分～6時間40分で復旧した。

高梁署管内の復旧については、災害による道路の不通か所があつたため、その修復を待っていたが、迂回ルートにより、13日正午本部から派遣の機動通信班（復旧資材を用意した8名、保全車2台）が到着、14日午前中に全部を復旧した。

また、警察署、駐在所などの建物の被害額は、1039万余円にのぼつたが、このうち高梁署の玉川駐在所は被害が甚だしいので新築復旧された。

4. 消防団の活動

今次の災害にあたり、各市町村消防団においては、気象情報、水防情報により豪雨災害の発生が予想されるに至つたので、市町村長からの出動指令を受け、警戒にあたるとともに、水防作業や避難命令の伝達・誘導、救援など現地作業の中核となつて活動した。

（注、具体的な活動状況については、第2章の「3.市町村における災害発生時の状況」の項中を参照）

これらの消防団の活動は、関係住民を感激させたが、その功労を認められ表彰等を受けたものも多かつた。（注、第9章参照）

災害にあたり市町村消防団員の出動状況は次表のとおりである。

5. 自衛隊の救援

被災地の救援のため、市町村からの自衛隊の派遣要請により、県において措置した状況は次のとおりである。

○ 7月11日（高梁市）

高梁市広瀬地区に孤立者が発生、自衛隊のヘリコプターの救援を要請（10時）

（措置） 県は直ちに自衛隊に連絡、自衛隊ヘリコプター2機が岡山市の三軒屋駐屯地に到着した（14時）。出発準備中孤立者は自力脱出との連絡があり（15時）、ヘリは現地に行かなかつた。

○ 7月11日（高梁市）

高梁市広瀬地区に日用品等救援物資をヘリコプターにより空中輸送してほしいとの要請あり。

（措置） 県は直ちに自衛隊に連絡したところ、自衛隊のヘリは1機は八尾へ帰る1機が三軒屋で待機していた。県は日赤県支部に毛布等の準備を依頼、総社中学校まで運搬してもらう（17時）。自衛隊ヘリが総社中学校から救援物資を積んで高梁市へ向うも途中霧が深く輸送不能。

○ 7月12日（勝北町）

勝北町上村において田柄川の堤防が欠壊のおそれがあり自衛隊に堤防補強工事の応援を要請（0時）。

4.7.7 災害にかかる消防団員出動延人員調

岡山	3,014	和気	570	賀陽	170	奥津	132
倉敷	375	佐伯	991	有漢	281	上斎原	—
津山	2,789	牛窓	50	成羽	1,600	阿波	60
玉野	120	邑久	30	川上	180	勝田	1,440
笠岡	426	長船	20	備中	1,535	勝央	1,270
井原	1,174	灘崎	250	大佐	90	奈義	1,150
総社	400	東児	15	神郷	412	勝北	470
高梁	1,500	藤田	84	哲西	2,200	大原	357
新見	2,347	早島	16	哲多	1,250	美作	700
備前	180	清音	45	勝山	1,088	作東	645
(市計)	(12,325)	山手	10	落合	2,700	英田	200
御津	250	船穂	127	湯原	120	東粟倉	106
建部	776	金光	70	久世	446	西粟倉	160
加茂川	230	鴨方	100	美甘	30	中央	1,865
瀬戸	268	寄島	150	新庄	90	旭	630
山陽	61	里庄	—	川上	296	久米南	150
赤坂	1,122	矢掛	886	八束	345	久米	1,438
熊山	600	美星	575	中和	—	柵原	800
吉井	430	芳井	460	加茂	466	(町村計)	(36,752)
日生	471	真備	216	鏡野	1,540		
吉永	—	北房	1,320	富	147	合計	49,077

- (措置) 県は直ちに自衛隊に連絡、自衛隊員50名が出動し工事を完了(4時20分)。
- 7月12日(柵原町)
- 柵原町内の浸水家屋約500戸が飲み水に困っているため、給水車による給水支援を要請(13時)
- (措置) 県は直ちに自衛隊に連絡、日本原から自衛隊の給水車5台が約5tの水を給水した。撤収は21時。
- 7月12日(北房町)
- 北房町中津井地内がかげくずれによる負傷者が収容されており、病院へ搬送する必要があるため自衛隊ヘリコプターによる空中輸送を要請(12時)。
- (措置) 県は直ちに自衛隊に連絡、自衛隊ヘリが出動準備を整えたが天候不良のため、天気回復を待ち16時に出発、18時負傷者3名を落合町の病院へ搬送した。
- 7月12日(落合町)
- 落合町備中川中洲に5人の孤立者が発生。自衛隊ヘリコプターによる空中からの救助を要請(13時)
- (措置) 県は直ちに自衛隊に連絡、自衛隊では空中つり上げは素人には難しいので検討中とのこと(17時)。地元消防団等の協力により孤立者は脱出に成功。ヘリは行かなかった。
- 7月12日(津山市)
- 津山市総社の新池の堤防が欠陥するおそれがあるので、補強工事に自衛隊に応援を要請(17時40分)
- (措置) 県は直ちに自衛隊に連絡、自衛隊は連絡員を現地に派遣、現況を調査。地元消防団によつて応急措置ができたので要請を撤回(21時30分)。
- 7月12日(備中町・哲多町)
- 被災地に毛布、日用品等の救援物資を自衛隊のヘリコプターにより空中輸送してほしいとの要請あり(15時)。
- (措置) 県は直ちに自衛隊に連絡、自衛隊では天候不良とヘリの燃料等の関係から行けるかどうかを検討(21時)、明日7時30分と8時30分の2回に分けて出動することに決定。
- 13日に県民生労働部、衛生部および日赤岡山県支部で準備した救援物資を8時40分から10時10分まで2回に分けて備中町と哲多町へ空中輸送した。
- 7月13日(成羽町)
- 成羽町下原地内において成羽川堤防が約300mにわたって決壊。早急に補強工事を要するので自衛隊の応援を要請(13時)。

(措置) 県では直ちに自衛隊に連絡するとともに、土木部、農林部等においても現地の状況を調査の結果、緊急を要するものであり、14日から自衛隊員が出動することに決定(21時)。

14日7時第1便として131名、8時40分第2便として96名の隊員が日本原から現地に出勤。直ちに作業を開始し、14日中に約6割の作業を完了。96名だけ撤収。131名は現地に泊つて翌15日残り4割の作業を行なつて18時必要工事のすべてを完了して撤収した。

○ 7月14日(久米町)

久米町において久米川の各所が欠壊。下流に民家が多数あつて危険であるので堤防補強工事に自衛隊の応援を要請(12時)。

(措置) 県は直ちに自衛隊に連絡するとともに、土木部においても状況を調査の結果、県土木部事務所の指導のもとに地元消防団の力で応急措置のみはできるとの結論に至り要請を撤回した(17時)。

○ 7月14日(哲西町)

哲西町内の矢田、大野部、上神代等にかげくずれが発生、その他にもかげくずれ危険ヶ所が数ヶ所あり、住民が避難しているので、危険個所の保全工事に自衛隊の応援を要請。(13時)

(措置) 県は直ちに自衛隊に連絡するとともに、土木部、農林部においても状況を調査したが、自衛隊は、かげくずれの特性から2次災害のおそれがあるのと、人力だけで土砂を排除するのは能率が悪く、道路が開通してから機械力で措置した方が良いとの意見から出勤しないと決定(18時)。

6. 義援金の募集と配分

今次の災害にあたり、被災者の救援のため7月15日に岡山県7月豪雨水害義援金募集委員会が発足し、広く義援金の募集を行うとともに、募金の配分を行なつたが、その概要は次のとおりである。

(1) 岡山県7月豪雨水害義援金募集委員会の構成

主催団体

日本赤十字社岡山県支部、岡山県市長会、岡山県町村会、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会、山陽新聞社事業団、NHK岡山放送局、山陽放送(株)、岡山放送(株)、西日本放送(株)中国総局、岡山日日新聞社

役員

委員長 日本赤十字社岡山県支部長

副委員長 岡山県市長会会長、岡山県町村会会長

委員 26人 監事 4人

事務所

日本赤十字社岡山県支部

(2) 募集状況

募集開始以後昭和48年1月17日までの募金額

受付窓口名	募金額
市町村役場（日赤地区，分区）	4,851,243円
岡山県共同募金会	50,000
山陽新聞社会事業団	1,035,017
岡山日日新聞社	20,000
山陽放送株式会社	4,205,879
西日本放送（株）中国総局	1,136,241
岡山放送株式会社	865,246
岡山県（厚生課）	2,142,530
社会法人日本青年会議所岡山ブロック協議会	300,000
日赤岡山県支部	4,737,532
銀行預金利子	10,226
県内一般義援金より振替払出	2,805
合計	28,671,872円

(3) 配分状況

募金の配分は、義援金募集委員会において決定したうえ、各市町村役場を通じて被災者に贈られたが、その配分時期、配分基準等は次のとおりである。

配分時期

第1回配分（昭和47年8月12日）	2,318,976円
第2回配分（昭和47年9月21日）	4,392,960
第3回配分（昭和48年1月17日）	1,089,152
計	28,671,872

配分基準

被害別	配分率	配分数
死亡	1	16名
住居の全壊，流失	1	233世帯
住居の半壊	1/2	516世帯
住居の床上浸水	1/10	3,373世帯

義援金市町村別配分表

(昭和48.11.7現在)

市町村名	金額(円)	市町村名	金額(円)	市町村名	金額(円)
岡 山	1,505,943	清 音	16,325	加 茂	52,191
倉 敷	16,325	船 穂	34,794	鏡 野	439,654
津 山	1,007,421	鴨 方	17,397	奥 津	20,662
玉 野	34,794	矢 掛	599,590	勝 田	75,046
笠 岡	145,804	美 星	319,676	勝 央	272,992
井 原	376,449	芳 井	165,345	奈 義	9,795
総 社	326,402	真 備	35,915	勝 北	93,564
高 梁	3,748,692	北 房	1,104,152	大 原	52,240
新 見	1,305,265	賀 陽	120,707	美 作	119,684
備 前	13,060	有 漢	650,268	作 東	64,179
御 津	312,221	成 羽	2,365,704	英 田	41,324
建 部	709,234	川 上	1,337,425	東 粟 倉	13,060
加 茂 川	227,282	備 中	2,292,116	西 粟 倉	165,394
瀬 戸	6,530	神 郷	65,251	中 央	226,161
山 陽	16,325	哲 西	1,298,441	旭	770,001
赤 坂	9,795	哲 多	565,525	久 米 南	3,265
熊 山	63,107	勝 山	151,164	久 米	768,249
吉 井	212,225	落 合	1,458,965	柵 原	1,925,027
日 生	173,970	湯 原	20,662		
和 気	32,650	久 世	112,033		
佐 伯	577,905	八 束	6,530	合 計	28,671,872

第 4 章 災害対策の体制

1 災害対策の組織

県災害対策本部

7月10日05時30分、大雨注意報発表（岡山地方気象台）とともに、県は岡山県地域防災計画（後掲、参照）に基き、注意体制に入り、同時に県水防計画による県水防本部を設け、県出先事務所長・市町村長に対し防災対策の強化を指示した。しかし、この大雨注意報は、同日11時35分解除されたため、注意体制はいつたん解除した。

同日17時30分、再び大雨注意報の発表があったので、県は再び注意体制に入り水防本部を設けて、防災活動の推進に備えた。

7月11日05時30分、大雨洪水注意報発表とともに、県・各土木事務所は注意体制から警戒体制に切り換え、厳重警戒に努めた。

このころから、継続的ながら県下全域ことに県中北部地帯の降雨が激しくなり、各河川は増水をつけ、災害発生のおそれが大きくなったので、11日08時、県災害対策本部を設けて非常体制に入り、防災関係諸機関に連絡協調体制の確立を依頼して、災害に備えた。

以後、時刻の経過とともに大災害の発生をみるにいたつたが、県災害対策本部としては、諸情報の受信・伝達および救援、救護などの応急措置の実施を下部機関に指示し、また関係機関と連けいして、災害対策の万全を期した。

なお、災害復旧については、被害が激甚であるため、7月14日、特別に県災害復旧対策本部を設けた。

県災害対策本部は、7月18日10時、災害の応急対策がおおむね完了し、予測した災害が発生するおそれが解消したので解散した。

県災害対策本部会議

7月11日08時県災害対策本部設置と同時に、又その後、たびたび本部会議を開き、諸情報の分析および対応措置を決定したが、災害情報の内容が最も苛烈化した7月12日02時30分から開かれた本部会議において決定された事項は次のとおりである。

会議時刻 12日02時30分～3時10分

参集者 11部責任者および地方班長

○ 総務部

市町村の被害の状況により、必要と認められるときは早急に自衛隊の派遣要請を行なう。

災害情報を適確かつ迅速に把握のうえ関係機関へ通報する。

避難命令など、住民に対する通報を、県広報車により、積極的に活用する。

○ 衛生部

救護班、医療班が直ちに出動できるよう準備体制を整備する。また、日赤県支部との連絡を充分に行なう。

○ 民生労働部

災害救助法の適用について、矢掛町については、現在のところ基準に達しないので被害世帯を再調査のうえ決定する。

今後建部町、北房町、哲西町については、被害状況把握のうえ、早急に検討する。

救護物資について、日赤県支部の保管状況を把握するとともに、原則として現地調達によりこれをまかなうものとする。

○ 農林部

食糧については、米(162トン)、かんぱん(34,000食)、しょう油(6,000石)および漬物(16,000kg)を業者との話し合いにより確保している。

○ 商工部

衣料品等生活必需品の調達について業者と連絡済である。

○ 文教部

家屋が流出した生徒・児童の教科書の確保に全力を尽す。

○ 出納部

災害応急要員の輸送および物資の運送のため、統合車を待機させ、運転員は半数を宿直させている。

ジープ、貨物自動車については、出先機関から調達し、足りないときは、日通・県貨物の借り上げを行なう。

(参照)

岡山県地域防災計画(抜すい)

岡山県防災組織計画

第1 防災体制の種類と基準

災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、岡山県が採るべき体制は、注意体制、警戒体制および非常体制(災害対策本部設置)とし次の基準によるものとする。

1 採るべき体制の時期および内容

種 別	時 期	内 容
注 意 体 制	(1) 県下に風雨、大雨、洪水または高潮の各注意報のひとつ以上が発表されたとき。 (2) 県下に大雪警報が発表されたとき。 (3) 河川水位が通報水位に達し、なお上昇を認めるとき。 (4) その他県下に大規模な災害が発生するおそれがあり知事の指示があつたとき。	特に関係のある部課の職員の少数人数を配備し、主として情報収集、連絡活動を行ない、状況によつてはさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
警 戒 体 制	(1) 県下に暴風雨、大雨、洪水、高潮または津波の各警報のひとつ以上が発表されたとき。 (2) 県下に水防警報が発表されたとき。 (3) 局地豪雨、豪雪、大規模な地震、火事、爆発その他重大な事故が発生したとき。 (4) その他大規模な災害が発生または切迫し、知事の指示があつたとき。	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動および災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。
非 常 体 制	第3非常体制(災害対策本部)に掲げる。	

(注意) 風雨注意報のみが発表されたときにおいて日雨量が70ミリメートル未満の予想である場合は、総務部長(地方課長)と土木部長(河川課長)の合議により注意体制を採らないことができる。

雷雨注意報が発表されたときは、風雨注意報に準じて措置するものとする。

(中 略)

第3 非常体制（災害対策本部）

知事は県の地域の全部または一部に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害予防の措置または災害応急対策を迅速かつ強力に実施するために必要であると認めるときは非常体制として岡山県災害対策本部（県本部）を設置するものとする。

1 県本部設置手続

県本部設置にかかる災害対策基本法第23条第1項の規定に基づく岡山県防災会議の意見については、岡山県防災会議運営要綱第6条の規定により会長の専決処分を認めることとし、おおむね次の基準に該当するとき知事が設置するものとする。

2 県本部の設置または廃止の基準

(1) 県本部設置の基準

ア 気象災害の場合

(ア) 県下に暴風雨、大雨、洪水、高潮または津波の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。

(イ) 警報発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模および範囲等の状況から必要と認めるとき。

(ウ) 長期または大量の異常降積雪のため、広域にわたる災害が発生し、または発生が予測される場合において必要と認めるとき。

（注意）

(イ)および(ウ)の「必要と認めるとき」の基準は原則として災害応急対策の範囲が県本部の2つ以上の対策部におよぶ場合をいうものとする。

イ その他の災害の場合

(ア) 県下に大規模な地震、火災または爆発が発生し、必要と認めるとき。

(イ) 県下に有害物質、放射性物質等、直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出または、多数の者の遭難を伴う列車、航空機および船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。

(ウ) その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

（注意）

「必要と認めるとき」の基準は、気象災害の場合に準ずる。

(2) 県本部廃止の基準

知事は、県の地域において予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、ま

たは発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めるときは県本部を廃止する。

(3) 県本部設置および廃止の公表

(ア) 県本部を設置したときは、直ちに公表するものとする。

(イ) 地方本部を設置したときはその所管区域ならびに設置の場所等とともにそれを公表するものとする。

(ウ) 県本部または地方本部を廃止したときは、その旨を設置の場合に準じて公表するものとする。

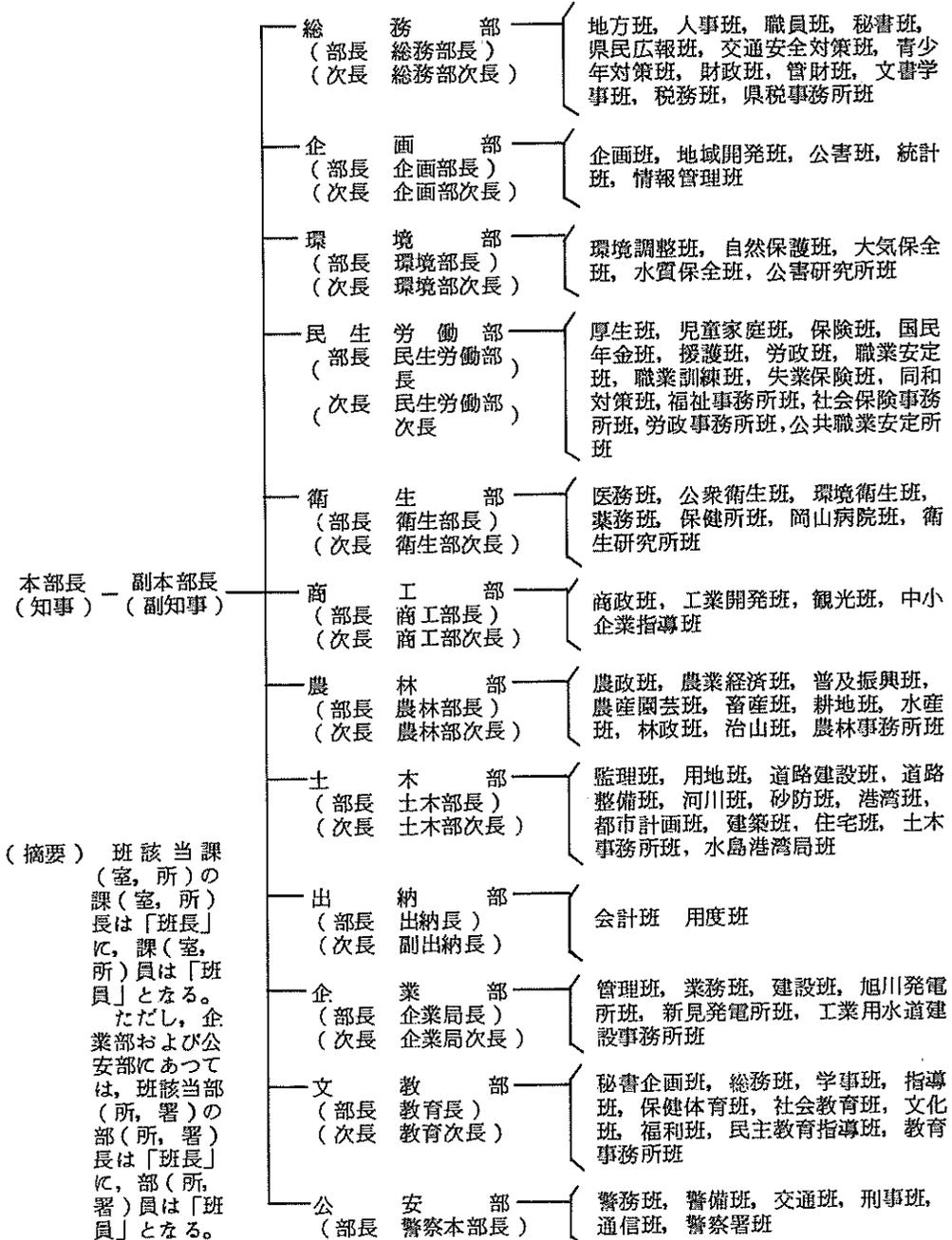
3 県本部の任務

県本部は、岡山県が所管する災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、次に掲げる災害予防の措置および災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集および伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整および広報に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。
- (4) 消防活動および危険物の保安に関すること。
- (5) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (6) 被災地の清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- (7) 被災農林水産業対策に関すること。
- (8) 応急教育に関すること。
- (9) 交通および輸送に関すること。
- (10) 公安警備に関すること。
- (11) 施設および設備の応急復旧に関すること。
- (12) その他災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関すること。

4 県本部の組織

岡山県災害対策本部組織表



5 県本部長および県本部の職員

災害対策基本法第23条の規定に基づき、岡山県災害対策本部長、副本部長、本部員およびその他の職員は次のとおりとする。

県本部長 知事

副本部長 副知事

本部員

出納長

総務部長—企画部長—環境部長—民生労働部長—衛生部長—

商工部長—農林部長—土木部長

企業局長 教育長

警察本部長

その他の職員

本計画に定めるところにより、県本部の組織を構成する知事部局、企業局、県教育委員会、県警察本部の各職員（上記の職に充てられる者を除く。）をもつて充てる。

6 本部会議

県本部長は、県本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、協議するため、県本部を設置したとき、およびその後必要のつど本部会議を招集するものとする。

(1) 本部会議は、県本部長、副本部長および本部員をもつて構成する。

(2) 本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 本部体制の配備および廃止に関すること。

イ 重要な災害情報、被害状況の分析、およびそれに伴う対策の基本方針に関すること。

ウ 市町村長に対する災害対策の指示等に関すること。

エ 災害救助法の適用に関すること。

オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

カ 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請、および他県等に対する応援の要請に関すること。

キ 災害対策の経費に関すること。

ク その他災害対策の重要な連絡または総合調整に関すること。

(3) 本部員は、所属部の所管事項に関し、本部会議の協議を必要と認めるときは、本部会議

の開催を総務部長に申し出るものとする。

総務部長は他の本部長から本部会議の開催の申し出があつたとき、またはみずから本部会議の開催を必要と認めるときは、県本部長にその旨、申し出るものとする。

7 県本部の配備の基準等

(以下省略)

市町村、諸機関の体制

各市町村においては、各市町村地域防災計画に従いそれぞれ災害対策本部を設け、県その他の諸機関等と連けいを取りながら、市町村職員、消防団を中核とする防災、救助の体制を整え、状況に応じて水防活動、避難命令の発令、誘導、救助などに努めた。

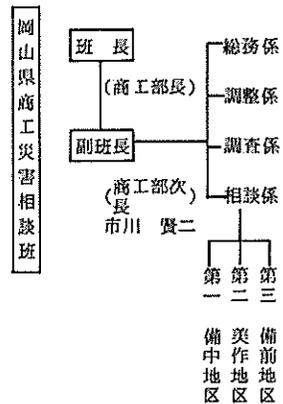
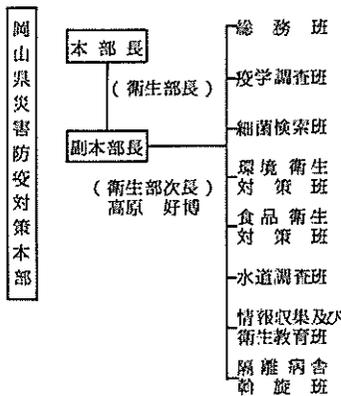
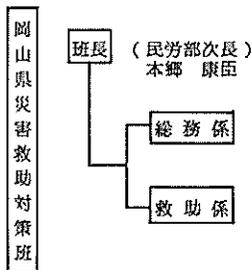
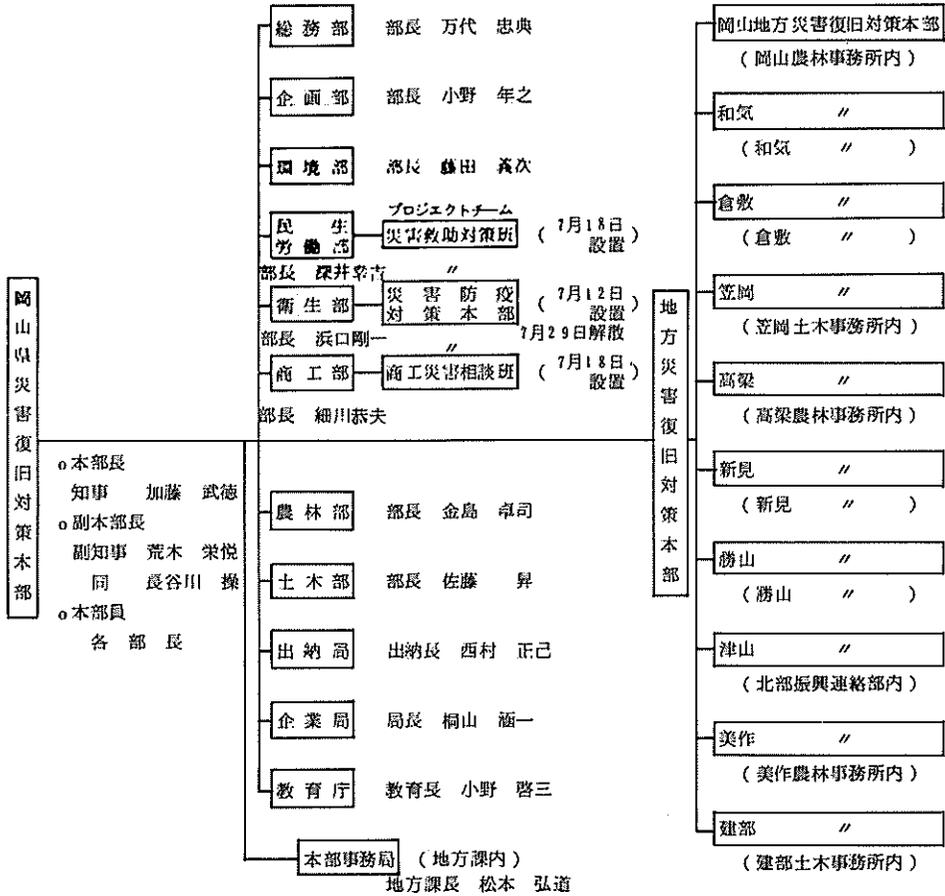
〔注〕 これらの具体的な活動状況は、第2章の3「市町村における災害発生時の状況」を参照のこと。

県・地方災害復旧対策本部

県は、7月豪雨災害の復旧応急措置の強力な推進をはかるため、7月14日午前9時、次の組織による県・地方災害復旧対策本部を設置し、県各部および各出先事務所が連けいし、県の機構をあげてその推進をはかった。

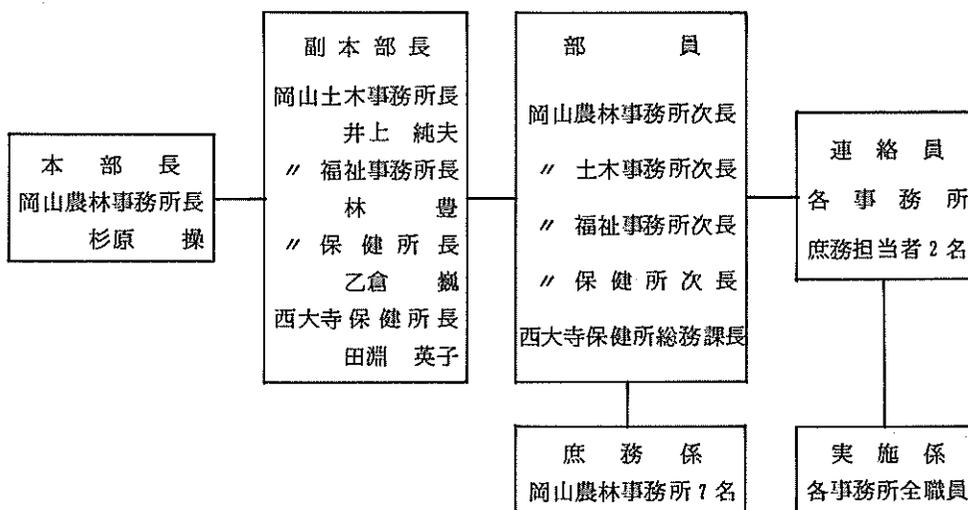
なお、各対策本部における措置状況は、各項で詳記するが、それぞれ所期の目的を達し、昭和47年12月23日廃止した。

岡山県災害復旧対策本部組織表 (47年 7月14日設置)
 " " 12月26日廃止)

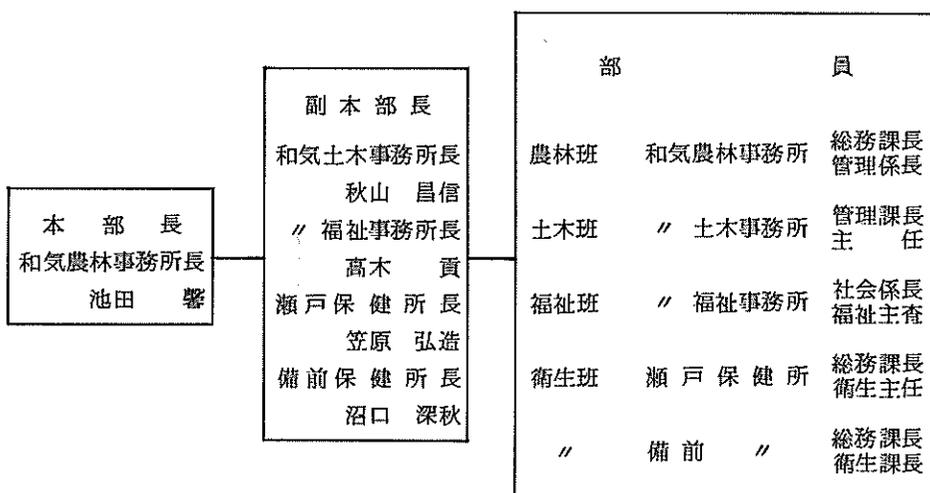


地方災害復旧対策本部組織表

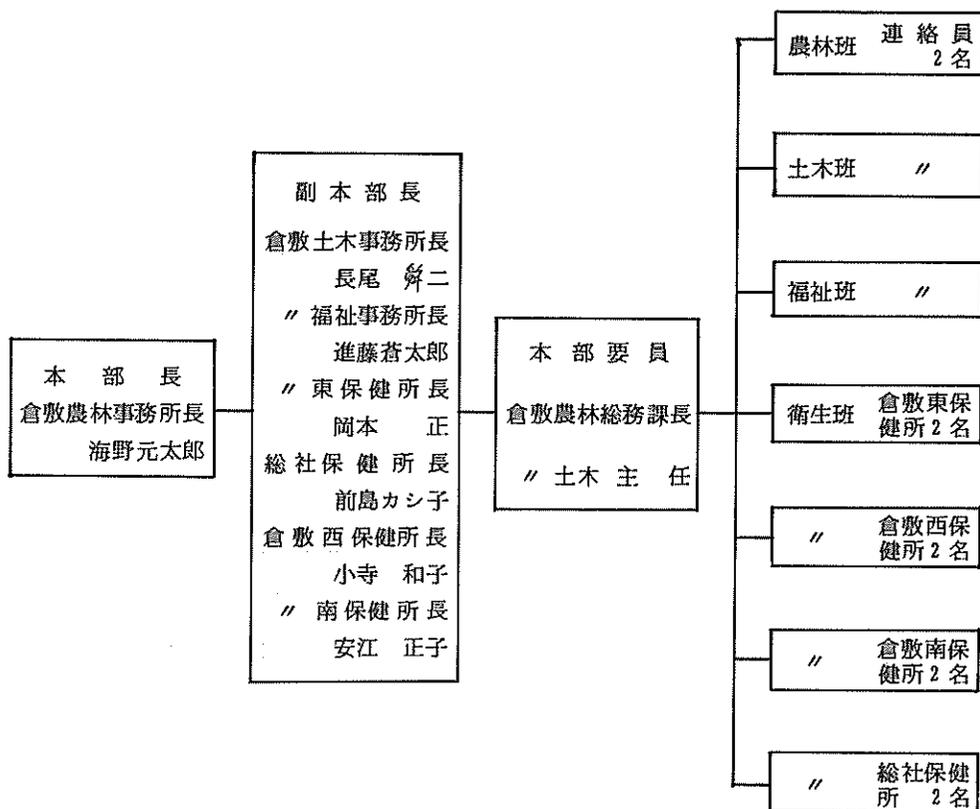
岡山地方災害復旧対策本部



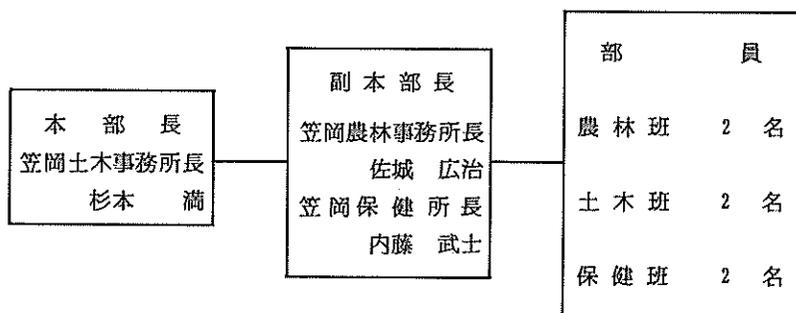
和気地方災害復旧対策本部



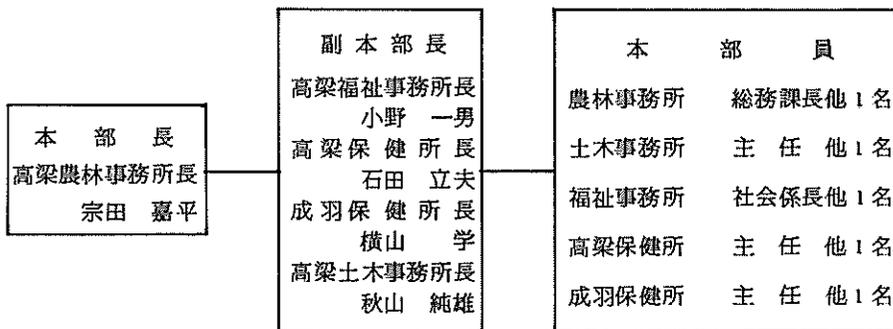
倉敷地方災害復旧対策本部



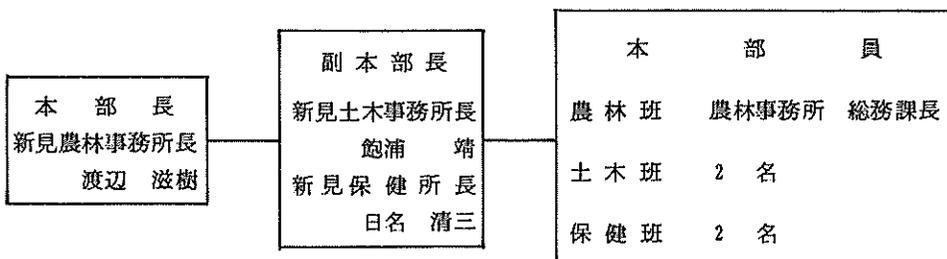
笠岡地方災害復旧対策本部



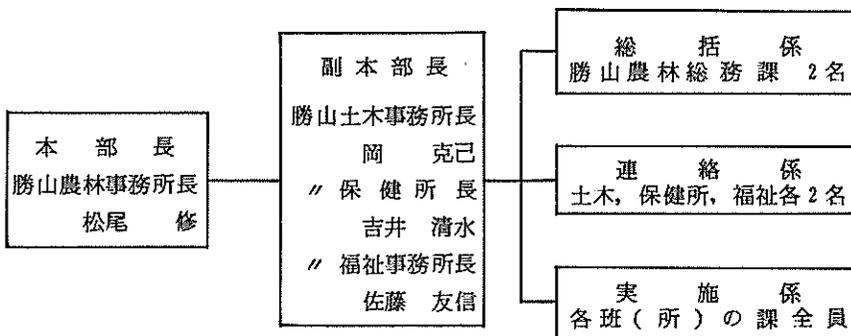
高梁地方災害復旧対策本部



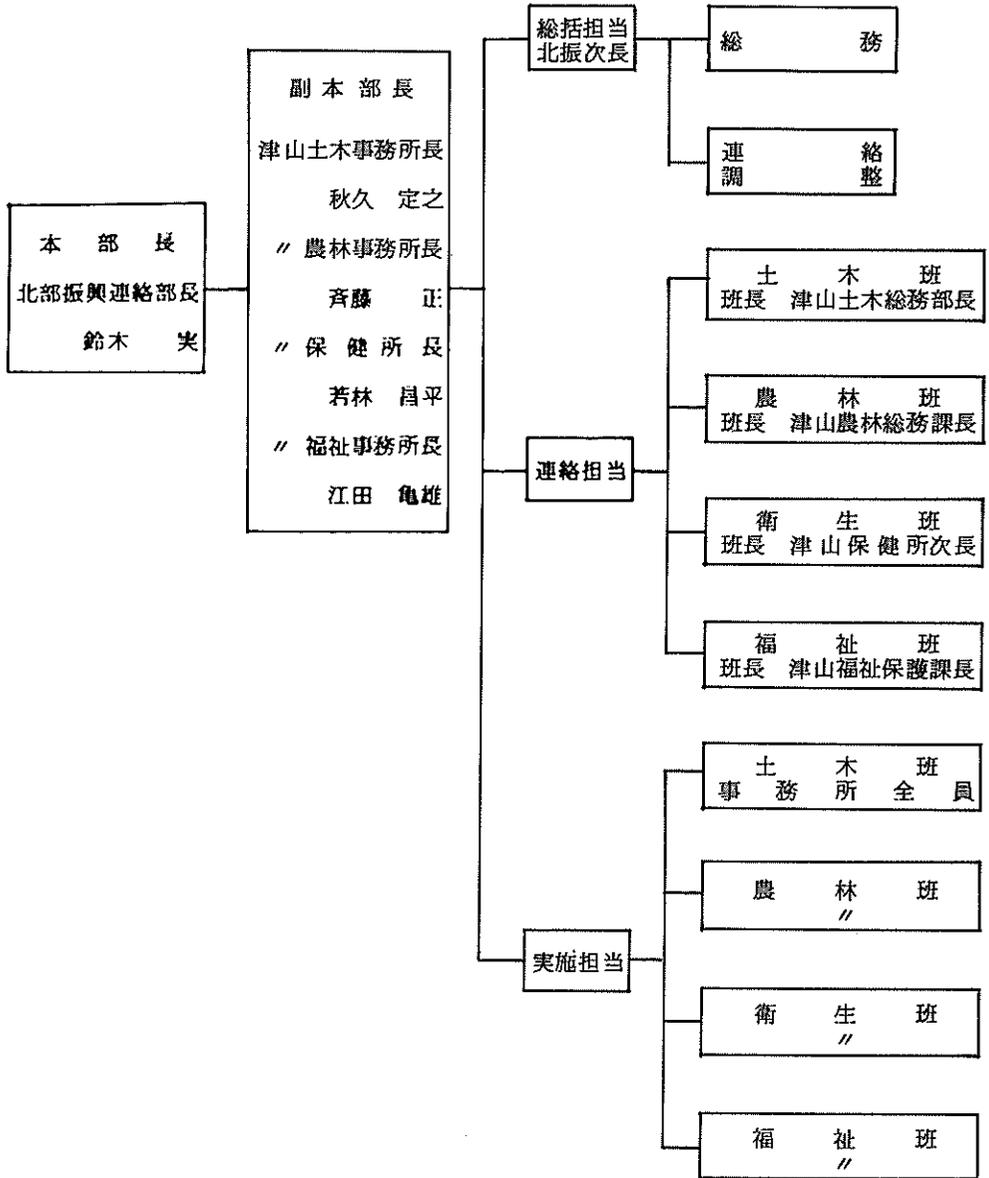
新見地方災害復旧対策本部



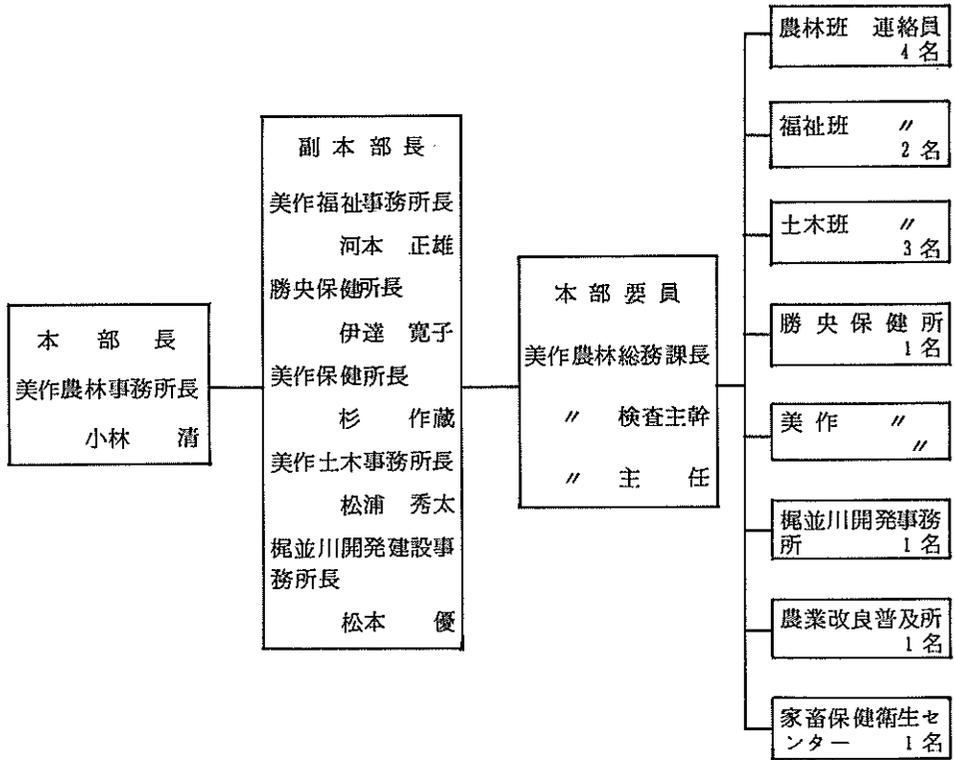
勝山地方災害復旧対策本部



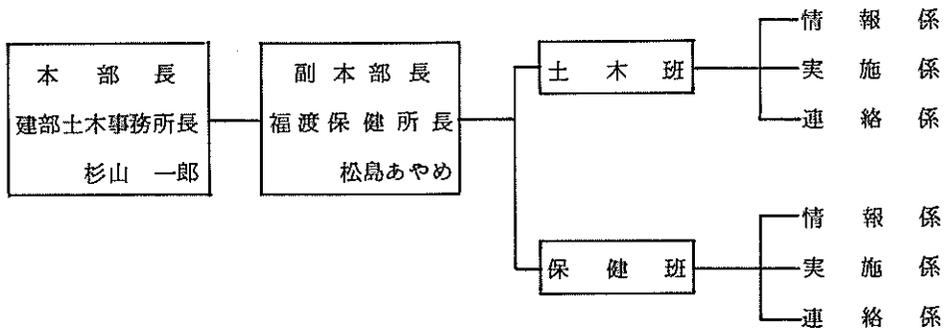
津山地方災害復旧対策本部



美作地方災害復旧対策本部



建部地方災害復旧対策本部



他県からの技術職員派遣

災害復旧事業の実施にあたり、県の土木技術職員が不足のため、他県からの応援派遣を要請したが、これに応じて本県へ派遣されたものは次表のとおりである。

他県から派遣の技術職員

県名	職種	人員	期間	配属先
兵庫	土木建設	6	47.7.21～8.10(1カ月)	新見土木事務所
香川	〃	2	47.7.24～8.23(〃)	高梁 〃
〃	農業土木	3	47.8.1～10.31(3カ月)	美作農林事務所
徳島	〃	3	47.8.1～10.31(〃)	津山 〃
山形	〃	1	47.8.22～10.21(〃)	高梁 〃
福井	〃	1	47.9.1～10.31(2カ月)	新見 〃
新潟	〃	3	47.9.1～9.30(1カ月)	津山 〃
〃	〃	2	〃(〃)	勝山 〃
〃	〃	3	47.10.1～10.31(〃)	津山 〃
〃	〃	2	〃(〃)	勝山 〃
計		26		

2 災害関係予算の編成

提案説明

災害後の昭和47年7月19日、災害関係補正予算を審議する臨時県議会が開かれたが、同議会における加藤知事の予算案提案説明要旨および議決された予算は次のとおりである。

災害関係予算案件についての知事提案説明要旨

昭和47年7月19日
()
臨時県議会

(前部＝被害の概況＝は前掲につき省略)

県の体制

県といたしましては、7月11日8時に県災害対策本部を設けるとともに、この事態に対処

して、4市17町に災害救助法を発動いたし、また、7月14日9時には県災害復旧対策本部を設置いたすと同時に、県下10カ所に地方災害復旧対策本部を設置し、さらに、被災地の応急対策に万全を期するため、土木事務所、農林事務所、福祉事務所、保健所および旭川発電所に対し、本庁、県の各公社、その他比較的被害が軽微でありました出先事務所から応援職員97名の派遣措置を講じ、隣接県にも技術職員の応援を求めるとともに、自衛隊の出動をも要請し、被災地の救援活動、防疫対策、道路の疎通、破堤の応急復旧に総力をあげて取り組んでいるところでございます。

また、政府、国会をはじめ、関係各方面に対し、被害の実情を報告いたし、激甚災害法の適用、被災者の住宅復旧等に対する緊急融資、天災融資法の発動による早期融資、被災中小企業者に対する再建資金特別融資、さらには農地、農業用施設、一般土木施設災害に対する現地査定 of 早急な実施等につきまして強く要請いたしますとともに、被災者に対する税の減免、徴収猶予等諸般の措置を講ずることとしたのでございまして、被災の方々の生活必需品の確保はもとより、住宅対策、防疫対策につきまして全力を注ぎ、一日も早く生活が安定されますよう市町村とともに最善の努力をいたしているところでございます。(中略＝ダム管理の問題＝前掲)

また、災害発生以来、庁内各部局は、被災地の救助、応急復旧等に不眠不休で取り組んでおりますが、何分わが県は、災害が比較的少ないために大災害に慣れないこともあり、初動応急の措置に若干の不十分な点がありましたことも認めないわけにいかないものと存するところでありまして、これまた、今回の災害を教訓といたしまして、防災機構の再検討、災害発生に即応して専用の本部室を設け最高幹部の常駐等、災害非常体制の充実強化をいたしますとともに、災害の応急措置および早期復旧に全力を注いでまいり所存でございまして、県議会の皆様方の一層のご協力、ご指導をお願い申しあげる次第でございまして。

災害関係補正予算

つぎに、今回提案申しあげました予算案件の概要を説明申しあげたいと存じます。

6月の大雨に引き続く今回の異常豪雨によりまして、本年度の災害復旧事業につきまして、当初予算で措置いたしておりました前組み予算額では早期復旧に支障を生じることとなりましたので、この際、災害関係の予算に限り緊急に補正措置を講ずることとした次第でございまして。

その結果

一般会計において 58億9千7百余万円

特別会計において	3 百余万円
企業会計において	3 千 2 百万円
合 計	5 9 億 3 千 2 百余万円

でございます。一般会計補正予算について、その内訳を性質別に分類いたしますと

義務的経費	1 億 4 千 7 百余万円
公共事業費	4 0 億 3 千 8 百余万円
国庫補助事業費	8 千 2 百余万円
基準行政運営費	1 億 3 千 4 百万円
単県行政施策費	1 4 億 9 千 5 百余万円
合 計	5 8 億 9 千 7 百余万円

と相成っておりますのでございます。

以下、歳出予算および債務負担行為の概要について説明申し上げます。まず、今回の災害関係予算は、その深刻な被害に鑑み通常の災害と異なる措置をしたものもございしますが、何はさて置いても、被災された方々が一日も早く安心して、日常の生活がおくれる状態になっていただくことを念頭においたものでございます。

災害救助法の適用

ご承知のように、7月12日4時32分建部町に対し災害救助法を適用したのをはじめといたしまして、4市17町に同法を適用するにいたつたのでありますが、市町村におきましては、被災者の避難、炊き出し、飲料水の供給など応急救助に万全を期されるとともに、県におきましても、救護救済物資の空輸、トラック輸送等各般の救援活動を行なつておるところでございます。これが法適用市町村に対する救助経費といたしましての災害救助費1億4千4百余万円を計上いたしましたほか、県独自の施策といたしまして、法適用市町の中にありましても、応急仮設住宅建設費、住宅応急修理費につきまして救済もれないように、さらに、同法の適用を受けない市町村の被災者に対しましても、応急仮設住宅建設費、住宅応急修理費、生活必需品、学用品給与費につきまして、市町村に対し助成することといたし、災害救助対策費3千6百万円を計上いたしました次第でございます。

また、伝染病の発生予防につきましては、万全を期しますとともに、患者発生のおそれがあるときは早急に健康診断を実施することとし、これらの経費2百余万円を計上いたすことといたしました。

さらに、現在比較的所得に恵まれないの方々に対しまして、貸し付けを行なつている世帯更正

資金について、災害援護資金と住宅建設資金の融資枠の拡大をはかるため、国庫補助を得て6千4百余万円を計上いたし、さらに、県単独施策といたしまして災害救助法の適用の有無にかかわらず、床上浸水以上の被災者に対しましての生活資金、住宅資金等の融資をはかるため、新たに特別世帯更生資金制度を設け、1世帯45万円を限度に貸付利率3パーセント、6カ月以内に償還される場合は無利子とする低利資金の貸し付けを実施いたすため、1億1千1百余万円を計上いたしました。また、被災者が住宅金融公庫の災害復興住宅建設資金により、新たに住宅を建設されるにあたりまして、なお不足する資金を県が定める金融機関から借り受けられる場合、住宅金融公庫の融資限度額と同額を対象に貸付利率をこれと同じにするため、年2パーセント以内の利子補給を10年間行なおうとする災害復旧住宅建設資金利子補給制度を実施することといたしまして、本年度の利子補給費4百万円を計上するとともに、48年度以降10年間の利子補給額6千2百万円を債務負担いたし、負担の軽減をはかることといたしましたほか、被災住宅の補修のための援助費も計上いたしております。なお、不幸にして転職または離職を余儀なくされる被災者に対しましてできる限りの指導と援助を行ないたいと考えている次第であります。

つきに、被災されました中小企業者に対する救済対策についてでございますが、店舗、工場はもとより、機械設備をはじめ商品まで多大の被害を受けられたわけでありまして、一時も早く復旧、再建せられるためには、これが資金の融資が目下の急務と考えまして、商品等を早急に確保し、経済活動が開始されますよう、金融機関の協力を得て10億円の融資枠により、保証料を含めまして6パーセント以内の低利で長期の事業資金といたしまして、県独自の緊急災害特別融資制度を創設いたすこととし、このため2億円を計上いたし、既定予算を含めまして4億円を措置することといたしました。さらに、このたびの被災状況からみまして、施設復旧のための設備資金の需要は相当多額にのぼるものと考えられますので、わが県としましては、前例のない施策として、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫の政府系三金融機関から災害に伴う融資を受けられた場合に、24億円を対象に、その特別利息対象限度額である2百万円に、さらに3百万円を上乗せし、これについて3年間年1.5パーセントの利子補給を行ない、負担の軽減をはかる制度を実施することといたし、本年度分の利子補給費1千8百万円を計上するとともに、48年度以降の利子補給額9千2百万円の債務負担をいたすことといたした次第でございます。

しかしながら、これら県独自の対策は、あくまでも緊急対策でございますので、基本的には中小企業金融公庫等の政府系金融機関をはじめ市中金融機関等の特段のご協力を願わなければ

ならないところであります。

つぎに、農林業対策でございますが、このたびの集中豪雨は、農道、林道をはじめとして農地、農用施設、農作物、家畜等に激甚な被害をもたらしており、ただでさえ不安定な農業経営に大きな打撃をあたえているところでございます。これが対策につきましては、激甚災害の指定、天災融資法の発動、公共災害復旧予算の確保、米の生産調整奨励補助金の全額早期概算交付等強力に国、関係機関に働きかけますとともに、あわせてきめ細かな単県行政施策を実施し、早急に災害の復旧を進め、被害農家の方々が一日も早く安定した農業が営まれますよう努力いたしてまいりたいと存じます。

そのために、まづ公共事業といたしまして、耕地関係災害復旧事業費9億8千8百余万円、林業関係災害復旧事業費1億6千5百余万円、共同利用施設災害復旧事業費3千1百余万円を計上し、農地、農用施設、山地治山、林道、共同利用施設等の災害の復旧をはかり、さらに県単独事業といたしまして、農業の小規模災害復旧のための農林漁業金融公庫資金の融資に対し、貸付利率5パーセントの全額を補給するため、今後20年間にわたり、総額4億2百余万円の債務負担行為を行ない、また、県施行の農道、林道、農用施設等の災害の応用復旧に弾力的に対処するため、単県事業といたしまして2千5百万円を計上いたしました次第でございます。

つぎに、被害農家に対します経営安定対策といたしまして、天災融資法による災害資金、自作農維持資金の確保をはかりますとともに、農舎、畜舎等の農業用施設の災害復旧のために、単県施策として、農業近代化資金におきまして、融資枠2億円につき貸付利率を3パーセントに引き下げる措置を講じ、昭和48年度より5カ年間にわたり、金利引き下げのための利子補給補助金に要する経費の債務負担行為を行ないますほか、さらに県独自の自立農企業育成資金の中に、災害対策用として融資枠1億円、貸付利率5パーセントの制度を設けるなど、積極的な金融措置を講じてまいりたいと存じます。

また、農作物の被害対策につきましては、技術の普及、指導の徹底をはかりますとともに、病虫害の緊急防除を進めるために3千1百余万円を計上いたし、農業代の2分の1を補助することとし、また、流失、枯死の農作物、飼料作物の再生産を促進するため、種子代の2分の1を補助するなど、きめ細かな単県施策を進めてまいりたいと存じます。

つぎに、土木関係災害対策でございますが、このたびの災害が、公共施設関係におきましては、道路、橋りょう、河川等の土木施設がとくに激甚でありましたため、県下各地において交通機能のまひをもたらしておりましたが、国、県、市町村および関係機関の総力を結集しての応急対策によりまして、安全の確保と当面の交通機能の正常化を図ってきたところであります。

したがいまして、恒久的な災害復旧事業と災害関連事業を一日も速やかに実施し、県民の福祉を確保いたしますため、災害関係の国庫負担、国庫補助事業の受け入れはもとより、県独自の措置につきましても意欲的に取り組み、このため土木関係として、38億6百余万円を補正措置することといたしました。

まず、公共事業として、昭和47年発生災害土木復旧費25億9千万円のほか、災害復旧とあわせ再度被害の防止を図るため緊急に改良復旧を要する事業として、河川災害関連費6千6百万円、通常砂防費1億1千3百余万円、地すべり対策費5千3百余万円、急傾斜地崩壊対策費3千1百万円、あわせて28億5千3百余万円をそれぞれ計上いたしましたのであります。

また、水防活動の万全を期するため、県の水防倉庫に備蓄していました水防用資材の補充分として水防対策費で5百余万円を、また、市町村所管の災害復旧事業を円滑に促進いたしますための指導監督費として7百余万円をそれぞれ国の補助により措置することとしております。

つぎに、公共事業の対象とならない道路、護岸および砂防施設等の小規模の復旧修繕をきめ細かに行ないますため、とくに、単県事業において積極的に配慮し、昭和47年発生単県災害土木復旧費の6億6百万円をはじめ、河川の改修、浚渫および維持修繕費として2億円、道路の維持修繕費として1億円、急傾斜地崩壊対策および砂防関係として3千万円等あわせて9億4千万円を計上し、それぞれ公共事業との関連において速やかに復旧いたすこととしております。

つぎに、市町村の災害対策資金についてでございますが、激甚災害法によります国庫負担率の嵩上げ措置、起債枠の増額、特別交付税の増額配分等国の財政措置の確保につきましてはもとより、市町村ともども国に対し強く要請いたす所存でございますが、国の財政措置の少ない災害応急対策費、災害関連事業費、小被害箇所復旧費等につき、県独自の財政援助措置といたしまして、新たに市町村振興資金の枠を確保し、無利子で貸し付けをいたしますために、市町村災害対策事業特別貸付金2億円を計上することとした次第でございます。

また、県有施設につきましても、かなりの被害を受けておりまして、行政活動に支障のないようこれが早急な復旧をはかるため、農林、民労関係に2千4百余万円、警察関係に1千余万円、教育関係に5百万円を計上いたしております。

以上が、一般会計歳出予算の概要でございますが、歳入予算につきましては、今回の補正財源といたしまして、国庫支出金30億7千7百余万円、岡山県災害救助基金のとりくずしによります繰入金8千6百余万円、繰越金2億円、地方債15億9百万円、その他特定財源2億2千3百余万円、合計50億9千6百余万円の特定財源を差引き8億余万円の一般財源を必要と

することになるのでございますが、県税収入につきましては、当初予算におきまして見込みうる限度一杯を計上いたしてございまして、現在のところさらに増収を期待する見通しは困難でございます。そこで当初予算に計上いたしてございまして本年の財源対策としての特別の地方債 28億9千万円に、今回さらに3億7千8百万円の追加確保に努力することといたし、これを既充当の一般財源と振替える措置をとりましたうえで、残りの一般財源所要額4億2千2百余万円につき種々検討の結果、地方交付税の増加期待額3億円、岡山県県有財産取得準備基金のとりくずし1億2千万円および諸収入2百余万円を充当いたした次第でございます。なお、地方債の補正につきましては、今回の補正予算に関連するものおよび、さきのべました特別の地方債の増加によるものでございます。

つぎに、特別会計について申し上げますと、県有林地内の復旧工事のため「岡山県造林事業特別会計」で2百余万円、後楽園の駐車場復旧工事のため「岡山県後楽園特別会計」で1百余万円の補正措置をいたした次第でございます。

また、企業会計につきましては、旭川第一発電所の取合道復旧工事のため「岡山県営電気事業会計」で3千2百万円の補正措置をいたした次第でございます。

以上、今回提案申しあげました予算案件につきまして、その概要を説明申しあげました次第でございます。

昭和47年7月補正予算の概要

(単位:千円)

区 分	補正予算額	財 源		説 明
		特 定	一 般	
1. 被災者対策	629,721	401,680	228,041	
救助関係	362,630	200,475	162,155	
A 災害救助費	144,203	144,203		災害救助法適用市町村に対する経費 (1) 避難所を7日間設置する経費 6,459千円 (2) 全壊流失戸数の30%(299,000円×50戸)について応急 仮設住宅設置経費 14,950 (3) 避難者に対する炊出し等の経費 5,021 230円×21,830人 (4) 床上浸水以上の被害家庭に対する生活必需品の給貸与経費 2,242 (5) 半壊戸数の30%について応急修理費 8,850 (6) 全壊流出世帯(71,600円×124戸)生業資金の貸付 1,245 (7) 床上浸水以上の家庭の小・中学生について教科書・学用品の給与 費 小学生1,401人 中学生717人 5,045 (8) 半壊, 床上浸水住家にかかる障害物除去経費 1,153 (9) 飲料水の供給, 医療, 助産, 救出, 埋葬, 輸送費等の経費 1,229 (10) 推進費 1,119

A	伝染病予防費	2,885	1,442	1,443	伝染病予防のための健康診断、防疫作業等に要する経費
C	市町村災害弔慰金支給費補助金	750	500	250	災害救助法適用市町村内の災害による死亡者に対し市町村が弔慰金を支給する場合の支給費補助金 100千円×10人× $\frac{3}{4}$ 補助
E	災害救助対策費	36,000		36,000	県単独災害救助費 下記事業について法適用と同じ取り扱いを市町村が行なった場合 $\frac{1}{2}$ 補助する。 (1) 応急仮設住宅建設費 2,220 法適用市町は前記A項の(2)の残り全戸(116戸)を対象 法適用地区以外は全壊、流失戸数の全戸(32戸)を対象 (2) 生活必需品給与費 1,460 法適用地区以外の床上浸水以上の被害家庭(536戸)を対象 (3) 住宅応急修理費 1,185 法適用市町は前記A項の(5)の残り全戸(289戸)を対象 法適用地区以外は半壊、数の全戸(42戸)を対象 (4) 教科書、学用品の給与費等 490 法適用地区以外の床上浸水以上の家庭の小・中学生を対象 (小学生183人、中学生93人)
E	災害救助活動費	2,500		2,500	災害救助活動に要する経費
C	世帯更生資金貸付金	64,800	43,200	21,600	比較的所得の低い被災者の災害援護資金、住宅改修資金の枠の拡大をはかる。約600件

区 分	補正予算額	財 源		説 明
		特 定	一 般	
(救助)				
E 特別世帯更生資金貸付費	111,492	11,130	100,362	<p>一般被災者の自立をはかるための生活資金、住宅資金の貸付を行なう</p> <p>1. 貸付金額 111,300千円</p> <p>2. 貸付限度額 全壊世帯 450〃 半壊〃 300〃 床上浸水世帯 150〃</p> <p>3. 貸付期間 2年 据置6ヵ月</p> <p>4. 利 率 年3% (ただし据置期間中に全額償還した場合は無利子)</p>
住宅関係	8,000		8,000	
E 生活改善事業費	4,000		4,000	<p>同和地区住宅改修資金貸付事業補助</p> <p>◎400千円×40戸=16,000 (1/4を市町村に補助する)</p> <p>◎貸付主体は市町村</p>
E 災害復旧住宅資金利子補給金	4,000		4,000	<p>家屋全壊等の被災者が住宅金融公庫資金の融資のほか別に指定金融機関から融資を受けて住宅を建設する場合、住金なみの低利長期資金の確保をはかるため償還完了までの間年2%以内の利子補給を行なう。</p> <p>利子補給対象融資限度額 1,550千円</p> <p>期 間 10年</p> <p>対象見込戸数 420戸</p>
債務負担行為	(62,000)			48年度以降の利子補給見込額62,000千円について債務負担行為で、措置

商工業関係	218,000	200,000	18,000	
E 商業金融対策費	150,000	150,000		被災中小企業者に対する運転・事業資金の融資による復旧促進のための融資原資 200,000千円 融資限度 3,000千円 〃 期間等 3年以内(据置6カ月を含む) 利率等 年 5.5% 保証料 0.5% 融資枠 1,000,000千円 必要原資 400,000千円(うち200,000千円は既定予算を充当)
E 工鉱業金融対策費	50,000	50,000		
E 災害対策特別融資利子補給金	18,000		18,000	
債務負担行為 昭和47年7月豪雨より被災した中小企業者に対する災害対策特別融資利子補給金	(92,000)			

区 分	補 正 予 算 額	財 源		説 明
		特 定	一 般	
1. 被災者対策				
<u>農 林 関 係</u>	41,091	1,205	39,886	
C 農業共済団体活動費	1,702	851	851	水穂共済金の仮渡しを実施するため、農業共済団体の事務費補助
E 水穂共済金利子補給補助金	2,504		2,504	47年度水穂共済金の仮渡しを行なう場合、これに要する連合会の借入金100,152千円に対する7.5%の利子補給金
C 畜舎清浄化事業費	709	354	355	豪雨により浸冠水した畜舎の消毒に要する経費
E 農業経営資金対策費	576		576	農業近代化資金（貸付利率年6%）のうち、7月豪雨による被害農業者の農業用施設整備資金については、200,000千円を限度として年率3%を5カ年間に積み利子補給するに要する経費（県1.5%、市町村1.5%）
債務負担行為				
農業近代化資金についての利子補給 および利子補給補助金	(1,000)			被害農業者に対する農業用施設整備資金制度を設けたことによる。（5カ年間債務負担行為額100,000千円）
E 7月豪雨災害病虫害緊急防除対策 事業費	31,600		31,600	水稲、果樹、野菜等の病虫害を緊急に防除するための薬剤費補助に要する経費（1/2補助）
E 7月豪雨災害農作物生産緊急対策 費	2,000		2,000	被害農地への野菜、豆類の再生産に必要な種子費およびい草の品質保持に必要な染土の増量に要する経費（1/2補助）
E 緊急飼料作物種子供給対策費	2,000		2,000	災害により収穫不能の飼料作物の代替として作付する種子（トウモロコシ）の購入費補助に要する経費（1/2補助）
自立農企業経営者育成資金の災害対策 資金の設定				県独自の自立農企業経営者育成資金の中に、7月豪雨による被災者に対する特別融通措置として融資枠100,000千円（貸付利率5%）の資金枠を設定

2. 災害復旧対策	5,067,200	4,872,994	194,206	
<u>農 林 関 係</u>	1,214,540	1,142,918	71,622	
B 共同利用施設災害復旧事業費	31,025	30,209	816	農協等所有共同利用施設の激甚災害に係る施設復旧事業補助金
B 現年災害耕地復旧事業費（農地）	1,034,433	99,948	34,955	農地災害の復旧事業費
B " （施設）	884,637	863,201	21,436	農業用施設の復旧事業費
B 山地治山事業費	110,103	103,022	7,081	緊急治山事業費
B 林地崩壊防止事業費	3,117	2,283	834	激甚災害に伴う林地の崩壊防止事業費
B 林道災害復旧事業費	352,900	32,646	2,644	林道復旧事業費
B 林地荒廃防止施設災害復旧事業費	174,070	11,609	5,798	治山施設復旧事業費
E 林地災害防止事業費	4,000		4,000	国の採択基準に達しない小規模林地災害の緊急施行を必要とするカ所の復旧事業費（1/3市町村へ補助）
E 災害応急対策事業費	250,000		250,000	県施行に係る農林道、農用施設の災害応急対策費
E 岡山県造林事業特別会計繰出金	518		518	県有地（森林公園）の災害復旧に伴う繰出金
債務負担行為（追加） 昭和47年度発生農林災害利子 補給補助金	(402,400)			復旧事業（非補助）に要する経費として農林漁業金融公庫（年率5%）から土地改良資金を借入れるものに対し、借入金額6億2千万円を限度として47年度から20カ年以内の償還利息（5%以内）相当額（20年間の債務負担行為額402,400千円）

区 分	補 正 予 算 額	財 源		説 明
		特 定	一 般	
土 木 関 係	3806525	3727116	79409	
(1) 道路河川等災害復旧	3196000	3109530	86470	
B 昭和47年発生災害土木施設復旧費	2590000	2503530	86470	道路、橋りょう、河川砂防等建設省所管の公共土木施設の災害復旧事業費
E " 単県 "	606000	606000		国の採択基準に達しない小規模災害復旧事業費
(2) 災害復旧に関連して行なう事業	465500	266488	199012	
B 河川災害関連費	66000	66000		原形復旧のみでは再度被災のおそれのあるカ所について改良復旧をはかるため災害復旧と合併施行
E 河川大規模浚渫費	30000		30000	土砂の堆積により河川が埋そくし洪水時はらんのおそれがあるカ所の浚渫事業
E 単県河川改修費	150000		150000	国の採択基準に達しない小規模河川の改修
B 通常砂防費	113250	112500	750	土砂の流出の激しい溪流等にえん堤工等を行なう砂防事業
E 単県砂防関連費	7000		7000	原形復旧のみでは再度被災のおそれのあるカ所について法線是正、河床整理等を合併施行
B 地すべり対策費	53250	52500	750	地すべり防止事業
B 急傾斜地崩壊対策費	31000	30538	462	急傾斜地で崩壊のおそれのあるカ所についての防止事業
E 単県 "	15000	4950	10050	同上で国の採択基準に達しない防止事業

(3) 応急復旧又は小規模破損修理	128000		128000	
E 道路維持修繕費	100000		100000	道路の小規模破損の修理
D 河川海岸維持修繕費	20000		20000	河川の維持補修
D 砂防施設修繕費	8000		8000	砂防 //
(4) 河川、港湾浮遊危険物等の除去	4000		4000	
D 河川、海岸管理費	1000		1000	河川浮遊ゴミ処理(予備費充当分3400)
D 港湾管理費	3000		3000	水島港の浮遊危険物等の除去
(5) (C) 水防対策費	5780	3853	1927	7月災害により費済した水防資材の整備
(C) 市町村災害土木復旧事業指導監督費	7245	7245		市町村災害土木復旧事業指導監督費
(7) (D) 国直轄道路事業負担金		340000	△340000	財源更正
<u>そ の 他</u>	46125	2960	43175	
D 防災対策費	2000		2000	災害復旧対策本部および地方災害対策本部(県内10ヶ所)設置に伴う経費
E 自然公園施設災害復旧費	4300	2150	2150	貝殻山車道の路面崩壊(4ヶ所総延長112m)に伴う災害復旧事業費
C 児童福祉施設災害復旧費	1483	810	673	加陽こども園ほか3施設の復旧費
E 県立福祉施設整備費	2400		2400	かしお園給水設備復旧改造費

区 分	補 正 予 算 額	財 源		説 明
		特 定	一 般	
E 職業訓練校整備費	2000		2000	津山専修職業訓練校耕地法面復旧工事
E 警察施設災害復旧費	10,709		10,709	高梁警察署ほか駐在所等14ヶ所、職員宿舍12ヶ所の浸水にかかると災害復旧費
E 教育施設災害復旧費	5,000		5,000	津山東高校ほか15校の校舎の破損および校地の崩壊等の災害復旧に要する経費
E 県有施設災害補修費(農林)	18,243		18,243	農業試験場外8ヶ所の県有施設災害復旧費
3. 市町村対策	200,500	200,000	500	国の財政措置の少い災害応急対策費、小被害箇所の応急復旧事業等についての県独自の財政援助措置
E 岡山県振興基金積立金	200,000	200,000		・市町村災害対策事業特別貸付金 無利子貸与 1年据置5年償還
E 水道施設・廃棄物処理施設災害復旧指導監督事務費	500		500	市町村の水道施設・廃棄物処理施設、災害復旧指導費
一 般 会 計 の 計	5,897,421	5,474,674	422,747	
造 林 事 業 特 別 会 計	2,054	2,054		御大典記念林、森林公園の林道、管理者道災害復旧費
後 楽 園 特 別 会 計	1,141	1,141		後楽園駐車場災害復旧費
特 別 会 計 の 計	3,195	3,195		
合 計	5,900,616	5,477,869	422,747	

(昭和47年7月19日、山陽新聞)

..... 58億円にのぼるこんどの補正予算額は、災害復旧予算としてはこれまでの最高。農林、土木関係合せて103億円の被害を出した38年7月の豪雨災害に伴う補正予算額が6億5千万円だったのに比べ、こんどの場合、被害額は約2倍だが、予算規模は9倍にもなっている。

県財政課では「災害復旧として考えるすべての施策を予算化した」(片山総務部次長兼財政課長)というように、単県行政施策のほとんどが新規施策という文字通りの「大盤振る舞い」だが、本年度当初予算が借金や国からの援助を期待した大型予算だけに、こんどの補正予算によって県の今後の財政運営はいつそう苦しくなるものと予想される。

3 救済・復旧措置について政府に対する陳情

豪雨災害に対する救済・復旧については、政府の財政的措置に期待するところが多かつたので、災害後いち早く加藤知事、岡崎県議会議長らが上京し、政府および政党・国会議員等に対し、それぞれ陳情した。

陳情書および陳情先は次のとおりである。

陳 情 書

—昭和47年7月豪雨に対する救済措置—

殿

「昭和47年7月豪雨」による災害は、県下全域にわたり、多数の死傷者、家屋の流失、破損をはじめ、交通、通信、環境衛生、農林等の公共施設、農作物等に甚大な被害を惹き起しました。

本県といたしましては、市町村をはじめ関係各機関および諸団体の協力のもとに全県民の総力を結集して、災害の復旧に全力を傾注いたしているところでございます。

しかしながら、事態はまことに深刻であり、救済および復旧に要する県および被災市町村の負担は極めて大きく、現状においては、十分な措置が取りえない状況にあります。

何とぞ本県の実情をご賢察のうえ、別記事項につきましては格別のご配慮をお願いいたします。

昭和47年7月24日

1. 激甚災害の指定について（各 省）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく「激甚災害」の指定およびこれに伴う特別の財政措置を講ぜられたい。

特に、適用条件の緩和をはかり、指定地域全域について国庫負担率の嵩上げ措置を講ぜられたい。

2. 災害復旧に関する緊急査定の実施について（各 省）

土木、農林等公共施設ならびに農地等の災害に対し緊急に現地査定を実施せられたい。

3. 災害復旧事業に対する起債枠の増大について（大蔵省・自治省）

災害復旧事業に対する起債について、起債枠の大幅な増額配分をお願いする。

特に小災害債の貸付条件の緩和措置（公共土木施設の対象事業費限度額の引き下げ、5万円→3万円、農地等の充当率の引き上げ50%～80%→100%）について、特段の配慮をお願いする。

4. 普通地方交付税の繰り上げ交付について（大蔵省・自治省）

県及び被災市町村においては、応急対策等に緊急の資金を要するので、普通地方交付税の次期交付分を早急に繰り上げ交付されるようお願いする。

5. 特別地方交付税の増額交付等について（大蔵省・自治省）

県及び被災市町村においては、応急対策、復旧事業等に多額の財源を必要とするので、特別地方交付税の交付について、格段の配慮をお願いする。

なお、激甚災害にかんがみ、地方一般財源対策の措置として、臨時特例交付金制度の新設を考慮願いたい。

6. 被災市町村に対するつなぎ融資について（大蔵省・自治省）

被災市町村においては、被災者の救助、応急対策等緊急の資金需要があるので、つなぎ資金として政府資金の一時借入れができるよう、格別の措置をお願いする。

7. 河川改修の促進について（建設省）

(1) 河川の被害状況から、特に直轄河川である旭川、高梁川、吉井川の改修事業について、早期繰り上げ施行をお願いする。

- (2) 中小河川，小規模河川等，国庫補助負担による改修事業についても早期繰り上げ施行をお願いする。
8. 砂防・地すべり・急傾斜等緊急事業の大幅な採択について（農林省・建設省）
土石流，がけ崩れ等直接人命にかかわる災害防止のため，緊急事業（砂防・地すべり・急傾斜）の大幅な採択をお願いする。
9. 住宅金融公庫災害復興住宅制度の適用について（建設省）
全壊・半壊・床上浸水家屋が多数にのぼっているため，被災者が行なう住宅復旧等に対し，住宅金融公庫災害復興住宅貸付制度の適用をお願いする。
10. 被災農林漁業者に対する金融措置について（農林省）
(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法を発動するとともに，特別被害地域の指定をし，早期融資措置を講ぜられたい。
(2) 自作農維持資金の災害枠を早期に配分されるようお願いする。
(3) 被害農家の既借入制度資金について，償還緩和の措置をお願いする。
11. 農作物病虫害の緊急防除に対する助成措置について（農林省）
農作物に対する病虫害の緊急防除に必要な農薬および防除器具等の購入経費に特別助成措置を講ぜられたい。
12. 農林水産業施設等に対する助成措置について（農林省）
農林水産物に対する被害が甚大である状況にかんがみ，その被害施設ならびに再生産に必要な基本的諸資材に対し，緊急に特別助成措置をお願いする。
13. 生産調整奨励補助金の早期交付および農作物共済金の仮渡しについて（農林省）
昭和47年産米の生産調整奨励補助金の全額を早期概算交付するとともに，農作物共済金の仮渡し措置をお願いする。
14. 災害救助法における救助の種類拡大等について（厚生省）
災害救助法の適用市町村における被災者の救助について，救助の種類拡大および実施基準の引き上げを行ない救助の充実をはかられたい。
15. 災害救助法の適用外市町村の被災者救助に対する助成措置について（厚生省）
災害救助法の適用を受けられなかった市町村における被災者の救助についても，特別の助成措置をお願いする。
16. 世帯更生資金に対する補助の大幅な増額について（厚生省）
被災者の住家の復旧，災害援護等，世帯更生資金が大幅に増加するので，世帯更生資金貸付

事業費補助金の増額をお願いする。

17. 母子・寡婦福祉資金の財源の確保および貸付限度額の引き上げについて（厚生省）

被災母子・寡婦家庭に対する母子福祉資金貸付金の利用が大幅に増加するので、貸付限度額の引き上げならびに限度額引き上げに伴う起債および補助金の枠の拡大をお願いする。

18. 水道施設、廃棄物処理施設の復旧に要する経費の助成について（厚生省）

上水道、簡易水道、水道用水供給等の水道施設ならびに廃棄物処理施設の復旧には多額の経費を要するので、これに要する経費について特別の助成措置をお願いする。

なお、効用復旧までに要する経費についても助成措置を講ぜられたい。

19. 被災市町村の防疫事業に対する繰り上げ助成について（厚生省）

被災市町村の伝染病予防事業に要する経費は多額にのぼり、被災市町村の多くは財政規模も弱少であるので、現年度における助成措置をお願いする。

20. 被災中小企業に対する政府関係金融機関の融資条件の緩和について（通産省・大蔵省）

事業再建に必要な資金を確保するため、政府系金融機関である国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の災害融資の拡大、特利限度額の大幅引き上げ、長期低利の融資条件等特別な優遇措置をお願いする。

21. 公立学校施設の復旧促進について（文部省）

公立学校の災害復旧については、大幅な改良復旧も認め、重複被害が防止できるよう措置をお願いする。

22. 教科用図書の確保等援助措置について（文部省）

教科用図書の確保および教材・教具の整備についての援助措置をお願いする。

23. 被災児童生徒の就学援助措置について（文部省）

被災家庭の全児童生徒に対する就学奨励費の給付、日本育英会奨励金の災害枠の拡大および同和地区高等学校等進学奨励費国庫補助金の増額について、特別の援助措置をお願いする。

24. 個別、集団移転に対する助成措置について（大蔵省・自治省・建設省・農林省）

地すべり、山腹崩壊等による個別、集団移転希望者に対し、特別の財政援助措置をお願いする。

（編者注 陳情書には、被害状況資料の添付があるが省略した）

陳 情 先

総 理 府

総務長官 本名 武

総務副長官 小宮山重四郎，同 栗山廉平

農 林 省

農林大臣 足立篤郎

同政務次官 森下元晴，同 園田清充，同事務次官 森本 修，農地局長 三善信二，林野庁
長官 福田省一

建 設 省

建設大臣 木村武雄

同政務次官 小淵恵三，同事務次官 坂野重信，建設技監 渡辺隆二，河川局長 川崎精一

自由民主党

政調会長（党災害対策本部長） 桜間義雄，幹事長 橋本登美三郎，総務会長 鈴木善幸

大 蔵 省

大蔵大臣 植木庚子郎

大蔵政務次官 大村襄治，同 山崎五郎，同事務次官 吉国二郎

自 治 省

自治大臣 福田 一

同政務次官 三ツ林弥太郎，同事務次官 降矢敬義，財政局長 鎌田要人

県選出国會議員

亀山孝一，山田太郎，黒田寿男，笠岡 喬，橋本竜太郎，加藤六月，藤井勝志，貝沼次郎，
江田三郎，小枝一雄，木村陸男，秋山長造，矢山有作

衆議院災害対策特別委員長 高田富之

参議院災害対策特別委員長 松永忠二

4 災害対策につき県から政府に対する要望事項

災害対策につき岡山県から政府に対する要望事項として提出されたものは次のとおりである。

A 緊急に実現を要する事項

1. ダムの管理問題について

- (1) 一級河川に設置されるダムの洪水時の放流については，知事の行政責任を追求する住民

の声が高いが、一方知事は河川管理者として河川法上これらダムに対する何らの法的権限を有していない。したがって、国においてこれらダム管理の行政上の責任を明確化されるとともに、洪水時におけるダム管理の一元化をはかられたい。

- (2) 今回、ダム放流による罹災者から県に対し行政責任を追求し、慰謝料の請求がなされており、この対策に苦慮している。これは、全国的な問題でもあり、国において統一的な見解に基づく指導をされるよう要望する。

2. 乗合バスの運休に伴う救済措置について

今災害において、乗合バスの運休により多大の損失を蒙った事業者の救済のため、

- ① 政府系金融機関による長期低利資金の融資措置の強化、② 国庫による特別の助成措置をはかられたい。

(岡山県内3企業の損失、車両5,700千円、減収2,265千円)

3. 伝染病予防事業に対する国庫補助の取扱いについて

今災害に伴って要した市町村の伝染病予防事業に対する国庫補助を現年度補助とされたい。

また、今後も大規模災害の場合には、前年度補助されるよう制度を確立されたい。

(岡山県内市町村が実施した事業費 25,734千円(他に器具3,122千円))

4. 被災廃棄物処理施設・水道施設の復旧に対する国庫補助制度の確立について

被災した廃棄物処理施設・水道施設の復旧に対する国庫補助について、廃棄物処理法、水道法および激甚災害法に明定し、災害復旧対策事業として補助基準の緩和と高率補助の制度を確立されたい。

(岡山県内の復旧に要する事業費	廃棄物処理施設関係	8ヶ所	18,241.5千円
	水道施設関係	上水 10所	6,143.0千円
		簡水 53	2,684.0千円
	上水供給施設	2	3,000.0千円)

5. 農作物病虫害緊急防除事業に対する国の助成措置について

今災害において浸冠水を受けた農作物に対する病虫害の緊急防除に必要な農薬の購入費に対し、 $\frac{1}{2}$ の国庫補助措置をはかられたい。

(岡山県では、市町村に対し200万円の単県措置をした。($\frac{1}{2}$ 補助))

6. 被災農地、農業用施設の復旧費補助に関する特例法の制定について

被災農地、農業用施設の復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」及び「激甚災害法」によつて措置されているが、今災害においてはこ

れでは不十分なので、特例法を制定し、①農家1戸当りの事業費にかかわらず補助率を一律に90%とすること ②災害復旧関連事業の事業費の90%を国庫補助されることを要望する。

7. 農林、土木関係の災害復旧事業について

農林、土木関係の災害復旧事業について、原形復旧では非常に不経済な点が多いので、大幅に改良復旧を認め、原形復旧なみの国庫補助措置をはかられたい。

8. 農林、土木関係の災害復旧事業の調査設計の外注費について

農林、土木関係の災害復旧事業（助成関連事業を含む）の調査設計の民間コンサルタントへの委託費を「測量試験費」として新規計上し、補助対象とされたい。

9. 被害水田の米生産調整上の取扱いについて

被害水田のうち、災害復旧事業の年次計画により復旧が48、49年度施行となつた水田は、現行の米の生産調整の奨励補助金の交付対象にならないが、これを対象となるよう措置されたい。

B 個別制度の改善事項

防災無線施設等の整備	県庁・出先事務所・市町村役場を結ぶ防災行政無線の整備は緊急の問題であるが、現行の起債措置のみでは負担に耐え得ない状況にあるので $\frac{2}{3}$ 程度の国庫補助制度を早急に確立されたい。
水防施設の整備	水防法に基づく水防使用資材に対する現行の国庫補助率、一般災害 $\frac{1}{3}$ 、激甚災害 $\frac{2}{3}$ をそれぞれ $\frac{2}{3}$ 、 $\frac{3}{4}$ に引き上げられたい。
河川改修の直轄事業、補助事業	① 河川改修を早急に進めるため、第4次治水事業5ヶ年計画を繰上実施されたい。 ② 災害発生に関連して新たに必要を生じた河川改修事業の事業枠の確保をはかられたい。 ③ 河川改修計画未認可個所で被災した堤外民地を買収する必要がある場合の国庫補助制度を確保されたい。
急傾斜地崩壊対策	① 今災害をみるとガケ崩れの人身事故、家屋損壊は比較的過疎な地域で

事業	<p>多発しているので、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準のうち「人家密度0.28以上」を0.14程度に緩和し、崩壊防止対策を進められたい。</p> <p>② 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金を軽減できるよう国庫負担を拡大されたい。</p>
農地防災事業	<p>農地保全のために実施する土砂崩壊の防止事業は、現行制度では補助率が低く受益者負担にもたえかねるので、「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法」を改正し、災害復旧事業と同様の取扱いにされたい。</p>
林地崩壊防止事業	<p>災害復旧事業として行なわれる林地の崩壊防止事業は緊急を要するので、現行の1年目30%、2年目77%、3年目100%復旧進度を早め、1年目50%、2年目100%とされたい。</p>
土砂流出の防止法の制定	<p>既存の採石法、砂利採取法による規制では土砂の採取によるガケ崩れの防止には不十分であるので、新たな立法をはかられたい。</p>
激甚災害法の適用	<p>被害企業対策として激甚災害法の適用にあたっては市町村から報告された被害総額によるよう改善されたい。</p>
災害救助	<p>① 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理および障害物の排除については、その設置率の基準が定められているが実情に合わないで、この基準を削除し、必要があれば全部実施する制度とされたい。</p> <p>② 生活必需物資の支給、炊き出し費、障害物除去の費用等の救助費の限度額が低すぎるので、これを引き上げられたい。</p> <p>③ 現に被害を受けていないが、非常に危険な地すべり地帯に対する応急仮設住宅の建設についても、災害救助法による応急仮設住宅とされたい。</p> <p>④ 家屋の敷地内の障害物除去についても災害救助法を適用されたい。</p>
被災者(住民)対	<p>① 災害救助法の非適用市町村の住民の救済についても同様の助成措置を</p>

策

はかられたい。

② 自然災害による死亡者の弔慰金補助制度は、災害救助法非適用の市町村に対しても実施されたい。

③ 災害共済制度を早急に国において確定されたい。

従事者（公務員等）
対策

災害救助応急支援に従事した消防団員に対する手当に要する経費、地域住民に対する炊き出しに要する経費などに対し、国庫助成をはかられたい。

世帯更生資金

被災者に対する世帯更生資金の枠の拡大と限度額の引上げをはかられたい。

天災融資資金

① 天災融資資金が農業者に対する畜舎、農舎、温室等の農業用施設の復旧資金および農林漁家の住宅復旧資金についても適用されるよう適用範囲を拡大されたい。

② 特別被害地域制度を廃止し個々の被害状況により特別被害農林漁業者を認定し、低利貸付けを実施されたい。

自作農維持資金

自作農維持資金の現行貸付限度額 50 万円を 100 万円に引き上げられたい。

中小企業関係公庫
融資

① 激甚災害の指定により中小企業に対する資金援助に関する特例措置が実施されているが、事業再建に必要な資金を確保するためには不十分なので、政府系金融機関である国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の①災害融資枠の拡大、②特別限度額の大幅引上げ、③長期低利の融資条件等について更に改善措置を講じられたい。

② 激甚災害指定の効果が災害救助法非適用地域の企業にも適用されるよう改善されたい。

農業災害補償

農作物共済制度については、現在米・麦が制度化されており、48年度には新たに果樹が制度化されるようであるが、その他の農作物（特に野菜

	イ草) に対する「農作物災害基金制度」を創設されたい。
農地, 農業用施設	農地, 農業用施設の災害復旧事業について, 今回のような大災害では災害査定の年内完了が難しく翌年度にわたるおそれがあるので査定の簡素化, 迅速化をはかられたい。
共同利用施設	事務所, 大型農業機械, 輸送車両等の農協施設も共同利用施設災害復旧事業として補助対象にされたい。
児童福祉施設, 社会福祉施設	児童福祉施設, 社会福祉施設の災害復旧に対する国庫補助について, 建物の単価を上げるとともに設備・敷地崩壊復旧費を補助対象とされたい。
公的医療, 機関施設	国保直営診療所の建物設備の災害復旧に対する助成制度を創設されたい。
清掃施設等	① 被災廃棄物処理施設の改良復旧を補助対象とされたい。 ② 被災廃棄物処理施設の復旧までの期間における廃棄物処理事業費を国庫補助の対象にされたい。

5 地方災害復旧対策本部から報告された復旧対策と問題点 (昭和48年8月15日現在)

県災害復旧対策本部に報告された各地方本部の復旧対策と問題点は次のとおりである。

岡山地方災害復旧対策本部

1 県の対策に対する住民の反応

当災害対策本部管内においては, 災害発生と同時に各所属長の陣頭指揮のもと被害地の応急対策を講じたため, 総体的には市, 町, 一般住民より好感をもたれている。然しながら被害者個々の立場からは若干の不満もあるようであり, 個々のケースを列記すれば次のとおりである。

- (1) 河水統制に対する不信が今なお若干残っている。(農林)

- (2) 農産物の直接被害に対する助成がないという声の一部があった。(農林)
- (3) 採択された耕地、林務等の災害復旧については早急に工事を着手して欲しい。(農林)
- (4) 地元住民は耕地、林務関係被害地の復旧について非常に大きな期待をしており公共事業で実施されることを望んでいる。(農林)
- (5) 土木関係については被害と同時に応急工事を施工し一部制限を加える等の措置は講じてはいるが主要県道、バス路線等については一応の交通確保をしており地元住民より感謝されている。(土木)
- (6) 死亡見舞金、家屋全壊見舞金については新しい制度であるが非常に好感をもたれている。然しながら負傷者、家屋半壊者等については見舞金がでないため市、町のこれら判定処理が難しく、特に近隣の場合には難しい問題がおこるおそれがある。(福祉)
- (7) 岡山保健所管内には床下浸水がかなりあったが、市、町の防疫事務の迅速化により幸いに伝染病の発生を見なかつたことは関係住民より好感をもたれている。(保健所)
- (8) 簡易水道、上水道にかなり被害があつたが、迅速なる応急復旧により飲料水に対する不満があまり出なかつた。(保健所)
- (9) 御津町地内の被害鶏については、一部が河川に流失し、地元住民より不満が出たが、関係者協議のうえこれを処理した。(保健所)
- (10) 今回の災害により落合円山衛生組合が被災し処理機能を失つたため、処理不足の36Kℓのうち岡山市旭西処理場11Kℓ、旭川中部衛生組合で2Kℓ、計13Kℓを岡山保健所管内で引受けたため関係町、住民より非常に好感をもたれた。(保健所)
- (11) 災害発生と同時に電話交換員(女子職員)を交代で残業させたため、被災地との連絡が密となり関係市、町より非常に喜ばれた。(農林)

2. 復旧対策及び事業の当面の問題

(1) 河川内工作物の設置について(農林)

河川内に設置する工作物(特に頭首工)については、河川管理者と充分協議して進めたい。

(2) 頭首工の統合について(農林)

頭首工の復旧については、工事施行時に整理統合するよう留意しており、水利権の調整等について地元と折衝を進めている。

(3) 市町に対する応援態勢について

現在の市町における技術レベル、人員では到底耕地関係災害の測量、設計に対応できな

いので、国の査定も始つており関係市町に対し職員を応援派遣してでも全ヶ所災害査定を受けたい。(農林)

- (4) 岡山分庁の電話施設は本番が交換に入つており、直通電話が土木事務所以外にないため、平素より市、町との連絡には全部交換を通さなければならないシステムになつており、災害復旧対策のこともあり早急に本庁並の自動式に切換えるか、又は、9月の災害時期に間に合うよう農林、福祉、事務所に直通電話を設置されたい。
- (5) 被災地域の土建業者は、既に手持工事を充分にかかえており、施行の困難な農林土木工事(特に林地復旧)については、きらう傾向があり、又落札しても工事施工を後廻しにする恐れがあるので、これについては、本庁としても建設業界に対し充分指導方を願ひする。

3. 今後の問題

- (1) 災害発生時における市町村の災害通報等について、充分態勢を整えておくよう指導する必要がある。
- (2) 改良復旧としては、頭首工の開閉が油圧で出来る可動式にするとか、溜池、底樋の操作が地上からハンドル操作出来るよう、近代化する必要がある。
- (3) 災害復旧に重点をおいているため、本年度実施予定の一般事業が遅延するおそれがあり、これの進行管理について、今後、早急に検討する必要がある。
- (4) 冠水した水稻に、ツマグロヨコバイによる萎縮病が発生しており、相当の減収が予想される。
- (5) 老朽ため池の整備に対する国、県の補助率の引上げについて

補助率は、現在国50%、県10%であり、残りが市町村並びに受益者負担となつているが、当管内にも、直ちに改修を要するため池が100カ所以上もあり、地元負担額が多いため、危険を感じながら放置されている状況であるので、国、県の補助率の引き上げについて検討する必要がある。

和気地方災害復旧対策本部

1. 災害対策に対する住民の反応

- (1) 佐伯町及び吉井町に災害救助法を適用されたことは、非常に好感がもたれている。
- (2) 農作物に対する緊急農薬補助対策は、適切な措置として歓迎された。
- (3) 吉井川の中流地区(吉井町)及び下流地区(佐伯町など)の溢水は吉井川の河川改修の

遅れに基因するのではないか。

なお、一部の町では上流ダムの操作に関係があつたのではないかと云っている。

2. 今後の問題

- (1) 従来から分庁舎の電話が故障で悩まされていたが、今回の災害時にも故障が起こり、庁の内外から苦情が出た。早急な対策が必要である。
- (2) 吉井川の中流及び下流王子川並びに砂川の河川改修の早期促進を望む。
砂川関係橋梁の早急復旧を望む。
- (3) 吉井川の河原屋井堰(吉井町)の全面決壊の復旧対策が必要である。
- (4) 佐伯町の簡易水道に対する国庫補助について善処を望む。
- (5) 津山備前線の早期復旧を望む。

倉敷地方災害復旧対策本部

1. 今回の災害に対する住民の反応

- (1) 楨谷川の総社西方線の幹線道路の早期復旧が要望されたが、早期復旧により牛乳の早期運搬が可能となり感謝された。
- (2) 上原井ぜきの導水管が破損・流失し、真備町から早期復旧の要望があり(受益面積600ha)7月25日復旧によりよろこばれた。

2. 復旧対策事業当面の問題

一般事業を繰越しするなどして、復旧事業を優先する措置の検討が必要である。

3. 今後の問題

- (1) 楨谷川、新本川の土砂流失による河川埋没により、河川内の井ぜきが埋没し、将来用水不足をきたすであろう。そのため河川のしゅんせつが必要である。
しかし、7割以上の埋没でないと工事がしてもらえないので、善処を望む。
- (2) 緊急治山事業全部の採択を望む。
- (3) 真備町、清音村の湛水防除事業の早急な実施を望む。
- (4) ダム放流の場合、高梁川合同井堰管理事務所への通報方法を検討する必要がある。

笠岡地方災害復旧対策本部

1. 県の災害復旧対策に対しての住民の反応

- ① 衛生班

- イ 給水施設の被害は簡易水道 6 件（井原市 2，矢掛町 3，芳井町 1）小規模水道 1 件，学校水道 1 件，井戸冠水 246 件で水道施設については何れも比較的小規模の被害であったが連日にわたり復旧に伴う技術的指導と協力を行なつたことにより早期に復旧をみたこと，また復旧に至るまでの期間円滑な給水作業が行なわれるよう相互の連絡と協力を努めたことから円滑な給水活動が行なわれ住民からの苦情もなく各関係市町長から感謝された。
- ロ 浸水便所は 1379 件（笠岡市 232，井原市 426，矢掛町 465，芳井町 256）であつたが，これらのし尿処理の円滑な処理が行なわれるよう指導と協力を努めたところ早急に衛生的な処理が行なわれたところである。
- ただし，矢掛町にあつては清掃車（バキュームカー）の故障による不足により，またあつせん活動にもかかわらず，他からの応援を求めることができなかつたため，一時住民から早急な処理についての苦情が相次いだことは誠に遺憾であつた。

② 農 林 班

災害の復旧対策については，種々の問題について不満はあつたが，市町は出先機関の復旧に対する努力を認めた。

③ 土 木 班

イ 道路復旧について

管内路線 42 路線の中，被災路線 37，路線被災カ所 267 件，内通行不能カ所（崩土又は路側欠壊）102 件については被災日の 4 日後（7 月 15 日）には片側通行又は制限通行可能なまでに応急復旧したため地域住民からの批判はなかつた。

ロ 河川復旧について

一級河川小田川水系の異状な出水による各所の氾濫特に尾坂川，道々川の堤防欠壊に伴う民心の不安と動揺は一時的に管理者に対する強い非難となつていたが減水と同時に施行した県の仮応急工事によつて不安感と批判は解消した。

2. 復旧対策における当面の問題

土 木 班

河川の改修に対しての陳情

今回の河川の氾濫により地域住民からの河川改修に対する陳情が多くこれに対しての予算措置に問題がある。

3. 今後の問題

① 衛生班

県段階において、常時県内の給水車及びバキュームカー、し尿投入場所（し尿処理場）を掌握すると共に、災害時は緊急応援出動及びし尿投入場所の配分と要請を一括実施するよう努めることが望ましい。

② 農林班

鬼ヶ岳ダム管理のための機械等の整備をはかる必要がある。

③ 土木班

イ 改良復旧について

災害国庫負担法に基づく原形復旧に対し最近特に改良復旧が提案されているが査定要綱並びに採択基準等の改正が伴っておらず問題を残している。

ロ 機動力の充実について

少数の職員で最大の復旧効果を得るために更に機動力の充実を図る必要がある。

高梁地方災害復旧対策本部

1. 住民の反応

成羽川、高梁川流域の被災者住民は、河川、ダム管理の不手際による災害であるとの感じを強く抱いている。

- (1) 高梁を中心として被害者同盟（土師明治）を結成し、中電および県の管理責任を追及する構えを見せ、場合によつては告訴も辞さないことを主張している。
- (2) 去る9日成羽町長、成羽町議会議長が中心となり、川上町、備中町の町長、議会代表、被災者代表等による対策協議会を結成し、中電および県に対し今後運動を展開する模様である。

2. 当面の災害復旧対策と問題点

(1) 農林班

農地、農業用施設（被害額1,099,690千円）、治山施設（494,100千円）、林道（103,000千円）の災害については他事務所職員等の応援を受けて調査設計中であり、その一部については大蔵省の緊急査定（査定額85,823千円）を受けた。又、農作物、畜産物対策については、被害状況の把握を行なうとともに作目別技術対策資料を作成配布し指導している。

なお、被災農林業家の対策資金の需要（見込額 101060 千円）に対しては希望を、とりまとめると共に農業共済事業の共済金の仮渡しについても指導を行ったが、特に耕地関係の災害復旧要員の増加が必要である。

(2) 土木班

国道 180, 313 号を中心とする災害（被害額 5610935 千円）による交通マヒを解消するための緊急工事を実施すると共に調査設計中であり、その一部については、本省の第 1 次査定（査定額 399542 千円）を受けて本復旧工事に着手したが、災害復旧体制強化のための配慮が望まれている。

(3) 福祉班

仮設住宅の建設に当っては諸手続きを簡素化され、早急に建設することと、2 年後の返還問題についても実態に即応した低所得階層等に対する永年貸付又は払下げ等を考慮のうえ処理すること。

3. 今後の災害復旧対策と問題点

(1) 農林班

農地、農業用施設、治山施設、林道の調査設計の完了は本年末を目途に作業を促進するが、職員の増加はもちろん施工業者についても県外業者を積極的に指名する等により、施工能力の増加を図る必要がある。

又農地関係災害には基準以下の小災害が多発しているので採択基準の緩和等の処置が必要である。

(2) 土木班

災害対策要員の増員を受けて引き続き調査設計を行なうが、再度の災害を防止するため原形復旧でなく、改良復旧についても認めるよう処置する必要がある。又今回の災害の原因の一つともいわれるダム放水管理についても検討する必要がある。

(3) 福祉班

- ① 全壊流失家屋に対する見舞金支給（知事見舞金分）に際し各市町長の認定に諸問題が見受けられた。この認定について今少し巾広い実態に合った認定基準を定められたい。
- ② 世帯更正資金中、災害時に貸付する災害援護資金が 15 万円以内とあるが、この利用者からみれば額の引き上げを強く要望されている。

新見地方災害復旧対策本部

昭和47年7月豪雨災害の現状と問題点

1. 今回の災害に対する地域住民の反応

- (1) 災害時およびその後において県のとつた措置については、比較的好評であつた。
- (2) 今回の山地災害はその主因をなす谷筋の土砂流出によつて下流の保全対象に被害を与えており、既設(谷止工, その他)流域においては、比較的に被害が軽微であつて地域住民より感謝されておるも予防治山の行なわれていない被害の激甚な地域では今後復旧治山事業の早期起工と予防治山事業の促進を望んでいる。
- (3) 防疫薬剤等の早急な配送に感謝された。
- (4) 救援物資は県と日赤より配送されたが、県のマークが無かつたため日赤のみの救援と受け取られた面があつた。
- (5) 災害当初の道路等の復旧事業は、比較的迅速に行われたため、感謝された。

2. 復旧対策事業当面の問題

- (1) 被災農家の一部において、今後農業経営を継続するかどうかが憂慮されたが、調査の結果、現在では概ね継続の方向に向つているものようであり、継続のための復旧費自己負担額の軽減方法に苦慮している。
- (2) 災害件数が多く、また、平年度事業の実施も欠かせないので、職員の絶対数が不足であり次期異動期において、災害の度合いに応ずる定数配置を望む。
- (3) 市町の復旧に対する組織体制が十分でないので、県の指導が十分反映しない。
- (4) 横見取水路(新見市上市)の閉塞により、従来同取水路を経て西川に放流していた新見し尿処理場の放流水を高梁川本流に放流しており、上水道施設との間に問題が起きている。
- (5) 新見市法曾畑谷地区の農地等の被害について、技術的結論が出ないため、地元被災者の指導が十分できない状況にある。

3. 今後の問題

- (1) 職員が不足していることから、調査設計を含め事業の実施が円滑に行なわれず、十分な設計監督が行なわれないことも予想され、粗ろう工事、年度内施行不能等の事態も考えられるので、災害復旧事務所を設置し平年度事業の実施を分離することが望ましい。
- (2) 防疫関係補助金を市町へ早急に概算交付されるよう要望がある。
- (3) 大規模なし尿処理施設を広域圏により設置するよう指導する必要がある。
- (4) 災害時に、即時に応急措置がとれるよう予算の確保および出先事務所長への権限付与が

望まれる。

- (5) 建設業者その他労働力の不足により各種災害復旧の競合が予想されるので、その調整が必要である。

勝山地方災害復旧対策本部

7月豪雨災害復旧対策推進上の諸問題について

1. 住民の反応

ア 土木・農林・保健所の被災直後の応急工事については迅速適切におこなわれ特にかんがい排水及び交通が早期に確保されたことは県行政機関の信頼感を深めており、現在においては不満はない模様である。

イ 農林関係にはじめて講じられた応急対策費の支出は罹災感情の緩和と民心安定に大きな役割を果たした。

ウ 稲作共同防除の補助施策が好評で町村においては経費に上積している。

2. 当面の課題

査定を受ける準備のために応援職員の応援期間の延長が必要である。

3. 今後予測される問題点

ア イ草被害対策について、局地的に見舞金の支払要請など尾を引く懸念がある。

(恒久対策として共済制度の創設を希望する。)

イ 真庭衛生処理組合のし尿処理施設の改良復旧と早期着工、また、地元町村負担軽減の要望が大である。

ウ 山崩れによる被害家屋の対策について、公共単県ともに補助対象にならないもの、また、単県対象になっても負担の大きいものについて、今後これが対策について議論ができる懸念があり、特別交付税の交付等により市町村の責任において根本的対策樹立の必要がある。

エ 農林関係災害に対する応急対策費について制度化が必要である。

オ 町村営工事の施行にあたり、町村の技術職員が極度に不足している事に対する全県的な指導が必要である。

カ 被災水田で47年度に復旧不能な水田を米生産調整水田とするよう検討する必要がある。

キ 落合町における極端な農作物の被害は復旧土木工事などの農外就労機会の急増にともない営農意欲の減退に拍車をかけることになり、今後の指導に大きな困難を来すことが予想される。

津山地方災害復旧対策本部

1. 今回災害の県の対策についての反応

- (1) 緊急対策として比較的早く手を打たれたことについては、好感をもつてむかえられた。
但し38災の経験から、公共施設の復旧は当然としても、キメ細かい面への対処に心配をもっている。
- (2) 商工関係災害融資、住宅関係災害融資、農林応急対策費等の予算措置等は町村当局者等は好感をもっている。
しかし一般住民は必ずしもそうであるとはいいきれない。

2. 復旧事業に関する当面の問題

(1) 県技術職員の確保

- イ 現在、農林耕地関係は、3名応援を得ているが、今後(8月以降)1316件の設計を行う必要があり更に5名程度の応援が必要である。
- ロ 土木関係は、合計60億に上る事業費となり12月の4次査定まで非常に長期であり現在、応援9名を得ているが今後円滑に推進するため、新しい班編成により実施を予定しており、6名の最少限度の増員が強く望まれる。

(2) 職員の健康管理について

現在、測量、設計など査定事務で繁忙を極めており各所長で注意しているが、(1)による増員応援による処置のほかないと思われる。

3. 今後の体制

(1) 農林事務所耕地課、土木事務所共通事項

復旧事業は、3・4・3の比率で概ね3カ年実施されるが、これが平年化すれば47年度～49年度は災害分だけ事業量が増加する。

この実施のためには、それぞれ災害復旧課或は災害復旧係を設けるとともに職員の増員を望む。

- (2) 農林災害に、応急対策費を48年度当初予算に計上を望む。
- (3) 土木災害に、測量委託費(単県)を48年度当初予算に計上を望む。
- (4) 溜池の管理体制の確立と老朽溜池の補修を積極的に実施すると同時に国の補助率の引き上げ及び単県小規模老朽溜池の補助わくの拡大を望む。
- (5) 人家に直接被害を与える林地崩壊、地すべりが今回の災害で多発したが、これが防止のため、危険ヶ所の調査を実施するに必要な体制の確立を望む。

- (6) 行政無線の合理的配置を検討する必要がある。

美作地方災害復旧対策本部

1. 県の復旧対策に対する住民の反応

- (1) 県側から積極的に直接現地に出むいて相談にのる。(特に各事務所合同)
このことは、38日災時にはなかつた事で、今回はとくに好感を持たれている。
- (2) 今回の緊急県議会に於ける新施策災害対策について、好感を持ち、又非常に関心が深い。
- (3) 予算が現実の姿になるまでは、事務手続等日時を要するのが通例であるが、災害時等については、大巾に下部組織に権限を移して、出先所長で指示し、地域住民の安心と理解を早めるよう望んでいる。(例えば単県応急費、プレハブ住宅建築費等の恒久化)

2. 復旧対策の当面の問題

- (1) 県並に市町村の担当職員の健康管理
- (2) 他県応援職員との融和、協調
- (3) 市町村職員に対する慰謝、激励

3. 今後の問題点

- (1) 災害復旧対策が、第2段階に立ち到っている現在、従前事業との対応、調整、進行管理
- (2) 再度災害に対する防止策、即ち今回の被災ヶ所の増破防止対策
- (3) 出先事務所間の横の調整
(特に農林、土木とで同一水系毎の予算化調整)
- (4) 応援職員の定数化、機構改革
(たとえば災害復旧課、係の新設、担当事務の整理、統合)

建部地方災害復旧対策本部

1. 災害対策に対する住民の反応

- (1) 災害応急仮復旧工事について
県ならびに建設業者が日夜をいとわず早急に着工完了し、感謝されている。
(建部町市場、品田地区)
- (2) 河川敷地内の民地(農地)について
3年に1度は必ずといつてよいくらい被災する河川敷地内の農地の買収を望んでいる。
(御津町草生地内、加茂川町下加茂地内)

(3) 河川改修について

管内の全域にわたって早期着工を望んでいる。

(4) 旭川ダムの放流技術に対する疑問と連絡通報について

深夜の大量放流の回避及びやむを得ず大量放流を行う場合の連絡通報の徹底を望んでいる。

(5) 補償問題について

旭川ダム地内以外の被災者（下流）は、他地区（成羽川等）の情勢を静観している。

(6) 岡山県ダム放流コントロールシステム協議会について、去る 8 月 9 日開かれた協議会に

おいて地元代表の活発な意見等があり、これが成果について非常に期待をよせている。

2. 当面の問題点

(1) 技術職員の充足（町村技術職員含む）

(イ) 設計委託費の増額

(ロ) 職員の健康管理

(2) 旭川ダムえん堤係長の兼務解任

当初工務主任が兼務発令されているが、災害時には旭川ダム管理事務所にて常時勤務し、本務である担当地区の被災地の復旧に支障をきたす現状である。

(3) 旭川ダムえん堤に付着するごみならびにへい獣（牛、ブタ等）の処理対策

旭川ダムは旭川のほぼ中間に位置するため漂着物の大部分は上流から漂流されたもの、あるいは不法投棄されたものと考えられるが、ダムを管内にもつ県機関には環境衛生上の苦情等が連続している現状で抜本的な対策が必要である。

3. 今後の問題

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定基準について次の緩和を望む。

(イ) 現行 5 戸以上を 1 戸以上にすること。（管内 3 8 箇所）

(ロ) 地元負担率 現行 $\frac{1}{3}$ をさらに軽減すること。

(2) 旭川ダム管理事務所内に専用通信施設を設置すること。

現在管理事務所には、2 本の業務電話があるが、ダム放流時には一般県民からの問い合わせ等が殺到し、話し中、が、非常に多く県関係機関からの緊急連絡がまひして業務に支障をきたしている現状であるので専用通信施設（無線、各種電話）の設置が必要である。

(3) 簡易水道を上水道に逐次改良すること。

当所管内はすべて簡易水道であつたため災害にもろいことが認められた。

簡易水道では消毒方法、塩素殺菌のみという簡易ものであり、十分とはいえない。

したがって、今後は上水道に改良すべきであると考えられる。

6 災害対策についての市町村の要望事項

災害後の7月15日～19日の間において、市町村から県災害復旧対策本部に寄せられた災害対策についての要望事項は次のとおりである。

共通要望事項

1. この災害を激甚災害として指定されるよう措置されたい。
 2. 国、県道を早急に復旧されたい。
 3. 土木技術職員が不足し、災害復旧工事の設計等に支障をきたしている。県の技術職員の派遣協力を願いたい。
 4. 災害復旧事業について、再度災害防止のため原形復旧でなく、是非改良復旧として認定されたい。
 5. 災害救助法に基づく救助の充実（基準枠の緩和、単価の引上げ、弾力的な運用）を図られたい。
 6. 災害救助法非適用団体における被災者救助措置について、県の財政措置を望む。
 7. 被災家屋の復旧のため大巾な融資等援助措置を講じられたい。
 8. 農作物の樹勢回復、病虫害発生防除のための経費に、助成措置をお願いする。
 9. 災害復旧事業費等財源対策について、特別措置して欲しい。
 - (1) 補助率の引上げ、起債枠の拡大の措置
 - (2) 補助、起債等のルートにのらない小規模災害、路面表土の流出等の復旧事業のための措置。
 - (3) 災害応急対策のための活動経費に対する措置
 - (4) 特別交付税の増額措置
 10. ダムの放水管理の適正化を期されたい。
 11. 山崩れ、地すべりによる被害が特に多い。早急に復旧防止対策を講じて欲しい。
- (注) 多数の市町村から要望のあつた事項を取りまとめた。

個別要望事項

(市町村名)	(要 望 内 容)
笠 岡 市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小坂川決壊ヶ所の早期復旧 2. 小田川危険ヶ所の早期改修
井 原 市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小田川改修の早期実現(47年からの改修計画はあるが) 2. 高屋吉野地区の地すべり指定地域外で、地すべりがあり、今後の降雨によつて再発する危険がある。早急な対策が必要。
高 梁 市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業へ特別融資 2. 防疫対策への財政援助 3. し尿、ごみ処理施設、火葬場復旧に対する財政援助 4. 民営と畜場の排水等の処理施設等が破損した。水質汚濁防止(公害防止)等の面からも、その復旧について補助、利子補給を要望。
新 見 市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 熊野部落14戸中9戸が地すべりで危険な状態にあり、この際集団移転したいので、財政的援助を要望。 2. 高梁川広瀬布原で堤防がけつかい。早急な応急復旧の実施 3. 商工業者に対する金融緩和措置
御 津 町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水位観測の自動化、県土木の依頼で雨量水位の測定を行なっている。(大雨注意報、ダム放水後30分～1時間おき)そのため町職員が4人(2名づつ2交替)がとられる。水位測定は極めて危険な場所にあり自動化して貰いたい。(建設省は自動測定) 2. 土のう袋の確保 県の水防機庫の土のうが不足、次の水害にそなえ多量に確保して欲しい。 3. ダム放水サイレンの増設 牧山地区でサイレンが聞こえないといつているので1カ所増設してもらいたい。
建 部 町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法関係事務の簡素化 事務手続が複雑でそれに職員がとられ、救助復旧活動に支障をきたす。
加 茂 川 町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 6月8日災害の激甚地指定(6月8日災害の被害総額3億円)
吉 井 町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 川原野井堰の応復処置(仮せき等)について技術的指導を要望 <ul style="list-style-type: none"> o 受益面積 120ha

- o. 現在ポンプ・アップし急場をしのいでいる。(約30ha分)
- 赤坂町
1. 災害関連道路維持修繕に対して財政的措置を要望
 2. 耕地について多数の小災害(土砂の取り除き等)が出ている。
補助がつかないものについて助成措置を望む。
- 熊山町
1. 可真川の河川改修の早急な推進
- 清音村
1. 高梁川の水系全ダムの計画的かつ科学的な放流
 - *2. 高梁川水系全ダムの放水とこれによる清音地内の水位変化の状況の事前通報体制の確立。
- 矢掛町
1. 河川の改良復旧と実施年度の期間短縮(3年をそれ以下に)
 2. 応急復旧の施行ヶ所を町の判断で決定させて欲しい
 3. 同和地区への援護31,000円×46戸(浸水家屋)に対する財政援助措置
- | | | | | | | |
|---|---------|--------|---|-------|---|----|
| (| 畳8帖 | 20,000 | (| 2,500 | × | 8) |
| | 内訳 敷ふとん | 6,000 | (| 2,000 | × | 3) |
| | 米2斗 | 5,000 |) | | | |
4. 各種団体等が行なっている募金の有効配分
- 美星町
1. 被災私有財産(家屋)の復旧が困難(特に考慮すること。何等かの措置を望む。)
 2. 下記見舞金を特交で考慮してほしい
- | | | | | |
|---|-----|---------|------|--------|
| (| 見舞金 | 死亡30万×4 | 家屋全壊 | 20万×4) |
| | | 土砂流入 | 200万 | |
- 芳井町
1. 農道等耕地関係の早期復旧
 2. 地すべり防止対策 統合中学校寄宿舎建設予定地へ土砂流入
背後地の地すべり防止措置が特に必要
 3. 河川堤防危険個所の改修
 4. 被災者に対する復興資金の融資
- 真備町
1. 小田川堤防の早期補強
 2. たん水防除措置
- 北房町
1. ブルドーザー等土木機械のあつ旋
山崩れによる半壊家屋37戸の排土

河川堤塘, 農地埋土の排出 }

人力では不能のため放置。しかるに近隣ブルは国県で使用。

2. 重装備自衛隊の出動要請

国道313号の復旧遅延が町の応急対策おくれの原因。同国道の復旧のため派遣を要請。

3. 備中川の改修の早期完了(用地買収了。改修工事未着工)

賀 陽 町

1. 長手大池(農野, 役場の北約5~600m, 水面積約80a, 下方に小学校)堤防が再度の大雨があれば決壊のおそれあり, 対策を講じてほしい(農林所長 当町内での最優先事業とすることを約したとのこと)

2. 農地関係で基準以下の小災害が多発しているので災害復旧採択基準を緩和すること。

3. 復旧事業量に比較して業者が少ないので事業の遅延が懸念される。

有 漢 町

1. 利用期に入った学校プールの早急な改良復旧(1,000~2,000千円)をはかる必要があるので, 財政援助措置を要望する。

滅菌装置, 揚水装置, 専用道路・橋梁

2. 今回の災害によつて過疎化が一層進行するものと予想されるので, より強力な過疎対策を望む。

3. 治山事業の推進を望む。

成 羽 町

1. 水防事業費に対する財政援助を要望

川 上 町

1. 道路の復旧工事について災害の査定を写真判定にするなどして緊急に措置されたい。

備 中 町

1. 有線電話が被災したため(復旧に約1億円を要する)地集電話にきりかえたいので助力を願いたい。

2. 災害によつて要保護世帯の増加が見込まれるので, その対策に万全を期せられたい。

大 佐 町

1. 大字小坂部三谷部落で山崩れのおそれあり, 民家3戸が立退いている。山崩防止に対する県の技術的援助指導を望む。

2. 町道笹が峠線が崩土で交通不能となつている。まだ山崩れのおそれあり県の技術的指導を望む。

神 郷 町

1. 災害復旧の設計が間に合わない。技術者対策はないか。

- 哲西町 1. 当面は地すべり対策。地すべりのおそれがある個所が数ヶ所あり、その対策に頭をいためている。県の技術的援助指導を望む。
- 勝山町 1. 城山、谷村、月田、友定等で山崩れのおそれがあり、住民が不安な毎日を送っている。対策をお願いする。
2. 県道勝山―新見線の復旧
月田本・友定で山崩れ、交通不能となつている。町道太郎山線を替道にしているが、片側通行であり、早期の復旧又は替道等の対策を望む。
- 落合町 1. 中小河川の復旧と改修
中小河川の改修が遅れていたことが災害を大きくしている。
当面の災害復旧とともに速やかな河川改修を願いたい。
2. 山崩れ150ヶ所あり、山村砂防対策を望む。
3. 有線放送施設の $\frac{2}{3}$ が不通になつている。補助制道がないか。
4. し尿処理場（真庭衛生組合）の復旧に約1億円を要するが、補助率は $\frac{1}{2}$ であり、引上げを望む。
- 湯原町 1. 1級河川の支流、派流の護岸改修を早急に願いたい。
- 久世町 1. 寿和地区の簡水の水源流が流れた。復旧を同和対策事業としてやりたいので採択願いたい。
- 美甘村 1. 復旧事業を現年で採択されたい。
- 川上村 1. 旭川本流河川の早急な復旧事業実施を願う。
- 八束村 1. 住宅地にかけ崩れが4ヶ所発生しているので復旧補助を望む。
2. 蒜山大根をはじめとする農産物、農地被害が大きいので財政措置・対策を願う。
- 加茂町 1. 一級河川（倉見川、加茂川）、中小河川（青柳川、原口川、欠場川など）の床止め、堰、護岸等早急に改良復旧してほしい。
2. 砂防、治山の堰堤が少いため土砂による被害が大きかったため今後十分考慮していただきたい。
3. 半壊家屋8戸は裏山（裏山のかんがい用水路に土砂が流入し、水があふれたため）のくずれによるものであるが、補助対象事業として復旧してほしい。
- 鏡野町 1. 災害復旧事業は2ヶ年間で完了するようにしてもらいたい。
2. 小河川（支流）の抜本的な改修を行なうこと。

3. 老朽ため池の補助率を上げてほしい。(要改修箇所45)
- 奥津町
1. 災害復旧のための機械車輛の供与またはこれを購入するための融資措置をお願いする。
 2. 国道179号線不通のため、替道として町道3線を使つた。このため町道の損傷が甚しいので補修のための財政援助を乞う。
- 上斉原村
1. 補助災害の採択基準を緩和してもらいたい。(基準に達しないものが相当あり、累積すると多額の復旧費となる。)
- 富村
1. 県道富東谷・久世線、中和久世線は中鉄バスの路線で災害のため運休している。早急に復旧してほしい。
- 阿波村
1. 基幹林道(美作北2号線)の早期全面復旧をお願いする。
 2. 未舗装のためいたんでいる村道の路面復旧についても起債の対象にしていただきたい。
- 勝田町
1. 県道美作智頭線を早急に復旧し、ストップ中のバス運行、自動車交通の確保を早急をお願いする。
 2. 県道梶並立石線の早期全面復旧をお願いする。
 3. 人家裏山のくずれの復旧に補助金の措置をお願いする。
 4. 家屋被害者が家屋復旧する場合に補助金措置はできないか。
 5. 町内7ヶ所72haの美作台地からの土砂流出により下流に多大の被害を出したので、これに対し防災工事を早急をお願いする。
- 勝央町
1. 岩倉川、豊久田川、今池川など5河川の改修が遅れ、被害を大きくしているので、この改修を早急をお願いする。
 2. 県営美作台地からの土砂流失を早急に復旧していただきたい。
なお、高速関連勝間田団地圃場整備(団体営)、勝央地区土地改良事業(県営)についても同様
 3. 農作物、ブロイラー(5500羽死)等について利子補給等の措置をお願いする。
- 奈義町
1. 農免道勝義線の早期復旧をお願いする。
 2. 裏山の崩壊、消防用水路等についても災害復旧事業の対象にしてほしい。
- 勝北町
1. 県営奈義山麓大規模圃場整備の災害復旧事業の設計施工は県において処理してほしい。(事業費約11000千円)

2. 県管理の河川、道路の応急対策費、水防活動費を県でみてもらいたい。
(資材費200千円、人件費150千円)
3. 町道、下排水路の補修についても財政措置をお願いする。
(維持補修費約3,000千円)
4. 浸水家屋の防疫に補助金等の助成をしてほしい。(約65千円)
5. 山くずれ、ガケくずれが家屋に被害を及ぼした場合には補助対象事業にしたい。
- 美作町
1. 上水道の災害復旧事業の国庫補助基準を引き下げてほしい。
(被害額40万円以上)
2. 裏山の地すべりによる危険家屋が現在なお10件程度ある。
防止対策を考えてほしい。
- 大原町
1. 県営大原台地開拓パイロット事業は排水路が十分でないため、下流の民家、農地に何度も被害を及ぼしている。
根本的な対策をとってほしい。
2. 県道堀並立石線の郡境附近にキレットが生じており応急工事も中止しているので早急に根本的な対策をお願いする。
3. 家屋の裏山のがけくずれに対する補助基準を引き下げてほしい。
- (急傾斜地崩壊対策事業)
- 50戸以上(国40%, 県40%, 自己20%)
- 5戸以上(国67%, 自己33%)
- 作東町
1. 民間コンサルタントに技術設計を委託した場合、その委託経費について援助をお願いする。
2. 地すべりによる宅地家屋の被害に対する救済措置をお願いする。
3. 用水、用水路に土砂が流入し、堆積した場合の復旧費に援助措置をしていただきたい。
- 英田町
1. 住宅3戸の裏山の柵田状たばこ畑がくずれる危険にあり、地すべり対策事業として採択していただきたい。
2. 吉野川の尾原池内堤防が100m欠壊、青野地内40m欠壊、小原地内欠壊寸前—これら3ヶ所の河川改修を早急をお願いする。
3. 上山地内地すべり対策事業(46年度完了)の集配水の水路工が佐伯町境

- で切れており、このため家屋4戸、水田等に土砂が流入したので、この水路工の延長をぜひお願いする。
- 東 栗 倉 村
1. 急傾斜の宅地崩壊に単県でも援助措置をしていただきたい。
 2. 生活保護家庭の家屋被災に何等かの復旧援助をしてほしい。
 3. 今度の災害は山くずれが多いので、家屋のあるところは防止堤を流路工で結ぶ措置をしていただきたい。
 4. 緊急を要するものについては、早期に復旧ができるよう措置をしていただきたい。
- 西 栗 倉 村
1. 当村の13.935m²の林道のほとんどが被災しているが、とくに林道の路面復旧についても地方債の対象とするなどの財政援助をお願いする。
- 中 央 町
1. 中小河川の改良，復旧，地すべり対策，老朽ため池の改修を重点的に復旧していただきたい。
 2. 非常勤の消防団員に昼食1週間以上活動してもらったが、町で定める手当は極めて少く、このめざましい活動に報いる手当等を考えてほしい。
- 旭 町
1. 県道中西川，江与味上河内線の早急な全面復旧をお願いする。
 2. 当町の被害は地すべりが多し。現在15戸が公民館等へ避難しているが、再度地すべりの危険があるため、住居を移転させたいが、その財政措置をしていただきたい。
 3. 幹線町道がズタズタなので早急に財源措置をしていただき、事前施工をさせてほしい。
- 久 米 南 町
1. 井堰水路が破損したため応急的に動力ポンプで処理しているが、これを補助対象としてもらいたい。
 2. 畦畔の復旧に補助率の引き上げをお願いする。
 3. 宅地被害の復旧に補助金又は貸付金処置をしてほしい。
- 久 米 町
1. 才入欠かん等債の限度額の引き下げをしてほしい。
 2. 水防活動等応急活動の経費について財政援助をしてほしい。
 3. 今回の大災害については蚊，ハエの駆除についても伝染病予防の防疫と同様 $\frac{2}{3}$ 補助にしてほしい。
 4. し尿処理の応急対策として、山中埋立をしたが、その進入道路、新設費、埋立工事費を補助対象にしてほしい。

柵 原 町

5. 住宅背後地の地すべり、がけくずれの防止対策を早急にしてほしい。
 6. 農林業者、中小企業者への災害関係の融資適用条件の緩和拡大を考えてほしい。
1. 住家の全壊世帯に対する仮設住宅建設について県の助成をお願いする。
 2. 災害見舞金等について財政援助をお願いする。

第5章 部門別の被害と対策

1 農林関係の被害と対策

(1) 農林関係被害の集計

7月の豪雨による農林関係被害総括表

(7月26日 9時現在)

区 分	種 別	被害面積又は 箇所数	被害の態様	被害額	主たる被害地域	備 考	
農 林 水 果 畜 産 物 関 係	水 稻	8,201ha 590	冠 水 流失,埋没	千円 697,646	岡山,矢掛,芳井,高梁 落合,鏡野,哲多		
	野 菜	だいこん きゅうり とまと さといも な す かぼちや すいか	642 66	冠 水 流失,埋没	365,762	鏡野,加茂,津山,久米 八東,矢掛,井原,芳井 高梁	
	水 果	樹 も も	80	浸 水	6,840	御津,笠岡,井原	
		ぶどう	103	流失,浸水	18,200	川上町,佐伯,総社, 井原,岡山,津山	
	い 草		365	浸 水	70,350	倉敷,井原,矢掛,北房 落合	
	桑		23	流失,冠水	3,420	矢掛	
	た ば こ		160	浸 水	86,000	上房郡,高梁,新見, 津山,勝央	
	豆類,雑穀		114		4,820	津山,勝央	
	花 き		13		4,551	矢掛,勝山	
	こんにやく		5		7,500	芳井	
	小 計				1,265,080		

区 分	種 別	被害面積又は 箇所数	被害の態様	被害額	主たる被害地域	備 考	
農 林 水 産 物 関 係	飼料作物	949.4 ^{ha}	冠浸水， 埋没，倒伏	千円 72,953	久米，津山，鏡野，中央 勝央，勝北		
	家 畜	頭 10	死 亡	1,800	哲西，成羽，北房，有漢 哲多		
		豚	522	死亡，流失	8,790	作栗，柵原，落合，北房	
		鶏（ブロイラ） 採卵鶏	羽 88,850	死亡，流失	64,990	御津，久世，新見，作栗	
	牛 乳	Kg 44,078	廃 棄	2,514	備中，哲西，高梁		
	養 魚	匹 1,742,000	流出逃亡	22,125	新見，高梁，津山，加茂 勝央，作栗		
	林 産 物	特殊林産物	しんげほたけ 123,500本 栗 園 竹 材	流 失	27,615	成羽，御津，新見，哲多 哲西	
		木 材	680 ^{m²}	流 失	27,200	成羽，備中，高梁，岡山	
		材 木	43.5 ^{ha}	崩壊に伴う 材木損失	37,850	落合，久世，勝山，和氣	
	小 計				265,846		
農 地 ・ 農 業 用 施 設	農 地	ヶ所 7,530 1,582.4 ^{ha}	流失，埋没	1,314,000	落合，津山，作栗，美作 哲多		
	農業用施設	12,000ヶ所	破損，決壊	6,119,000	哲西，総社，津山，新見 落合，高梁，哲多，久米 加茂，勝北		
	ため池	295		342,664			
	頭首工	2,097		1,713,320			
	水路	4,405		1,786,748			
	農道	4,668		1,236,038			
	橋 梁	399		624,138			
	その他	136	416,092				
牧 道		埋 没	29,070	矢掛，美星，加茂川， 湯原，作栗			
小 計			7,462,070				

区 分	種 別	被害面積又は 箇所数	被害の態様	被害額	主たる被害地域	備 考
山地・ 治山施設	山地	新生崩壊地	942ヶ所	山腹崩壊 溪流荒廃	1,510,700 <small>千円</small>	高梁, 新見, 総社, 成羽 川上, 備中, 落合, 津山
	治山施設	えん堤, よう壁 etc	4ヶ所	決壊	15,000	玉野, 美星, 高梁
	林道		168路線 402ヶ所	埋没, 崩壊	280,000	備中, 高梁, 旭, 富, 久世, 矢掛
	苗畑		58ヶ所 1,292ha	流失, 埋没 冠水	13,095	久世, 落合, 哲多, 哲西 備中, 北房, 美作
	小計				1,818,795	
共同 利用 施設	共同利用 施設 (農協所有)	有線放送 施設	9件	交換施設使 用不能, 電 柱倒伏, 電 線切断	17,780	高梁市, 成羽町, 矢掛町 津山市
		農業倉庫等	43件	全壊, 一部 崩壊	12,420	落合町, 矢神, 高梁市, 湯野, 柵原町
		共同集荷施設	1件		300	豊永
		その他施設	10件	一部損壊, 浸水	5,202	高梁市, ホクラク 哲多町
	農協購売品 等	本所・支所等 購売品 販売品		浸水 一部流失	11,356 6,139 8,906	落合町, 湯野, 高梁市 備中町, 北房町
小計				117,303		
個人 施設 等	個人施設	畜舎, 機械器具 ハウス, 農舎 etc		倒壊, 流失 破損, 浸水	37,364	落合, 高梁, 北房, 成羽 哲西, 哲多, 柵原, 矢掛
	貯蔵品	濃厚飼料	218,700Kg	浸水, 流失	7,248	津山, 鏡野, 久米, 旭 柵原, 落合
	その他	養魚場 養成池 附帯施設	3ヶ所	損壊	26,400	高梁, 勝央
		製材工場	5工場	損壊	88,000	成羽, 備中, 高梁
	小計				159,012	
合計				1,088,106		

4.7.7 豪雨農林関係被害状況（農林事務所別）

7月26日 9時現在

農林事務所	事項別	農林水産物	農地・農用施設	個人・共同 利用施設	山地・治山施設	合計
		千円	千円	千円	千円	千円
岡	山	184,466	368,000	4,362	49,950	606,778
和	気	95,995	351,370	843	42,052	490,260
倉	敷	68,142	475,890	—	97,950	641,982
笠	岡	91,041	282,750	5,750	84,800	464,341
高	梁	326,075	1,099,690	169,172	610,314	2,205,251
新	見	183,728	1,238,750	17,216	298,425	1,738,119
勝	山	298,601	901,630	62,662	289,665	1,552,558
津	山	198,087	1,539,050	12,900	183,639	1,933,676
美	作	84,791	1,204,940	3,410	162,000	1,455,141
計		1,530,926	7,433,000	276,315	1,818,795	11,088,106

(2) 農作物の被害

豪雨による農作物の被害程度別の面積，被害量，被害額は次表のとおりである。

農作物の被害（種類別総計）

昭和47年7月18日 県農産園芸課調査

種類	被害程度別面積 (ha)				被害量 (t)	被害額 (千円)	主な被害市町村
	70% 以上	% 70~30	30% 以下	計			
水稲	590	717	7,484	8,791	4,913	697,640	岡山, 藤田, 灘崎, 建部, 矢掛, 芳井 高梁, 落合, 鏡野, 哲多
野菜	66	98	544	708		365,760	鏡野, 加茂, 津山, 久米, 八束, 矢掛 井原, 芳井, 高梁, 落合
果樹						25,040	
もも	3	1	76	80	57	6,840	御津, 笠岡, 井原
ぶどう	1	4	109	114	140	18,200	川上町, 佐伯, 総社, 井原
い草	19	34	312	365	322	70,350	倉敷, 井原, 矢掛, 北房, 落合
桑	4	8	11	23	34	3,420	矢掛
たばこ		160		160	139	86,000	上房郡, 高梁, 新見, 津山, 勝山
豆類	19	44	51	114	46	4,820	津山, 勝央
花き	6	1	6	13		4,550	矢掛, 勝山
こんにやく	5			5	50	7,500	芳井
計						1,265,080	

農林事務所名	被害程度別面積 (ha)				被害量 (t)	被害額 (千円)
	70%以上	70%~30%	30%以下	計		
岡山	30	68	2,926	3,024		144,766
和気	55	38	743	836		93,930
倉敷	24	53	1,142	1,219		67,710
笠岡	62.2	74.5	613	749.7		88,269
高梁	121.2	165	969.5	1,255.7		265,492
新見	111	251.9	550	912.9		168,404
勝山	116	277.3	564	957.3		234,415
津山	177	10.8	769	956.8		140,940
美作	17	128.6	326	471.6		61,163
計	713.4	1,067.1	8,602.5	10,383		1,265,089

水稲の被害程度別表

農林事務所名	A 推定 作付面積 (ha)	B 平年 反収 (kg)	C (A×B) 平年収量 (t)	被害程度別面積 (ha)				D 收穫皆無 換算面積 (ha)	E (B×D) 被害量 (t)	F千円 (E×142) 被害金額 (千円)	被害率 G	
				70% 以上	70%~ 30%	30% 以下	計 H				H/A 面積 (%)	E/C 収量 (%)
岡山	17,990	453	81,494	27	57	2,591	2,675	132	597	84,774	14.9	0.73
和気	4,572	423	19,339	18	—	554	572	34	143	20,306	12.5	0.74
倉敷	7,925	412	32,651	24	—	921	945	51	210	29,820	11.9	0.64
笠岡	4,610	386	17,794	34	63	562	659	81	312	44,304	14.3	1.75
高梁	4,333	385	16,682	104	47	841	992	169	650	92,300	22.9	3.90
新見	27,36	416	113,81	91	190	470	751	209	869	123,398	27.4	7.64
勝山	3,727	399	14,870	103	243	518	864	249	993	141,006	23.2	6.68
津山	9,586	387	37,097	177	—	709	886	212	820	116,440	9.2	2.21
美作	3,499	376	20,676	18	117	318	447	85	319	45,298	8.1	1.54
計	60,978	414	251,984	590	717	7,484	8,791	1,222	4,913	677,646	14.4	1.95

野菜の被害程度別表 (種類別)

種 類	作 付 面 積 (ha)	予 想 生 産 量 (t)	被 害 程 度 別 面 積 (ha)				被 害 量 (t)	被 害 額 (千円)
			70% 以 上	70%~ 30%	30% 以 下	計		
き ゆ う り	483	11,164	3	17	54	74	202	87,149
ト マ ト	286	8,714	2	11	66	79	243	131,082
な す	474	8,478	—	7	53	60	48	163,25
す い か	572	10,019	40	23	139	202	365	78,941
い ん げ ん	201	1,286	8	16	18	42	20	5,856
だ い こ ん	683	18,520	—	—	10	10	16	3,752
さ と い も	515	5,806	—	3	34	37	20	7,773
そ の 他	1,147	19,743	13	21	170	204	466	34,924
計			66	98	544	708	1,380	365,762

野菜の被害程度別表 (農林事務所別)

農 林 事務所名	被害程度別面積 (ha)				被害量 (t)	被害額 (千円)	野 菜 の 種 類
	70% 以上	70%~ 30%	30% 以下	計			
岡 山	3	8	198	209		50,852	すいか,とまと,かぼちゃ,ばれいしょ,メロン
和 気	37	36	135	208		67,354	きゅうり,トマト,なす,すいか
倉 敷	—	7	22	29		15,960	すいか,なす,メロン,いんげん
笠 岡	10	3	13	26		22,784	きゅうり,トマト,なす,すいか
高 梁	7	16	98	121		78,452	トマト,なす,きゅうり,いんげん
新 見	1	11	10	22		37,046	トマト,キャベツ,はくさい
勝 山	3	14	20	37		60,549	大根,きゅうり,トマト,なす,いんげん
津 山	—	3	40	43		20,260	きゅうり,すいか,トマト,なす,さといも
美 作	5	—	8	13		12,505	きゅうり,かぼちゃ,すいか
計	66	98	544	708		365,762	

(3) 農作物等被害の対策

病虫害緊急防除事業

被災地の病虫害緊急防除事業として実施した実績は次表のとおりである。

昭和47年7月豪雨災害病虫害緊急防除事業実績

市町村名	防 除 面 積 (ha)				防 除 実 施 農 家 数			
	水 稻	野 菜	果 樹	計	水 稻	野 菜	果 樹	計
岡山市	673	12	24	709	865	85	47	997
御津町	117	—	0.5	117.5	714	—	5	719
建部町	250	—	—	250	798	—	—	798
加茂川町	220	2	—	222	1,300	50	—	1,350
計	1,260	14	24.5	1,298.5	3,677	135	52	3,864
瀬戸町	138.5	22	5.5	166	242	30	49	321
山陽町	185	—	18	203	442	—	115	557
熊山町	360	—	—	360	400	—	—	400
吉井町	82	—	0.5	82.5	293	—	3	296
和気町	47	—	—	47	213	—	—	213
佐伯町	75.5	—	5.5	81	305	—	45	350
計	888	22	29.5	939.5	1,895	30	212	2,137
総社市	626	—	11	637	630	—	188	818
清音村	58	—	—	58	180	—	—	180
真備町	500	—	—	500	1,250	—	—	1,250
計	1,184	—	11	1,195	2,060	—	188	2,248
笠岡市	380	—	—	380	2,072	—	—	2,072
井原市	126	—	—	126	501	—	—	501
矢掛町	40	—	—	40	110	—	—	110
芳井町	159	—	—	159	423	—	—	423
計	705	—	—	705	3,106	—	—	3,106
高梁市	632	4.2	—	636.2	1,183	97	—	1,280
北房町	320	—	—	320	1,167	—	—	1,167
賀陽町	360	4	10	374	741	45	27	813
有漢町	180	—	—	180	692	—	—	692
成羽町	240	36	8	284	899	329	11	1,239
川上町	230	—	—	230	750	—	—	750
備中町	310	—	—	310	940	—	—	940
計	2,272	44.2	18	2,334.2	6,372	471	38	6,881

(昭和47. 10. 17 交付決定)

緊急防除事業費	左 の 負 担 区 分			
	県 補 助 金	市町村補助金	農 協 費	農 家 負 担
3,422,930	1,711,000	1,711,930	—	—
430,840	215,000	—	—	215,840
935,600	467,000	—	—	468,600
1,035,560	517,000	—	—	518,560
5,824,930	2,910,000	1,711,930	—	1,203,000
958,680	479,000	240,000	239,680	—
964,500	482,000	—	—	482,500
1,583,940	791,000	—	—	792,940
395,680	197,000	198,680	—	—
208,680	104,000	104,680	—	—
217,390	108,000	109,390	—	—
4,328,870	2,161,000	652,750	239,680	1,275,440
3,219,256	1,609,000	—	—	1,610,256
169,566	84,000	—	—	998,000
1,996,000	998,000	—	—	2,693,822
5,384,822	2,691,000	—	—	454,300
1,087,000	543,000	—	89,700	201,400
402,800	201,000	400	—	87,800
173,800	86,000	—	—	292,920
583,920	291,000	—	—	1,036,420
2,247,520	1,121,000	400	89,700	1,515,691
3,030,691	1,515,000	—	—	—
707,200	353,000	354,200	—	902,020
1,803,020	901,000	—	—	171,000
684,000	342,000	171,000	—	490,200
980,200	490,000	—	—	550,850
1,101,700	550,000	—	850	550,850
1,484,900	742,000	—	—	742,900
9,791,711	4,893,000	525,200	850	4,372,661

市町村名	防 除 面 積				防 除 実 施 農 家 数			
	水 稻	野 菜	果 樹	計	水 稻	野 菜	果 樹	計
新見市	152	8	—	160	1280	110	—	1390
大佐町	162.5	—	—	162.5	287	—	—	287
哲西町	357	—	—	357	849	—	—	849
哲多町	321	4	—	325	558	66	—	624
神郷町	256	—	—	256	607	—	—	607
計	1248.5	12	—	1260.5	3581	176	—	3757
勝山町	200	—	—	200	650	—	—	650
落合町	521	20	—	541	1251	265	—	1516
久世町	100	—	—	100	770	—	—	770
湯原町	100	—	—	100	185	—	—	185
新庄村	70	—	—	70	265	—	—	265
川上村	120	35	—	155	176	85	—	261
八東村	60	40	—	100	106	152	—	258
美甘村	60	—	—	60	120	—	—	120
計	1231	95	—	1326	3523	502	—	4025
津山市	1500	8	—	1508	2300	170	—	2470
鏡野町	420	—	5	425	585	—	40	625
加茂町	120	—	—	120	250	—	—	250
中央町	200	—	—	200	415	—	—	415
久米南町	340	1.5	13	354.5	1600	36	52	1688
旭町	220	—	—	220	260	—	—	260
柵原町	50	—	—	50	71	—	—	71
久米町	200	—	—	200	1165	—	—	1165
計	3050	9.5	18	3077.5	6646	206	92	6944
勝央町	200	13	105	318	550	150	173	873
勝北町	16	—	—	16	39	—	—	39
美作町	162	—	—	162	556	—	—	556
作楽町	131.7	—	—	131.7	478	—	—	478
大原町	43	—	—	43	234	—	—	234
英田町	50	—	—	50	276	—	—	276
勝田町	64	—	—	64	272	—	—	272
栗倉村	—	8	—	8	—	196	—	196
計	666.7	21	105	792.7	2405	346	173	2924
合 計	12505.2	217.7	206	12928.9	33265	1866	755	35886

緊急防除事業費	左 の 負 担 区 分			
	県 補 助 金	市 町 村 補 助 金	農 協 費	農 家 負 担
753,950	376,000	188,300	189,650	—
627,700	313,000	—	—	314,700
1,589,792	794,000	—	—	795,792
1,185,220	592,000	195,000	398,220	—
734,800	367,000	—	—	367,800
4,891,462	2,442,000	383,300	587,870	1,478,292
591,000	295,000	—	—	296,000
3,331,530	1,665,000	—	—	1,666,530
507,000	253,000	—	—	254,000
750,000	375,000	375,000	—	—
266,700	133,000	2,000	—	131,700
1,084,500	542,000	—	—	542,500
1,562,800	781,000	—	—	781,800
354,600	177,000	—	—	177,600
8,448,130	4,221,000	377,000	—	3,850,130
8,264,174	4,132,000	2,070,000	—	2,062,174
1,362,499	681,000	—	—	681,499
294,400	147,000	—	—	147,400
442,000	221,000	—	—	221,000
1,768,670	884,000	—	—	884,670
588,400	294,000	—	—	294,400
253,000	126,000	63,500	63,500	—
791,250	395,000	—	—	396,250
13,764,393	6,880,000	2,133,500	63,500	4,687,393
1,202,992	601,000	—	—	601,992
81,120	40,000	—	—	41,120
639,066	319,000	320,066	—	—
826,146	413,000	33,025	—	380,121
218,010	109,000	60,200	48,810	—
262,950	131,000	—	—	131,950
324,480	162,000	—	—	162,480
42,050	21,000	—	—	21,050
3,596,814	1,796,000	413,291	48,810	1,338,713
58,278,652	29,115,000	6,197,371	1,030,410	21,935,871

(4) 農業共済事業に対する補助

豪雨被害による農地の流失・埋没で収穫皆無となったものに対しては、いち早く市町村・共済組合で損害評価が行われ、共済金の仮渡し（実質は本渡しと同様）が行われた。

県は、この仮渡しに要する資金の借入金についての利子所要額を補給するための補助金として534,494円を交付（一括し農業共済組合連合会へ）した。

㈡ 収穫皆無にいたらない程度の被害農地の面積、損害評価額についても、共済金の支払いが行われたのであるが、これらは後日豪雨被害以外の病虫害等による被害も含めて損害評価が行われたため、豪雨による被害分のみを摘記することは不可能である。

また、県は、損害評価事務費についても、国庫負担分と合せ補助金を交付した。

これらの実績は下表のとおりである。

4.7.7 豪雨農業共済金仮渡しに対する補助実績

組合等名	仮渡し対象面積 (10a)	総評価筆数	左のうちの 仮渡し筆数	仮渡し 損害評価額	補助対象 評価事務費	評価事務 費補助額	左の負担内訳	
							国庫	県
御津町	29.1	208筆	49筆	681,989円	32,900円	20千円	4千円	16千円
建部町	12.9	275	25	325,416	43,250	26	5	21
熊山町	1.7	13	4	43,344	12,200	7	1	6
和気町	14.9	55	37	301,420	15,650	10	2	8
真備町	162.9	317	193	3,112,200	46,700	29	5	24
矢掛町	3.5	12	9	110,280	12,200	7	1	6
高梁市	53.8	744	113	1,297,800	95,000	58	10	48
北房町	12.6	161	31	316,092	29,450	18	3	15
成羽町	34.1	328	87	1,065,960	46,700	29	5	24
川上町	7.9	61	18	216,120	19,100	12	2	10
備中町	44.0	514	94	1,419,120	70,850	43	8	35
新見市	109.2	558	232	3,637,680	74,300	45	8	37
新西町	11.6	38	27	427,200	15,650	10	2	8
新砥	93.8	203	144	3,204,360	32,900	20	4	16
哲多町	32.7	92	60	788,256	22,550	14	3	11
落合町	175.6	806	237	4,061,400	101,900	61	11	50
津山市	26.6	267	56	609,000	39,800	24	4	20
鏡野町	2.7	67	4	63,252	19,100	12	2	10
久米町	8.2	80	16	174,636	19,100	12	2	10
中央町	1.2	47	2	35,616	15,650	10	2	8
柵原町	13.6	111	15	312,564	22,550	14	3	11
大原町	4.4	37	12	89,397	15,650	10	2	8
東粟倉村	3.1	23	7	53,746	12,200	7	1	6
作東町	13.8	97	26	279,125	22,550	14	3	11
英田町	9.5	19	11	224,378	12,200	7	1	6
計	883.4	5,133	1,509	22,850,351	850,100	519	94	425

(5) 農産物生産緊急対策事業

被災農家の農産物生産緊急対策事業として県費による補助を行なった実績は次表のとおりである。

農作物生産緊急対策事業実績

(県農産園芸課資料)

市 町 村	対 象 面 積 ha			事 業 費 円	補 助 金 円
	野 菜	い 草	水 稲		
岡 山 市	2 0.7			774,360	386,000
熊 山 町	5			75,000	37,000
清 音 村	1.25	7		316,000	156,000
真 備 町		20.7		264,000	113,000
高 梁 市	0.7			26,875	13,000
北 房 町		7.9		101,000	48,000
有 漢 町		2		31,000	13,000
成 羽 町	19			198,200	99,000
川 上 町	2		3	79,800	38,000
落 合 町	5	20.3		423,000	211,000
久 世 町	11			194,000	96,000
川 上 村	5			132,000	66,000
八 束 村	12			317,000	158,000
中 和 村	10			264,000	132,000
美 甘 村					
津 山 市		11		158,400	72,000
鏡 野 町		2		24,000	12,000
勝 央 町	10			210,000	105,000
栗 栗 倉 村	3			75,120	37,000
合 計	104.65	70.9	3	3,663,755	1,792,000

注 1. 事業費は種子代

2. 補助金は県費で、48年1月8日交付決定

農業用施設整備資金，災害資金に対する利子補給

47・7豪雨農業用施設整備資金は，農業近代化資金の追加利子補給として，県が年1.5%，市町村が年1.5%，合せて3%を，一般の利子補給3%に上乗せした6%として利子補給（原貸付利率は9%）した。

融資対象事業は，畜舎，農舎，果樹棚等。

貸付けの相手方は，市町村長が認定した被害農家。

災害資金は，天災融資法および激甚災害法によるもので，被害農家が種苗，肥料，飼料などの経営資金を農協等から借入れ易いようにするため，国・県・市町村が利子補給をした。

利率は，一般被害者6.5%，開拓者等5.5%（負担割合国50%，県25%，市町村25%）特別被害者3%（負担割合国65%，県17.5%，市町村17.5%）。

据置期間3年以内，償還期限4～7年。

（単位 円）

市 町 村	47.7豪雨農業用施設整備資金			災 害 資 金		
	融 資 実 績 額	利子補給補助額		融 資 実 績 額	利子補給補助額	
岡 山 市	件 5	2,310,000	5,017	件	—	—
御 津 町	1	3,000,000	13,155	2	3,600,000	5,841
建 部 町	4	2,630,000	10,352	2	800,000	—
山 陽 町	—	—	—	14	10,200,000	16,553
真 備 町	—	—	—	17	5,263,000	39,464
高 梁 市	4	1,350,000	5,459	—	—	—
賀 陽 町	1	240,000	735	—	—	—
有 漢 町	7	3,130,000	7,517	—	—	—
北 房 町	20	5,860,000	10,292	12	1,560,000	1,476
成 羽 町	21	10,450,000	13,276	—	—	—
新 見 市	1	950,000	1,206	1	1,200,000	1,462
哲 西 町	3	2,560,000	4,586	23	5,980,000	—
哲 多 町	1	800,000	1,540	6	2,200,000	—
落 合 町	3	870,000	2,175	9	10,400,000	2,596
津 山 市	2	1,000,000	1,270	4	681,000	—
鏡 野 町	3	1,870,000	8,854	—	—	—
加 茂 町	1	800,000	1,016	—	—	—
旭 町	2	900,000	2,127	1	500,000	179
勝 央 町	—	—	—	4	4,000,000	—
作 東 町	—	—	—	3	3,000,000	2,365
合 計	79	38,720,000	88,577	98	49,384,000	69,936

注 47.7豪雨農業用施設整備資金の利子補給補助額は県負担の額である。

災害資金の利子補給補助額は国・県の負担額の合計である。

自作農維持資金の融資

自作農維持資金のうちから、災害用として融資を受けた実績は次表のとおりである。

利率5%，据置期間3年，償還期限20年。

市 町 村 名	件 数	金 額	備 考
美 星 町	5	2,500千円	認定47年10月～48年2月
成 羽 町	4	1,580	48年1月
川 上 町	23	9,700	47年11月～48年2月
備 中 町	10	4,700	“～48年1月
北 房 町	8	3,200	“～47年12月
有 漢 町	4	1,170	48年2月
哲 西 町	1	500	47年11月
落 合 町	6	2,710	47年12月
計	61	26,060	

(6) 農地・農業用施設の被害

(県耕地課資料)

今次災害による農地および農業用施設の被害は、県下全域に及んだが、ことに県中北部の被害が激しく、戦後最大のものとなった。

洪水の減水とともに、県・市町村の関係職員は被害状況の調査に全力を傾注し、7月24日までに一応の調査を終ったが、その時点における被害は次表のとおりである。

なお、総社市にある高梁川合同堰は、7月11日夜洪水のため直下流高水敷および左岸堤防の張ブロックが洗い流され、このため堤防の盛土が国道180号線の舗装部分まで流れ去り、堤防は決壊寸前の危機にさらされた。このため応急工事として折から国鉄新幹線建設工事を施工中の大本組の協力を得て、ダンプカーによるズリの緊急輸送(約800 m^3)で補填した。このため堤防決壊はまぬかれた。

また、勝田町梶並川の久賀ダムは、県営防災ダム事業として建設中であつたが、当時堤体は大體完成しており、また人為的ダム操作には入っていなかったが自然的に洪水調節の機能を發揮して、下流域の洪水被害を防止した。

農地・農業用施設の被害総括表（県計）

農地			農業						
ヶ所	面積 (ha)	金額	ため池		頭首工		水路		道
			ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所
7,530	1,583	1,314,000	295	342,660	2,097	1,713,320	4,405	1,786,750	4,668

農地および農業用施設の被害表

市町村名	被総 害額	農地			農業					
		箇所	面積 (ha)	金額	ため池		頭首工		水路	
					箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
岡山市	101,034	15	241	2,700	18	11,470	17	17,415	86	19,481
玉野市	9,300				4	3,290			17	1,880
御津町	80,026	10	11.0	14,700	3	280	19	58,380	10	780
建部町	14,750	33	9.5	12,010			6	450	6	330
加茂川町	50,150	80	100	1,600	2	3,000	76	27,750	15	2,400
牛窓町	3,690				1	1,300			7	990
邑久町	18,750	1	0.5	300	1	1,000	1	15,000	3	800
長船町	3,100				2	2,000			3	1,100
灘崎町	380				1	80			8	100
東児町	1,100				1	300			1	500
藤田村	—									
小計	282,280	139	334.1	31,310	33	22,720	119	128,995	156	28,361
倉敷市	63,150				20	7,100	3	200	49	12,100
総社市	265,890	74	4.0	6,950	34	15,900	59	187,350	89	24,000
早島町	1,300				4	200			4	200
清音村	900								4	200
山手村	3,450								12	1,110
船穂町	4,200								20	1,700
真備町	21,396	53	12.5	3,900	10	1,900			32	3,630
小計	360,286	127	16.5	10,850	68	25,100	62	187,550	210	42,940

(金額の単位は千円)

用 施 設							合 計	
路	橋 梁		そ の 他		計		ヶ 所	金 額
金 額	ヶ 所	金 額	ヶ 所	金 額	ヶ 所	金 額		
1,236,040	399	624,140	136	416,090	12,000	6,119,000	19,530	7,433,000

(被害額の単位 千円)

用 施 設											
揚 水 機		堤 防		道 路		橋 梁		農地保全施設		小 計	
箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
5	1,400	12	4,020	268	43,058	5	1,490			411	98,334
				45	4,130					66	9,300
3	297			39	4,270	5	13,190			79	65,326
3	1,180					4	300			28	2,740
				18	5,400					111	48,550
				17	1,400					25	3,690
				12	1,650					17	18,450
										5	3,100
				4	200					13	380
				1	300					3	1,100
11	2,877	12	4,020	413	60,888	14	3,109			758	250,970
		21	1,200	44	6,350	18	1,200	2	35,000	157	63,150
		20	3,290	88	18,750	21	9,650			311	258,940
		6	400	9	500					23	1,300
				7	700					11	900
				9	740	3	1,600			24	3,450
				12	2,500					32	4,200
				35	9,966	1	2,000			78	17,496
		47	4,890	204	39,506	43	14,450	2	35,000	636	349,436

市町村名	被 総 害 額	農 地			農 業					
					た め 池		頭 首 工		水 路	
		箇 所	面 積 (ha)	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
笠岡市	38860	3	310	1200	13	2120	2	900	45	7580
井原市	50180				1	600	5	3980	31	4450
金光町	9250				14	3210			17	1380
鴨方町	9870				9	2270			12	1900
寄島町	2300				1	300			6	250
里庄町	6300								17	3200
矢掛町	41090	26	8125	8850	2	860	4	2400	22	9570
美星町	21070	774	870	12000	1	200				
芳井町	28330	5	19	2950			8	5690	13	7120
小 計	207250	808	17325	25000	41	9560	19	12970	163	35450
高梁市	281980	355	325	48400	5	7500	304	142530	128	14020
北房町	140873	120	812	28580			180	32056	63	10760
賀陽町	28970	93	37	3850	1	4000	25	5110	35	9760
有漢町	75948	205	344	33408	1	3000	35	6050	47	12020
成羽町	156255	318	1661	87425	1	500	63	34740	61	9610
川上町	118120	218	219	29930			18	13180	25	1860
備中町	86780	205	427	29850			55	15680		
小 計	888926	1514	3825	261443	8	15000	680	249346	359	58030
新見市	246340	166	186	47270	11	30780	141	62960	225	35100
大佐町	24080	16	12	2900			8	7630	41	14050
哲西町	224760	198	738	115800	1	1000	55	33600	151	35000
哲多町	389900	218	1519	30200	31	31000	156	35700	232	251200
神郷町	93900	154	330	14600			97	38660	120	14070
小 計	978280	752	2785	210770	43	62780	457	173550	769	349420

用 施 設											
揚 水 機		堤 防		道 路		橋 梁		農地保全施設		小 計	
箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
				100	15,060			3	12,000	163	37,660
				179	23,650			1	17,500	217	50,180
				39	4,360	1	300			71	9,250
		5	450	40	5,250					66	9,870
				16	1,750					23	2,300
				35	3,100					52	6,300
9	750			39	10,710	4	450	1	7,500	81	32,240
				33	8,870					34	9,070
				24	12,570					45	25,380
9	750	5	450	505	85,320	5	750	5	37,000	752	182,250
12	16,000			220	31,370	24	22,160			693	233,580
				113	9,127	11	10,350	1	50,000	368	112,293
				74	6,250					135	25,120
				46	15,370	3	6,100			132	42,540
				35	5,980	2	18,000			162	68,830
2	3,000			75	15,150	3	55,000			123	88,190
4	1,200			199	22,650	7	17,400			265	56,930
18	20,200			762	105,897	50	129,010	1	50,000	1,878	627,483
4	1,300			44	23,930	11	15,000	1	30,000	437	199,070
				24	4,500					73	21,180
				87	33,200	3	6,160			297	108,960
				22	6,000	42	11,800	2	24,000	485	359,700
				92	6,870	11	19,000			320	78,600
4	1,300			269	74,500	67	51,960	3	54,000	1,612	767,510

市町村名	被 総 害 額	農 地			農 業					
					た め 池		頭 首 工		水 路	
		箇 所	面 積 (ha)	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
勝 山 町	40,740	45	2.8	4,900			37	11,580	118	115,600
落 合 町	576,280	380	152.25	155,180	23	24,540	205	117,000	412	70,370
湯 原 町	106,200	25	2.6	1,170			12	39,000	22	2,100
久 世 町	40,140	52	2.54	3,350	3	1,060	13	5,700	82	133,100
美 甘 村	3,700						7	1,600	11	1,500
新 庄 村	14,490						6	1,930	20	6,330
川 上 村	15,100						4	1,150	26	122,000
八 束 村	3,170								18	20,300
中 和 村	780						1	100	6	300
小 計	705,020	502	1601.9	164,600	26	25,600	285	142,960	715	119,700
富 村	2,250	7	2.8	1,100					4	500
津 山 市	490,000	325	99.0	108,000	13	9,500	36	529,000	440	234,000
加 茂 町	119,970	22	10.3	8,400	1	3,900	25	27,880	82	32,290
鏡 野 町	97,900	140	15.0	24,600	1	2,000	11	47,000	58	31,700
奥 津 町	8,460	14	2.8	1,800			4	1,100	8	12,700
上 斉 原 村	4,150	27	1.4	23,000					8	1,300
阿 波 村	7,900						8	7,000	5	300
久 米 町	180,000	55	3.35	11,900	11	42,000	55	222,000	96	45,600
中 央 町	55,400	110	3.3	9,500	4	2,100	21	15,300	57	7,000
柵 原 町	101,100	100	6.0	30,000	5	8,000	25	11,000	70	16,600
旭 町	79,000	40	2.0	2,000			25	15,800	60	18,000
久 米 南 町	65,900	329	9.2	30,000	2	35,000	18	15,400	40	6,600
小 計	1,212,030	1,169	23.88	229,600	37	71,000	228	173,280	928	395,360

用 施 設											
揚 水 機		堤 防		道 路		橋 梁		農地保全施設		小 計	
箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
				107	12,600	2	100			264	35,840
				353	75,740	63	133,450			1,056	421,100
				16	3,450					50	9,450
				34	2,350	8	14,370			140	36,790
				8	600					26	3,700
				11	2,530	2	3,700			39	14,490
				9	850	2	900			41	15,100
				10	11,400					28	3,170
				8	380					15	780
				556	99,640	77	152,520			1,659	540,420
				5	300	5	350			14	1,150
				145	23,100	15	9,300	8	53,000	657	382,000
				59	43,830	4	3,670			171	111,570
				47	17,400	16	17,500			133	73,300
				16	2,150	3	2,140			31	6,660
				5	550					13	1,850
				10	600					23	790
				135	35,000	5	23,300			302	168,100
				105	21,500					187	459,000
7	13,000			75	17,500	10	5,000			192	71,100
				80	37,600	7	5,600			172	77,000
				58	8,000	3	2,400			121	35,900
7	13,000			740	207,530	68	69,260	8	53,000	2,016	982,430

市町村名	被 総 害 額	農 地			農 業					
		箇 所	面 積 (ha)	金 額	た め 池		頭 首 工		水 路	
					箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
勝 田 町	92,600	208	19.0	23,500	6	600	10	9,300	97	27,500
勝 央 町	67,000	499	40.7	30,400	3	1,000	22	12,000	134	22,400
勝 北 町	206,600	425	46.9	81,500	4	2,500	23	5,200	154	38,300
奈 義 町	227,800	256	25.0	40,000			13	5,700	75	108,000
美 作 町	117,200	150	7.13	46,300			23	29,600	112	12,800
作 東 町	85,100	87	3.18	64,200			38	10,800	30	4,000
大 原 町	89,000	440	28.0	42,200	2	2,000	60	13,600	85	12,600
英 田 町	15,980	9	2.5	3,980			5	300	35	3,800
東 粟 倉 村	37,700	69	3.7	18,400			16	4,200	21	7,200
西 粟 倉 村	27,100	24	1.2	3,000			8	3,600	29	10,300
小 計	989,500	2,167	270.1	353,400	15	6,100	218	94,300	772	246,900
瀬 戸 町	9,350	51	1.2	1,050	1	50			17	4,970
山 陽 町	11,790	23	3.3	1,020	8	320			52	7,500
赤 坂 町	32,960	98	3.5	1,960	2	3,000			100	17,000
熊 山 町	15,680	39	2.3	4,400	6	5,150			22	14,300
備 前 市	15,500				1	500			69	11,800
吉 井 町	113,280	3	2.2	1,640	2	3,000	6	97,140	12	1,920
和 気 町	37,524	2	3.0	5,500	3	2,000	10	14,340	19	9,034
吉 永 町	2,000						2	2,000		
佐 伯 町	32,190	136	1.36	11,500	1	3,000	11	6,480	40	8,220
日 生 町	430								2	430
小 計	270,704	352	29.1	27,070	24	17,020	29	119,960	333	62,304

用 施 設											
揚 水 機		堤 防		道 路		橋 梁		農地保全施設		小 計	
箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
				82	25,600	3	6,100			198	69,100
				126	24,700					285	60,100
				151	43,300	1	800	4	35,000	337	125,100
				98	71,000	3	3,100			188	187,800
				128	15,900	17	12,600			280	70,900
				80	3,600	13	2,500			161	20,900
				100	12,400	8	6,200			255	46,800
				42	7,900					82	12,000
				36	7,900					73	19,300
				30	1,000	3	9,200			70	24,100
				873	213,300	48	40,500	4	35,000	1,930	636,100
				25	3,280					43	8,300
				47	2,950					107	10,770
				120	6,000	20	5,000			242	31,000
				42	4,700					70	11,280
				39	3,200					109	15,500
				42	8,930	6	650			68	111,640
				8	4,650	1	2,000			41	32,024
										2	2,000
				23	2,990					75	20,690
										2	430
				346	36,700	27	7,650			759	243,634

(7) 治山・林道関係の被害

今次の災害による治山・林道関係の被害は、県下全域にわたったが、ことに県西部から北部にかけての被害が激甚で、溪流、山腹の崩壊や地すべりか所は946カ所、その被害額は15億2,500余万円に達した。

また、林道の被害は332カ所、被害額は2億8,700余万円にもおよんだ。

これらの水系別、農林事務所別、市町村別の被害状況は次表のとおりである。

治山・林道関係の被害状況表（水系別）

流域別	治山関係の被害						林道の被害	
	箇所数	溪流	山腹	地すべり	施設災	被害額	箇所数	被害額
兵庫県境～吉井川	2	Km —	ha 0.16	ha —	ヶ所 —	千円 3,500	4	千円 7,436
吉井川	75	7.2	8.73	3.2	—	265,870	120	83,504
旭川	171	34.1	114.1	9.00	—	348,220	110	66,279
旭川～高梁川	15	—	1.10	—	—	15,200	—	—
高梁川	666	104.9	253.0	17.4	3	850,600	92	126,371
児島地区	6	—	0.17	—	—	17,460	4	3,371
高梁川～広島県境	11	—	0.50	—	—	24,850	2	496
合計	946	146.2	473.7	29.6	3	1,525,700	332	287,457

治山・林道関係被害状況表（農林事務所別）

農林事務所	治 山 被 害						林道被害	
	箇所数	溪 流	山 腹	地すべり	施設災	被害額	箇所数	被害額
岡山農林	56	Km 0.1	ha 3.51	ha —	カ所 —	千円 48,550	4	千円 14,119
和気 "	9	—	1.37	—	—	29,600	21	22,221
倉敷 "	46	1.0	3.70	—	—	96,950	3	3,718
笠岡 "	38	—	2.94	—	1	70,800	31	14,114
高梁 "	411	120.0	6.30	17.4	2	494,100	42	99,219
新見 "	231	1.9	14.00	—	—	266,300	19	12,673
勝山 "	66	15.4	6.74	9.0	—	240,000	89	55,786
津山 "	62	6.0	5.82	—	—	129,000	110	70,437
美作 "	27	1.8	2.99	3.2	—	150,400	11	7,870
合 計	946	146.2	47.37	29.6	3	1,525,700	332	287,457

治山・林道関係の被害状況表（市町村別）

市 町 村	治 山 関 係 の 被 害						林 道 被 害	
	箇 所 数	溪 流	山 腹	地すべり	施 設 災	被 害 額	箇 所 数	被 害 額
		km	ha	ha	ヶ所	千円		千円
岡 山 市	20		1.49			19,700	—	
建 部 町	22		0.35			6,090		
加 茂 川 町	9	0.10	1.53			6,800	1	294
御 津 町	2		0.11			4,500		
灘 崎 町	1		0.01			1,000	1	514
玉 野 市	2		0.02			10,460		
備 前 市	1		0.06			2,000	2	731
瀬 戸 町	1		1.00			15,000		
山 陽 町	2		0.01			850	1	243
赤 坂 町	3		0.10			8,750	1	162
吉 井 町	1		0.10			1,500		
吉 永 町	—							
日 生 町	1		0.10			1,500	2	6,705
和 気 町	—						1	1,018
佐 伯 町	—						12	4,046
邑 久 町	—						1	465
長 船 町	—						1	146
総 社 市	26		2.60			59,000		
倉 敷 市	12		0.70			23,950	3	2,857
真 備 町	6		0.30			7,300	2	861
清 音 村	1	1.0				6,000		
船 穂 町	1		0.10			700		
笠 岡 市	6		0.09			13,150	1	315

市 町 村	治 山 関 係 の 被 害						林 道 被 害	
	箇 所 数	溪 流	山 腹	地すべり	施 設 災	被 害 額	箇 所 数	被 害 額
		Km	ha	ha	ヶ所	千円		千円
井 原 市	14		0.65			12,600	1	575
芳 井 町	5		0.97			17,400	25	12,249
美 星 町	3		0.08		1	4,250		
矢 掛 町	8		0.80			16,400	3	794
金 光 町	1		0.30			2,000		
鴨 方 町	1		0.05			5,000	1	181
高 梁 市	134	35.0	2.00	17.40	1	199,100	1	1,075
賀 陽 町	25	5.0	0.30			5,000		
有 漢 町	71	25.5	1.20			39,000		
北 房 町	46	18.0	1.00			46,700		
成 羽 町	26	6.5	0.50		1	107,300	11	14,943
川 上 町	44	10.0	0.50			47,000	6	5,620
備 中 町	65	20.0	0.80			50,000	25	7,758.1
新 見 市	86	0.7	5.95			9,250	7	6,703
哲 多 町	39	0.4	3.14			93,400	6	3,607
哲 西 町	50	0.8	1.98			48,500	3	989
神 郷 町	46	—	1.58			16,200	3	1,374
大 佐 町	10		1.35			15,700		
勝 山 町	13	7.5	1.20	9.00		182,000	11	9,299
落 合 町	28	3.4	3.20			31,000	49	32,668
湯 原 町	7	0.5	0.10			7,000	4	1,741
久 世 町	11	4.0	2.20			18,400	23	10,421
美 甘 村	1		0.01			100	1	1,330
川 上 村	1		0.01			500		
新 庄 村	—						1	327

市 町 村	治 山 関 係 の 被 害						林 道 被 害	
	箇 所 数	溪 流	山 腹	地すべり	施 設 災	被 害 額	箇 所 数	被 害 額
		Km	ha	ha	ヶ所	千円		千円
八 東 村	5		0.02			1,000		
津 山 市	11	1.0	2.81			413,000	30	22,471
鏡 野 町	4		0.64			4,300	25	16,017
富 村	2	0.1	0.06			4,000	5	4,394
奥 津 町	3	0.2	0.37			11,100	5	4,159
加 茂 町	7		0.14			6,750	12	6,648
上 齊 原 村	—						1	493
阿 波 村	6	4.2	0.17			26,200	7	7,084
久 米 町	5		0.28			3,120	6	1,964
旭 町	5	0.5	0.51			16,100	13	5,400
柵 原 町	6		0.27			5,000	3	1,153
中 央 町	5		0.06			2,700	3	654
久 米 南 町	8		0.51			8,430		
勝 央 町	5		0.14	0.2		7,700		
奈 義 町	5		0.06	3.0		43,500		
勝 田 町	7	0.2	0.61			23,200	4	1,305
英 田 町	1	0.4				8,000		
大 原 町	—						5	5,675
東 粟 倉 村	5	0.9	1.70			37,000		
西 粟 倉 村	4	0.3	0.48			31,000	2	890
県 合 計	946	146.2	47.37	29.6	3	1,525,700	332	287,457

2 がけ崩れ等の被害

連続降雨によるがけ崩れ等の箇所は、おびただしい数にのぼったが、そのうち人身・家屋被害を伴うおもなものは、次表のとおり71カ所にも達した。

がけ崩れ(人身・家屋被害を伴う)箇所表

(昭和47年7月15日現在、県砂防課調査)

地区名	被害発生	被害の状況	その後の状況
備前市穂浪小松	4.7.7.11 7時	家屋1部破損 2	裏山崩壊 急傾斜地指定地47年度施工予定ヶ所 傾斜6°, 長940m, 高13m, 人家70戸
日生町三軒屋	4.7.7.11 7時	家屋半壊 1 負傷者 1	裏山崩壊 傾斜 長15m, 高20m, 土量50m ³ , 人家3戸
玉野市和田	4.7.7.11 5時20分	家屋半壊 1	裏山の崩壊 傾斜35°, 長70m, 高5m
倉敷市西ノ浦	4.7.7.14 9時	家屋全壊 1 家屋半壊 2	裏山崩壊 傾斜7.5°, 長20m, 高30m, 土量100m ³
金光町大字八重	4.7.7.14 12時	家屋全壊 2 // 半壊 1	高20m, 巾80m, 面2480m ² , 勾配35°, 土量5000m ³
笠岡市正頭	4.7.7.12 9時	家屋全壊 1 // 半壊 1	裏山崩壊 傾斜7°, 長15m, 高20m, 土量30m ³ , 20戸
笠岡市入江	4.7.7.10 7時	家屋1部破損 1	裏山の崩壊で風呂場炊事場の1部破損 地元の復旧作業土砂取り除き破損部修理完 高10m, 長7m, 土量5m ³
笠岡市白石島下村	4.7.7.10 19時40分	家屋全壊 1	裏山崩壊 傾斜8°, 長10m, 高3m, 土量10m ³
井原市高屋吉野	4.7.7.11 9時	家屋破損 3	裏山崩壊, 急傾斜地指定地 傾斜4°, 長15m, 高8m, 土量200m ³ , 人家30戸
井原市下町	4.7.7.11 9時	家屋全壊 1戸 // 半壊 2戸 避難 9戸	裏山崩壊 傾斜5°, 長25m, 高20m, 土量150m ³
芳井町川相	4.7.7.11 9時	家屋全壊 1	裏山崩壊 傾斜5°, 長10m, 高15m, 土量600m ³
芳井町天神山	4.7.7.11 6時30分	家屋全壊 1 重傷 1 軽傷 1	裏山の崩壊により家屋全壊(家族5名中2名負傷) 消防, 警察, 地元民400人で作業中 高30m, 長40m,
総社市泰山崎	4.7.1.14 4時	家屋全壊 2	裏山崩壊 傾斜5°, 長30m, 高15m, 土量400m ³ 家屋50戸
美星町上高未麦草	4.7.7.11 7時50分	家屋全壊 1 死者 4 負傷者 1	裏山崩壊 農業 長谷川忠方 27世帯 12日1時周辺32戸の内7戸41名が旧宇戸谷小学校に避難

地区名	被害発生	被害の状況	その後の状況
美星町鳥頭	4.7.7.1.1 8時	家屋全壊 1戸	裏山崩壊 他に崩壊のおそれあり クラックにビニールをおよって応急措置をしている。 傾斜45~60°, 長25m, 高35m, 土量200m ³
矢掛町寺迫	4.7.7.1.1 7時	家屋全壊 1	裏山崩壊 地元で排水作業中 傾斜40°, 長50m, 高20m, 面積100m ² 土量100m ³
矢掛町東三成	4.7.7.1.1 8時	家屋半壊 なや 1	裏山崩壊 高10m, 長12m, 土量90m ³ , (自然がけ拡大なし)
高梁市福地	4.7.7.1.2 2時	家屋全壊 3 " 半壊 5	300×50=15,000m ² , 土量100m ³
" 中井津々	4.7.7.1.1 7時	家屋半壊 1	裏山崩壊 傾斜40°, 長7m, 高6m, 土量50m ³ , 拡大あり
" 玉川町大沢	4.7.7.1.1 7時	家屋全壊 2	裏山崩壊 傾斜25°, 長20m, 高20m, 土量100m ³ 拡大なし
" 高倉町田井	4.7.7.1.1 21時	家屋全壊 1	裏山崩壊 国道180号へ家屋を押し出した。 傾斜35°, 長40m, 高15m, 土量200m ³
" 宇治町丸山後	4.7.7.1.1 5時	家屋全壊 1 家屋半壊 1	裏山崩壊 傾斜30°, 長30m, 高15m, 土量450m ³
" 落合町(近似)	4.7.7.1.1 7時	家屋全壊 1	裏山崩壊 高20m, 長20m, 土量100m ³ 傾斜角37° 人家18
" 伊賀町(順正短期大学)	4.7.7.1.1 7時	音楽教室全壊 1 家屋半壊	裏山の崩壊 人身事故なし 傾斜40°, 長30m, 高28m, 土量約300m ³ 傾斜38°, 長220m, 高28m, 人家5戸
" 川面町八石	4.7.7.1.1 7時	家屋半壊 13戸	裏山崩壊 傾斜40°, 長20m, 高20m, 土量1100m ³
" 高倉町井ノ木	4.7.7.1.1 6時	家屋全壊 5戸	裏山崩壊 傾斜35°, 長20m, 高20m, 土量1800m ³
" 津川町花田	4.7.7.1.1 5時	家屋半壊 5戸	裏山崩壊 傾斜35°, 長8m, 高8m, 土量300m ³
" 巨瀬町其尾	4.7.7.1.1 7時	家屋半壊 8戸	裏山崩壊 傾斜30°, 長20m, 高20m, 土量700m ³
川上郡川上町天原	4.7.7.1.2 1時	避難全壊 1	町長の指示により家8戸避難, 約1.5mの陥没, 移動推定土量約2000m ³ (地すべり指定区域 45年より継続施工ヶ所)
" 古敷地頭	4.7.7.1.2	家屋全壊 2	裏山崩壊及クラック発生 観測中 傾斜35°, 長100m, 高50m, 土量10,000m ³ 12戸 地すべりとして調査中
有漢町有漢畦地	4.7.7.1.1 22時	家屋全壊 2 死者 1	裏山崩壊 傾斜60°, 長8m, 高35m, 土量50m ³ , 4戸
" 大谷	4.7.7.1.1	家屋全壊 2 家屋半壊 1	裏山崩壊 拡大あり 傾斜60°, 長20m, 高30m, 土量220m ³

地区名	被害発生	被害の状況	その後の状況
有漢町有漢安本	4.7.7.1 22時	家屋全壊 1戸	裏山崩壊 傾斜30°, 長20m, 高8m, 土量200m ³ , 拡大あり
有漢町上有漢中尾	4.7.7.1 17時	家屋破損 1	陥没5m, 長30m, 推定移動量1000m ³ 1世帯避難した。
北房町下中津井才田	4.7.7.1 1時	家屋全壊 2 死者 1 負傷者 4	裏山崩壊 傾斜20°, 長20m, 高15m, 土量300m ³
上房郡北房町上中津井横山	4.7.7.1 2時	家屋全壊 1	裏山崩壊 傾斜45°, 長20m, 高30m, 土量100m ³
上房郡北房町中津井藤田	4.7.7.1 2時	家屋全壊 1	裏山崩壊 傾斜30°, 長15m, 高10m, 土量50m ³
上房郡北房町上水田小殿	4.7.7.1 3時	家屋半壊 1	裏山崩壊 傾斜40°, 長50m, 高100m, 土量1000m ³
北房町阿口境地区	4.7.7.1 3時	家屋半壊 1	裏山崩壊 傾斜50°, 長10m, 高20m, 土量100m ³
北房町阿口杉	4.7.7.1 3時	家屋半壊 1	裏山崩壊 傾斜55°, 長15m, 高30m, 土量200m ³
新見市栃尾	4.7.7.1 0時30分	家屋全壊 2	裏山崩壊 調査中
// 菅生地区	4.7.7.1 0時45分	家屋全壊 (納屋) 1	裏山崩壊
// 上市谷内地区		家屋全壊 1	裏山崩壊 傾斜30~35°, 長30m, 高90m, 土量30000m ³
哲西町大野部川西地区	4.7.7.1 20時	家屋全壊 (納屋) 1 死亡 1	裏山崩壊 二重災害の発生の恐れが出たため消防団作業中止 高200m拡大あり
哲西町代右原	4.7.7.1 3時	家屋半壊 3	高400m, 巾50m, 面積2000m ² , 勾配35°
哲西町矢神	4.7.7.1 3時	家屋全壊 3 // 半壊 5	高300m, 巾50m, 面積1500m ² , 勾配30° 土量500m ³
勝山町柴原	4.7.7.1 5時	家屋全壊 2 // 半壊 1	裏山崩壊国道313号へ家屋を押し出した。 傾斜26°, 長20m, 高100m, 土量1500m ³
津山市川崎	4.7.7.1 7時	便所1部破損 1	裏山崩壊 拡大の見込あり, 道路復旧未処理 高6m, 長3m, 傾斜70°5m ³
// 大篠地区	4.7.7.1 4時40分	家屋全壊 1 // 半壊 2 死亡 1 負傷者 2	丸田川上流土石流による土量15000m ³ により家屋倒壊した 河床勾配 1/7

地区名	被害発生	被害の状況	其の後の状況
津山市西田辺	4.7.7.12 4時40分	家屋全壊 1戸	高さ25m, 巾150m
〃 山方	〃	家屋半壊 1	高さ25m, 巾100m
鏡野町貞永寺地区	4.7.7.11 3時	避難	きれつ移動0.5m, 対象10戸 地すべり指定箇所
鏡野町貞永寺	4.7.7.12 3時	家屋半壊 2	高さ15m, 巾200m, 土量2500m ²
奥津町久田下原	4.7.7.11 22時30分	避難した	町長の指示により家屋17戸避難 (急傾斜指定地47年施工予定ヶ所)
中央町打穴北	4.7.7.11 9時	家屋全壊 1	裏山の崩壊 傾斜35°, 長15m, 高15m, 土量30m ²
中央町打穴里	4.7.7.11 9時	公民館全壊 1	裏山の崩壊 傾斜35°, 長100m, 高52m, 土量50m ²
旭町中島, 大平	4.7.7.11 11時	家屋全壊 1	陥没による 傾斜38°, 長200m, 高200m 17戸 緊急地すべりとして調査
旭町, 中大谷地区	4.7.7.14 0時	家屋半壊 2	高さ50m, 巾30m, 土量200m ² 民家避難 消防団待機
久米南町下初源田地区	4.7.7.11 6時	家屋1部破損 1	裏山崩壊 傾斜60°, 長4m, 高5m, 土量50m ²
久米南町京夫地区	4.7.7.11 6時	家屋1部破損 1	裏山崩壊 傾斜60°, 長5m, 高5m, 土量30m ²
久米南町上二ヶ地区	4.7.7.11 6時	家屋1部破損 1	裏山崩壊 傾斜65°, 長15m, 高15m, 土量100m ²
久米南町上二ヶ敏地区	4.7.7.11 6時	家屋1部破損 1	裏山崩壊 傾斜45°, 長5m, 高5m, 土量50m ²
久米南町山平中村地区	4.7.7.11 6時	家屋1部破損 1	裏山崩壊 傾斜50°, 長10m, 高10m, 土量300m ²
久米南町北庄谷板地区	4.7.7.11 6時	家屋1部破損 1	裏山崩壊 傾斜40°, 長10m, 高25m, 土量250m ²
久米南町北庄西の谷地区	4.7.7.11 6時	家屋1部破損 1	裏山崩壊 傾斜50°, 長20m, 高15m, 土量300m ²
建部町角石畝広西地区	4.7.7.13 1時	家屋半壊 1	高150m, 巾200m
建部町市場	4.7.7.11 7時	1部破損 1 (町営住宅)	裏山崩壊 拡大のみこみあり自然がけ 傾斜40°, 長200m, 高18m, 人家20戸
加茂川町高谷地区	4.7.7.11 12時	家屋全壊 1	裏山崩壊 傾斜45°, 長10m, 高5m, 土量30m ²

地区名	被害発生	被害の状況	其の後の状況
加茂川町杉谷952新山	4.7.7.1.1 6時40分	家屋全壊 1戸 負傷者 2	裏山崩壊 傾斜70°, 長10m, 高4m, 土量30m ³
勝田町久賀(福島虎夫)	4.7.7.1.1 8時50分	家屋全壊 1	裏山の崩壊により家屋(母屋, 長屋, 倉庫)が県道に押し出され県道通交止(崩壊巾30m, 高さ20m, 土量約500m ³)人身被害なし
英田町横尾地区	4.7.7.1.2 7時	家屋全壊 1	裏山崩壊 傾斜30°, 長40m, 高10m, 土量400m ³

山腹崩壊による被災か所の例

津山市大篠地内の山腹崩壊による被災(死者1名)

(津山農林事務所の報告による)

7月12日午前4時20分ごろ、通称寺木山(標高400m)の山腹が幅30~50m, 長さ約300m, 面積約0.82haが、無気味な底鳴りを伴い一挙に崩壊し、その土石流は溪岸山脚を剝脱し一大ごう音を響かせながら下流を襲い、住家1戸は土砂流の直撃で瞬時にして原形をとどめ得ず流失、死者1名、2戸半壊、耕地1.2ha, 水路370m, 市道160m, スギ・ヒノキ(10~30年生)林地の被害を生じた。

現地は、地形的には南西に面する傾斜30~35度、雑木を主体とする山腹で、古生代に属する変成岩類で三郡変成岩とよばれるものであり、この三郡変成岩はかなり礫質化し粘度化し、また風化もいちじるしく、破砕帯の存在を思わせる地質帯が、416mmの豪雨により崩壊流下したものである。

なお、復旧事業は緊急治山事業としてコンクリート谷止工6基、山復工0.8haの総復旧計画額5,090万円で施行中である。

美星町上高末地内の山腹崩壊による被災(死者4名)

(笠岡農林事務所の報告による)

7月11日午前8時ごろ、長谷川忠氏方の裏山が、幅約20m, 高30mにわたり崩壊した。崩れ落ちた土砂約1,600m³は、木造平家建の主家と2階建ての離れとの2棟約100m²を押しつぶした。

このため家族5人が生き埋めとなったので、近隣住民や地元消防団など約70人が救出作業にあたったが、うち4人(祖母, 母, 長女, 次女)が死亡し、長男1人は助かった。

崩壊発生の原因として、長谷川氏は「裏山の竹ヤブが数年前に枯損しており、土がもろくなっていたのではないかと」言っている。

なお、被災か所は、急な山復面に人家26戸が点在しており、崩壊基部が部落の最上部であるため、下流住家に被害を及ぼすおそれがあるので、緊急治山事業として、コンクリート土留工2箇198.9m、積苗工、筋工、水路工、植栽工による崩壊面の復旧（工事費350万円）を行ない、48年2月末完成した。

新見市上市地内の山腹崩壊による被災

7月12日午前6時30分ごろ、高梁川支流谷内川に面する東西の山復斜面が崩壊した。崩壊は頂部平坦面から起り、その規模は高低差約90m、水平距離で約130m、幅は上部で80m、下部で140mの釣鐘状で、面積1.44ha、移動土砂量約17万 m^3 、そのうち約4万 m^3 の土砂が被害を与えた。

被災は埋没破壊家屋3、工場1、倉庫2、田畑1.5ha、国道182号線埋没140m、谷間川の埋塞150mにおよんだ。

この崩壊の原因究明と復旧指針とするためボーリング等による地下調査を実施、緊急治山事業として崩壊外周部の暗渠排水とこれに付随した土留工ならびに周囲法切工を施行中である。

なお、山復工事施行部分はその周辺を含めて、土砂崩壊防備保安林に指定された。

政府の技術調査団による山崩れ、がけ崩れの現地調査

災害後の昭和47年8月22日、23日の両日、政府の豪雨非常対策本部の技術調査団の一行が来県し、県下の山崩れ、がけ崩れによる被災地のうち7か所の現地調査を行なった。

その調査結果は、同年9月「昭和47年7月豪雨災害技術調査報告書」として公表されたが、このうち岡山県関係のものは次のとおりである。

なお、調査団の団長は科学技術庁科学審議官安尾俊、班長は科学技術庁国立防災科学技術センター第一研究部長増村啓一郎、調査員は農林、通産、建設の各省の技術官6人の編成であった。

技術調査報告書（抜すい）

岡山県哲西町生木

現地地点は、中新統備北層群上部の泥岩層の上に凝灰岩質の部分を通して、玄武岩が載っている。集落は東城川の支流の谷頭部の平坦地に載っており、古い地すべり地形が認められる箇所がある。集落背後は林地になっているが、地すべり現象を起した部分は畑地および水田である。

一連続雨量（7月9日9時～13日9時）352.0mm, 最大日雨量166.5mm, 最大時間雨量27.5mmの降雨により田畑に地すべりが発生し（推定移動土砂量1万2,000m³）、家屋の半壊1戸の被害があった。

地すべり頂部の引張り亀裂は明確であるが、下部の運動方向が明らかでない。正確な地形図に基づいて、地すべりのブロック分けを行ない、地下水の系統をよく調査する必要がある。

岡山県新見市上市

新見市街地から北西約4km, 国道180号線に沿い、北高250mの山稜から派出する屋根の先端に崩壊が位置している。崩壊地点の地質は準片岩であるが、崩壊地に隣接して備北層群の基底と思われる砂れき層が分布するなど周囲の地質はかなり複雑である。崩壊地の頂部は旧城跡といわれ、

15m×30mの台地で、林相はヒノキ幼令林である。

連続雨量352.0mm, 最大日雨量172.0mm, 最大時雨量27.5mmの降雨により、7月12日6時頃、地すべり性山崩壊が発生した。山腹崩壊1.3ha, 耕地埋没1.5ha, 住宅・工場の倒壊浸水7戸, 河川120m, 国道200mの被害が生じた。

主たる地すべり性崩壊は東向山復面（傾斜40度、平滑斜面）にあり、山麓の民家ならびに国道まで約4万m³の土砂が押し出し、中腹部には約4万m³の崩落土砂が残っている。また、南側の沢に沿った面にも副次的な細長い崩壊が発生している。今調査中最も規模の大きい崩壊の1つで崩壊の深さも深い。

良好な岩盤線を知るための調査、コンクリート土留ならびにふとんかご土留、表流水・地下水排除のための暗きょ工、水路工、南側の沢の安定を期するための谷止工が必要である。なお、崩壊地を不定にしないよう国道計画、河川計画との関連において復旧計画をたてる必要がある。

岡山県旭町大平

稜線の平均高度海拔350m程度のいわゆる隆起準平原を下刻する旭川本流に沿う急斜面にあり、地質は準片岩で比較的新鮮であるが、風化生成物は著しく破碎されている。集落は谷壁斜面上の僅

かに平坦化された所に位置している。

一連続雨量 271.5 mm, 最大日雨量 126.5 mm, 最大時間雨量 31.0 mm の降雨により, 地すべりが発生し (推定移動土砂量 2 万 m³), 家屋の半壊 3 戸の被害が発生した。大きく変動したのは 7 月 11 日である。

地すべり地は小尾根をはさんで 2 つのブロックに分けられる。尾根の右側のブロックは地すべり地形を示し, その左側の不動地との間にかかなりの標高差が認められる。結晶片岩地帯の地すべりと同様に考えられる。

移動土塊の規模および地すべり面を調査する必要があるが, 地形変更あるいは抑止工法が考えられる。

津山市大篠

津山市街地北北東 8 Km, 海拔 512 m の天狗寺山から派出する尾根にくずれの発生があり, ここは岩墨片岩から構成されているが, 鞍部に背後の露岩から由来する崖錐堆積物が載っている。大篠の水田, 集落が載る山麓緩斜面は, 中新統備北層群の泥質岩がほぼ水平に載っており, 泥質岩の表面は風化している。なお, 石墨片岩と泥質岩との関係は断層である。

崩壊発生点付近の林相は 30 年生広葉樹 (樹高 8 ~ 10 m), スギ・ヒノキ壮令林 (30 年生) で, 一部にスギ幼令造林地が混入している。

流下部には 60 年生ヒノキ, 老令広葉樹, 竹林がある。

一連続雨量 457.0 mm, 最大日雨量 214.5 mm, 最大時間雨量 34.0 mm の降雨により 7 月 12 日 4 時 40 分崩壊が発生した。上流部山腹約 0.8 ha の土砂崩壊により, 下流の農家 1 戸流失, 3 戸半壊, 死者 1 名, 農地 1.5 ha の被害が発生した。

崩壊発生斜面は鞍部の直下の谷頭で, 傾斜は 40 度前後である。崩壊土砂は下流の溪床堆積土砂を浸食し (深さ 4 ~ 5 m), 途中の溪床では V 字状に基岩が露出している。崩壊地の下流部の地すべり指定地区での異常な動きは見られなかったが, 農地 1.5 ha は 5,000 m³ の流出土砂で埋没した。

溪流堆積土砂の安定をはかるための谷止工および崩壊斜面における土留工, 編柵工等の復旧治山工が必要である。また, 農地部分については水路および農地の復旧が必要である。

岡山県作東町日指

海拔約300mの平坦面が広く展開している中であって、この地区の基盤岩石は夜久野貫入岩類に属する変輝緑岩を主とするが、著しい風化作用を受けて赤色粘質の表土となり、一見、関東ロームに酷似している。

段階状の普通畑、排水路皆無、地下水は深く、飲雑用水は溪流から揚水している。一連統雨量505.5mm、最大日雨量135.0mm、最大時雨量31.5mm(大原)の降雨により、7月11日夜から12日にかけて、畑地30箇所、宅地21箇所に小崩壊が発生した。

狭い土地に家を建てるために、斜面に切込んだ傾斜3~4分の人工崖の斜面内崩壊である。崖上に十分な集水面積が存在し、長雨後の豪雨により地質的境界面から剝離的に滑落したものであろう。

通常の擁壁工法で斜面の安定を得ることができる高さの崖であるが、費用負担に問題がある。

岡山県総社市秦

高梁川本流に沿う比高約70mの丘陵の前面に、更新統に属する砂れきおよび粘土の互層があり、崩壊は更新統の丘陵に発生している。赤松林地帯で、比較的良好的な林相であるが、林床植生は豊富でない。一連統雨量291.5mm、最大日雨量116.5mm、最大時雨量25.0mmの降雨により、7月11日午前、山腹崩壊9箇所、0.5ha、住宅半壊1戸、住宅土砂流入5戸の被害があった。なお、47年6月災でも山腹崩壊2箇所0.2ha、住宅倒壊1戸の被害があった。

浅いれき層の崩壊ならびに互層の境界面付近に生ずる崩壊が、山の中腹部より発生しており、幼令林に限らず40~50年生以上のアカマツ林においても発生している。地山の傾斜は30度前後である。

砂れきと粘土の互層からなる崩壊しやすい地層のため、地表および地下排水を十分考慮して、住家保護のための治山工法を行なう必要がある。また、マツクイムシ被害および伐採等で林相が悪化するおそれのある場所については、積極的に混交林造成等により、林相を改良する必要がある。

岡山県総社市宍粟

花こう岩質岩石からなる山の脚部は、高梁川に沿う鉄道、道路、集落に直接面している。山肌には諸所に岩盤が露出し、それに由来する崖錐堆積物が谷部に発達している。はげ山に施工された山腹工により緑化されていたが、最近マツクイムシ被害木等の伐採によって、幼令林の割合が増加し、

残存林の林相も悪化している。

一連続雨量 2 9 1. 5 mm, 最大日雨量 1 1 6. 5 mm, 最大時雨量 2 5 0 mmの降雨により, 7 月 1 1 日午前, 山腹崩壊 4 箇所 0. 3 ha, 住家 1 戸半壊, 2 名負傷の被害が発生した。なお, 過去にもこのような被害の例がある。

急傾斜の谷頭あるいは花こう岩の崖錐地に崩壊が発生している。

緊急に復旧治山工法を行なうとともに, マツクイムシ被害跡地や伐跡地には混交林造成等積極的な林相改良を行なうことが必要である。

3 土木関係の被害と応急対策

今次災害による土木関係の被害は、昭和9年の大風水害以来のものとなったが、ことに高梁川水系上中流の本・支川、旭川水系の備中川、吉井川水系の本川中流部および久米川などの沿川が被害激甚地帯であった。

河川のはん濫による堤防の決壊および溢流、道路の流失、決壊、崩土、橋梁の流失、損壊などはおびただしいカ所数にのぼった。

また、連続降雨による地盤のゆるみで、かけ崩れが多数発生し、そのうち人身、家屋の被害を伴うものだけでも70余カ所に達した。

(注・ダム放流については、後掲の「ダム放流の問題」の項参照)

土木関係被害の集計は次表のとおりである。

土木関係被害の集計 (昭和47年8月25日現在)

(種別)	(カ所数)	(被害額)
河川	4,607	12,592,486 千円
砂防	1,091	2,547,772
道路	3,728	6,306,671
橋梁	217	1,083,993
合計	9,645	22,530,922

河川・道路の被害

今次の災害による河川・道路の被害は、県下全域にわたったが、ことに県中北部の被害が激甚であった。

3大河川の水系別の被害の概要は次のとおりである。

高梁川水系

主たる被害市町村と河川の被害カ所

新見市、高梁市、哲多町、哲西町、神郷町、成羽町、備中町、有漢町、総社市

高梁川 — 高梁市広瀬、総社市下倉

成羽川 — 備中町田原、長屋

本郷川 — 哲多町本郷

神代川 — 哲西町上神代、神郷町下神代

坂本川 一 備中町東油野，備中町田原

佐伏川 一 新見市豊永

主な河川の被害額

総計 70河川，843カ所，被害総額4,895,560千円

(河川名)	(カ所数)	(被害額)
高粱川	76	846,705千円
小田川	75	357,721
楨谷川	46	101,077
成羽川	42	1,030,656
本郷川	83	832,598
神代川	68	506,448
坂本川	45	186,179
佐伏川	46	315,597

主な県道の被害

(路線名)	(カ所数)	(被害額)
国道180号線	66	540,771千円
㊤新見成羽線	39	322,340
㊤北房井倉哲西線	73	196,107
㊤西方総社線	27	78,896
㊤若代方谷(T)線	27	90,268

旭川水系

主たる被害市町村と河川の被害カ所

落合町，建部町，御津町，加茂川町，久米南町，旭町

旭川 一 旭町，建部町，御津町，岡山市牟佐附近

備中川 一 北房町，落合町

宇甘川 一 加茂川町，御津町

主な河川の被害額等

総計 112河川 1,704カ所 被害額 2,408,652千円

(河川名)	(カ所数)	(被害額)
旭川	72	582,362千円
砂川	66	162,976

宇甘川	40	119,117
河内川	71	156,404
備中川	119	815,631
中津井川	41	185,931

主な県道の被害

㊤ 落合建部線	31カ所	126,933 千円
---------	------	------------

吉井川水系

主たる被害市町村と河川の被害カ所

津山市，久米町，鏡野町，柵原町，中央町，吉井町，佐伯町，勝央町，作東町

吉井川 — 特に津山市西北部～和気町の間

久米川 — 久米町内沿川全域

広戸川 — 津山市新田，田熊

打穴川 — 中央町打穴下

紫竹川 — 津山市二宮

主な河川の被害

総計 142河川 1,303カ所 被害額 3,718,505千円

(河川名)	(カ所数)	(被害額)
吉井川	59	476,503 千円
吉野川	113	360,300
広戸川	51	359,284
加茂川	17	89,392
久米川	61	418,234
打穴川	48	108,961
紫竹川	17	95,762
郷川	8	77,754

主な県道被害

㊤ 津山備前線	53カ所	458,417 千円
---------	------	------------

㊦ 以上被害額は県管理分のみである。

水防工事

豪雨出水による警備，水防，応急工事は，それぞれ市町村の水防機関を主体として行われたが，市町村における水防資材の使用状況は次表のとおりである。

なお，この資材費は国費（ $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{3}{3}$ ）および市町村費（ $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{2}{3}$ ）でまかなわれた。

市町村水防資材使用状況

市町村名	河川名	水防資材使用数量										金額 (円)	
		麻袋(袋)	吹(枚)	箆(枚)	空袋(袋)	竹(本)	杭(本)	鉄線(kg)	釘(本)	板(枚)	縄(巻)		その他
岡山市	足高川	45,560					2,323				930		2,538,130
倉敷市	高梁川	5,000	1,000			30			2,850				503,500
津山市	滑河川	19,270				800			1,000		480		1,484,950
笠岡市	今立川				22,525				1,010				1,025,300
井原市	淀川	9,040									60		334,200
総社市	四ヶ村川	32,797				132	4,181	19,09	24		136	200	3,268,177
御津町	旭川	13,025		140									675,200
山陽町	砂川				4,100		120						288,500
和気町	日笠川	6,000					205						348,250
鴨方町	鴨方川	697	770				1,122						247,805
矢掛町	小田川	18,355					2,998						1,404,540
真備町	粟谷川				4,280		380				100		287,670
北房町	中川	5,220		485			590						545,300
成羽町	成羽川	6,550				18	15			10	620		523,610
哲多町	本郷川	3,270	34										261,200
哲西町	神代川	2,380					111				50		515,420
落合町	旭川				24,894								1,561,678
鏡野町	吉井川	10,300	443			503	1,538				454		1,457,690
勝央町	滝川	2,530					62	41.5			7		357,410
勝北町	広戸川	2,700						10					246,530
中央町	倭文川	1,368				1	13			5	42	6	205,366
久米町	久米川	12,996											1,124,960
加茂川町	加茂川	3,000		50			450						195,000
備中町	成羽川	1,817						20	20		1		212,600
計	157河川	201,875	2,247	675	55,799	1,484	14,108	26,24	4,882.4	15	2,880	206	2,009,600

注1. 1市町村15万円未満の場合は補助対象とならず。

2. 水防資材費の国庫補助率は15万円以上は $\frac{1}{3}$ ，20万円以上は $\frac{2}{3}$ であり，残額は市町村負担である。

応急工事

河川堤防、道路の流失、決壊、がけ崩れなどにより、民地の浸水、はん濫、交通の断絶で孤立した地区が続出したが、これらの救援と交通の確保、再度浸水防止のため、河川の減水を待って昼夜兼行の応急工事を実施した。そのカ所数、工事費などは次表のとおりである。

なお災害激基地の成羽町下原地内では、成羽川右岸の堤防が400mにわたって流失し、再度出水の場合は家屋密集地帯に再びはん濫のおそれがあり、流失か所の応急補修工事を必要とした。このため県は陸上自衛隊日本原駐とん部隊の出動を要請したので、7月14日、15日の両日にわたり約230名の自衛隊員が出動して、土俵積みによる応急工事を行なった。

応急工事費支出額分類表

(金額の単位=千円)

工 事 別	工 事 別	県				市 町 村				計			
		箇 所 数	金 額	左の内 国庫対象分		箇 所 数	金 額	左の内 国庫対象分		箇 所 数	金 額	左の内 国庫対象分	
				箇 所 数	金 額			箇 所 数	金 額			箇 所 数	金 額
河 川	水 防	75	4,166	2	1399	430	18709	295	10791	505	22875	297	12,190
	堤防防止	57	25,001	57	25,001	116	3,186	1	65	173	28,187	58	25,066
	締 切	27	12,799	27	12,799	31	1,258	4	101	58	14,057	31	12,900
	そ の 他	1	35	1	35	151	4,116	2	34	152	4,151	3	69
	小 計	160	42,001	87	39,234	728	27,269	302	10,991	888	69,270	389	50,225
川	本 工 事	120	103,182	78	97,584	58	56,964	33	24,859	178	160,146	111	122,443
	計	280	145,183	165	136,818	786	84,233	335	35,850	1,066	229,416	500	172,668
道 路 橋 梁	棧 橋	—	—	—	—	18	1,839	4	1,333	18	1,839	4	1,333
	仮 橋	10	28,185	10	28,185	111	30,036	24	22,986	121	58,221	34	51,171
	渡 船	—	—	—	—	5	869	2	936	5	869	2	936
	そ の 他	181	50,337	139	48,227	851	85,228	50	41,127	1,032	135,565	189	89,354
	小 計	191	78,522	149	76,412	985	117,972	80	66,382	1,176	196,494	229	142,794
道 路 橋 梁	本 工 事	313	416,349	281	413,117	216	132,757	98	85,628	529	549,106	379	498,745
	計	504	494,871	430	489,529	1,201	250,729	178	152,010	1,705	745,600	608	641,539
計	仮 工 事	351	120,523	236	115,646	1,713	145,241	382	77,373	2,064	265,764	618	193,019
	本 工 事	433	519,531	359	510,701	274	189,721	131	110,487	707	709,252	490	621,188
	計	784	640,054	595	626,347	1,987	334,962	513	187,860	2,771	975,016	1,108	814,207

道路の通行規制

災害による道路、橋梁の破損、流失などで通行規制を行なったカ所は、次表のとおり総数 385 カ所におよんだ。

なお、通行規制カ所の被災種別は次のとおりである。

冠水によるもの	69カ所
路肩崩壊によるもの	113
崩土によるもの	164
その他	39
計	385

これらの通行規制個所の復旧は最も急を要するので、まず緊急度の高いものから応急復旧工事を進め、代替路線を確保するなど交通の再開に努めた。

災害後の7月15日、同月20日、同月25日の各時点における通行規制の状況は次のとおりである。

道路通行規制カ所数

7月15日15時現在（注：未判明分若干あり）

種別	区分	全面禁止	大型車禁止	普通車禁止	片側禁止	計
国道	規制	49	4	3	1	57
	解除	24	2	1	0	27
	未解除	25	2	2	1	30
県道	規制	251	26	8	4	289
	解除	105	8	3	4	121
	未解除	146	18	5	0	168
計	規制	300	30	11	5	346
	解除	129	10	4	5	148
	未解除	171	20	7	0	198

7月20日15時現在

種別	区分	全面禁止	大型車禁止	普通車禁止	片側禁止	計
国道	規制	50	4	3	1	58
	解除	49	4	3	1	57
	未解除	1	0	0	0	1
県道	規制	276	38	9	4	327
	解除	216	35	9	4	264
	未解除	60	3	0	0	63
計	規制	326	42	12	5	385
	解除	265	39	12	5	321
	未解除	61	3	0	0	64

7月25日現在

規制カ所総数 385 カ所のうち、解除のもの 338 カ所、未解除のもの 47 カ所。

未解除カ所の復旧予定（橋梁流失を含む）

7月末まで	23カ所
8月末まで	20カ所
9月末まで	3カ所
未定	1カ所（岡山市内ヶ原、邑上橋落橋）

4 衛生諸施設の被害と対策

今次災害による水道、清掃、医療などの衛生諸施設の被害はおびただしい数にのぼったが、これらに対する応急措置と復旧の状況は、次の諸表のとおりである。

水道施設の被害と対策

昭和47年7月20日(木)17時現在

補助金額は確定額(資料:環境衛生課)

被害主体	区 分	被害金額	被 害 の 状 況				対 策		
			原 因	発生時期	被 害 ヶ 所	被 害 程 度	復旧見込	応 急 措 置	補助金額
岡山市	上水	44,000 <small>冊</small>	集中豪雨	7月12日	集水管	集水埋管流失			19,527 <small>冊</small>
岡山市 (高松一宮)	"	5,000	"	S 47.7.11	送配水管	送配水管露出 (給水人口 250人)	S 47.7.13 復旧完了	時間給水	2,332
岡山市	牧山簡水	4,000	"	7月12日	水源 ポンプ場	堤防決壊, 水源 ポンプ場冠水 (給水人口 560人)	S47.7.14 復旧完了	給水車により給水	1,150
玉野市	玉野市 上水	-	"	"	"	玉野市 一部断水 企業団の送水能力 1/2に低下(43,000人)	S47.7.15 復旧完了	高松市から給水車 を借用 (2~3t車 3台)	-
井原市	木之子 簡水	-	"	7月11日 10時	水源	水源冠水 送水停止 (給水人口 1,041人)	S47.7.11 17時 復旧完了	配水池の水を使用	-
"	神代簡水	-	"	"	"	水源冠水 全面断水 (給水人口 434人)	S47.7.11 19時 復旧完了		-

被害主体	区分	被害金額	被害の状況				対策		
			原因	発生時期	被害ヶ所	被害程度	復旧見込	応急措置	補助金額
総社市	総社市 上水	700	集中豪雨	7月11日 14時	送水管	阿層地区送水管露出 φ150mm L=30m 送水停止	S47711 復旧完了	バイパス使用	—
〃	西部簡水	100	〃	〃 14時	水管橋	藤原橋、水管橋流失 φ100mm L=10m (給水人口 200人)	S47711 復旧完了	消防の給水車手配	—
〃	北部簡水	1,000	〃	〃 14時	水源	水源冠水 配電盤故障 (給水人口 700人)	S47715 復旧完了	配水池の水を使用 自家用井戸使用	384
総社市	作原簡水	200	〃	〃 14時	水源	水源冠水 水源池柵破損 (給水人口 120人)	S47720 復旧完了	自家用井戸使用	—
高梁市	高梁市 上水	1,600	〃	7月12日	送配水管 φ200, CIP φ250, ACP	山くずれのため送配水管 露出 (給水人口 9,286人)	S47713 復旧完了	送配水管露出部分 を保護完了し たい予備電源で給水 を行なう	—
〃	落合簡水	2,000	〃	〃 19時	水源	水源冠水 全面断水 (給水人口 803人)	S47713 復旧完了	明治乳業の給水車	—
〃	津川簡水	4,500	〃	〃 7時	水源	水源冠水 全面断水 (給水人口 635人)	S47716 復旧完了	笠岡市のタンクで 市の車で給水 (1台)	8455
〃	玉川簡水	900	〃	7月11日 7時	水源	水源冠水 (給水人口 160人)	S47716 復旧完了	自家用井戸使用	—
新見市	石蟹簡水	200	〃	7月11日 12時	取水ポンプ	取水ポンプ冠水のため断水 (給水人口 931人)	S47712 17時 復旧完了	消防の給水車を手 配	—

新見市	井倉簡水	罹 60	〃	7月11日 12時	ポンプ室	増水によりポンプ室破壊 (給水人口 311人)	S47713 17時 復旧完了	自家用井戸使用	—
御津町	金川簡水	1100	集中豪雨	S 47711 午前6時	水源	水源施設冠水一部断水 (給水人口 1724人)	S47711 復旧完了	予備水源使用	罹 332
御津町	草生簡水	210	〃	47712	水源	水源冠水によりモーター故障 のため断水 (給水人口 497人)	S47712 復旧完了		154
御津町	河内簡水	30	〃	7月11日 10時	送水管	送水管破損 (給水人口 363人)	S47711 15時 復旧完了		—
建部町	福渡簡水	2000	〃	7月12日 8時	水源	水源冠水 吸水管2ヶ所破損 (給水人口 3000人)	S47718 仮設工事完了 但し飲用してい ない	給水車により給水	4545
建部町	高浜簡水	100	〃	〃 23時	〃	水源ポンプ室冠水 (給水人口 270人)	S47717 復旧完了	給水車により給水	1315
建部町	建部簡水	—	〃	〃 2時	水源	水源冠水 (給水人口 3157人)	S47712 復旧完了	岡山市の給水車で 給水	—
〃	鶴田簡水	210	〃	7月11日 23時	〃	〃 (給水人口 200人)	S47715 復旧完了	給水車により給水	—
〃	品田簡水	—	〃	7月12日	〃	〃 (給水人口 105人)	S47715 復旧完了	〃	—
吉井町	周匝簡水	210	〃	〃	水源	本水源冠水 ポンプ、圧力タンク故障 (給水人口 2000人)	本水源は不明 予備水源使用に より給水に支障 なし	予備水源使用	—

被害主体	区分	被害金額	被害の状況				対策		
			原因	発生時期	被害ヶ所	被害程度	復旧見込	応急措置	被害金額
熊山町	小瀬木簡水	150	集中豪雨	7月11日 24時	水源	水源冠水 全面断水 (給水人口 260人)	S47713 復旧完了	給水車により給水	—
佐伯町	塩田簡水	1,650	〃	7月12日 5時	水源	水源冠水 (給水人口 400人)	S47713 15時 復旧完了	東備水道企業団 和気土木事務所の 給水車で山陽町上 水を給水	176
〃	佐伯簡水	850	〃	〃	〃	水源冠水 (給水人口 600人)	S47713朝 復旧完了	〃	3375
灘崎町	灘崎町 上水	—	〃	〃	南部水道企業団 導水管切断	奥迫川地区一時間給水 宗, 片岡, 川張, 彦崎地区 一断水, 企業団の送水能力 1/2に低下(550人)	S47715 復旧完了	自家用井戸使用	—
東児町	胸上簡水	—	〃	4.7.11	南部水道企業団 導水管破損	断水 企業団の送水能力1/2に低下 (給水人口 1,766人)	S47715 復旧完了	時間給水 自家用井戸使用	—
清音村	古池簡水	100	〃	7月11日 14時	水源	水源冠水 (給水人口 220人)	S47714 復旧完了	冠水前に各家庭で 貯水を指示 バケツで給水	—
矢掛町	小田簡水	—	〃	〃	水源	水源冠水 全面断水 (給水人口 1,323人)	S47711 復旧完了		—
〃	土生簡水	100	〃	〃	水源	水源冠水 全面断水 (給水人口 175人)	S47713 復旧完了		—
〃	寺迫簡水	—	〃	〃	水源	水源冠水 全面断水 (給水人口 228人)	S47712 復旧完了		—

芳井町	吉井簡水	冊一	集中豪雨	S 4 7 7 1 1	水 源	水源水が濁り飲用不適 給水停止 (給水人口 1 7 4 9人)	S 4 7 7 1 2 給水開始	笠岡市の給水車に より井原市上水を 給水	冊一
真備町	真備町 上水	250	〃	4 7 7 1 1 14時	送 水 管	遠田地区の送水管破損, 服部地区の送水管破損 (給水人口 9 7 0人)	S 4 7 7 1 4 復旧完了		一
成羽町	成羽簡水	100	〃	S 4 7 7 1 2	水 源	水源冠水 全面断水 (給水人口 2 3 8 8人)	S 4 7 7 1 6 復旧完了	酒屋のタンクで給 水	8 5 5 5
〃	坂本簡水	890	〃	〃	導水管 送水管 } 配水管	導水, 配水管流失 一部断水 (給水人口 4 3 6 人)	S 4 7 7 2 0 仮復旧完了	〃	3 7 2
川上町	川合簡水	1,000	〃	〃	ポンプ室	ポンプ室流失 (給水人口 3 4 2 人)	ポンプ室流失のため 施設の復旧不明, 但 し, 旧施設を利用し ているので飲用には 支障なし	旧施設使用	7 8 4
備中町	田原簡水	500	〃	〃	水 源	水源冠水 全面断水 (給水人口 3 2 5 人)	S 4 7 7 1 6 仮復旧完了	自家用井戸使用	5 8 9
備中町	黒鳥簡水	100	〃	〃	水 源	水源冠水 全面断水 (給水人口 3 2 3 人)	S 4 7 7 1 6 仮復旧完了	予備水源を使用し て一部給水 自家用井戸使用	一
神郷町	神代簡水	一	〃	7月12日 13時	停 電	取水ポンプ運転不能 (給水人口 5 5 3 人)	S 4 7 7 1 3 15時 復旧完了	配水池の水を供給	一
哲西町	大野部 簡水	600	〃	7月11日 0時	送 水 管	送水管破損 (給水人口 1 1 1 人)	S 4 7 7 1 6 復旧完了	自家用井戸使用	1 5 1 5
〃	市岡簡水	600	〃	〃	〃	〃 (給水人口 2 7 4 人)	S 4 7 7 1 6 復旧完了	〃	一

被害主体	区分	被害金額	被害の状況				対策		
			原因	発生時期	被害ヶ所	被害程度	復旧見込	応急措置	補助金額
勝山町	山久世簡水	冊 100	集中豪雨	7月11日 3時	送水管	水管橋流失 (給水人口 80人)	S42713 午後 復旧完了		冊 -
湯原町	湯本簡水	250	〃	〃 10時	〃	〃 (給水人口 250人)	S42716 復旧完了	自家用井戸使用	-
久世町	寿和簡水	700	〃	7月12日	送水管	送水管破損 ($\phi 50mm$ $L=200m$) 給水人口 80人)	仮設工事 復旧完了	自家用井戸使用	-
新庄村	新庄簡水	冊 210	〃	S 42712	送水管	送水管破損 ($\phi 40mm$ $L=50m$) (給水人口 25人)	S42713 復旧完了		-
鏡野町	鏡野町 上水	460	〃	〃	送水管 導水管	送水管($\phi 200mm$) 導水管($\phi 250mm$ $L=30m$) 破損(給水人口 4,000人)	S42713 復旧完了		5615
勝田町	真加部 簡水	250	〃	7月12日 3時	送水管	送水管破損のため断水 (給水人口 140人)	S42713 12時 復旧完了		-
勝央町	勝央町 上水	2,200	〃	7月11日 7時	1 配水管 2 水源 3 ポンプ場	水源ポンプ場冠水 配水管破損 (給水人口 5,800人)	S42714 復旧完了	自家用井戸使用	-
奈義町	藤 簡水	-	〃	7月12日 3時	ろ過池	ろ過能力低下 (給水人口 110人)	S42715 復旧完了	自家用井戸使用	-
美作町	南部簡水	160	〃	7月12日 15時	配水管	配水管破損のため断水 (給水人口 500人)	〃 17時 復旧完了		-

作 東 町	田原簡水	10	集中豪雨	7月11日 12時	送配水管	道路が崩れ管破損のためのため 2戸断水 (給水人口 10人)	S47715 復旧完了	もらい水	-
〃	角南簡水	50	〃	〃	水管橋	水管橋流失のため断水 (給水人口 15人)	S47713 17時 復旧完了	もらい水	-
〃	白水簡水	230	〃	7月11日 8時	水管橋	水管橋流失のため一部断水 (給水人口 200人)	S47712 19時30分 復旧完了		-
中 央 町	西幸簡水	-	〃	S 47711	ろ過池	ろ過池冠水 給水停止 (給水人口 220人)	S47711 復旧完了	予備水源使用	-
旭 町	栃原簡水	300	〃	7月12日 2時	送水管	給水管破損のため断水 (給水人口 102人)	S47716 復旧完了	谷川水をろ過して 煮沸飲用	-
〃	西川簡水	10	〃	7月12日 2時	送水管	送水管破損 (給水人口 233人)	S47712 17時 復旧完了	〃	-
久 米 町	久米簡水	-	〃	7月12日 1時	久米町南方渡間 水源 久米町 宮尾 水源	水源冠水(2ヶ所) (給水人口 2470人)	S47713 12時 復旧完了	勝山土木給水車に より給水	-
柵 原 町	飯岡簡水	400	〃	7月12日 3時	〃	水源冠水(断水) (給水人口 300人)	S47713 17時 復旧完了	津山市の給水車手配 (1t1台) 配水 池へ貯水しているの を利用 自衛隊の給水車 (1t 5台)	146.5
柵 原 町	小瀬簡水	300	〃	47712 午後3時	水源	水源冠水 断水 (給水人口 300人)	S47713 復旧完了	自家用井戸使用	114

被害主体	区分	被害金額	被害の状況				対策		
			原因	発生時期	被害ヶ所	被害程度	復旧見込	応急措置	補助金額
岡山県 南部水道 企業団	水道用水 供給事業	30,000 円	//	7月11日 11時	導水管	西阿知導水場 導水管切断	S47716 仮復旧完了	通常取水能力 8~9万t/日 が4万t/日に減少 のため節水の呼び かけ	10,611 円
西南水道 企業団	水道用水 供給事業	—	//	7月11日 12時		里庄浄水場原水濁度 200度以上 (7.12.17時現在)	復旧完了	浄水可能	—
計	6.4	110,980	—	—	—	—	—	—	73,130.5

水道断水による給水車出勤状況

(環境衛生課資料)

水道施設 出動日 市町村 (給水人口)		7月 11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
岡山市	牧山簡水 (560)			市 1t タンク車 2台	→				
玉野市	玉野市上水 (43000)		高松市タンク車 等 2~3 t, 25台			→			
総社市	北部簡水 (700) 作原簡水 (120)	市消防車 1台							
高梁市	落合簡水 (803) 津川簡水 (635)	明治乳業 8 t車 1台		→	笠岡市 5 t車 1台 (浸水井戸地区)		→		
新見市	石蟹簡水 (931)		市消防車 1台						
建部町	福渡簡水 (3000) 鶴田簡水 (200) 品田簡水 (105) 高浜簡水 (270)		岡山市清掃事業 所 5.4 t車 1台	5.5 t車 5.4 t車 2台	→	町 1 tタンク車 2台	→	町 1 tタンク車 2台 県警放水車 1台	→

水道施設 市町村	出動日 (給水人口)	7月							
		11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
佐伯町	塩田簡水 (400) 佐伯簡水 (600)		栗備水道1t車 1台 県和気土木4t 散水車 1台	→					
態山町	小瀬木簡水 (260)	岡山市4t車 1台		→					
矢掛町	上生簡水 (83) 寺迫簡水 (228)	県警放水車 1台	→						
芳井町	吉井簡水 (1749)	笠岡市 5t車 1台	→						
成羽町	成羽簡水 (2388)	酒運搬車 2台					→		
久米町	久米簡水 (2470)		県勝山土木 4t散水車 1台	→					
棚原町	飯岡簡水 (300)		津山市1t車 1台 自衛隊1t 給水車 5台	津山市1t車 1台 (自衛隊給水車 不要)					
計	20カ所人 (58,802)	台 7	43	37	32	30	5	3	3

清掃施設の被害状況、対策

昭和47年7月20日(17時現在)

補助金額は確定額

(資料：環境衛生課)

被害主体	区分	被害金額	被害の状況				対策		補助金額
			原因	発生時期	被害ヶ所	被害程度	復旧見込	応急措置	
総社市 (総社、 浄化苑)	し尿 処理場	軽微	集中豪雨	4.7.7.11 7.12	電気系統 沈殿池	浸水(敷地全体) 配電系統故障	13日 運転開始	-	冊 -
高梁市	"	54,200	"	"	施設全体	・浸水のため機械設備 すべて損害 ・取水井埋没 ・職員住宅倒壊	現在水は引いている が、土砂堆積して使 用不能、7月15日 復旧工事着手、8月 初旬復旧予定	し尿処理について他 市へ一部委任	21,317
"	ごみ 焼却場	8,200	"	"	"	・浸水のため機器の損 傷 ・炉体一部損傷 ・土砂流入	"	埋立処分	
"	火葬場	17,000	"	"	"	・施設全体水没 ・炉体一部損傷 ・土砂流入	"	近接市へ委託処理	7,464
新見市	し尿 処理場	軽微	" (上市ト ンネル、 土砂くず れ)	4.7.7.12	送電線切断	停電、運転中止	13日 午後3時 運転開始	-	-
成羽町	"	500	集中豪雨	4.7.7.12 午前3時		施設全体	13日運転開始 14日ポンプ故障の ため運転中止 7月中旬復旧予定	埋立処分	121

被害主体	区分	被害金額	被害の状況				対策		補助金額
			原因	発生時期	被害ヶ所	被害程度	復旧見込	応急措置	
成羽町	ごみ焼却場	1,700	集中豪雨	4.7.21.2 午前3時	施設全体	施設冠水 炉体一部損傷		埋立処分	
真庭衛生施設組合 (旭水苑)	し尿処理場	192,000	〃	〃	約2m冠水、土砂流入堆積、ガスタンク倒壊 機器類全壊 消化槽一部決壊	仮設工事完了8月下旬 予定 本工事完了48年2月 予定	し尿処理について他 市町へ一部委託		24,011.5
旭川中部衛生施設組合	し尿処理場	300	〃	4.7.21.1 7.12	取水井 配水管 給水管	配水管、給水管破損 取水井土砂堆積 取水能力1/3に低下	7月下旬	運転に対する影響 軽微	110
加茂町	し尿処理場	300		4.7.21.2	放流管	放流管破損	7月下旬 仮復旧	運転に対する被害 軽微	122
津山市	ごみ焼却場	500		4.7.21.2	揚水源井	揚水源井土砂堆積、能力低下	〃	〃	192
計	11 施設	274,700							53,337.5

※被害金額軽微は10万円以下。

医療施設の被災と対策

昭和47年7月20日(17時現在)

(資料:医務課)

被害主体	区分	被害金額	被害の状況			対策	
			発生時期	被害箇所	被害程度	復旧見込	応急措置
建部町立 福渡病院	病院	20,000 円	4.27.11 } 7.12	病院建物	床上浸水 レントゲン3台、薬品 建物	14日 外来診療開始 19日 入院患者取扱開始	16人 津山市中央病院へ 1人 川崎病院(岡山)へ 3人 平野外科病院(津山)へ 4.2人旧福渡中学校へ避難
哲多町立 本郷診療所	診療所	10,000	〃	診療所建物	床上浸水(2m) レントゲン、心電計。 建物。土砂搬出	24日 診療開始予定 患者については14日から 診療している	休診
哲多町立 新砥診療所	〃	30	〃	〃	床下浸水 建物	8月1日診療開始予定	〃
落合病院 (落合町)	病院	3,500	〃	病院建物	床下浸水 建物・土砂搬出	13日診療開始	(12日休診)
河島医院 (〃)	診療所	1,500	〃	診療所建物	床下浸水 建物・医療機器・薬品	8月1日診療開始予定	休診
鈴木医院 (〃)	〃	2,000	〃	〃	〃 レントゲン・建物	14日 診療開始	(12日・13日休診)
岡医院 (佐伯町)	〃	50	〃	〃	床下浸水 建物		診療に支障なし
森医院 (〃)	〃	100	〃	〃	床下浸水 建物		〃

被害主体	区分	被害金額	被害の状況			対策	
			発生時期	被害箇所	被害程度	復旧見込	応急措置
井上病院 (久米町)	病院	(自宅) 1,000	4.7.21 11 7.12	自宅	床上浸水	急患のみ診療開始 14日 本格的診療開始	
佐藤医院 (建部町)	診療所	3,320	〃	診療所建物	〃 レントゲン・薬品・自 動車・温風器・薬品冷 蔵庫・太陽燈・建物	17日診療開始	(12~16日休診)
那須医院 (津山市)	〃	30	〃	〃	床下浸水 建物		診療に支障なし
山城医院 (芳井町)	〃	50	〃	〃	建物〃		(12日休診)
大久保医院 (〃)	〃	30	〃	〃	建物〃		〃
赤木医院 (〃)	〃	50	〃	〃	建物〃		〃
大西歯科 医院 (〃)	〃	50	〃	〃	建物〃	15日診療開始	(12.13.14日休診)
古矢歯科 医院 (佐伯町)	〃	1,000	〃	〃	床上浸水(30cm) 建物・医療機器	17日診療開始	(12~16日休診)

衛生部関係被害概況報告

(Ⅲ) 医療施設

被害主体	区分	被害金額	被害の状況			対策	
			発生時期	被害箇所	被害程度	復旧見込	応急措置
北歯科 院 (久米町)	診療所	冊 500	4.7.11 } 7.12	診療所建物	床上浸水(少々) 建物	14日診療開始	(12 13日休診)
中西歯科 院 (矢掛町)	"	100	"	"	床下浸水 建物		診療に支障なし
広瀬歯科 院 (津山市)	"	100	"	"	"		"
柳本医院 (矢掛町)	"	200	4.7.12 ~7.13	"	床上浸水 建物	13日診療開始	(12日 休診)
清水医院 (北房町)	"	300	"	"	" 建物・薬品	"	(12日 休診)
丸川医院 (成羽町)	"	800	"	"	" レントゲン。薬品。建物	17日診療開始	(12~16日休診)
大塚義三 歯科院 (")	"	(自宅) 1,000	"	自宅	床上浸水(30cm)	14日診療開始	(12 13日休診)
大塚歯科 院 (")	"	(自宅) 1,500	"	"	" (60cm)	"	(12 13日休診)
落合病院 (落合町)	病院	0	"	従業員	交通不能のため看護婦 5名が休暇(13日)		診療に支障なし

被害主体	区分	被害金額	被害の状況			対策	
			発生時期	被害ヶ所	被害程度	復旧見込	応急措置
鏡野町立 国保病院 (鏡野町)	〃	罹 50	4.7.12 { 7.13	病院建物	床下浸水 建物		診療に支障なし
上斉原 診療所 (上斉原 村)	診療所	20	4.7.11	電話線 水道のモーター	電話の不通 水道モーターのスイッ チがこわれた		〃
町飯岡 診療所 (柵原町)	〃	1,200	4.7.11 { 7.12	診療所建物	床上浸水(40cm) 建物、医療機器、薬品	14日診療開始	(11~13日休診)
石戸歯 科医院 (〃)	〃	1,500	〃	〃	〃(80cm) 建物、医療機器	19日診療開始	休診
合計	病院	床上浸水 床下〃	1 (1) 2 (1)				
	診療所	床上浸水 床下〃	1 1 (2) 1 0 (1)				
	小計	床上浸水 床下〃	1 2 (3) 1 2 (2)				

注、()内は公的医療機関分の再掲。自宅のみの被害は除く。

5 商工業関係の被害と対策

被害の概況

今次災害による商工業関係の被害は全県下にわたったが、ことに高梁市、新見市、成羽町、備中町、落合町、久米町、柵原町に被害企業が多かった。その市町村別被害の概況は次頁以下の表のとおりである。

商工関係市町村別被害の概況表

区分 市町村	商 業 関 係				工 業 関				
	店 舗		商 品		工場、建物		設備、機械		
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	
岡山市		冊	2	冊 1,200		冊	1	冊 1,500	
倉敷市									
津山市	7	2,750	46	35,589	2	300	9	11,452	
笠岡市					3	50			
井原市	床上 床下	2 2			17	800	1	1,000	
総社市					3	450			
高梁市	床上	65	53,510	51	53,200	23	30,110	18	29,2030
新見市	床上	44	120,000	23	18,000	1	100	6	7,000
御津町					3	6,170	3	11,860	
建部町		29	9,350	18	5,690	18	13,340	67	41,500
加茂川町	床上 床下	4 3	840						
山陽町	床下	2							
赤坂町							1	150	
熊山町	床下	7		5	1,140	3		2,200	
吉井町		8	1,100	6	2,650	5	300	4	2,050
和気町	床下	15	100			2		1,150	
佐伯町	床上 床下	12 3	3,507	16	3,912	1	600	10	6,970
長船町									
清音村	床下	3							
矢掛町	床上 床下	30 130	4,000	160	10,000	2	700	7	14,750
美星町	床上 床下	2 6		8	3,860				
芳井町	床上 床下	2 1	200	1	200	1	2,000	4	9,800
真備町	床上 床下	1 3	800						

(昭和47年8月10日現在、県商工部資料)

係		鉱業関係		その他		被害総額
製品・半製品						
被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	
3	10,480			1	10,000	23,180
				1	1,000	1,000
14	39,734					89,825
1	6,150					6,200
	2,300			1	500	4,600
						450
16	50,160			14	366,980	845,990
5	4,000	13	50,000	12	26,350	225,450
3	8,365	1	20,000			46,395
6	1,790			11	8,200	79,870
				6	1,200	2,040
						0
						150
				2	1,450	4,790
5	3,600			3	6,200	15,900
				2	1,200	2,450
12	8,240			5	470	23,699
				12	11,000	11,000
						0
6	24,000					53,450
						3,860
5	2,700					14,900
1	200					1,000

区分 市町村	商 業 関 係				工 業 関			
	店 舗		商 品		工場・建物		設備・機械	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
北 房 町		冊	100	冊 12,000		冊		冊
賀 陽 町	床上 2 床下 20		22	4,800				
有 漢 町	床下 16	2,000	3	1,000	4	200	1	100
成 羽 町	144	100,730	130	115,490	40	74,700	40	74,700
川 上 町	床上 7	17,330	8	4,170	6	9,700	7	33,500
備 中 町	26	55,500	32	55,300	6	35,300	5	49,500
神 郷 町	4	50	40	480	4	150		
哲 西 町	7	1,500	16	2,920	2	1,500	1	500
哲 多 町	床上 32 床下 21	14,800			4	7,200		
勝 山 町							1	2,000
落 合 町	床上 64 床下 51		62	40,000	5	300	5	21,605
湯 原 町								
久 世 町	床下 23		1	1,000				
八 束 村			3	800				
美 甘 村	床下 4		4	100			1	2,000
加 茂 町	床下 1							
鏡 野 町			27	3,600			4	930
勝 田 町	床上 4 床下 38	100						
勝 央 町	床下 3							
勝 北 町	床下 11		3	1,010			5	140
美 作 町	床下 5	150			1	300		
作 東 町			1	700				
英 田 町	床下 7			2,300			1	700
東 粟 倉 村	床下 2	50						

係		鉱業関係		その他		被害総額
製品・半製品						
被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	
30	18,000			8	10,000	
						4,800
1	100			1	1,500	4,900
42	87,350			29	137,550	621,070
5	9,200			1	2,000	75,900
7	26,000	1	4,500	14	57,900	284,000
				30	650	1,330
1	1,000			8	18,000	254,200
		2	16,000	10	18,200	56,200
				1	10	2,010
5	34,475					96,380
				4	3,500	3,500
						1,000
						800
						2,100
						0
5	3,750			6	3,900	12,180
						100
						0
				5	2,550	3,700
1	200			1	20	670
						700
3	800			1	200	4,000
						50

区分 市町村	商業関係				工業関係			
	店舗		商品		工場、建物		設備、機械	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
西粟倉村	床下 6	冊	6	冊 100		冊		冊
久米町	63	15,400	61	28,400	20	6,500	17	22,500
柵原町	床上 68	39,150		16,400	14	10,100		23,700
旭町	床下 15	450			1	1,800	1	200
大企業 関係								
計	1,025	443,367		426,011	191	202,670		666,037

係		鉱業関係		その他		被害総額
製品・半製品						
被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	
	冊		冊	7	冊 1,500	冊 1,600
16	15,900			14	9,100	97,800
	50,600			16	16,700	156,650
1	1,000					3,450
						475,000
	410,094	17	90,500	226	717,830	3,431,509

被災商工業者に対する対策

県は、災害後ただちにおもな災害地における商工被害の現地調査を行なったが、7月18日から、県復旧対策本部商工部相談班を設けて救済についての相談に応じた。

同月21日からは、県下のおもな被災地11市・町に商工関係現地相談所を開設するとともに、巡回指導を行ない、主として災害融資の利用についての指導に努めた。

また、各金融機関に対しては、災害融資の優先協力を要請するとともに、金融対策会議を開催するなど密接な連絡協調により、災害融資の円滑をはかった。

県独自で行なった融資、利子補給などは次のとおりである。

被災中小企業に対する緊急対策資金の融資

県は被災した中小企業者に対する救済対策として、県独自で中小企業緊急対策資金融資制度を創設し、市町村長の罹災証明により、商品や原材料の仕入れ、休業中のつなぎ資金、損壊した設備の復旧資金など緊急を要する事業資金について、低利、長期の融資を行なった。その融資条件、貸付実績は次のとおりである。

なお、この県の融資制度以外に、政府系金融機関においても、特別融資枠を設けて融資したので、両者の融資額の実績合計は29億円に達した。

岡山県昭和47年7月豪雨被災中小企業緊急対策資金融資制度

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 融 資 目 標 額 | 1,600,000千円 |
| 2. 融 資 限 度 額 | 1企業につき300万円以内(ただし被害額の範囲内) |
| 3. 貸 付 期 間 | 3か年以内(据置期間6か月以内を含む。) |
| 4. 貸 付 利 率 | 年5.4% |
| 5. 保 証 料 | 年0.4% |
| 6. 借入申込受付期限 | は昭和47年10月31日まで。 |
| 7. 貸 付 実 績 | 845件 1,623,280千円 |

おもな市町村における貸付実績

市 町 村	件 数	融資額(千円)
高 梁 市	1 1 3	3 1 0, 4 2 0
津 山 市	1 0 5	2 0 7, 3 0 0
落 合 町	8 9	2 0 4, 0 0 0
成 羽 町	6 4	1 6 4, 5 0 0
矢 掛 町	5 0	1 1 5, 9 5 0
北 房 町	4 4	4 7, 7 5 0

政府系金融機関の災害融資に対する利子補給

国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の政府系金融機関から、災害融資を受けた者に対しては、その利子の負担軽減をはかるため、政府系金融機関の特利対象額(200万円)を、さらに300万円上乗せした額まで、3年間を限り、同利率の優遇金利となるように利子補給をした。

年 度	災害特別利率	一般貸付利率	差引利子補給率
昭和47年度	6.5%	8.0%	1.5%
48年度	6.2	7.7	1.5
特別被害者	3.0	7.7	4.7

利子補給の実績(昭和47年度)

113件, 395,957円

設備近代化資金等の償還猶予

設備近代化資金あるいは高度化資金の貸付を受けている被災者に対しては、当該年度の償還分の償還猶予を行なったが、その実績は次のとおりである。

償還猶予 16企業 22件 11,678,500円

6 文 教 関 係

全 般 的 事 項

- 災害による文教関係（国・私立学校を除く）の災害発生とともに県教育委員会では、各教育事務所、市町村教育委員会に対し、次の指示を行なった。
 - 1 伝染病予防等保健管理指導等の徹底。
 - 2 通学上の危険が予想されるときは、休校等の適切な措置をとる。
- 教育長以下の事務局職員が被災地区を見舞うとともに、救援・復旧対策を検討し、可能な限りの措置を講じた。
- 被害激甚地の学校および被災教職員に対しては、食糧品・雨具類等の救援物資を輸送した。
- 被災教職員に対し、共済・互助組合より規定の災害見舞金のほか別途特別見舞金等の支給を行なった。

県立学校（高等学校）

被害状況

被災校数 12校（後掲別表のとおり）

被害額 約596万円

休 校 7月11日29校、12日35校、13日31校、14日12校、15日11校

被災後始業不能のまま夏季休業に入った学校 高梁、成羽、田原の3高校

教科用図書被災生徒数 27人

同 被害額 73,500円

対策措置

- 学校運営上早急な復旧を要するもの、当面放置すれば被害が拡大するおそれのあるものについては、とりあえず既定予算を充当して応急復旧に努めた。
- 設備保全管理のため、11～15日にわたり宿直員を増員または臨時配置した。
- 被災の大きい家庭の生徒には、授業料の減免を行なった。
- 教科用図書については、岡山県教科図書販売株式会社より231冊無償提供された。
- 救援物資の配布
田原高校に対し、合羽・長靴・手袋各50束、食料品（肉）10kg、消毒用噴霧器1個
至道高校に対し、食糧品（米）10kg
家屋浸水の教職員に対し、毛布をそれぞれ配布するとともに、高梁教育事務所管内の災害救助法

適用市町村の教職員に対し缶詰を支給した。

○災害復旧事業は、補正予算により工事を進めた。

県立学校の被害復旧事業費

学校名	被害内容	被害額	復旧費
高松農高	果樹園法面崩壊(巾4m, 高2m)	158	158
津山商工	運動場破損	60	60
玉野高	校舎 溝破損(長30m, 高0.4m)	99	90
高梁高	土塀崩壊, 民家屋根破損	50	48
高梁工高	校舎床上浸水	195	195
新見農工高	体育館擁壁傾斜, 実習地・飼料罫崩壊	4,203	4,203
備作高	校地法面崩壊 2か所	64	64
賀陽高	運動場, 石垣崩壊(巾6m, 高1.5m)	160	160
至道高	{ 運動場石垣崩壊(長36m, 高1.5m) 自転車置場石垣崩壊(長20m, 高1.5m)	792	792
成羽高	寄宿舎浸水, タタミ破損	40	40
田原高	寄宿舎用地, 校地浸水	123	123
大原高	校舎浸水(198㎡) タイル破損	130	130
計	12校	6,074	6,063

市町村立学校

被害状況

被害学校(園)数 55校

被害額 約6,029万円(うち国庫補助対象復旧費 約3,326万円)

教科用図書被害児童生徒数

小学校 118人, 中学校 80人, 計 198人, 被害金額 約269千円

休校数

種別	月日	7月11日	12日	13日	14日	15日
幼稚園		48	95	63	17	13
小学校		169	225	149	33	19
中学校		55	88	53	16	10
計		272	408	265	66	42

被害後そのまま夏季休業に入った学校

小学校 備中町1校, 哲多町6校, 計7校

中学校 備中町1校, 哲多町2校, 神郷町1校 計4校

県教委の対策措置

- 実態把握に努めるとともに文教省へ状況報告をした。
- 7月16日～25日の間知事, 教育長, 議会文教委員等が上京し, 関係官庁に対し助成措置を要請した。
- 教科用図書が被災した児童・生徒数を調査し, その確保のため関係機関と協議し, 次のとおり現物給付をした。

小学校 678冊, 中学校 633冊, 計 1,311冊

- 学校給食の再開にあたり, 伝染病, 食中毒の予防について適切な処置を行なうよう指導した。
なお, 被災通学路交通網の早急な整備をすること, 学校施設の復旧については大幅な改良復旧を認め重複被害の防止措置をすること, 土地関係の被害が大きいため擁壁など大幅な土地改良復旧を認めることを関係方面に要請した。

その他の被害

寄宿舍, 1件(学校組合 畠田原高校女子寄宿舍) 被害額(推定) 433千円

社会教育施設

公民館5件, 集会所1件, 国民運動場2件

被害額(推定) 4,972千円

教職員住宅

一般 1件, 5戸 被害額 500千円

共済組合 2件, 6戸 // 13,776千円

文化財

- 県指定天然記念物「栗原4本柳」の大枝の支柱が折れ1本が流失した。
- 国指定名勝「奥津溪」の南端の道路肩がゆるんだ。

小、中学校等の被害と復旧費

(国庫補助対象分)

設置者	学校名	被害内容	被害額	復旧費
岡山市	馬屋上小	校地法面崩壊(長17m)	385	385
津山市	向陽小	法覆工張ブロック擁壁崩壊(長23m)	484	484
高梁市	巨瀬小	土留壁崩壊(長16.5m), 土砂流失(33㎡)	859	859
	中井中	土留擁壁崩壊(長35m), 自転車置場倒壊	2,215	2,215
新見市	井倉小	運動場土留擁壁崩壊(長12m, 高2m)	337	335
	千屋小	校地土留崩壊(長9.5m, 高3.5m)	383	380
佐伯町	佐伯中	校舎浸水床・壁・曲破損, 設備破損, 土砂流失	9,726	5,372
芳井町	芳井中共和校舎	校地擁壁崩壊(長6m)	246	222
有漢町	有漢東小	校庭擁壁崩壊(長20.2m)	162	660
	有漢西小	校地法面崩壊(長18m), プール給 水施設破損	3,433	2,886
川上町	川上中	運動場冠水表土流失	1,650	1,650
北房町	阿口小	運動場法面決壊流失(19.7㎡)	511	500
	北房中	地階ボイラー室浸水設備機能喪失	872	840
	中央公民館	ボイラー室浸水	767	767
備中町	富家中	校舎浸水破損備品教具使用不能, 校地 浸水土砂流失	7,024	7,024
哲多町	蚊家小	校地土砂流入(2000㎡)	250	250
	新砥中	校舎浸水, 校地土砂流失, 井戸使用不 能, 自転車置場倒壊(40㎡)	472	440
落合町	津田小	運動場浸水(2800㎡)ヘドロ流入, 体育器具庫浸水器具破損	590	425
	上田小	校地崩壊(長38m, 巾2m)	291	244
	美川小	運動場浸水, 土砂流入(4,824㎡)	250	250
勝山町	月田小	石垣決壊(17m)土砂流入	1,100	1,050
奥津町	久田小	校地土砂流入(長18m, 巾6m, 高1.5m)	245	245
勝田町	勝田中	校地崩壊(長11m)	213	213
中央町	大併和小	校地土砂流入, 体育倉庫(30㎡)小 鳥小屋, バックネット全壊	622	622

設置者	学校名	被害内容	被害額	復査 旧定 費額
旭町	旭中	校地崩壊、宿直室兼炊事場破損、土砂流入(328㎡)	709	702
久米南町	誕生寺小	プール浄化装置基礎、側壁崩壊	188	188
柵原町	久木幼	園舎床上浸水、設備、備品破損	296	276
	久木小	全校舎・体育館床上浸水、備品、教材破損	4,618	4,538
合計		幼稚園 1園	296	276
		小学校 17校	1,470.8	1,430.1
		中学校 9校	2,312.7	1,867.8
		社会教育施設 1	76.7	76.7
		計 28	3,889.8	3,402.2

7 県企業局関係の被害と対策

(県企業局資料)

災害による被害は、県営の旭川発電所、河本ダム、倉敷市内の工業用水道、鷺羽山スカイライン、蒜山、大山スカイラインなどにそれぞれ発生したが、その状況は下表のとおりである。

なお、諸施設はその機能が若干低下した程度で、使用停止措置などはなかった。

発 電 所

場 所	被 害 状 況			復 旧 の 状 況	
	災 害 の 種 類	災 害 の 範 囲	被 害 額	復旧年月日	復 旧 額
建 部 町 鶴 田 (旭川ダム)	旭川発電所内へ浸水	水車軸受潤滑油へ混水	1,900 千円	4 7 1 1 3 0	1,997 千円
〃	旭川第2ダム、第2発電所制御ケーブル支柱倒伏およびケーブル流失	延長約250m	1,500	4 7 2 2 0	780
〃	旭川発電所取合道流失	延長約200mに亘り流失	30,000	4 8 5 3 1	13,994
新 見 市 上 市 (河本ダム)	横見ずい道たて杭付近土砂くずれによるずい道閉塞	ずい道のたて杭から上、下流へ50m	2,000	4 8 3 3 1	1,158
新 見 市 金 谷 (河本ダム)	河本ダム下流護岸一部決壊	ダム副えん堤直下	2,000	未 完	
芳 井 町 天 神 (測水所)	量水板流失		100	未 完	
和 気 郡 佐 伯 町 矢 田 (測水所)	水位計、ウインチ流失		700	4 7 1 1 1 5	162

工業用水道関係

被 害 状 況				復 旧 の 状 況	
場 所	災 害 の 種 類	災 害 の 範 囲	被 害 額	復旧年月日	復 旧 額
倉敷市片島地先	送水管洗くつ	約1000m ²	400 ^冊	4 8 3	30 ^冊
//	//	約1000m ²	400	4 8 3	30
倉敷市連島町西之浦地先	//	約3000m ²	1,000	4 7 8	735
倉敷市連島町鶴新田地先	//	約15m ²	200	4 7 8	0

有料道路関係

被 害 状 況				復 旧 の 状 況	
場 所	災 害 の 種 類	災 害 の 範 囲	被 害 額	復旧年月日	復 旧 額
鷲羽山スカイライン 倉敷市児島柳田地内	路側崩壊	L=20.0m	962 ^冊	契約 4 7 1 2 2 0 完成 4 8 2 2 0	900 ^冊
// //	//	L=55.0m	1,858	// 4 7 1 2 2 0 // 4 8 3 2 0	1,788
蒜山大山スカイライン 川上村上福田地内	//	L=15.0m	842	// 4 8 1 1 0 // 4 8 3 3 0	650
// 鳥取県日野郡江府町御机地内	//	L=40.0m	1,324.5	// 4 8 6 1 9 完成予定 4 8 1 1 3 0	1,505.0

8 県税の特別措置と市町村財政指導

県税の特別措置

被害者に対して、次のとおり県税の納期限の延長、徴収猶予、減免等の特別措置を講じた。

すでに課税されている県税の納期限が7月9日から7月31日までのものは、納期限を9月16日に延長する。

娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、軽油引取税の納期限が7月9日から7月31日までのものは、納期限を8月15日に延長する。

法人県民税、法人事業税については、申請により決算が確定するまで申告納付期限を延長する。

個人事業税の第1期分については、納期限を2カ月間繰延べ10月31日とする。

現在滞納の県税については、8月31日まで徴収を猶予し、その間の延滞金を免除する。

特別の事情により8月31日までに納税出来ない者は、県税事務所へ相談すれば、実情に応じて引続き徴収を猶予する。

(チラシを被災者に配布)

人命、財産に被害を受け納税に支障のある者に対しては、それぞれ実情に応じて減免する。

上記の特別措置については、被災地域を管轄する県税事務所・市町村役場を窓口にして被災者の救済をはかる。

市町村の財政指導

○災害対策市町村財政担当課長会議

7月25日県庁9階大会議室で開催。国の財政援助措置および7月補正予算による県の財政援助措置について説明。

○被害市町村に対する財政指導

8月2日～5日の間被害の甚大な25市町村を対象に、市町村指導主幹、主査、財政係、理財係の全員を動員し、財政相談、指導を実施した。

市町村災害対策特別貸付金の貸付

県は岡山県振興基金（岡山県振興基金条例一昭和40年岡山県条例第57号によるもの）を運用して、市町村が行う災害復旧事業等に必要な資金を貸し付けたが、その実績は次のとおりである。

貸付け市町村数	52
貸付け総額	2億円

岡山県振興基金の融資の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山県振興基金条例(昭和40年岡山県条例第57号)第3条第2項の規定により、昭和47年7月豪雨による災害の災害復旧事業に対する岡山県振興基金(以下「基金」という。)の融資に関し、岡山県振興基金融資規則(昭和41年岡山県規則第5号)の特例を定めるものとする。

(基金の融資)

第2条 知事は、昭和47年7月豪雨による災害の早急な復旧と被災者の生活の安定を期するため、当該災害に係る災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業(以下「災害復旧事業等」という。)を実施する市町村(市町村をもって構成する一部事務組合を含む。以下同じ。)に対し、当該災害復旧事業等に必要な資金として基金を貸し付けるものとする。

(貸付けの対象事業)

第3条 前条の貸付けに係る貸付金(以下「市町村災害対策事業特別貸付金」という。)の貸付けは、市町村が昭和47年度に実施する次の各号に掲げる災害復旧事業等に必要な経費について行なう。

- 1 道路、橋梁、学校、公営住宅等の公共用施設及び公用施設の災害復旧(応急復旧を含む)に関する事業
- 2 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去等被災者の救助に関する事業
- 3 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めた事業

(貸付けの条件)

第4条 市町村災害対策事業特別貸付金の貸付けの条件は次の各号に定めるところによる。

- 1 貸付利率 無利子
- 2 償還期限 6年以内(うち据置期間1年以内)
- 3 償還方法 元金均等半年賦償還
- 4 償還期日 毎年2月末日及び8月末日

(以下省略)

第6章 鉄道・電信電話の被害と対策

1 鉄道の被害と対策

(岡山鉄道管理局資料)

概 況

今次の豪雨による災害は、昭和9年の室戸台風による大風水害に次ぐ被害であり、岡山鉄道管理局としては開設以来の大被害であった。

岡山鉄道管理局では、7月9日夕刻からの梅雨前線の停滞による豪雨被害を警戒していたが、7月10日03時05分、伯備線が災害警備基準雨量に達したため、警備員による警備体制に入り、ついで11日08時30分には岡山県内の国鉄全線が災害警備についた。

7月11日06時ごろには、伯備線の美袋一井倉間、姫新線の坪井一久世間に災害が発生して線路が不通となったのをはじめとして、宇野線の全線、山陽本線・赤穂線・津山線の各一部を除くその他の各線は全線不通となった。

この間、11日6時20分頃伯備線備中広瀬駅付近では、高梁川の増水で広瀬駅のホーム上2.4mまで濁流が流入し、高梁保線支区の警備員は駅のと線橋に避難して孤立状態になった。これを救出するため、県を通じて自衛隊のヘリコプターの出動要請が行なわれたが、幸い減水により自力で脱出することができた。

また、同線方谷一井倉間の第7高梁川橋梁は、橋げたが冠水し、レール面上20cmまで水位が上昇したため、2号橋脚が大きく上流側に傾斜するという大きな損害をうけた。

そのほか線路流失、道床流失、橋梁浸水、橋脚洗くつ、線路浸水などで、7月13日正后現在における不通箇所は71カ所におよんだ。

災害発生とともに、岡山鉄道管理局では、同局災害対策本部(本部長・庄司博一局長)を設置し、応旧復旧作業を急ぐとともに、不通箇所は自動車による旅客輸送を行なった。

また、伯備線の20日間にわたる不通は山陽新幹線と接続する陰陽連絡に大きな支障があったので、山陰側の要請もあり、伯備線特急列車の岡山一新見間は津山線・姫新線経由に変更して旅客輸送を行なうなどの対策を講じた。

なお、復旧工事は、関係者の努力により、当初の8月下旬全線開通の見込みを大きく短縮して7月31日に完成した。

各線ごとの被害の概況

山陽本線

吉井川、旭川とも増水のため、それぞれ徐行運転をしたが、和気―熊山間の115K670M付近が築堤崩壊、115K840M付近で踏盤陥没したため、3時間55分不通となった。

姫新線

中小河川のはん濫による線路流失、線路浸水および切取りのり面の土砂崩壊等により、全線が不通となった。

とくに坪井―美作追分間の99K370M付近の護岸壁の流失で、線路は下の盛土も流失したためハシゴ状となり、開通までに9日間を要した。

赤穂線

被害は少なく、日生―伊里間25K180M付近の土砂崩壊により、1時間40分不通となった。

津山線

玉柏―福渡間は切取り崩壊等の被害で不通となり、弓削―津山間は溪流の出水で線路浸水、土砂流があり、一時全線不通となったが、13日10時玉柏―野々口間の復旧を最後に全線復旧した。

吉備線

吉備津―備中高松間の立田川橋梁、足守―服部間の沼溝川橋梁が出水のため冠水し、一時不通となった。

伯備線

河川のはん濫と溪谷からの土石流による大きな被害が各所に発生した。

方谷―井倉間の第7高梁川橋梁の2号橋脚の傾斜は最大の被害となった。

備中広瀬駅付近は、並行している国道180号線が流失し、線路はハシゴ状となったが、ブルドーザ等の土木機械の威力で、応急工事が早く完成した。

備中高梁―木野山間の35K925M外2カ所、木野山―備中川面間の40K935M付近切取り崩壊、備中川面―方谷間の44K762M切取り崩壊、46K500M道床流失、47K150M外1の土砂流入、方谷―井倉間の51K100M外8カ所の溪谷からの土砂流入は、土木機械の搬入がままならず応急工事が難航した。

井倉一石盤間、石盤駅構内、新見一布原間で4カ所の土砂流入、線路浸水があり、足立駅付近の切り崩れなど、全線が寸断の状態となった。

芸備線

神代川のはん濫により、市岡一矢神間の9K250M付近は築堤が流失して、150mにわたり線路がハシゴ状になったが、7月24日復旧した。

(備考)

国鉄の防災体制

(1) 防災体制

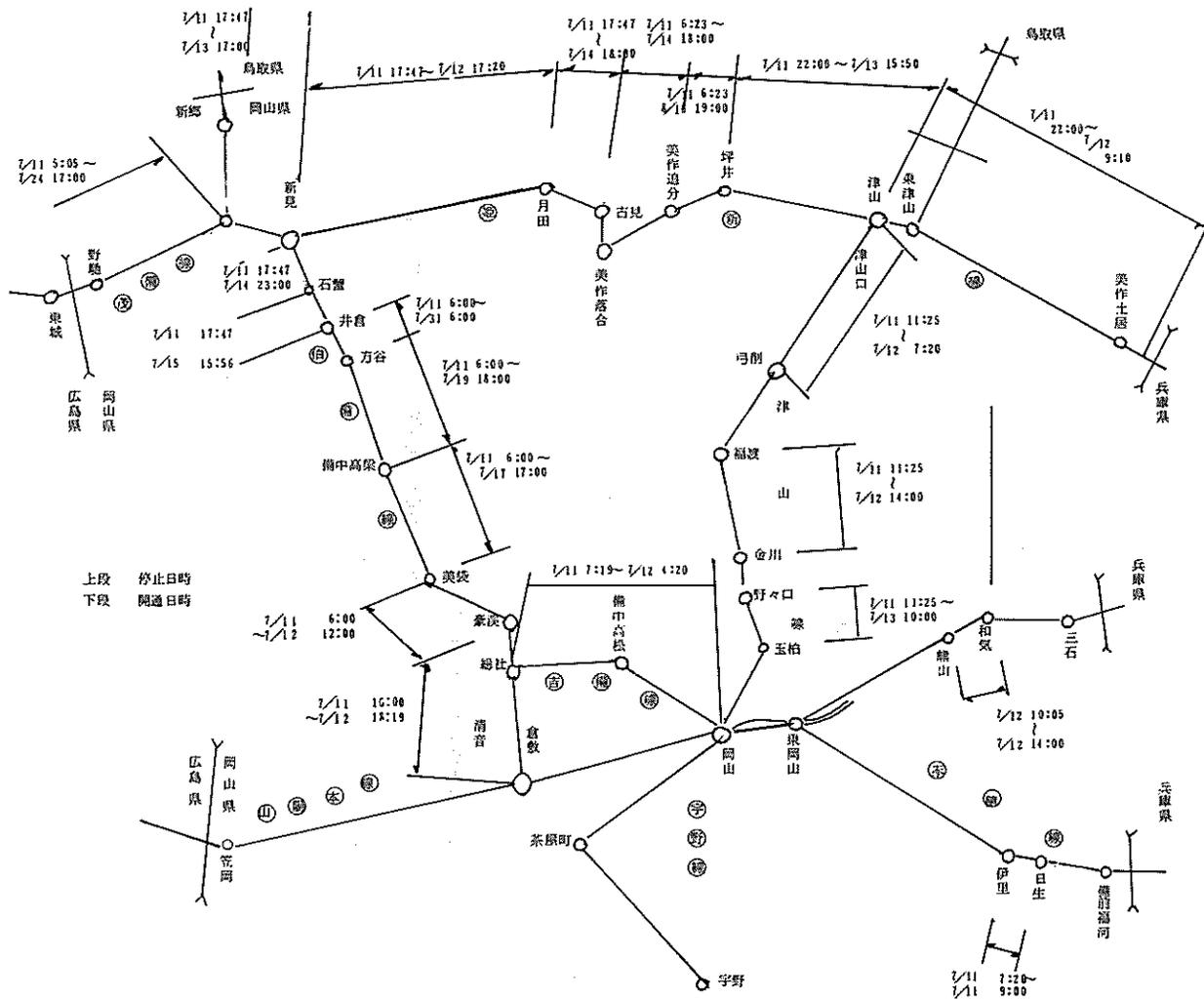
雨や地震に弱い個所を調査して、どの程度の雨や地震で災害になるか予想して防災計画を立て修繕や改良を行っているが、雨や地震について主要カ所に雨量計、感震器を設置して、どれだけの雨や地震で災害警備に入るか、また列車の運転を止めるか、徐行運転をすべきかという災害警備及び運転規制の基準が定めてある。このほかに夜間直ちに警備体制に入るための非常召集計画表なども作られて雨が降って災害警備体制に入ると、警備員が配置につき、危険な個所には固定警戒が、その外の個所には定められた巡回ダイヤによってパトロールが行なわれる。

このような監視やパトロールを行って危険と思われると間髪を入れず列車停止の手配がなされる。

(2) 今後の防災

今回の4.7.7豪雨災害は異状気象であり、災害が広域化してきた。線路から遠く離れた山が崩れてきて、土砂流となり線路を埋め、河川の堤防が決かいして線路が流失するケースが多くなってきた。最近の地域開発に伴って広域的な国土の診断を行い弱点地域を把握する。そして関係行政機関に治山治水を進めて貰う必要がある。

4 7. 7 豪雨災害による列車停止及び開通状態表



国鉄災害応急復旧費（岡山県分）

（金額単位：千円）

種別	線名		山陽本線		赤穂線		伯備線		姫新線		津山線		芸備線		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
切取崩壊	1	1040	1	1432	11	27398	3	6400	5	5252	1	1201	22	42723		
線路浸水					5	39321					2	1610	7	40931		
築堤流失					1	5843							1	5843		
土砂流入	1	203			8	1956	2	355	2	298			13	2812		
築堤崩壊	1	966			2	129	1	1959					4	3054		
道床流失					1	335	8	904			1	938	10	2177		
線路陥没					1	57							1	57		
線路流失							1	1223			1	8092	2	9315		
橋台、 橋脚洗くつ	1	11680			4	69560							5	81240		
〃 倒壊、傾斜					1	26961							1	26961		
土留壁変状							1	30	1	208			2	238		
護岸壁、 変状洗くつ					2	1489	3	6835					5	8324		
乗降場、 積卸場					1	562							1	562		
排水設備					2	2468				1	130		3	2598		
防護設備					2	7290							2	7290		
電気関係	1	290			11	41727	1	275			1	3412	14	45704		
建物関係 その他	1	112			17	15076	10	5278	1	100	3	3573	29	24139		
合計	6	13291	1	1432	66	240172	30	23259	10	5988	9	18826	122	303968		

2 電信電話の被害と対策

(岡山電気通信部資料)

(1) 電信電話設備の被害

7月10日の集中豪雨により、電信電話設備は県下各地で大きな被害を受けたが、ことに高梁、新見、津山、井原、久世などの各電報電話局管内での、被害がはげしかった。

県下の電信電話設備の被害総数は次のとおりである。

被害加入者	4,227加入
市外回線	762回線
孤立した局	20局
浸水した局	6局
停電した局	67局
電柱の流失損傷	621本
ケーブルの流失損傷	12,000m
電話機の損傷	1,060個
設備被害総額	約12,470万円

(2) 復旧対策

岡山電気通信部では、豪雨による災害発生を予想して災害対策本部を設置し、県下の被害状況のは握とともに、孤立化の防止、重要回線の確保等、被害を最少限に食い止める対策を緊急に手配した。

さらに、被害地に対しては、できる限り迅速に復旧資材、要員等を投入して、通信設備の回復、確保をはかるために全力をあげ、被害の少なかった局からの応援隊の派遣、復旧資材の調達など着々と準備を進めた。

しかし、当初は各地での道路決壊、増水の危険等のため、これらの手配も思うにまかせず、急ぎょチャーターしたヘリコプターも、悪天候のため飛来できないという有様であった。

12日になって、ようやく最も被害の大きかった高梁地区へのう回路が判明し、応援隊の第一陣が、直ちに出発したが、この時点では、新見地区は依然孤立状態で応援の手だてもつかなかった。

後になっての連絡によると、この間、被災地の各電報電話局でも、それぞれ災害対策本部を設置し、孤立した地区への通信線の回復の努力が懸命に進められていた。

13日午後になって、やっと2機のヘリコプターが飛来、岡山通信部災害対策本部の指揮下に、県下各被災局への資材の運搬、応援要員の輸送が急ピッチで始められた。

また、このころから各被災地への車輛通行も可能となったので、交換台、予備電源、線路資材等を積載した輸送車が、次々に各被災地へと出発していった。

こうして復旧対策は、ようやく軌道にのり、以後は幾多の困難を克服しつつ復旧作業の力強いかけ声は被災各地にこだましていった。

7月14日には、早くも仮復旧ながら県下すべての被災地への通信を開通した。

また、県下全般の本復旧は9月中旬にほとんどを終了した。

(3) 主な被害局の被害状況と復旧模様

高梁電報電話局

高梁川、成羽川の洪水で、高梁電報電話局管内の通信施設は開局以来最大の被害をこうむった。

11日未明、高梁、川面間の市外ケーブルが山崩れのため全断、川面局が孤立したのをはじめ、12日朝までに成羽、湯野、平川の各郵便局が相ついでケーブル流失、局舎浸水によって孤立した。

また、笠岡、井原、高梁間同軸ケーブルも橋梁流失のため全断。手荘、富家両郵便局のケーブルも流失した。

残る岡山、高梁間市外ケーブルも濁流に押し流された。

高梁市内の電話も被害続出。自動、磁石あわせて不通は約1,000加入。その他、流失、浸水した加入電話も約300加入となった。

高梁電報電話局では、全局あげて復旧態勢を確立し、川面への道路が、と絶したため、鉄橋を渡って無線機を運搬するなど苦心のすえ、午後3時すぎには川面郵便局を孤立から回復させた。

しかしながら、予想外の通信線と道路の被害により、復旧資材の輸送も意のままにならないなど、復旧作業は困難をきわめた。

その後、岡山通信部派遣の応援隊が続々到着し復旧作業は、急速に進展し始めた。

最大の被害地である湯野、平川郵便局に対する復旧資材の運搬は、道路決壊のため入海戦術で輸送を行なうなどでやっと13日午後3時30分、1回線を回復した。

また、富家郵便局へも、電力の孤立を防ぐ携帯用発電機等の輸送を行なったが、これも困難な人力輸送にたよらざるを得ないなど文字通り人力を尽しての復旧作業であった。そして18日全回線の仮復旧を完了した。

津山電報電話局

同管内では、吉井川流域の柵原地区で特に被害が大きかった。

12日午前0時過ぎ、柵原地区の大戸郵便局の交換台が浸水。同30分には交換取扱者が退避した。

柵原郵便局も午前1時過ぎに床上浸水、10分後には交換取扱者が退避、約400加入の電話が不通となり、通信は完全にマヒ状態となった。

津山電報電話局では直ちに被害状況の調査、復旧対策の手配等をすすめた。

午後1時には北和気局経由で現地に到着した復旧班の手で、大戸、柵原各郵便局に特設臨時公衆電話各1回線を開設して、緊急通話を開始、さらに引き続いて2回線を開通させた。

午後3時過ぎには、柵原町役場にも1回線を開設するなど、通信線の確保がなされた。

13日午後3時、雨の合い間に仮復旧用交換機を現地に搬入するなど、本格的な復旧作業に着手した。

14日夜からは、交換業務も一部開始したほか、浸水電話機の取り替えも始められた。

これらのほか、津山電報電話局管内では、ケーブル等200件の設備障害があったが、14日午後5時までにはほとんど復旧した。

新見電報電話局

12日午前0時5分、井倉地域集団電話の交換機が浸水して通話不能となり、続いて6時30分には本郷方面の基幹回線の一部に障害が発生。さらに7時30分には新見市上市の山崩れで、哲西方面に延びていた市外ケーブル200対が断線した。

新見電報電話局では、直ちに各方面の電信電話設備の被害状況を調査するとともに、復旧に着手した。

井倉地域集団電話の復旧にはヘリコプターも飛来するなど、全力をあげての努力により、孤立化していた阿西方面の回線も12日午後から、次々に回復。19日午後2時22分井倉地域集団電話を最後に、一応の復旧を完了した。

井原電報電話局

11日早朝の大雨で小田電話交換局が浸水、10時半に完全孤立した。

しかしながら、いち早く到着した応援隊とともに、午後2時15分孤立防止用臨時回線を開設、さらに翌朝6時には一応の復旧を完了した。

久世電報電話局

11日午前10時、上長田方面の市外ケーブルが山崩れのため流失し、上長田、川上の両郵便局422加入が孤立した。

久世電報電話局の災害対策本部では、復旧に努力、午後7時20分孤立を解消した。

続いて、12日午前9時、備中川のはん濫により美川交換局（136加入）が浸水し、孤立した。

岡山電気通信部災害対策本部からも応援隊が到着、午後3時には特設臨時公衆電話を設置して、孤立解消をはかるとともに、16日午後5時応急復旧を完了した。

(4) 災害対策の充実

近代社会における電信電話の役割は、いっそう重要になってきているが、それだけに災害等による電気通信の絶が社会に与える影響は大きいものがある。

公社では、どのような災害時にあっても常に電気通信設備を確保し、電気通信サービスを提供できるように、この災害を通して学んだ教訓により 災害対策の抜本的な検討を重ね、着々と防災体制の整備や各種施策をすすめている。

災害対策の概要

① 市外伝送路の多ルート化

1ルートが被災しても他のルートで通信ができるようにする。

② 孤立防止用移動無線機と可搬形移動無線機の配備

孤立防止用移動無線機は、災害時の孤立防止対策として、市町村の緊急通信を確保するため60メガヘルツ帯を使用した携帯可能な移動無線機（TZ-60形）である。

原則として各市町村の役場や郵便局に配備する。

可搬形移動無線機は、既設伝送路が障害した場合の応急復旧用として配備するもの。主要な電話局等に配備済み。

③ 非常用移動電話局装置の配備

都市の通信設備が壊滅的な被害を受けたとき、移動式の電話交換装置を被災地に設置し、迅速に通信サービスを確保するためのもので、小型軽量化した自動交換機で地方の主要都市に配備する。

④ 大容量移動発電装置の配備

商用電源の長期停電に備えて、大容量移動電源車を開発、各地方の中心都市に配備する。

⑤ 災害復旧用磁石式交換台の配備

応急復旧用として、被災後直ちに交換台の取り替えを行なえるよう、磁石式交換機を管内の主要局に配備する。

⑥ その他

以上のほか、手動方式による通信と絶防止回線の作成、電力装置および局内機器の対震補強、可搬型ボックスの固定などもすすめている。

これらは、災害等異常時における通信の確保についてのハード面の対策であるが、このほかに

- ① 災害状況、道路情報等の情報収集体制
- ② 正確、迅速な情報連絡体制
- ③ 応急復旧のための応援体制
- ④ 応援隊や資材輸送上の安全に対する配慮
- ⑤ 輸送手段
- ⑥ その他

についても、より一そう充実、適確なものとするよう検討し、対策をすすめるとともに、年数回の防災訓練等により 平常時からの職員の防災意識ならびに技術の高揚をもはかっている。

(5) 被害および復旧諸表

① 電信電話回線

区 分		現在加入数	り障加入数	障 害 率
市 内	直 営 局	2 6 2,3 6 0 加入	2,5 9 6加入	1.0 %
	委 託 局	1 3 4 7 2	5 0 7	3.8 //
	地 集	3 3,9 4 7	1,1 2 4	3.3 //
	合 計	3 0 9,7 7 9	4,2 2 7	1.4 //
市 外	総統制回線数	1 5,1 0 5回線	7 6 0回線	5.0 //
電 信	〃	1,0 0 5 //	2 //	0.2 //

② 孤立状況および応急措置

局 名	被災別	加入数	孤立発生	孤立解消	孤立解消措置	応急復旧	応急復旧措置	
直 営 局	小 田	浸 水	6 9 0	7/1 1 1 0°3 0'	7/1 1 1 4°1 5'	特設公衆の設置	7/1 2 6°2 0'	水 洗 乾 燥
	美 川	〃	1 3 6	7/1 2 9°0 0'	7/1 2 1 2°5 0'	〃	7/1 6 1 6°1 5'	水 洗 乾 燥 一部部品取替
	成 羽	ケーブル	8 8 7	7/1 2 3°0 0'	7/1 2 1 5°1 5'	仮ケーブル接続	7/1 2 1 7°4 5'	同 左
地 集	井 倉	浸 水	2 4 5	7/1 2 1 2°1 0'	7/1 9 1 4°2 2'	装置取替修理	同 左	〃
	神 代	停 電	2 4 4	7/1 3 7°1 0'	7/1 3 1 2°0 0'	発動発電機による給電	〃	〃
	新 砥	〃	3 1 5	7/1 3 1 1°3 0'	7/1 4 1 4°3 0'	商 用 送 電	〃	〃

局名		被災別	加入数	孤立発生	孤立解消	孤立解消措置	応急復旧	応急復旧措置
地集	本郷	停電	337	7/13 7°30'	7/13 14°00'	商用送電	同左	同左
	下倉	〃	523	7/12 22°00' 7/12 16°45'	7/12 11°15' 7/13 11°20'	発動発電機による給電	〃	〃
委託局	大戸	浸水	75	7/12 0°30'	7/12 13°10'	特設公衆の設置	7/14 20°00'	水洗乾燥
	柵原	〃	288	7/12 1°20'	〃	〃	〃	臨時交換機設置 水洗乾燥
	神代	ケーブル	90	7/12 7°20'	7/12 19°25'	仮ケーブル接続	同左	同左
	足立	〃	56	〃	7/12 19°30'	〃	〃	〃
	新郷	〃	43	〃	7/12 19°26'	〃	〃	〃
	矢神	〃	124	〃	7/12 19°28'	〃	〃	〃
	野馳	〃	85	〃	〃	〃	〃	〃
	湯野	浸水 ケーブル	88	7/11 10°05'	7/13 15°30'	特設公衆	7/18 19°15'	臨時交換機設置
	平川	ケーブル	60	〃	7/13 15°50'	〃	7/18 11°18'	仮ケーブル接続
	川面	〃	89	7/11 5°25'	7/11 12°20'	R/D回線作成	7/12 15°44'	〃
川上	〃	242	7/11 10°10'	7/11 19°20'	〃	7/12 16°50'	ケーブル割入れ	
上長田	〃	180	〃	〃	〃	〃	〃	

③ 停電状況

	6°未満	6°~12°	12°~24°	24°~48°	48°以上	計
直営局	2		1	2	1	6
委託局	4	3	13	7	9	36
地集	4	1	11	4	5	25
計	10	4	25	13	15	67

電信電話の被害状況図（岡山通信部管内）



被害内訳	
	直管局孤立
	委託局孤立
	地集BOX孤立
	ケーブル流失・損傷
	無荘荷ケーブル
	P-COXケーブル
	市外ケーブル

凡例	
	県界
	市町村界
	T.A界
	集申局
	中心局

265-266

④ 主要設備別の被害内訳

ア 線路関係

部門	被害設備	単位	数量
市内線路	木柱	本	527
	裸線	延 Km	14556
	S Dワイヤーケーブル	//	13816
	地下ケーブル	//	396
	架空ケーブル	延 m	6005
市外線路	木柱	本	94
	裸線	延 Km	3.6
	S Dワイヤーケーブル	//	77
	架空ケーブル	延 m	3530
	管路ケーブル	//	250
	直埋ケーブル	//	1280
土木	マンホール	コ	1
	管路	延 m	856
	表土流失	カ所	30
宅内	電話機	コ	514
	公衆電話機	//	16

イ 機械関係

部門	被害設備	単位	数量
自機	C 23 自動交換機	函	1
	C 11 //	//	1
	A E-3 地集交換機	//	
手機 PBX	磁石式交換機	台	6
	共通形交換機	//	1
信機	T E X 宅内装置	座	1
電力	自動局用電池	組	2
	地集用電池	//	8
	委託局用電池	//	20
	搬送用電池	//	1

第 7 章 災 害 復 旧 事 業

1 農協所有共同利用施設の災害復旧事業

農業協同組合の経営する共同通信施設（有線放送）、農業倉庫、資材倉庫などの被害は12組合、21施設におよんだ。

県では各農林事務所を通じて被災の実態把握を行なうとともに、応急修理、通信確保を指導し、農林省その他関係機関に対し、激甚災指定や農林漁業災害復旧事業の補助対象とすることを陳情したが、その復旧実績は下表のとおりである。

なお、補助率は復旧事業費が10万円以下の部分については40%、10万円を越える部分については90%（いずれも全額国庫負担）で、昭和48年5月末に全部の補助金交付を完了した。

農協共同利用施設の災害復旧事業費

事業主体名	施設名	復旧事業費・補助金(円)		
		復旧事業費	補助対象査定額	補助金
岡山市農協	集荷施設	1,908,351	1,574,000	1,316,600
建部町 //	農業倉庫	160,000	152,000	86,800
加茂川町 //	育苗施設	325,470	290,000	211,000
矢掛町 //	共同通信施設	3,020,690	2,551,000	2,245,900
高梁市 //	“	2,771,995	2,683,000	2,364,700
“ //	稚蚕共同飼育所	969,935	787,000	658,300
“ //	肥料飼料倉庫	147,670	144,000	79,600
成羽町 //	共同通信施設	871,359	677,000	559,300
“ //	発電施設	1,000,000	293,000	213,700
“ //	牛乳処理施設	300,000	296,000	216,400
備中町 //	農業倉庫	644,590	481,000	382,900
湯野 //	資材倉庫	863,680	822,000	689,800
阿新 //	共同通信施設	680,300	418,000	326,200
“ //	“	471,000	374,000	286,600
“ //	集荷施設	324,000	323,000	240,700
“ //	共同通信施設	158,220	153,000	87,700
落合町 //	農業倉庫	2,400,000	1,677,000	1,459,300
“ //	“	170,000	166,000	99,400
津山市 //	共同通信施設	958,800	915,000	773,500
柵原町 //	農業倉庫	122,500	122,000	59,800
“ //	“	200,760	200,000	130,000
計(12組合)	(21施設)	18,469,320	14,998,000	12,488,200

2 農地・農業用施設の災害復旧事業

(県耕地課資料)

今次災害による農地・農業用施設の被害は、昭和9年の大風水害以来の大被害であり、その復旧事業は戦後最大のものがかりなものとなった。

復旧事業の実施にあたっては、政府から災害激甚地として高率の国庫補助を受けることになり、農林省の査定官(大蔵省の立会官立会い)による施行箇所、事業費、補助率などの査定を受けたうえで施行に移された。

この査定を受ける予定件数は、当初は1万件を超える件数と見込まれ、その各別の設計書を作成するための作業量はぼう大な数にのぼり、関係の県および市町村の職員のみではとうてい間に合わない状態であつたため、他府県からの技術職員の応援派遣を受けるとともに、県土地改良事業団体連合会に委託作成されたものも多かつた。

結局査定申請をした件数は8048件で、そのうち査定合格したものが8061件であり、外に県営災害復旧事業が261件であつた。

なお、査定は7月豪雨災害のほか同年6月および9月の災害分も合せて、同年12月まで10回にわたつて行なわれた。

今次の災害復旧の特色としては、激甚災害の指定を受けた外に次のような点があつた。

○災害関連事業として、非被災部分も大幅に取り入れた改良工事が認められた。しかし、その部分は低補助率(普通補助率50%)であるため、市町村からは地元負担の関係で敬遠されがちな実情であつた。

○被災地市町村の設計にかかる設計書作成費についての国庫補助(50%)を受けたこと。

補助対象額、農地 528万4,000円、農業用施設 4,857万1,000円

○県営災害復旧事業の採択が大幅に行なわれた。

○単独県費による農林業用施設災害応急対策費が予算化され、きめこまかい対策事業が行なわれた。予算額 2,500万円

なお、高梁川合同堰の災害復旧事業は、応急工事の外は建設省の施行に引き継がれた。

査定の結果施行に移されたものは次表のとおりである。

農地・農業用施設災害復旧事業国庫補助査定の実績集計表

種 別	補助率区分	査 定 額 (円)	補 助 額 (円)	補助率%	摘 要
農 地	高 率	737,592,000	662,141,011	89.8	46市町村
	普 通 率	4,944,000	247,2000	50.0	2市(岡山市, 笠岡市)
	計	742,536,000	664,613,011	89.5	1,469カ所, 526.6ha
農業用施設	高 率	6,394,593,000	6,006,684,678	93.9	64市町村
	普 通 率	5,072,150,000	3,296,897,500	65.0	13市町村
	計	6,901,808,000	6,336,374,428	91.8	6,542カ所
災害関連事業	高 率	8,997,000	7,171,2660	79.7	27市町村
	普 通 率	6,526,000	3,263,000	50.0	4市町村
	計	96,496,000	74,975,660	77.7	50カ所
合 計	高 率	7,222,155,000	6,740,538,349		
	普 通 率	518,685,000	335,424,750		
	計	7,740,840,000	7,075,963,099		8,061カ所 耕作者実数 29,001人

注 (1) 6月, 9月災害を含む。

(2) 海岸災害(1件)を除く。

市町村別内訳表（注 普通補助率の市、町、村を除く。）

市町村別農地・農業用施設災害復旧事業費

市町村名	区 分	事業費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補 助 率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
岡 山 市 (旧足守町)	農 地	円 643,000	人 /	円 435,954	円 113,279	円 549,233	% 0854
	農業用施設	175,756,000	/	14,060,480	19,231,851	15,983,651	0.909
	災害関連	890,000	/	445,000	243,467	688,467	0.774
	計	177,289,000	1,006	14,485,754	19,588,597	16,107,435	/
倉 敷 市 (旧児島市)	農 地	342,000	/	283,176	37,854	321,030	0.939
	農業用施設	27,946,000	/	26,129,510	1,168,934	27,298,444	0.977
	災害関連	1,862,000	/	931,000	599,110	1,530,110	0.822
	計	33,228,000	58	29,922,700	2,146,584	32,038,854	/
津 山 市	農 地	17,185,700	/	12,236,218	2,885,472	15,121,689	0.880
	農業用施設	58,194,200	/	48,359,380	5,735,479	54,092,281	0.930
	災害関連	6,145,000	/	3,072,500	1,791,220	4,863,720	0.791
	計	75,944,000	3,639	60,902,846	8,798,141	69,700,989	/
玉 野 市	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	24,143,000	/	19,217,828	2,671,138	21,888,966	0.907
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	24,143,000	141	19,217,828	2,671,138	21,888,966	/
井 原 市	農 地	132,000	/	66,000	29,140	95,140	0.721
	農業用施設	63,569,000	/	41,319,850	9,823,495	51,143,345	0.805
	災害関連	611,000	/	305,500	134,885	440,385	0.721
	計	64,312,000	901	41,691,350	9,987,520	51,678,870	/
総 社 市	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	27,547,000	/	21,844,771	31,044,656	24,949,236	0.906
	災害関連	969,000	/	484,500	263,776	748,276	0.772
	計	27,643,900	1,633	21,893,221	31,308,432	25,024,062	/

市町村名	区 分	事業費	耕作 実 数	補 助 額			補助率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
総 社 市 (旧総社市)	農 地	円 0	人 /	円 0	円 0	円 0	% 0
	農業用施設	214,081,000	/	176,188,663	20,707,697	196,896,360	0.920
	災害関連	969,000	/	484,500	264,773	749,273	0.773
	計	215,050,000	1,081	176,673,163	20,972,470	197,645,633	/
高 梁 市	農 地	5,180,800	/	3,999,577	6,831,268	4,682,704	0.904
	農業用施設	265,151,000	/	234,658,635	17,634,403	252,293,038	0.952
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	316,959,000	1,042	274,654,411	24,465,671	299,120,082	/
新 見 市	農 地	22,887,000	/	18,424,035	2,559,385	20,983,420	0.917
	農業用施設	189,258,000	/	172,981,812	9,333,937	182,315,749	0.963
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	212,145,000	522	191,405,847	11,893,322	203,299,169	/
備 前 市 (旧備前町)	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	141,700	/	92,105	207,760	1,128,810	0.797
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	141,700	21	92,105	207,760	1,128,810	/
御 津 郡 建 部 町	農 地	2,340,000	/	1,467,180	472,096	1,939,276	0.829
	農業用施設	48,381,000	/	36,576,036	6,385,131	42,961,167	0.888
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	50,721,000	365	38,043,216	6,857,227	44,900,443	/
御 津 郡 加 茂 川 町	農 地	709,000	/	556,665	84,413	640,978	0.904
	農業用施設	183,888,000	/	164,763,648	10,590,336	175,353,984	0.954
	災害関連	1,359,000	/	679,500	376,281	1,055,781	0.777
	計	185,956,000	546	165,999,713	11,051,030	177,050,743	/

市町村名	区 分	事 業 費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補 助 率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
御 津 郡 御 津 町	農 地	4,849,000	/	3,452,488	811,700	4,264,188	0.879
	農業用施設	8,771,600	/	7,289,196	861,621	8,150,817	0.929
	災害関連	4,338,000	/	2,169,000	1,260,977	3,429,977	0.791
	計	96,903,000	447	78,513,484	10,688,613	89,202,097	/
赤 磐 郡 熊 山 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	8,496,000	/	5,785,776	1,331,179	7,116,955	0.838
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	8,496,000	93	5,785,776	1,331,179	7,116,955	/
赤 磐 郡 吉 井 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	21,208,300	/	19,638,858	9,720,600	20,610,948	0.972
	災害関連	13,357,000	/	6,678,500	4,136,514	10,815,014	0.810
	計	22,544,000	449	20,306,735	13,857,114	21,692,472	/
赤 磐 郡 山 陽 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	7,702,000	/	5,368,294	1,164,965	6,533,259	0.848
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	7,702,000	78	5,368,294	1,164,965	6,533,259	/
赤 磐 郡 赤 坂 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	41,160,000	/	37,106,700	25,139,488	39,620,648	0.956
	災害関連	1,324,000	/	662,000	382,292	1,044,292	0.789
	計	42,784,000	124	37,768,700	28,962,400	40,664,940	/
和 気 郡 吉 永 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	9,638,000	/	8,307,956	722,035	9,029,991	0.937
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	9,638,000	38	8,307,956	722,035	9,029,991	/

市町村名	区 分	事 業 費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補 助 率
				暫定措置法 による部分	財政探助特別 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
和 気 郡 日 生 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	618,000	/	461,028	71,578	532,606	0.862
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	618,000	6	461,028	71,578	532,606	/
和 気 郡 佐 伯 町	農 地	1,416,000	/	968,544	247,254	1,215,798	0.859
	農業用施設	2,263,100	/	1,824,058	242,604	2,066,662	0.913
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	2,404,700	133	1,920,913	267,329	2,188,242	/
和 気 郡 和 気 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	4,881,200	/	4,319,862	260,970	4,580,832	0.938
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	4,881,200	209	4,319,862	260,970	4,580,832	/
浅 口 郡 寄 島 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	1,190,100	/	773,565	1,829,280	956,493	0.804
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	1,190,100	169	773,565	1,829,280	956,493	/
小 田 郡 矢 掛 町	農 地	1,418,000	/	735,942	333,398	1,069,340	0.754
	農業用施設	4,852,700	/	3,231,898	792,263	4,024,164	0.829
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	4,994,500	584	3,305,492	825,606	4,131,098	/
小 田 郡 美 星 町	農 地	1,582,000	/	896,994	362,585	1,259,579	0.796
	農業用施設	6,152,000	/	4,343,312	957,370	5,300,682	0.862
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	7,734,000	75	5,240,306	1,319,955	6,560,261	/

市町村名	区 分	事業費	耕作者 実 数	補 助 額			補助率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
後 月 郡 芳 井 町	農 地	1,852,000	/	1,281,584	313,383	1,594,967	0.861
	農業用施設	4,230,700	/	3,443,789	4,323,231	3,876,129	0.916
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	4,415,900	235	35,719,482	4,636,614	40,356,096	/
吉 備 郡 真 備 町	農 地	3,481,000	/	2,300,941	658,369	2,959,310	0.850
	農業用施設	27,955,600	/	21,973,101	3,337,708	25,310,810	0.905
	災害関連	6,844,000	/	3,422,000	1,909,176	5,331,176	0.779
	計	28,988,100	1,733	22,545,395	35,944,634	26,139,859	/
上 房 郡 北 房 町	農 地	4,379,000	/	2,675,569	917,359	3,592,928	0.820
	農業用施設	37,169,000	/	27,616,567	5,144,332	32,760,899	0.881
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	41,548,000	327	30,292,136	6,061,691	36,353,827	/
上 房 郡 賀 陽 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	33,818,000	/	28,102,758	3,105,194	31,207,952	0.923
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	33,818,000	163	28,102,758	3,105,194	31,207,952	/
上 房 郡 有 漢 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	65,595,000	/	57,592,410	4,350,072	61,942,482	0.944
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	65,595,000	228	57,592,410	4,350,072	61,942,482	/
川 上 郡 川 上 町	農 地	2,320,000	/	1,860,640	251,783	2,112,423	0.911
	農業用施設	11,740,200	/	10,707,062	5,662,806	11,273,340	0.960
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	11,972,200	302	10,893,264	5,914,589	11,484,583	/

市町村名	区 分	事業費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補 助 率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
川 上 郡 成 羽 町	農 地	31,415,000	/	25,634,640	3,571,624	29,206,264	0.930
	農業用施設	10,351,900	/	9,565,156	4,861,211	10,051,276	0.971
	災害関連	1,566,000	/	783,000	483,808	1,266,808	0.809
	計	13,650,000	292	12,206,916	8,916,643	13,098,539	/
川 上 郡 備 中 町	農 地	31,650,000	/	25,984,650	3,510,775	29,495,425	0.932
	農業用施設	8,260,500	/	7,674,004	3,634,469	8,037,454	0.973
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	11,425,500	231	10,272,695	7,145,244	10,986,939	/
阿 哲 郡 大 佐 町	農 地	211,000	/	130,187	42,787	172,974	0.820
	農業用施設	25,452,000	/	19,012,644	3,409,348	22,421,992	0.881
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	25,663,000	196	19,142,831	3,452,135	22,594,966	/
阿 哲 郡 哲 多 町	農 地	6,291,100	/	5,284,524	6,230,648	5,907,588	0.939
	農業用施設	29,896,400	/	28,281,944	9,993,079	29,281,303	0.979
	災害関連	2,772,000	/	1,386,000	857,926	2,243,926	0.809
	計	36,464,700	555	33,705,184	17,081,653	35,413,283	/
阿 哲 郡 哲 西 町	農 地	5,154,000	/	4,308,744	529,517	4,838,261	0.939
	農業用施設	23,031,400	/	21,718,610	8,224,070	22,541,012	0.979
	災害関連	12,090,000	/	6,045,000	3,786,936	9,831,936	0.813
	計	24,755,800	386	22,753,984	12,540,523	24,008,039	/
阿 哲 郡 神 郷 町	農 地	5,828,000	/	4,778,960	585,780	5,364,740	0.921
	農業用施設	12,408,700	/	11,515,273	4,988,863	12,014,159	0.968
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	12,991,500	268	11,993,169	5,574,643	12,550,639	/

市町村名	区 分	事業費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補助率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
真 庭 郡 落 合 町	農 地	99,233,000	/	78,195,604	12,275,610	90,471,214	0.912
	農業用施設	57,968,600	/	52,171,740	3,382,547	55,554,287	0.958
	災害関連	1,094,100	/	547,050	3,192,112	866,262	0.792
	計	689,860,000	2,032	605,383,504	49,293,197	654,676,701	/
真 庭 郡 勝 山 町	農 地	1,401,000	/	958,284	234,936	1,193,220	0.852
	農業用施設	29,584,000	/	23,844,704	3,045,674	26,890,378	0.909
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	30,985,000	185	24,802,988	32,806,10	28,083,598	/
真 庭 郡 久 世 町	農 地	679,000	/	492,954	1,021,63	595,117	0.876
	農業用施設	171,000,000	/	144,153,000	14,742,353	158,895,353	0.929
	災害関連	1,037,000	/	518,500	284,721	803,221	0.775
	計	172,716,000	768	145,164,454	15,129,237	160,293,691	/
真 庭 郡 湯 原 町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	13,691,000	/	11,801,642	1,025,486	12,827,128	0.937
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	13,691,000	54	11,801,642	1,025,486	12,827,128	/
真 庭 郡 新 庄 村	農 地	257,000	/	210,740	25,409	236,149	0.919
	農業用施設	17,804,000	/	16,522,112	7,041,09	17,226,221	0.968
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	18,061,000	37	16,732,852	7,295,18	17,462,370	/
真 庭 郡 美 甘 村	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	8,937,000	/	7,435,584	814,133	8,249,717	0.923
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	8,937,000	43	7,435,584	814,133	8,249,717	/

市町村名	区 分	事 業 費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補 助 率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
真 庭 郡 川 上 村	農 地	円 0	人 /	円 0	円 0	円 0	％ 0
	農業用施設	26,810,000	/	23,110,220	2,005,824	25,116,044	0.937
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	26,810,000	106	23,110,220	2,005,824	25,116,044	/
真 庭 郡 八 束 村	農 地	2,550,000	/	174,420	44,443	218,863	0.858
	農業用施設	4,626,000	/	3,728,556	494,976	4,223,532	0.913
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	4,881,000	27	3,902,976	539,419	4,442,395	/
苫 田 郡 加 茂 町	農 地	3,557,000	/	244,365.9	609,127.	30,527.86	0.858
	農業用施設	120,877,000	/	97,789,493	12,631,551	110,421,044	0.913
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	124,434,000	680	100,233,152	13,240,678	113,473,830	/
苫 田 郡 奥 津 町	農 地	4,377,000	/	3,357,159	573,834	3,930,993	0.898
	農業用施設	45,604,000	/	40,177,124	3,053,540	43,230,664	0.948
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	49,981,000	170	43,534,283	3,627,374	47,161,657	/
苫 田 郡 鏡 野 町	農 地	10,804,000	/	6,871,344	2,167,105	9,038,449	0.837
	農業用施設	177,217,000	/	135,393,788	23,046,841	158,440,629	0.894
	災害関連	1,183,000	/	591,500	325,948	917,448	0.776
	計	189,204,000	1,282	142,856,632	25,539,894	168,396,526	/
苫 田 郡 富 村	農 地	409,000	/	284,255	62,961	347,216	0.849
	農業用施設	2,635,000	/	2,150,160	244,707	2,394,867	0.909
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	3,044,000	20	2,434,415	307,668	2,742,083	/

市町村名	区 分	事業費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補助率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
苦 田 郡 上 斉 原 村	農 地	1,138,000	/	774,978	207,281	982,259	0.863
	農業用施設	4,564,000	/	3,669,456	510,772	4,180,228	0.916
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	5,702,000	32	4,444,434	718,053	5,162,487	/
苦 田 郡 阿 波 村	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	14,356,000	/	13,135,740	661,208	13,796,948	0.961
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	14,356,000	35	13,135,740	661,208	13,796,948	/
勝 田 郡 勝 央 町	農 地	9,061,000	/	6,378,944	1,504,441	7,883,385	0.870
	農業用施設	7,074,700	/	5,829,528	6,984,381	6,527,909	0.923
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	7,980,800	402	6,467,472	8,488,822	7,316,329	/
勝 田 郡 勝 田 町	農 地	7,257,000	/	5,341,152	1,069,785	6,410,937	0.883
	農業用施設	8,148,500	/	6,950,670	6,688,529	7,619,523	0.935
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	8,874,200	373	7,484,787	7,758,314	8,260,617	/
勝 田 郡 勝 北 町	農 地	30,143,000	/	23,300,539	4,004,097	27,304,636	0.906
	農業用施設	12,520,400	/	11,093,074	8,352,477	11,928,321	0.953
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	15,534,700	504	13,423,123	12,356,574	14,658,787	/
勝 田 郡 奈 義 町	農 地	4,572,000	/	3,191,256	763,710	3,954,966	0.865
	農業用施設	7,031,500	/	5,758,795	7,039,497	6,462,748	0.919
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	7,488,700	387	6,077,921	7,803,207	6,858,248	/

市町村名	区 分	事 業 費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補 助 率
				暫定措置法 による部分	財政援助特例 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
英 田 郡 大 原 町	農 地	51,492,000	/	39,545,856	7,420,076	46,965,932	0.912
	農業用施設	61,646,000	/	54,371,772	4,518,222	58,889,994	0.955
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	113,138,000	382	93,917,628	11,938,298	105,855,926	/
英 田 郡 英 田 町	農 地	4,246,000	/	286,1804	788,492	3,650,296	0.860
	農業用施設	17,816,000	/	14,199,352	2,060,183	16,259,535	0.913
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	22,062,000	128	17,061,156	2,848,675	19,909,831	/
英 田 郡 美 作 町	農 地	16,524,000	/	11,698,992	2,768,175	14,467,167	0.876
	農業用施設	68,142,000	/	56,421,576	6,724,171	63,145,747	0.927
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	84,666,000	416	68,120,568	9,492,346	77,612,914	/
英 田 郡 作 東 町	農 地	23,983,000	/	13,070,735	5,947,358	19,018,093	0.793
	農業用施設	30,866,000	/	21,235,808	5,248,608	26,484,416	0.858
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	54,849,000	582	34,306,543	11,195,966	45,502,509	/
英 田 郡 東 栗 倉 村	農 地	5,024,000	/	3,712,736	780,567	4,493,303	0.894
	農業用施設	10,738,000	/	9,191,728	920,462	10,112,190	0.942
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	15,762,000	65	12,904,464	1,701,029	14,605,493	/
英 田 郡 西 栗 倉 村	農 地	3,110,000	/	225,1640	488,769	2,740,409	0.881
	農業用施設	17,048,000	/	14,354,416	1,533,786	15,888,202	0.932
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	20,158,000	91	16,606,056	2,022,555	18,628,611	/

市町村名	区 分	事業費	耕 作 者 実 数	補 助 額			補 助 率
				暫定措置法 による部分	財政援助特別 法による部分	計	
		円	人	円	円	円	%
久米郡 久米南町	農 地	613,000	/	435,230	98,056	533,286	0.870
	農業用施設	1,562,630,000	/	1,296,982,900	1,465,286,800	1,443,511,500	0.924
	災害関連	1,803,000	/	901,500	497,260	1,398,760	0.776
	計	1,586,790,000	763	1,310,350,200	1,524,818,400	1,462,832,000	/
久米郡 中央町	農 地	0	/	0	0	0	0
	農業用施設	1,897,640,000	/	1,650,946,800	1,406,931,600	1,791,639,900	0.944
	災害関連	6,068,000	/	3,034,000	1,730,340	4,764,340	0.785
	計	1,958,320,000	707	1,681,286,800	1,579,966,500	1,839,283,300	/
久米郡 久米町	農 地	26,890,000	/	21,458,220	3,288,202	24,746,422	0.920
	農業用施設	2,937,410,000	/	2,670,105,600	1,618,163,200	2,831,922,000	0.964
	災害関連	1,298,900	/	649,450	3,931,535	1,042,603	0.803
	計	3,336,200,000	836	2,949,632,800	2,340,136,900	3,183,646,500	/
久米郡 柵原町	農 地	17,019,000	/	12,645,117	2,590,987	15,236,104	0.895
	農業用施設	6,981,200,000	/	5,996,850,800	5,831,057,000	6,579,956,500	0.943
	災害関連	1,822,000	/	911,000	539,656	1,450,656	0.796
	計	8,865,300,000	349	7,352,462,500	8,961,700,000	8,248,632,500	/
久米郡 旭 町	農 地	3,286,000	/	2,618,942	366,495	3,985,437	0.909
	農業用施設	1,301,700,000	/	1,181,943,600	657,966,300	1,247,740,200	0.959
	災害関連	0	/	0	0	0	0
	計	1,334,560,000	352	1,208,133,000	6,946,158,000	12,775,946,000	/

県営災害復旧事業

今次の災害復旧事業の特色の一つとして、県営災害復旧事業が大幅にとり上げられた。

これは、国営の勝英開拓パイロット事業による開拓地の土砂が、付近の農地や農業用施設に流入して損害を与えたが、この外これに類するような被災地の復旧事業を県営で施行したものであり、その実績は次表のとおりである。

県営災害復旧事業採択総括表

区 分	地 区 数	事 業 費 (円)	摘 要
農 地	77	30,869	
農 業 用 施 設	183	91,260.8	
計	260	94,347.7	

3 治山関係災害復旧事業

治山関係の災害復旧事業は、次の区分により、それぞれ施行中である。

緊急治山事業

当年発生災害の緊急復旧を行うもので、事業費負担区分は、国庫 $\frac{2}{3}$ 、県 $\frac{1}{3}$

一般治山事業

治山5カ年計画に追加された災害復旧事業で、負担区分は、国庫 $\frac{2}{3}$ 、県 $\frac{1}{3}$

林地崩壊防止事業

上記2事業以外の小規模な復旧事業で、国庫補助を伴うもので、負担区分は、国 $\frac{1}{2}$ 、県 $\frac{1}{4}$ 、市町村 $\frac{1}{4}$

林地災害防止事業

上記3事業に採択されない小規模な復旧事業で、単独県費補助によるもので、負担区分は、県 $\frac{1}{3}$ 、市町村 $\frac{2}{3}$

施設災害復旧事業

土砂流出防止堰堤等治山施設の災害復旧事業で、負担区分は、国庫0.802、県0.198
(高率)

これらの事業および林道施設の災害復旧事業の水系別、農林事務所別、市町村別は、次の諸表のとおりである。

治山関係災害復旧状況表(水系別)

単位 冊

流域名	被害		47年度復旧額										
			緊急治山		一般治山		林地崩壊防止		林地災害防止		施設災		
	ヶ所	被害額	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	
兵庫県境 ～吉井川	2	3,500	1	1,050									
吉井川	75	265,870	5	27,527	7	52,796	9	12,286	2	3,214			
旭川	171	348,220	7	24,552	12	59,902	6	5,374	7	4,047			
旭川～高梁川	15	15,200	1	3,500			1	1,435					
高梁川	666	850,600	17	83,347	12	79,717	18	18,834	15	8,437	3	8,600	
児島地区	6	17,460					1	1,855					
高梁川～ 広島県境	11	24,850			1	2,150	2	1,267	1	540			
合計	946	152,570	31	139,976	32	194,565	37	41,051	25	16,238	3	8,600	

治山関係災害復旧状況表（農林事務所別）

（単位＝冊）

農 林 事務所名	被 害		4 7 年 度 復 旧 額									
			緊 急 治 山		一 般 治 山		林 地 崩 壊 防 止		林 地 災 害 防 止		施 設 災	
	ヶ 所	被 害 額	ヶ 所	事 業 費	ヶ 所	事 業 費	ヶ 所	事 業 費	ヶ 所	事 業 費	ヶ 所	事 業 費
岡 山	56	48,550	3	8,500			2	2,270				
和 気	9	29,600	2	4,300	1	4,617						
倉 敷	46	96,950	4	16,570	3	23,667	1	1,855	2	1,477		
笠 岡	38	70,800	5	18,866	2	8,000	7	4,369	1	540	1	1,400
高 梁	411	494,100	5	26,942	7	34,643	16	18,051	8	4,911	2	7,200
新 見	231	266,300	5	29,541	1	15,557			5	2,049		
勝 山	66	240,000	2	7,730	11	55,285	2	2,220	7	4,047		
津 山	62	129,000	4	22,207	4	33,116	7	9,047	2	3,214		
美 作	27	150,400	1	5,320	3	19,680	2	3,239				
合 計	946	1,525,700	31	139,976	32	194,565	37	41,051	25	16,238	3	8,600

治山関係災害復旧状況表(市町村別)

単位 冊

市町村	被害		4 7 年 度 復 旧									
			緊急治山		一般治山		林地崩壊 防 止		林地災害 防 止		施設災	
	箇所	被害額	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費
岡山市	20	19,700	1	3,500			2	2,270				
建部町	22	6,090	1	2,000								
加茂川町	9	6,800	1	3,000								
御津町	2	4,500										
灘崎町	1	1,000										
玉野市	2	10,460										
備前市	1	2,000										
瀬戸町	1	15,000										
山陽町	2	850										
赤坂町	3	8,750	1	3,250	1	4,617						
吉井町	1	1,500										
日生町	1	1,500	1	1,050								
絵社市	26	59,000	3	11,650	2	21,667						
倉敷市	12	23,950					1	1,855	1	590		
真備町	6	7,300			1	2,000			1	887		
清音村	1	6,000	1	4,920								
船穂町	1	700										
笠岡市	6	13,150	1	2,450			3	2,050	1	540		
井原市	14	12,600	1	1,882	1	5,850	4	2,319				
芳井町	5	17,400	1	7,966								

市町村	被害		47年度復旧									
	箇所	被害額	緊急治山		一般治山		林地崩壊止		林地災害止		施設災	
			ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費
美星町	3	4250	1	3500							1	1400
矢掛町	8	16400	1	3068								
金光町	1	2000										
鴨方町	1	5000			1	2150						
高梁市	134	199100	2	16750	5	26026	7	9192	8	4911	1	4200
賀陽町	25	5000										
有漢町	71	39000	1	1620			4	3540				
北房町	46	46700	2	8572			3	2319				
成羽町	26	107300			2	8617	2	3000			1	3000
川上町	44	47000										
備中町	65	50000										
新見市	86	92500	2	13831	1	15557			4	1899		
哲多町	39	93400							1	150		
神郷町	46	16200										
大佐町	10	15700										
哲西町	50	48500	3	15710								
勝山町	13	182000	1	6545	4	18580						
落合町	28	31000	1	1185	3	11518	2	2220	5	3189		
湯原町	7	7000			1	6865			1	369		
久世町	11	18400			3	18322						
美甘村	1	100										
川上村	1	500							1	489		

市町村	被 害		4 7 年 度 復 旧									
			緊急治山		一般治山		林地崩壊 防 止		林地災害 防 止		施 設 災	
	箇所	被害額	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費	ヶ所	事業費
八 束 村	5	1,000										
津 山 市	11	41,300	2	15,500	1	18,831	1	1,690	1	787		
鏡 野 町	4	4,300			1	4,950						
富 村	2	4,000										
奥 津 町	3	11,100	1	4,587	2	9,335	3	4,240	1	2,427		
加 茂 町	7	6,750					1	1,080				
阿 波 村	6	26,200										
久 米 町	5	3,120										
旭 町	5	16,100										
柵 原 町	6	5,000										
中 央 町	5	2,700	1	2,120			2	2,037				
久米南町	8	8,430										
勝 央 町	5	7,700					2	3,239				
奈 義 町	5	43,500										
勝 田 町	7	23,200										
東粟倉村	5	37,000			2	15,700						
西粟倉村	4	31,000	1	5,320	1	3,980						
英 田 町	1	8,000										
合 計	946	15,257,000	31	139,976	32	194,565	37	41,051	25	16,238	3	8,600

林道災害復旧事業表(市町村別)

市町村名	復旧事業費		市町村名	復旧事業費	
	箇所数	金額		箇所数	金額
倉敷市	3	2,857	神郷町	3	1,374
津山市	30	22,471	哲西町	3	989
笠岡市	1	315	哲多町	6	3,607
井原市	1	575	勝山町	11	9,299
高梁市	(1)	1,075	落合町	49	32,668
新見市	7	6,703	湯原町	4	1,741
備前市	2	731	久世町	23	10,421
加茂川町	1	294	美甘村	1	1,330
山陽町	1	243	新庄村	1	327
赤坂町	1	162	加茂町	12	6,648
日生町	2	6,705	鏡野町	25	16,017
吉永町	2	1,018	富村	5	4,394
和気町	1	9,316	奥津町	5	4,159
佐伯町	12	4,046	上斉原村	1	493
邑久町	1	465	阿波村	7	7,084
長船町	1	146	勝田町	4	1,305
灘崎町	1	514	大原町	5	5,675
鴨方町	1	181	西栗倉村	2	890
矢掛町	3	794	中央町	3	654
芳井町	25	12,249	旭町	13	5,400
真備町	2	861	久米町	6	1,964
成羽町	11	14,943	柵原町	3	1,153
川上町	6	5,620			
備中町	25	77,581	合計	332	287,457

注 事業費負担区分は国庫50%~97.1%, 残額は市町村。

林道災害復旧事業表

(水系別)

流域名	復旧事業費	
	箇所数	金額
吉井川	120	83,504千円
旭川	110	66,279
高梁川	92	126,371
兵庫県境～ 吉井川	4	7,436
児島地区	4	3,371
高梁川～ 広島県境	2	496
計	332	287,457

(農林事務所別)

農林事務所名	復旧事業費	
	箇所数	金額
岡山	4	1,419千円
和気	21	22,221
倉敷	5	3,718
笠岡	31	14,114
高梁	42	99,219
新見	19	12,673
勝山	89	55,786
津山	110	70,437
美作	11	7,870
計	332	287,457

4 土木関係の災害復旧事業

今次災害による土木関係公共施設の被災か所は、小規模(15万円以下の被害額)なものを含めると1万3,800余か所に達したが、県および市町村では応急工事の実施とともに、災害復旧事業に対する国庫補助申請と査定を受けるための準備作業(調査、設計書の作成)を進めた。

この作業はぼう大な量にのぼったので、県では、土木関係職員を一時的に災害激甚地の土木事務所に集中配置したほか、他府県からの技術職員の応援派遣を受けて(兵庫県6名、香川県2名)緊急作業を終了した。

建設省の査定官による災害査定は、7月から12月まで4回にわたって行なわれ、災害復旧工事費を決定したが、災害復旧事業は3カ年で完了の計画である。

また、災害復旧を契機として、この際改良復旧を行なうための災害復旧助成事業、災害復旧関連事業も認められ、それぞれ施行中である。

また、これらの国庫補助を伴うもののほか、単独県費による災害復旧事業(1件15万円以下のもの)として、2,146カ所、事業費3億1,383万円が決定した。(2カ年で工事完了)

土木関係の災害復旧事業の諸表は次のとおりである。

工事別被災状況別，災害復旧事業費分類表

工事別	被災状況別	県				市 町 村				計				
		箇所数	比率	復旧工事費	比率	箇所数	比率	復旧工事費	比率	箇所数	比率	復旧工事費	比率	
河川	破堤	70	1.9	987,477	7.9	15	0.8	35,310	1.5	85	1.6	1,022,787	6.9	
	堤防欠損	253	2.0	314,985	2.5	96	5.4	193,967	8.1	349	6.4	508,952	3.4	
	護岸欠損	3,221	89.0	11,124,529	89.0	1,646	92.6	21,626,08	90.1	4,867	90.2	13,287,137	89.2	
	その他	76	2.1	72,480	0.6	21	1.2	8,346	0.3	97	1.8	80,826	0.5	
	計	3,620	100.0	12,499,471	100.0	1,778	100.0	24,002,31	100.0	5,398	100.0	14,899,702	100.0	
砂防	堤防欠損	12	1.0	11,868	0.4	—	—	—	—	12	1.0	11,868	0.4	
	床固欠損	51	4.2	13,9027	4.8	—	—	—	—	51	4.2	13,9027	4.8	
	護岸欠損	1,151	94.5	27,30464	94.5	—	—	—	—	1,151	94.5	27,30464	94.5	
	その他	4	0.3	8,052	0.3	—	—	—	—	4	0.3	8,052	0.3	
	計	1,218	100.0	28,82411	100.0	—	—	—	—	1,218	100.0	28,82411	100.0	
道路	流失	431	26.0	1,537,377	40.6	164	8.3	240,062	10.8	595	12.5	1,777,439	29.6	
	山止欠損	164	9.9	310,642	9.0	567	18.3	610,914	27.5	731	15.4	951,556	15.8	
	路側欠損	1,061	64.1	1,905,982	50.4	2,360	76.4	1,369,361	61.7	3,421	72.1	3,275,343	54.6	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	1,656	100.0	3,784,001	100.0	3,091	100.0	2,220,337	100.0	4,747	100.0	6,004,338	100.0	
橋	原形木造橋	全橋流失	14	82.4	148,417	90.0	188	92.2	895,764	92.1	202	91.4	1,044,181	91.8
		一部流失	3	17.6	16,491	10.0	16	7.8	76,806	7.9	19	8.6	93,297	8.2
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	17	100.0	164,908	100.0	204	100.0	972,570	100.0	221	100.0	1,137,478	100.0
	下部永久橋	全橋流失	2	100.0	4,392	100.0	1	20.0	2,2595	7.39	3	42.9	26,987	77.2
		一部流失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	4	80.0	7,969	26.1	4	57.1	7,969	22.8
	計	2	100.0	4,392	100.0	5	100.0	34,564	100.0	7	100.0	34,956	100.0	
	永久橋	全橋流失	6	35.3	34,670	17.1	38	76.0	149,947	62.2	44	65.7	184,617	41.5
		一部流失	4	23.5	14,858	7.3	7	14.0	8,231	3.62	11	16.4	10,289	23.0
その他		7	41.2	15,3650	7.56	5	10.0	4,041	1.6	12	17.9	15,7691	35.5	
計		17	100.0	203,178	100.0	50	100.0	241,219	100.0	67	100.0	444,397	100.0	
架	全橋流失	22	61.2	187,479	50.3	227	87.6	1,068,306	85.9	249	84.4	1,255,785	77.7	
	一部流失	7	19.4	31,349	8.4	23	8.9	164,037	13.2	30	10.2	195,386	12.1	
	その他	7	19.4	15,3650	4.13	9	3.5	1,2010	0.9	16	5.4	165,660	10.2	
	計	36	100.0	372,478	100.0	259	100.0	1,244,353	100.0	295	100.0	1,616,831	100.0	

注 1 昭和47年6月，9月災害分を含む。

2 決定工事額は国庫補助対象として査定された額である。

3 国庫補助の対象とされたものは，県工事は1件15万円以上，市町村工事は1件10万円以上の工事費を要するものである。

土木事務所別

土木事務所名	事業主体	河川		砂防	
		決定		決定	
		箇所	金額	箇所	金額
岡山	県	194	(8,213) 496,936	18	24,885
	市町村	71	(472) 67,021		
	計	265	(8,685) 563,957	18	24,885
和気	県	201	(11,171) 596,075	51	60,327
	市町村	50	(2,010) 43,405		
	計	251	(13,181) 639,480	51	60,327
玉野	県	23	38,653	8	9,906
	市町村	1	403		
	計	24	39,056	8	9,906
倉敷	県	101	(4,336) 518,855	62	(428) 59,248
	市町村	54	69,789		
	計	155	(4,336) 588,644	62	(428) 59,248
笠岡	県	247	(16,302) 628,052	73	(1,156) 66,568
	市町村	143	(3,415) 146,439		
	計	390	(19,717) 774,491	73	(1,156) 66,568
高梁	県	526	(14,042) 3,126,327	256	(2,989) 62,2827
	市町村	294	(2,059) 324,045		
	計	820	(16,101) 3,450,372	256	(2,989) 62,2827
新見	県	280	(23,885) 1,857,038	286	(2,0534) 1,152,558
	市町村	276	421,204		
	計	556	(23,885) 2,278,242	286	(2,0534) 1,215,558

災害復旧事業表

(金額の単位=円)

道 路		橋 梁		計	
決 定		決 定		決 定	
箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
135	(2,286) 158,723	3	11,874	350	(10,499) 69,2418
173	(2,830) 101,126	20	68,305	264	(3,302) 236,452
308	(5,116) 259,849	23	80,179	614	(13,801) 928,870
90	(1,053) 364,017	2	21,728	344	(12,224) 1,042,147
77	(2,659) 103,357	3	22,454	130	(4,669) 169,216
167	(3,712) 467,374	5	44,182	474	(16,893) 1,211,363
29	29,164			60	77,723
8	5,059			9	5,462
37	34,223			69	83,185
143	(2,662) 542,404	3	126,131	309	(7,426) 1,246,638
169	241,955	11	36,546	234	348,290
312	(2,662) 784,359	14	162,677	543	(7,426) 1,594,928
201	(3,528) 317,805	1	30,504	522	(20,986) 1,042,929
296	(969) 173,616	8	11,271	447	(4,384) 331,326
497	(4,497) 491,421	9	41,775	969	(25,370) 1,374,225
244	(26,467) 820,055	3	17,261	1,029	(43,498) 4,586,470
595	(4,962) 450,917	56	492,183	945	(7,021) 1,267,145
839	(31,429) 1,270,972	59	509,444	1,974	(50,519) 5,853,615
208	(31,818) 476,394	10	47,423	784	(76,237) 3,533,413
405	(4,802) 296,439	51	(3,306) 198,393	732	(8,108) 916,036
613	(36,620) 772,833	61	(3,306) 245,816	1,516	(84,345) 4,449,449

土木事務所名	事業主体	河 川		砂 防	
		決 定		決 定	
		箇 所	金 額	箇 所	金 額
勝 山	県	558	(46,002) 1,395,946	87	(4,081) 223,853
	市町村	131	173,832		
	計	689	(46,002) 1,569,778	87	(4,081) 223,853
津 山	県	688	(56,035) 2,295,018	177	(7,239) 401,906
	市町村	230	(16,705) 612,709		
	計	918	(72,740) 2,907,727	177	(7,239) 401,906
美 作	県	468	(54,654) 847,389	62	(1,629) 55,060
	市町村	384	(16,963) 406,148		
	計	852	(71,617) 1,253,537	62	(1,629) 55,060
建 部	県	277	(40,822) 667,975	138	(1,136) 251,465
	市町村	144	176,860		
	計	421	(40,822) 844,835	138	(1,136) 251,465
吉 井 川	県	57	(4,815) 311,484		
	市町村				
	計	57	(4,815) 311,484		
企 業 局	県				
	市町村				
	計				
合 計	県	3,620	(280,277) 12,779,748	1,218	(39,192) 2,928,603
	市町村	1,778	(41,624) 2,441,855		
	計	5,398	(321,901) 15,221,603	1,218	(39,192) 2,928,603

注 1. この表には過年度災害分を含む。

2. ()内は過年度災害分を示す。

道 路		橋 梁		計	
決 定		決 定		決 定	
箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
134	(837) 250,050	4	6,119	783	(50,920) 1,875,968
125	84,500	26	119,770	282	378,102
259	(837) 334,550	30	125,889	1,065	(50,920) 2,254,070
171	(6,629) 401,979	4	12,060	1,040	(69,903) 3,110,963
569	(4,114) 316,416	41	92,362	840	(20,819) 1,021,487
740	(10,743) 718,395	45	104,422	1,880	(90,722) 4,132,450
84	(329) 115,145			614	(56,612) 1,017,594
315	(435) 170,601	11	33,560	710	(17,398) 610,309
399	(764) 285,746	11	33,560	1,324	(74,010) 1,627,903
198	(623) 340,372	6	99,378	619	(42,581) 1,359,190
359	(2,629) 299,751	32	(1,276) 174,091	535	(3,905) 650,702
557	(3,252) 640,123	38	(1,276) 273,469	1,154	(46,486) 2,009,892
				57	(4,815) 311,484
				57	(4,815) 311,484
19	44,125			19	44,125
19	44,125			19	44,125
1,656	(76,232) 386,0233	36	372,478	6,530	(395,701) 1,994,1062
3,091	(23,400) 2,243,737	259	(4,582) 1,248,935	5,128	(69,606) 5,934,527
4,747	(99,632) 6,103,970	295	(4,582) 1,621,413	11,658	(465,307) 2,587,5589

土木関係災害復旧市町村工事内訳表

(金額の単位=円)

市町村名	事業費		工事別内訳						国庫補助率 (47年平均)
	箇所数	金額	河川		道路		橋梁		
			箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
岡山市	253	217764	67	53974	166	95485	20	68305	0.818
備前市	31	26273	20	16840	11	9433	—	—	0.667
瀬戸町	9	2301	—	—	9	2301	—	—	0.667
吉井町	25	12269	2	833	23	11436	—	—	0.667
和気町	14	32828	3	4280	9	23020	2	5528	0.667
熊山町	18	10123	12	8170	6	1953	—	—	0.667
佐伯町	19	40092	9	5637	10	34455	—	—	0.878
倉敷市	23	39352	4	9042	17	23102	2	7208	0.667
総社市	156	282016	33	50749	114	201929	9	29338	0.868
真備町	50	23979	17	9998	33	13981	—	—	0.667
清音村	5	2943	—	—	5	2943	—	—	0.667
笠岡市	69	57288	38	44493	35	12293	1	502	0.667
井原市	112	85255	28	25794	84	59461	—	—	0.667
金光町	11	6249	—	—	10	4023	1	2226	0.667
鴨方町	36	22848	9	5912	26	12801	1	4135	0.667
寄島町	3	7401	2	7167	1	234	—	—	0.667
里庄町	4	6476	1	5522	3	954	—	—	0.667
矢掛町	84	50015	47	30103	34	16417	3	3495	0.667
美星町	85	64495	9	14112	75	49775	1	608	0.858
芳井町	43	26915	14	9921	28	16689	1	305	0.805
高梁市	362	624256	103	134045	241	197268	18	292943	0.945
有漢町	111	77991	24	29147	87	48844	—	—	0.965
北房町	74	154486	21	37139	30	13685	23	103662	0.954

市町村名	決定額		工事別内訳						国庫補助率 (47年平均)
	箇所数	金額	河川		道路		橋梁		
			箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
成羽町	141	184,637	69	68,981	66	69,189	6	46,467	0.928
備中町	116	108,508	36	20,019	76	62,911	4	25,578	0.886
新見市	135	210,664	57	82,723	69	44,768	9	83,173	0.843
大佐町	13	17,239	—	—	12	7,276	1	9,963	0.822
神郷町	97	88,680	70	56,605	25	18,178	2	13,897	0.972
哲西町	185	151,775	37	53,524	129	68,565	19	29,686	0.892
哲多町	302	439,570	112	228,352	170	152,850	20	58,368	0.990
落合町	130	236,142	65	111,073	47	33,643	18	91,426	0.892
久世町	27	16,798	12	10,814	14	5,732	1	252	0.667
富村	12	7,553	8	4,813	4	2,740	—	—	0.872
勝山町	60	64,066	31	30,297	26	19,329	3	14,440	0.779
美甘村	3	5,640	—	—	1	486	2	5,154	0.800
新庄村	6	7,046	—	—	6	7,046	—	—	0.857
湯原町	33	21,482	12	8,635	21	12,847	—	—	0.667
津山市	343	411,798	113	247,497	214	140,192	16	24,109	0.824
加茂町	35	41,643	5	18,918	25	15,107	5	7,618	0.861
奥津町	39	36,887	12	16,579	24	15,426	3	4,882	0.870
鏡野町	73	168,495	25	14,359	45	21,088	3	3,812	0.918
中央町	169	172,057	46	105,840	119	52,248	4	13,969	0.960
久米町	94	111,845	20	58,835	66	31,077	8	21,933	0.896
柵原町	80	52,386	7	2,907	72	33,962	1	15,517	0.825
英田町	33	30,721	20	20,877	13	9,844	—	—	0.873
美作町	127	60,774	66	38,760	60	21,618	1	396	0.808
作東町	91	107,761	54	61,660	36	22,312	1	23,789	0.896
大原町	109	86,097	70	58,424	35	23,385	4	4,288	0.949

市町村名	決定額		工事別内訳						国庫補助率 (47年平均)
	箇所数	金額	河川		道路		橋梁		
			箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
勝田町	66	51513	23	21933	43	29580	—	—	0892
勝央町	155	101376	66	62096	89	39280	—	—	0884
奈義町	67	78962	48	65133	19	13829	—	—	0891
勝北町	58	74064	34	59039	19	9938	5	5087	0920
御津町	56	79384	24	18329	29	25473	3	35582	0860
建部町	80	70842	15	16955	61	33548	4	20339	0868
加茂川町	114	158940	21	19732	72	38845	21	100363	0962
旭町	121	173161	10	20112	111	153049	—	—	0980
久米南町	164	164470	74	101732	86	46207	4	16531	0958
邑久町	7	9015	2	7004	5	2011	—	—	0667
長船町	4	6371	2	5571	2	800	—	—	0667
西粟倉村	4	1643	3	1263	1	380	—	—	0667
赤坂町	7	26996	—	—	6	10070	1	16926	0828
日生町	7	13665	4	5635	3	8030	—	—	0667
賀陽町	70	65442	31	27123	36	23986	3	14333	0876
川上町	71	44804	10	5532	59	30072	2	9200	0856
八束村	4	6980	2	5963	2	1017	—	—	0667
川上村	7	12395	1	2237	4	1660	2	8498	0824
上青原村	7	5557	2	1833	4	3202	1	522	0790
灘崎町	6	3553	1	403	5	3150	—	—	0667
東児町	3	1909	—	—	3	1909	—	—	0667
合計	5128	5864921	1778	2400231	3091	2220337	259	1244353	

注 昭和47年6月、9月災害分を含む。

災害復旧助成事業（大規模の改良）

被害激甚であり災害復旧のみでは十分な効果を期待できない場合に、これを契機として災害復旧工事に改良費を加えて、一定計画のもとに施行する改良工事として行なわれたものは次表のとおりである。

なお、この事業は、総工事のうち助成工事費が占める割合が原則として50%以下のものであつて、事業費が2億円を越えるものである。

災害助成事業表

工種	河川名	県市町村の別	位置			事業費(円)	内訳		摘要 (土木事(施行延長) 務所)
			郡市	町村	大字		災害費(円)	助成費(円)	
河川	一級河川成羽川	県	高梁川上	成羽	松山羽成	3,078,125	1,025,921	2,052,204	高梁 L=11,480m
〃	〃 備中川	〃	上房	北房	下吉部 下神代	3,050,000	852,990	2,197,010	高梁 L=14,480m
〃	〃 坂本川	〃	川上	備中成羽	東油野 原	276,671	120,605	156,066	高梁 L= 2,375m
〃	〃 神代川	〃	阿哲	神郷 哲西	下神代 上神代	713,579	370,935	342,644	新見 L= 5,436m
〃	〃 本郷川	〃	阿哲	哲多	花木 本郷	633,874	360,184	273,690	新見 L= 4,650m
〃	〃 久米川	〃	久米	久米	宮尾 坪井上	1,257,915	499,941	757,974	津山 L=12,180m
〃	〃 広戸川	〃	津山	〃	新田 田熊	532,904	285,738	247,166	津山 L= 5,104m
計	7ヶ所					9,543,068	3,516,314	6,026,754	

災害関連事業（中規模の改良）

災害助成事業と同じく再度災害を防止するため改良費を加えて施行する改良事業であつて、事業量の範囲は総事業量のうち関連費の占める割合が原則として50%以下のものであり、かつ1カ所の関連費が200万円以上1億円未満で施行する事業を災害関連事業として、次表のとおり行われた。

災 害 関 連 事 業 表

工 種	河 川 名	縣市町 村の別	位 置			事 業 費 (円)	内 訳		摘 要 (土木事務所) (施行延長)
			郡 市	町 村	大 字		災 害 費 (円)	関 連 費 (円)	
河 川	一級河川 出張川	県	津 山		高野山西 下高倉東	6 3,676	3 4,475	29,201	津 山 L= 947 m
"	" 蟹子川	"	"		大 篠	1 2,555	7,780	4,775	津 山 L= 224.2m
"	" 原口川	"	苫 田	加 茂	原 口	7 0,262	4 7,160	23,102	津 山 L= 1169.5m
"	一級河川 王子川	"	和 気	佐 伯	父井原	1 39,380	5 0,995	88,385	和 気 L= 891 m
"	二級河川 指田川	"	浅 口	鴨 方	深 田	9,112	5,193	3,919	笠 岡 L= 113.0m
"	一級河川 成羽川	"	川 上	備 中	長 屋	4 2,206	2 7,034	15,172	高 梁 L= 401 m
"	" 神代川	"	阿 哲	哲 西	畑 木	9 4,309	5 7,736	36,573	新 見 L= 1479 m
"	" 佐伏川	"	新 見		豊 永	1 62,425	8 6,731	75,694	新 見 L= 1728 m
"	" 大山川	"	阿 哲	哲 多	大 野	2 4,902	1 4,533	10,369	新 見 L= 601 m
"	" 手谷川	"	真 庭	勝 山	月 田	5 8,186	3 7,375	20,811	勝 山 L= 920 m
"	" 且土川	"	"	落 合	且 土	9,720	5,791	3,929	勝 山 L= 160.2m
"	" 黒郷川	"	苫 田	富	富西谷	6 6,923	4 9,841	17,082	勝 山 L= 1430 m
"	" 郷 川	"	"	鏡 野	薪森原 高高山	1 50,152	7 0,684	79,468	津 山 L= 2000 m
"	" 要日川	"	"	"	瀬戸座 小	1 03,837	5 7,511	46,326	津 山 L= 1653.5m
"	" 打穴川	"	久 米	中 央	二 境	2 3,530	1 8,514	5,016	津 山 L= 580 m

河川	金川	津山			西吉田 金井	64,068	32,395	31,673	津山	L=987 m
"	琵琶首川	勝田	勝央	植月北		40,683	28,253	12,430	美作	L=569 m
"	曾井川	"	"	"	曾井	68,840	40,189	28,651	美作	L=1,116 m
"	本郷川	阿哲	哲多	田淵		157,025	80,543	76,482	新見	L=2,849 m
"	佐伏川	新見		豊永		62,224	35,097	27,127	新見	L=826.2 m
"	打穴川	久米	中央	打穴下		118,152	60,154	57,998	津山	L=1,755 m
"	宮部川	"	久米	中北下 宮部下		77,598	32,712	44,886	津山	L=1,699.7 m
"	紫竹川	津山		二宮 下田邑		177,727	86,029	91,698	津山	L=2,750.5 m
	河川計 23ヶ所					1,797,492	966,725	830,767		
砂防	成羽川支川坂本川	県	川上	成羽	坂本	213,070	146,428	66,642	高梁	L=2,487 m
"	宮地川支川清水川	"	上房	北房	宮地	69,634	58,260	11,374	高梁	L=1,020 m
"	備中川支川門行川	"	"	"	下菅部	39,401	20,942	18,459	高梁	L=666.3 m
"	大滝川	"	"	"	"	12,323	8,180	4,143	高梁	L=224 m
"	本郷川支川餅米川	"	阿哲	哲多	本郷	151,610	91,726	59,884	新見	L=2,029 m
"	只野川	"	"	"	矢戸	198,473	106,426	92,047	新見	L=2,465 m
"	神代川支川大谷川	"	"	哲西	矢田	115,801	65,438	50,363	新見	L=1,628.8 m
"	矢田谷川	"	"	"	"	108,589	61,792	46,797	新見	L=1,726.2 m

工種	河川名	縣市町村の別	位置			事業量 (冊)	内訳		摘要	
			郡市	町村	大字		災害費 (冊)	関連費 (冊)	(土木事務所)	(施行延長)
砂防	神代川支川大野部川	県	阿哲	哲西	大野部	189,799	104,684	85,115	新見	L = 2,375 m
〃	備中川支川初摩谷川	〃	真庭	落合	関	37,047	24,765	12,282	勝山	L = 619.4 m
〃	宮川支川大谷川	〃	津山		山方	74,933	36,686	38,247	津山	L = 1,300 m
〃	久米川支川岩谷川	〃	久米	久米	中北上	22,481	14,585	7,896	津山	L = 590 m
〃	高梁川支川大栢川	〃	新見		法曾	93,249	50,101	43,148	新見	L = 943 m
〃	吉井川支川日階川	〃	苫田	奥津	河内	31,351	17,460	13,891	津山	L = 447 m
〃	旭川支川当摩川	〃	真庭	落合	杉山	60,571	41,670	18,901	勝山	
	砂防計 15ヶ所					1,418,332	849,143	569,189		
	河川等計 38ヶ所					3,215,824	1,815,868	1,399,956		
河川	普通河川紫竹川	市	津山		上日邑	123,258	58,602	64,656	津山市	
	総計 39ヶ所					3,339,082	1,874,470	1,464,612		

予定より早める

県、災害復旧事業に全力

岡山県は47年度に発生した災害の復旧事業を当初予定よりスピードアップすることにし、48年度末までに全体の85パーセントを復旧し、工事発注を含めると91パーセントまでを手がけることにした。しかし、地元建設業者の施工能力、労務者不足や建築資材不足、物価高騰などで計画通りこなせるかどうか不安もある。

国の公共事業として行われる災害復旧工事は、発生した年に30パーセントまで、2年目に80パーセントまで、三年目に100パーセント復旧させるのをたてまえとしている。47年災害復旧(全事業費約246億5000万円)について県では当初、47年度で36パーセント(事業費約90億7000万円)、48年度で44パーセント(同109億円)＝累計で80パーセント＝復旧させる計画だった。

しかし、早期復旧ということで国が48年度施工分に5パーセント(同約10億6000万円)の追加を認めたため本年度施工分を40パーセント(同約119億6000万円)にふやし、さらに工事完成は49年度になるものの6パーセント分(同約15億円)を本年度中に工事発注することにしたもの。

しかし、47年度計画分も約5パーセント分(同約10億円)がセメント不足などのしわ寄せで48年度に繰り越されており、今後も労務や資材の不足、物価の急騰などによる影響が心配される状態。また県内企業育成の考えから優先発注している地元建設業者の施工能力などの問題もあり、計画通りの復旧がやれるかどうか不安もある。県では「早めに資材を手当てしたり、やむをえない場合は大手業者の導入などで、計画通りの早期復旧に全力をあげる」(黒瀬土木部長)といている。

第 8 章 ダム放流の問題

ダム放流状況

今次の豪雨出水にあたり、各処に設けられているダム、ことに旭川・新成羽川の両ダムは、予測を大きく上まわる流入量のため、多量な放流のやむない事態となり、その管理方法が問題になったが、両ダムの放流状況は次表のとおりであった。

旭川ダム

(県企業局資料)

満水位 110 m

月 日 時	水 位 (m)	流入量 (m ³ /S)	放 流 量 (m ³ /S)			摘 要	
			電 発	え ん 堤	計		
7月 10日, 1時	106.43	140	70	0	70	13時30分えん堤 放流開始	
〃 8	106.86	130	75	0	75		
〃 14	107.27	167	75	50	125		
11日, 1時	107.17	565	75	525	600		
〃 7	108.28	1,215	75	875	950		
〃 8	108.47	1,178	75	925	1,000		
〃 12	108.80	1,000	75	825	900		
〃 18	108.23	621	75	725	800		
〃 19	108.09	643	75	775	850		
〃 20	107.98	754	75	825	900		
〃 21	108.13	1,090	75	925	1,000		
〃 22	108.60	1,046	75	925	1,000		
〃 23	109.32	1,884	75	1,125	1,200		
〃 24	110.00	1,980	75	1,905	1,980		
12日 1時	110.00	2,275	75	2,200	2,275		
〃 2	110.00	2,375	75	2,300	2,375		
〃 3	110.00	2,550	0	2,550	2,550		発電停止
〃 4	110.00	2,600	0	2,600	2,600		流入量・放流量ピーク
〃 5	110.00	2,600	0	2,600	2,600		〃
〃 6	109.80	2,277	0	2,450	2,450		
〃 7	109.70	2,077	0	2,200	2,200		

月 日 時	水 位 (m)	流 入 量 (m^3/S)	放 流 量 (m^3/S)			摘 要
			電 発	え ん 堤	計	
7月 12日 8時	109.43	1,877	0	2,000	2,000	
〃 9	109.13	1,615	0	1,800	1,800	
〃 10	108.83	1,415	0	1,600	1,600	
〃 11	108.57	1,210	0	1,400	1,400	
〃 12	108.38	1,100	0	1,300	1,300	
〃 13	108.19	1,055	0	1,300	1,300	
〃 14	108.04	1,166	0	1,300	1,300	
〃 15	108.04	1,300	0	1,300	1,300	
〃 16	108.26	1,523	0	1,400	1,400	
〃 17	108.41	1,511	0	1,500	1,500	
〃 18	108.38	1,389	0	1,600	1,600	
〃 21	107.90	1,300	0	1,400	1,400	
13日 1時	106.60	948	0	1,200	1,200	
〃 3	106.17	819	0	1,000	1,000	
〃 6	105.67	699	0	750	750	

注 発電停止はえん堤の放流による飛沫を送電線が浴びるため行なった。

13日9時30分発電再開。

新成羽川ダム

(中国電力KK資料)

満水位(水位計の目盛)30m, 予備放流水位28.10m

月 日, 時	水 位 (m)	流 入 量 (m^3/S)	放 流 量 (m^3/S)			摘 要
			ダム放流	使用水量	計	
7月 10日, 12時	28.34	—	0	198	198	
〃 18	28.03	174	0	210	210	
〃 21	27.76	214	0	394	394	
11日 3時	28.36	784	103	424	527	ダム放流開始
〃 6	30.03	1,803	715	424	1,139	
〃 9	30.51	1,834	1,410	424	1,834	1次ピーク
〃 12	30.42	1,444	1,040	424	1,464	

月 日、時	水 量 (m)	流入量 (m ³ /S)	放 流 量 (m ³ /S)			摘 要
			ダム放流	使用水量	計	
7月 11日、15時	3028	944	580	424	904	2次ピーク(最大流入量3004m ³ /S)
〃 18	3011	714	360	424	784	
〃 19	3011	797	373	424	784	
〃 20	3021	964	440	424	929	
〃 21	3028	1124	630	424	1054	
〃 22	3031	1386	932	424	1354	
〃 23	3038	1704	1210	424	1634	
〃 24	3040	1864	1420	424	1884	
12日 1時	3042	1964	1520	424	1944	
〃 2	3070	2454	1750	424	2430	
〃 3	3067	2744	2350	424	2774	
〃 4	3060	2389	2085	424	2509	
〃 5	3048	1834	1530	424	1954	
〃 6	3040	1414	1070	424	1495	
〃 7	3033	1299	945	424	1339	
〃 8	3027	1074	650	242	1074	
〃 9	3025	884	480	242	904	
〃 10	3011	764	480	242	904	
〃 11	2990	694	480	424	904	
〃 12	2974	699	435	424	859	
〃 15	2972	1214	750	424	1174	
〃 18	2957	1070	756	424	1179	
〃 21	2930	794	570	424	994	
〃 24	2834	619	495	424	919	
13日 3時	2802	474	140	424	564	
〃 5	2792	396	0	424	424	

裏切られた「ダムは安全」

管理面の問題点探る

治水より利水優先

異常放水通報体制も不十分

「ダムは洪水を防ぐものばかり思っていたら逆だった」—こんどの豪雨で被害を受けた旭川、高梁川沿いの住民は、ダムへの不信を口々に訴えた。予想をはるかに越えた異常豪雨という事情はあつたにせよ、はたして気象判断や水位調節技術にミスはなかつたか、利水中心で治水を軽視したダム管理が行なわれていたのではないか、放流通報体制に問題はなかつたか—など、県などのダム管理に治水面から疑問が投げかけられている。

こんどの“異常放流”について県営旭川ダムを管理する県、新成羽川ダムを管理する中国電力ともに「気象台の予報にもとづき水位調節をしたが、予報をはるかに越える雨が降り、とくに1.1日夜から1.2日朝にかけての2回目の雨のヤマでどうにもならなくなつた」としている。しかし、御津郡御津町の河田土木課長は異常な降雨のためやむをえない面もあつたとしながらも「異常放流の起きる前々日の気象条件からみて、雨量は予測できたのではないか。その時点である程度の放流をしていれば急に3千トン近くもの放流をして被害を大きくすることもなかつたろうに」と、被害を受けた町村の立場から、気象判断とダム操作のあり方に疑問を投げかける。

しかし、こうした気象判断や水位調節技術の問題もさることながら、より根本的な問題はダム管理。旭川ダムの場合は治水、利水（発電、農業・上水道・工業用水確保）両面を目的としたダムだが、治水面から県河川課がダム管理を受け持つのは、気象台が大雨注意報を出してから解除するまでの間だけ。それ以外の間はすべて県企業局が利水の立場から管理している。

治水面からだけいえば、ダムの水位はできるだけ下げておいた方が好都合。利水面からいえば逆に満水に近い状態の方が好ましい。旭川ダムは水位を満水状態より最大10.5メートルまでは下げても利水面の機能は果たす。しかし、利水効率を上げるため、治水のために水位を下げるのは満水点から6.5メートルまでにおさえられている。

県企業局では「梅雨期にそなえ6月末～7月初めには水位を満水点から8.76メートルまで下げるなど治水面を配慮した」といつているが、今回、河川課が管理を引き受けた時の水位は満水までわずか3メートルすを残だけにまで上昇していた。この時点から治水面の本格的なダム管理が行なわれたわけで「これではダム操作には限界がある」と鬼塚課長も現行の旭川ダムの管理のあり方に疑問を投げかける。

一方、中国電力管理の新成羽川ダムは利水一本ヤリ（発電、工業用水確保）のダム。しかし

「洪水期には治水管理者の建設省などと相談して、満水面より2メートルは水位を下げて洪水調整の役目が果たせるよう治水面も配慮した運営をしている」と青木紀郎中電岡山支店長はいう。発電機能面だけからいえば満水面から水位を30メートルまでは下げてもなんとかなるが、発電効率や夏のかつ水期の工業用水供給を考えると、そんなことは無理というのが中電の説明。

このような“利水優先、治水は二次”といった色あいの濃いダム管理に対し御津町建部町では住民から「県に抗議せよ」と町当局を突き上げる声が高まっている。同町の小坂田助役は「昭和9年の水害の経験から旭川ダム建設にさいしては洪水防止を期待して協力したのに、期待はずれの感じだ」という。また、高梁市の樋口義一総務課主幹は「たとえ利水目的のダムにせよ、もう少し治水面を考えたダム運営はやつてもらえないものだろうかと思う」といつている。

放流に際して通報連絡はどうだったか。岡山県が作った水防計画書にはダムから県、市町村、警察などへの連絡系統図がはつきり書かれている。しかし、今回のように最も住民被害を受けやすい状況のもとで、連絡は必ずしも計画通りいつていない。たとえば御津郡建部町の場合、同町の小坂田助役は「ダム事務所なり県から町に連絡してくれるのがスジだと思うが、十分な情報が得られなかつた。そこで町から逆に県の土木部なり企業局に電話を入れて情報をとつた。すぐ近くにあるダム事務所はほとんど電話使用中で、話も出来なかつた」という。川上郡成羽町では、一時通話不能になり、近くの中電成羽変電所に町職員が出向いて、無線連絡で倉敷市や高梁市など中電の出先事務所へ問い合わせた。「町や住民としては30分ごとにでも状況を聞きたいのが人情だ。連絡をとる努力を払ってくれてもよかつたはず」と、同町災害対策本部の相原裕さんは中電側の連絡の不誠意を指摘する。

また倉敷市の県南部水道企業団も連絡の不備から被害を受けた。同企業団は、高梁川の河川敷きに井戸を掘り導水管から水をひいている。今回の増水で、導水管がこわれ、浄水池に泥水が流れ込み使用不能になつた。このため平常能力の50パーセントダウン。現在、倉敷市、児島と福田、玉野市などの高台では水圧が下がり、給水車が出勤している。吉岡軍一同企業団企業長は「新成羽川ダムの放流だけが増水の原因ではなからうが、一応、放流状況を下流の関係者に連絡する体制をとつてくれていれば、導水管の補強など手の打ちようもあつたのに……」といつている。

岡山県ダム放流コントロールシステム研究協議会

今次の豪雨災害にあたり、ダムの多量な放流は、予測を大きく上まわる流入量のためとはいえ、ダムによる洪水調節の期待に反した結果となり、ダム貯水位のあり方、国・県・ダム管理者の連絡調整、放流時の警報伝達の徹底などに多くの問題点の提起と教訓を残した。

このため、県は関係各界、学識経験者を会員に委嘱して「岡山県ダム放流コントロールシステム研究協議会、（会長 加藤知事）を設け、昭和47年8月9日から発足した。

この協議会は、旭川・吉井川・高梁川の3水系別の部会を設け、各部会ごとに問題点、意見、要望が取りまとめられたが、さらに同年9月1日に会長が委嘱した次の委員による専門委員会が発足した。

専門委員会の委員

京都大学工学部名誉教授	石原 藤次郎
広島大学工学部教授	金丸 昭治
岡山大学農学部教授	小橋 英夫
岡山大学工学部助教授	中田 高義
関西大学工学部教授	山岡 一三
中国地方建設局河川部長	本間 俊朗
広島通商産業局公益事業部長	竹内 年雪
中国四国農政局建設部長	西口 信成
岡山電気通信部次長	野田 富男
岡山地方気象台長	坂田 勝茂

この専門委員会は、同48年6月までの間に、現地視察を合せて9回にわたる検討・討論を行ない、同年7月結果を答申したが、その概要は次のとおりである。

専門委員会答申の概要

1. 昭和47年7月豪雨について

昭和47年7月豪雨による中国地方の大水害は、その原因が近年まれにみる豪雨であつて、かつての記録からは推測しがたいほどの出水を生じた結果である。

この豪雨の特徴は次のとおりである。

- (1) 今回の豪雨は南海上から流入したいわゆる「湿舌」が、梅雨前線を刺激して降らせた豪雨である。
- (2) 10日夕刻から11日朝にかけてと、11日夜から12日未明および12日昼頃にかけての豪雨による3山洪水である。
- (3) 1回目の降雨で流域が飽和状態であつたところに、第2回目の降雨があつたため流出率が大い。
- (4) 山陽側の河川の第2回目の洪水は、大部分が山地部の降雨で、山地部と平地部の雨量が

非常に異なる。

(参考)

旭川ダム昭和47年7月の流域平均雨量(2日間計)301.6mm, 室戸台風の流域平均雨量(2日間計)281.3mm, 新成羽川ダム昭和47年7月の流域平均雨量(2日間計)350.0mm, 昭和29年7月の流域平均雨量(2日間計)190.0mm, 黒木ダム昭和47年7月の流域平均雨量(2日間計)231.7mm, 昭和20年9月の流域平均雨量(2日間計)230mm。

2. 各ダムにおける一般的指摘事項

- (1) 各河川の計画高水流量についても47年7月出水を考慮して今後検討すべきであろう。
- (2) 下流の河川改修が遅れているため、河川の計画高水流量および設計洪水流量に対して、河道の疏通能力が小さい。
- (3) 治水目的をもったダムにおいても、そのダムの構造、規模によつて、洪水調節能力に限度がある。
- (4) 利水ダムは現行法のもとでは、一般に河川の従前の機能を維持するための洪水調節を行なうことになつており、それ以上の調節効果を期待することは困難である。
- (5) 流入量に比べて治水容量、放流能力の小さいダムでは調節方式を再検討する必要がある。
- (6) ダムの管理体制、ダムの統合管理、放流の通知通報等についてはさらに検討すべきである。

3. 昭和47年出水時の各ダムにおける洪水調節とその検討結果

(1) 黒木ダム

(イ) 昭和47年7月出水時の洪水調節

昭和47年7月9日～14日の梅雨前線による出水は、12日143.94m³/S, 100.16m³/Sの2波の洪水となつているが、その最大流入量は、計画高水流量363.5m³/Sよりかなり小さく、貯水池水位も制限水位近くに維持されていたので、ほぼ計画どおりの洪水調節が行なわれたようである。

(ロ) 指摘事項

洪水調節は制限水位方式であり、今回の出水はかなり小さく、特に問題となる点はないが、他の流域における出水の例もあるので今後計画高水流量を検討し、より効果的な洪水調節を行なうよう検討すべきである。

(2) 恩原ダム

(イ) 昭和47年7月出水時のダム操作

昭和47年7月9日～14日の梅雨前線による出水は、7月10日 $19.6\text{m}^3/\text{S}$ 、7月11日に $28\text{m}^3/\text{S}$ 、12日に $17.6\text{m}^3/\text{S}$ と3波の出水があつたが、いずれも設計洪水流量 $70\text{m}^3/\text{S}$ に比較して小さかつた。

(ロ) 指摘事項

河川法第44条に基づく第4類ダムであり、遅らせ放流などの義務はないが、ダムの運用において、第1類に準じた検討を行なう必要がある。

(3) 旭川ダム

(イ) 昭和47年7月出水時の洪水調節

昭和47年7月10日朝、大雨注意報発表時点では、貯水池水位は約 107m になっていたが、予備放流を必要とするような大きな出水を予想しなかつたようである。

10日11時35分大雨注意報が解除された後も、流入量があまり減少せず貯水位も上昇の傾向にあり、10日夜から11日朝にかけて再び強い雨が降るおそれがあるときれたため、10日13時30分から予備放流を開始した。したがつて再度10日17時30分大雨注意報が発表され、流入量がかなり増加し始めた時点(10日22時頃)では、予想された出水に対応し得ると思われる約 107m の貯水位を維持していた。11日5時30分大雨洪水注意報が発表されたとき、ダムへの流入量は $1.100\text{m}^3/\text{S}$ となつており、貯水位を低下させるための予備放流はできない状態にあつたが、11日7時最大流入量 $1.215\text{m}^3/\text{S}$ の第1波については、ほぼ計画どおりの調節を行なつたようである。

第1波の調節の結果、貯水位が約 108m となり、大雨洪水警報(11日16時40分)が発表されたときも $700\text{m}^3/\text{S}$ 程度の流入量があり、放流によつて貯水位を低下させることは困難な状態であつた。したがつて、まもなく発生した大雨による第2波、第3波の出水に対しては、治水容量が不足のまま出水に対処せざるをえなくなり、十分な治水効果を発揮できない状態で、ダムは満水位になり、やむなく流入即放流の状態に至つている。

(ロ) 指摘事項

- (1) 治水容量 $23,000,000\text{m}^3$ の全量を予備放流によつて確保する計画となつているが、より確実に治水容量を確保できる方法を考慮する必要がある。
- (2) ダム管理を徹底させるには出水前後の管理も必要であり、洪水時のみ河川管理者が行なうようになっていた点は再検討しなければならない。

(4) 湯原ダム

(イ) 今回の出水において第1波は最大 $292\text{ m}^3/\text{S}$ の流入があつたが、出水前の貯水池水位が制限水位より 2.5 m 程度下まわつていたことおよび旭川ダムの影響から発電放流のみでゲート放流は行なつていない。第2波については最大流入量 $539.5\text{ m}^3/\text{S}$ に対しては極力放流をおさえ、第3波の洪水に対処するためピークを過ぎてから放流を次第に増量し、第3波の最大流入量 $469\text{ m}^3/\text{S}$ が減水しはじめてから、次の台風接近の情報もあつて放流を増しダムから最大 $390.3\text{ m}^3/\text{S}$ を放流している。

(ロ) 指摘事項

制限水位が設定されており、今回の出水は小さく、特に問題とする点はないが、ダムの管理を徹底させるには出水前後の管理も必要であり、洪水期の洪水時のみ河川管理者が行なうようになっていた点は再検討しなければならない。

(5) 河本ダム

(イ) 昭和47年7月出水時における洪水調節

昭和47年7月9日～14日の梅雨前線による出水は、11日 $421\text{ m}^3/\text{S}$ 、12日 $751\text{ m}^3/\text{S}$ 、13日 $558\text{ m}^3/\text{S}$ と三波におよんだ。

最大流入量においては計画高水流量 $1000\text{ m}^3/\text{S}$ より小さいといふものの、総流入量においては計画よりはるかに大きい洪水であつたため、現在のダムの治水容量では十分でなく、計画どおりの洪水調節が困難であつた。しかし、洪水減水期の谷間の利用により、最大流入量 $751\text{ m}^3/\text{S}$ を $600\text{ m}^3/\text{S}$ の放流にとどめたのは幸であつた。

(ロ) 指摘事項

(1) 昭和47年7月出水のような3山洪水では、流入総量が計画より大きいため、貯水池容量が小さいこのダムでの現行の一定率調節は困難である。

(2) ダム管理を徹底させるには出水前後の管理も必要であり洪水時のみ河川管理者が行なうようになっていた点は再検討しなければならない。

(6) 新成羽川ダム

(イ) 昭和47年7月出水時のダム操作

広島地方気象台から昭和47年7月10日3時10分大雨注意報、10日13時40分大雨洪水注意報が発表され、また、岡山地方気象台から10日17時30分大雨注意報が発表された時点では、貯水池水位は予備放流水位の最低限度の約 2.8 m で、十分洪水に対処できると考えられた。

その結果、第一波については計画以上の遅らせ放流がなされたが、第二波については設計洪水流量 $2440\text{ m}^3/\text{S}$ を上まわる $3004\text{ m}^3/\text{S}$ の出水となり、所定の操作は不

可能であつたと考えられる。

(ロ) 指摘事項

- (1) 昭和47年7月の洪水流量はダムのご設計洪水流量以上の流量となつた。
- (2) 治水目的を持たないダムであるが、昭和47年7月出水を考慮するならば現在の予備放流最低水位を下回る水位で洪水に対処するよう検討すべきである。
- (3) 下流関係地域で一部通信不能となつてゐるので、施設の増強等検討の必要があろう。

(7) 小阪部川ダム

(イ) 昭和47年7月出水時のダム操作

ダムへの流入は、7月12日の $398\text{ m}^3/\text{S}$ を最高に三波の洪水となつてゐるが設計洪水量 $748\text{ m}^3/\text{S}$ にくらべて小さく、貯水池水位も予備放流水位近くまで低下してゐた。その結果最大放流量は $387\text{ m}^3/\text{S}$ となり、流入量が小さいので、特に問題とする点はなかつた。

(ロ) 指摘事項

成羽川流域のような降雨実例もあるので、計画高水波形の再検討を行ない予備放流水位の検討を行なうべきであらう。

(8) 鬼ヶ岳ダム

(イ) 昭和47年7月出水時における洪水調節

最大流入量 $89.3\text{ m}^3/\text{S}$ は、計画高水流量 $127.1\text{ m}^3/\text{S}$ に対して、いくぶん小さく、しかもこの一波のみの洪水であり、貯水池水位も制限水位以下に保たれてゐたので、操作規程通りのダム操作がなされてゐる。

(ロ) 指摘事項

制限水位が設定されており、昨年の出水も小さく特に問題とする点はないが、他の河川では、ほとんど三波の出水に見舞われているので、本ダムにおいても、そのような出水に対処できるよう検討すべきであらう。

4. 今後の対策

- (1) 各河川とも計画高水流量を安全に流しうるような河川改修事業を早急に実施すべきである。
- (2) 治水を目的とした新規ダムを本支川に建設して余裕をもつた洪水調節ができるような体制とすべきである。
- (3) 各ダムごとに洪水に際しての、洪水調節開始水位の検討を十分に行なうべきである。
- (4) ダムの洪水調節を行なうにあたり、ダムへの流入量を予測して、予備放流および洪水調

節などを行なう計画となつては、現段階では的確に今後の雨量を予測することが困難で、予備放流方式によつて、治水、利水の目的を十分に満足させることは困難である。

したがつて今後は、新しく設定した洪水調節開始の水位に確実に低下させ得るよう、さらに検討を続ける必要がある。

- (5) 将来のダムの管理体制については、各ダムの管理体制の整備をはかることはもちろんであるが、ダムの総合的な管理を行なうための水系計算制御システムの導入や情報の集中管理を行なつて、ダム群の統合制御を検討する必要がある。
- (6) ダムよりの放流時の通知通報がさらに徹底するよう施設を拡充整備すべきであり、さらに通知の内容についても、きめこまかい配慮が必要である。
- (7) 各ダムについての検討を進めるにあつては既得利水者への十分なる配慮が必要である。

以上の専門委員会の答申を受けた協議会は、部会総会にはかり協議会としての要請事項をまとめ、48年9月3日の会長から次のとおり関係方面へ要請した。

岡山県ダム放流コントロールシステム研究協議会の検討結果に基く要請

1. 要請先 建設大臣

農林大臣

岡山県知事(河川管理者)

岡山県知事(湯原、旭川、河本ダム設置者)

岡山県知事(黒木、鬼ヶ岳ダム設置者)

岡山県公営企業管理者

高梁川用水土地改良区

中国電力株式会社

2. 要請内容

(1) 河川改修事業の促進について

- (イ) 河川改修事業の事業費の拡大と繰上げ実施
- (ロ) 危険箇所早期解消、流下能力の増大
- (ハ) 計画高水流量の再検討、工事実施基本計画の樹立

(2) 新規治水ダムの建設促進について

- (イ) 余裕をもつた洪水調節ができるよう整備計画の樹立
- (ロ) 上記計画に基づく、治水ダムの早期建設
- (ハ) 今後利水ダムの建設計画予定には、可能な限り治水目的をもたすべく調査検討

(3) 新規農業防災ダムの建設促進について

- (イ) (2)イに準ずる。
- (ロ) 上記計画に基づく、農業防災ダムの早期建設
- (ハ) (2)ハに準ずる。
- (4) 洪水時のダム操作について
 - (イ) 専門委員会の答申に沿った操作を行うよう検討
 - (ロ) 洪水調節開始水位は、予備放流開始水位と併せて充分検討を行い確実に実施しうる水位とすること。
- (5) ダムの管理体制の整備について
 - (イ) 各地の雨量、水位などの一次予測量を集中管理し、出水の全ぼうを的確には握し、精度の高い予測が出来るよう検討。
 - (ロ) ダム群の統合的な運用を行うため、水系計算制御システムの導入の調査研究を検討。
 - (ハ) それぞれのダムに関連する地域住民とそのダム管理者が相互に話し合える組織を設けるべく検討。
- (6) 通知通報の徹底と施設の整備について
 - (イ) 水防体制の強化とあいまつて、関係市町村長、警察署長、一般住民などへ、ダム放流に関する通知通報が徹底できるよう施設の整備拡充
 - (ロ) 地元住民からの多様な問い合わせに、即座に回答できる体制を整備検討。
 - (ハ) 通知通報の内容について、流入量、放流量、下流各地点での水位上昇予測高及びその日時など、提供する情報を豊富にするとともに、その回数等についても検討。

ダム放流の暫定措置

県では、岡山県ダム放流コントロールシステム研究協議会で、ダムの放流等についての検討を進めていたが、昭和48年の梅雨期までにはその結論が出なかつたため、同年6月1日から次の暫定措置をとることとした。

旭川ダム

- (1) 原則として予備放流方式は変更しない。
- (2) 予備放流を確実に実施するため、梅雨期、洪水期(6月1日から10月20日まで)における貯水池の運用は次のとおりとする。
 - ア 降雨が予想された時は維持水位107.5mまで下げるものとする。
 - イ 総雨量が50mmに達すると予想されたとき、または台風が発生し、その中心が東経から136度の範囲で北緯25度に達し本県が予想扇型内にある時は事前放流水位105.5m

に下げるものとする。

ウ 総雨量が100mmに達すると予想されたとき、または台風の中心が東経126度から136度の範囲で北緯30度に達し本県が予想扇型内にあるときは予備放流水位103.5mに下げるものとする。

新成羽川ダム

- (1) 河川の従前の機能維持をさらに確実にするため、予備放流水位を26m程度とする。
- (2) 洪水時の放流方法は、原則として自然放流方式とする。

その他のダム

- (1) その他のダムについては制限水位等もあり、ダム管理の強化を行なう。

ダム放流による被害補償の問題

高梁・成羽川流域被害者連盟の動き

今回の豪雨災害で大きな被害を受けた高梁市内などの被災者250余人は、災害後「高梁・成羽川流域被災者連盟」（委員長・土師明治）を結成し、県や中国電力に対し、被害補償の要求を行なった。

そのうち県に対するものとしては、8月14日知事あてに「中電新成羽川ダムの無謀放流は県にも責任があるので、県は被害を受けた一世帯・一事業所当り300万円の慰謝料を支払え」との要求書を提出したが、当時このことにつき新聞は次のように報道している。

「……同連盟では「こんどの水害は中電が治水より利水を優先し、下流の住民を無視して無謀なダム放流をしたのが最大の原因だが、県は河川管理の責任がありながら中電の無謀放流を見すごし、流域住民に大きな被害と恐怖を与えたことは許せない」としており、同日県へ郵送した要求事項については20日までに回答するよう期限を切っている。

また同連盟は中国電力に対しては「要求書を提出しても、同社の回答はすでにわかっている」として要求書は出さず、損害賠償訴訟をすることを決めて、弁護士とも相談しながら準備を進めており、20日ごろには提訴する方針。……」（昭和47.8.15、山陽新聞）

この要求に対し、同月18日付の加藤知事からの回答は、

「ダムの放流などの操作の監督は建設大臣が行うもので、河川改修などが遅延したことによる被害は河川法などの関係から慰謝料の対象となるか、すぐには結論が出せない。関係各省の見解を求めると検討期間があるので、20日までは回答しかねる。」

というものであった。この回答を不満とした同連盟側では、8月30日付で加藤知事あての

公開質問状を提出した。

この公開質問状の質問事項およびこれに対する県の回答（9月14日付）は次のとおりである。

公開質問状による質問事項と回答内容

質問1 ダムの無暴放流を見過し、河川改修を放置し、地域住民を無視した行政のため、破滅と恐怖に陥し入れた責任をどう考えているのか。

回答 新成羽川ダムの洪水時の放流等については、河川法上知事に法的権限がなく、建設大臣の監督下に置かれ、また建設大臣の認可を受けた操作規程により中国電力株式会社によつて操作されているので、今回のダム操作の当否は今後検討してまいらなければならないと存じますが、県が無暴放流を見過していたということは、にわかにあてはまらないように思っております。

下流の河川改修については、昭和40年12月9日付けで河川改修の請願がなされておりますが、当時は未だ新成羽川ダムは建設されておらず、請願の内容は主として高梁川の改修であり、十分とはいえないまでも改修はいたしているところであります。

今後の問題としては、現行の治水5ヶ年計画の内容を再検討し、国に対して大幅に事業費の増額を要求し、災害復旧事業とあわせて早期改修を図り、関係住民の方々の不安を取り除くことに努力いたします。

質問2 水害発生以来、被災者救済と災害防止のため何を行なつたのか。中電および建設省に対する被害補償、ダム管理、河川改修の交渉はどうかになっているのか。

回答 被災者救済の措置といたしましては、7月12日午前9時災害救助法の適用を決定いたしますとともに当面の措置として関係機関の協力を得て、毛布、ミルク、寝着等急援物資を送付し市を通じて配布しました。特に災害救助法による救助措置には一定の基準があり、決して十分ではないので、7月19日開会の臨時県議会の議決を得て応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等県独自での救助措置（市町村実施、経費の半額補助）を講じ、その充実を期したところであります。

さらに、農地農業用施設の復旧、中小企業の再建、住宅の復旧等のためには、政府、国会をはじめ関係方面に対し協力を要請して激甚災害の指定と天災融資法による特別被害地域の適用を受け、補助率の嵩上げ、融資枠の拡大を確保するとともに、県独自の特別措置として特別世帯更生資金の貸付け、災害復旧住宅建設資金の利子補給、農地農業用施設小規模災害復旧事業資金の利子補給、中小企業災害特別融資（特別融資、融資枠の拡大と利子補給）、農業共済金の繰上交付等各種の金融措置を講じ、早急な生活の安

定に努力しているところであります。

災害防止については、災害発生後は道路の被災箇所を応急工事により交通の確保に努め、破堤箇所の浸水防止の応急工事を急いで施工しております。

恒久対策としては、災害復旧に当り、原形復旧でなく、改良復旧を積極的に進めて、一部については助成事業、関連事業を計画、国に申請し、既に第1次査定が終り、第2次査定が9月11日からさらに第3次、第4次の査定が行なわれることとなっており、これにより決定の予定であります。

なお、これに採択されなかつた箇所については、治水事業5ヶ年計画等を改訂することにより計画の中に組み入れ、順次早急に改修工事を施行する予定であります。

中国電力株式会社および建設省に対する被害補償の交渉については、まず、事実関係を究明し、不法性が認められた場合に行なうべきものと存じ、その前提としてダム操作の当否について次に述べる岡山県ダム放流コントロールシステム研究協議会の専門委員会において研究願うことといたしております。

ダム管理については、7月9日～13日の出水直後、さらに降雨が予想されたため、地元の要望に基づき県から建設省へ要望して新成羽川ダムの水位を5m下げよう中国電力株式会社へ指示していただきました。今後は、必要に応じ要請を行なうことはもちろん、根本的な改善等につき目下審議中のダムコントロールシステム研究協議会において学識経験者による専門委員会により専門的立場からの究明を願い、適切な結論を得よう関係方面に対し善処方を要請することといたしております。

質問3 ダム放流コントロールシステム研究協議会をつくっているが洪水調節量をもたないダムに対し、いかなるコントロールができるか。

回答 利水ダムにおいても洪水調節ができるようにすべきであるとの声もあるので、ダム放流コントロールシステム研究協議会において十分検討を願い、その結果により洪水調節を含めた改善に努力したいと思います。

質問4 われわれが要求している慰謝料支払いに誠意ある確答をだせ。

回答 このことについては、昭和47年8月18日付け河第461号をもって連絡いたしました。関係方面への照会に対する回答が未だなく、さらに検討の時間が必要でありますのでご了承いただきたいと思います。

質問5 新成羽川ダムに対しての安全対応策を示せ。

回答 ダム操作の安全対応策については、直接的には建設省において再検討し、対策立案のうち、中国電力株式会社に示されるものと思っておりますが、県としてはダム放流コントロー

ルシステム研究協議会に次の事項についての検討をお願いすることとし、改善に努力したいと思います。

1. 無害流量 $8,000 \text{ m}^3/\text{S}$ の再検討とこれによる放流量の調整
2. 洪水時におけるより一層の適切な予備放流の実施
3. 河川の従前の機能維持について規制の改善
4. 放流時の通報・通知の早期確実な連絡

質問6 河川改修計画を示せ。

回答 7月の豪雨による災害は、過去の降雨量データを大きく上回る未曾有の大災害であり、現在被災箇所も復旧も緊急を要する箇所は応急工法により即刻実施しており、なお復旧にあつても単に原形復旧にとどまらず改良をも含む災害助成事業および災害関連事業により復旧計画を樹て、河川の改良に積極的に取り組んでおります。

現行の河川改修中期、長期計画（河本ダム・新成羽川ダム下流～河口まで）は次のとおりであります。

中期計画（昭和45年～50年） 4,483百万円
（ 89百万円）

（ ）成羽川水系内数

長期計画（昭和45年～60年） 36,230百万円
（ 4,180百万円）

（ ）成羽川水系内数

なお、この機会に現状河川の危険箇所の総点検を行ない、現行の長期計画を改訂し、その計画の繰上施行実施による緊急要改修箇所の着工を国に対し陳情要望し、早期実現を図りたいと存じます。

また、現在までの改修実績（河本ダム・新成羽川ダム下流～河口まで）は次のとおりであります。

昭和24年～46年 1,901百万円（87百万円）
（ ）成羽川水系内数

47年 189百万円（ 3百万円）
（ ）成羽川水系内数

他に、47年度災害については災害助成関連事業費約36億円で本年度から4ヶ年で改良復旧を行なう。

（別添概要書参照）

高梁川水系（河本ダム・新成羽川ダムより下流）計画概要

計画及び 実績名	事業費（百万円）			備 考
	直 轄	補 助	計	
長期計画 S 4 5 ~ 6 0	2 4,000	1 2,230	3 6,230	() は内成羽川水系 (4,180)
中期計画 S 4 5 ~ 5 0	4,000	4 83	4,483	(89)
実 績 S 2 4 ~ 4 6	3 20	1,581	1,901	(87)
4 7 年計画額	1 50	3 9	1 89	(3)

外に S 4 7 年発生災害助成関連事業予定 3,602 百万円（成羽川水系）

高梁川（河本ダム・新成羽川ダム下流）の治水事業の実績表
（公共事業の県施行分のみ）

（単位：千円）

事業名	河川名	施行期間	金額
中 小	新 本 川	S 3 3 ~ S 3 7	7 3,750
小 規 模	新 本 川	S 4 4 ~ S 4 6	3 1,310
局 改	領 家 川	S 3 6 ~ S 4 3	2 5,510
〃	島 木 川	S 3 6 ~ S 4 4	3 5,347
〃	高 梁 川	S 3 3 ~ S 4 4	2 4,685
〃	高 梁 川	S 4 6	9,200
〃	成 羽 川	S 2 4 ~ S 3 5	2 6,179
道 路	高 梁 川	S 4 3 ~ S 4 6	1 3 5 5,159
計			1 5 8 1,140

質問7 流域住民の生命財産を保障するに足る十分な施策を示せ。

回 答 流域住民の方々の生命、財産を護るための施策については、概ね前各項の回答によりご了解をいただきたいと思います。今後個人災害の共済制度について国において検討実施するよう要望してまいりたいと存じます。

一方、昭和47年8月16日高梁・成羽川流域被災者連盟は、中国電力株式会社の新成羽川ダムの使用禁止を求める仮処分の申請を岡山地裁に出し、さらに同年10月18日同連盟は中

国電力と国とを相手どり4億円(昭和48年2月26日第2次訴訟で新たに4億余円の請求をし、合せて8億2000万円)の損害賠償請求訴訟を起した。

また、昭和48年2月20日には成羽川流域水害対策連盟(秋岡博会長、成羽・備中・川上の3町の被災496世帯で結成)も、中国電力と国とを相手に10億円の賠償請求の訴訟を起し、両連盟分とも係争中である。

第9章 殉職者，被表彰者等

今次の災害にあたり，殉職した者および防災功勞により表彰された者等は次のとおりである。

殉 職 者

和氣郡日生町消防団第3分団

班長 磯 本 作 男（21歳）

昭和47年7月豪雨にあたり，11日15時30分ごろ，日生町川向い地区の土砂くずれ現場に出動し，水防警戒任務に従事中，同町梶谷の国道250号線において，乗車中の消防自動車は横転して車外に放り出され，頭骨粉碎骨折により殉職した。

なお，本人およびその遺族に対しては，次のとおり叙勲および遺族補償，賞じゆつ金等が交付された。

叙勲 勲八等白色桐葉章

公務公害補償

葬祭補償 135,000円

遺族補償一時金 900,000円

消防団員等賞じゆつ金

岡山県 150万円， 日生町 250万円

消防団員福祉共済制度 100万円

岡山県消防協会弔慰金 100万円

日本消防協会弔慰金 100万円

防災功勞による被表彰者・団体

今次災害にあたり，防災功勞が顕著で表彰，感謝状等を受けたものは次のとおりである。

内閣総理大臣表彰

柵原町消防団（団長 米 本 策 造）

成羽町消防団（団長 三 宅 英 雄）

備中町消防団（団長 西 浪 宣 夫）

建設大臣表彰

北房町消防団（団長 武 村 博）

久米町消防団（団長 柴 田 健 治）

社団法人全国防災協会表彰

熊山町勢力区（区長 野崎吉正）
笠岡市消防団北川分団（分団長 池田正明）
矢掛町中 高岡松夫
船穂町水江地区土木担当 小野繁

社団法人日本河川協会表彰

北房町消防団（団長 武村博）
川上郡川上町 宮本清
建部町亀田 竹内宮太
成羽町（警察官） 竹本脩一
山陽町（助役） 生本正義

国鉄総裁表彰

岡山鉄道管理局新見保線区

警察関係被表彰者名簿

1. 岡山警察本部長より警察部外者に対し感謝状を贈つたもの（昭和47年8月16日）

○ 団体（災害警備協力による）

建部町消防団，御津町同，笠岡市消防団北川分団，美星町消防団第2分団第2部，同第3分団第3部，同第3分団第4部，同第4分団第1部，矢掛町消防団小田分団，高梁消防団，有漢町同，賀陽町同，北房町同，成羽町同，備中町同，川上町同，平和タクシー株式会社高梁営業所

○ 個人（人命救助による）

建部町鶴田83-1 小野房子，同町角石谷1692 尾上誠，高梁市巨瀬2921の2 上森知次夫，同市落合町阿部170 山口晶士，同130 三宅武一郎

○ 個人（災害警備協力による）

高梁市松山1004の5 徳永昭代，有漢町上有漢2349の1 江田毅，成羽町下原211 黒川智雄，同626 黒川昭，高梁市川面2715 上山喜郎

2. 警察部内表彰

○ 本部長賞状（昭和47年8月16日授賞，災害警備功勞による）

警察部警備部機動隊，御津・備前・矢掛・井原・高梁・新見・津山・加美の各警察署

- 本部長感謝状（昭和47年10月12日，通信施設の安全確保による）

中国管区警察局岡山県通信部

- 本部長表彰（昭和47年9月1日授賞，災害警備功勞による）

表彰種類	所 属	階 級	氏 名	年 令
賞 詞	機 動 隊	警 部 補	落 理 弘	34
〃	御 津	巡 査 長	尾 神 良 裕	48
賞 与	〃	巡 査	伴 克 己	27
〃	〃	巡 査 長	影 山 明 雄	49
賞 詞	矢 掛	巡 査	岩 田 勝 輔	28
賞 与	〃	巡 査 長	甲 矢 彰	52
賞 詞	高 梁	〃	長 谷 川 緑	50
〃	〃	〃	水 田 恒 男	38
〃	〃	〃	中 田 淳	48
賞 与	〃	〃	山 本 寿 男	40
〃	〃	警 部 補	土 典 夫	30
〃	〃	巡 査 部 長	丸 野 勝 正	42
〃	〃	巡 査 長	浜 口 勇	53
〃	〃	巡 査	古 金 三 典	29
〃	〃	〃	秋 山 寿 志	30
〃	〃	〃	植 田 力	28
〃	〃	〃	湯 浅 勝 彦	27
〃	〃	〃	樫 原 誠	21
賞 詞	新 見	巡 査 長	古 沢 和 治	43
賞 与	〃	〃	柚 木 幸 次	48
賞 詞	加 美	巡 査	古 山 稔	25
賞 与	〃	巡 査 部 長	田 島 実	53
〃	〃	〃	中 江 卓 示	47
〃	〃	〃	小 守 光 男	52
〃	〃	巡 査	藤 原 雅 義	27

市町村における被表彰者等

- 岡山市 消防士江草英雄（表彰状）
- 新見市 新見市赤十字奉仕団，新見市消防団（各感謝状）
- 矢掛町 矢掛町消防団（表彰状）
- 美星町 美星町消防団第2分団第2部，同第3分団第3部，同第3分団第4部，同第4分団第1部（各感謝状）
- 備中町 名越徳行，丹下薫郎，田原診療所（所長 斉藤定一），長原 環，名越敬典，谷奥豊，谷本 久，赤沢行衛，黒鳥婦人会，田原婦人会，西山婦人会，湯野農業協同組合西山支所，西山小・中学校教職員（各感謝状）
- 哲西町 矢神婦人会，野馳婦人会，環境衛生協議会，宮田酒造株式会社（各感謝状）
- 成羽町 秋岡強介，松田周一，富岡哲生，木口 健，黒川泰五郎，黒川晃一，黒川茂二，黒川頼雄，平松 昇（すべて消防団員，成羽町特別功労章）

余録

災 害 余 録

高梁、成羽などの停電つづく

浸水のため送電不能となっていた川上郡成羽町の成羽変電所は、11日夜、一時的に復旧したが、12日午前3時ごろ、再び成羽川の氾濫で浸水、送電不能になった。

このため、同変電所の送電範囲の成羽町、高梁市、川上郡川上町、備中町のほぼ全域約3万戸が停電したままとなっている。

中国電力岡山支店では同日、非常対策本部を設け、ヘリコプター1機をチャーターして現地との連絡、視察にあたつたが、増水で現場に近寄れない状態で、同支店では「復旧の見込みが立たない」といつている。(4.7.7.13, 山陽新聞)

岡山市水道局給水車15台が出動

岡山市水道局は12日から大きな水害を受けた御津郡建部町に給水車1台(6トン)で“友情給水”を続けているが、13日断水状態になっている玉野市にも“友情給水”することを決め、同日午後2時から給水車15台で7百トンの水を運んだ。同水道課では、玉野市内の上水道が再開されるまで、日量7百トンを給水する。(4.7.7.14, 山陽新聞)

被災した福渡病院のあと始末

旭川のはんらんで床上浸水し、入院患者が避難した御津郡建部町の福渡病院では同日、職員30人が病院内の消毒、道具の片づけ、泥の取りのぞきに大わらわ、同病院には66人の患者が入院していたが、重症の22人は津山、岡山市内の病院に分散収容、軽症の44人はいったん自宅に帰っており、この日は医師が患者を往診して回つた。同病院では14日から窓口診療を再開したいといっている。(4.7.7.14, 山陽新聞)

中学生も活躍 佐伯町

県の災害救助法が適用された和気郡佐伯町は、吉井川と支流の王子川のはんらんで一時“陸の孤島”になったが、町役場内の災害対策本部(本部長・幸坂町長)の指導で消防団、PTAを総動員し、町民の協力で早くも再建に立ち上がった。

吉井川、王子川の減水で12日午後から佐伯、矢田、原、塩田地区の浸水家屋の水がひき、夜には日赤から医薬品、寝具などの救援物資が届いた。13日は県の給水車3台をチャーターして赤坂町から飲料水のピストン輸送を始め、学校が浸水して13日も休校した佐伯中学生が消防団、PTAにまじって家具の搬入、床下のドロハネを手伝った。

一番手痛いのは、主要県道津山一備前線が町内で6カ所の決壊、破損箇所を出し、東の和気町、

北の吉井町への連絡が断たれたこと。赤坂、熊山両町からの連絡は確保できたが、津山―備前線は同町の動脈であり、一日も早い復旧が待たれている。(4.7.7.14, 山陽新聞)

水島沖に流出のドラムかん、ボンベ

やつと百本回収 まだ千二百本が内海に

さる11日に大雨のため高梁川へドラムかん、プロパンガスボンベ計千三百本が流れ出し、水島海域に流出したが、倉敷市は臨港消防署、水島海上保安署、水島港湾局、市内各漁協の協力を求め、14日午後5時までにドラムかん40本、ボンベ60本を回収した。残り約千二百本は県内や香川県海域まで漂流しているとみられ15日も掃海する。

この事件で水島海上保安署は高梁市落合町の当栄ケミカルなど5社に自力で回収を指示したが、いずれも「能力がない」と断られ高梁市に連絡した。鈴木高梁市長は大山倉敷市長に回収の協力を要請した。プロパンガスボンベには液化ガスはいつているほか、船のスクリューをこわしたり、ドラムかんから重油が流出する恐れがあるため、海運、漁業のほか海水浴場への影響が心配されている。(4.7.7.15, 山陽新聞)

木村建設大臣が来岡 ヘリで水害地視察

木村武雄建設大臣は大雨による岡山県下の被災地を視察するため、17日午前9時38分、岡山空港着の全日空機で来岡した。

木村建設大臣は同空港貴賓室で加藤知事、箱木県警本部長から被災地を書き込んだ地図をもとに約40分にわたって県下の被害状況について説明を受けたあと同空港から加藤知事らとともにヘリコプターに乗り込み、津山市、総社市、新見市、御津郡御津町、阿哲郡哲西町、川上郡備中町など県中北部の被害のひどかった3市9町を空から視察した。

また津山市では市営グラウンドに着陸、同グラウンド会議室で、津山市など関係市町村長から災害復旧などの陳情をうけた。このあと、いったん岡山空港にひきかえし、同日午後1時20分同空港からヘリコプターで広島県の被災地へ向つた。(4.7.7.17, 山陽新聞)

建設中から防災効果を発揮した久賀ダム

勝田郡勝田町に県営防災事業として建設中の久賀ダムは、豪雨の当時ダム本体が一部を残して大体完成していたので、堤内バイパス、放流管一基で洪水調節作用を行なつた。このため氾濫川流域にはなんらの被害も発生しないという防災効果を発揮して、流域住民に喜ばれた。

また、同ダム建設場所の付替え県道が約50mにわたって崩壊し、交通不能になり、梶並地区への連絡は国道53号線へ回る大迂回をせざるを得ない状態になつた。このため久賀ダムの建設工事に当つていた奥村組は、急きよ大阪から鉄板などの資材を取り寄せて、崩壊か所に相当な重量に耐える覆鋼板の仮架橋を緊急施工し、同月19日にはバスの通行も可能にした。

この奥村組の短期間の復旧作業は関係者から非常に感謝された。(久賀ダム建設誌)

関係者の手記

災害とダム

荒木 栄 悦

(当時岡山県副知事)

昭和47年7月の豪雨は、全く岡山県としても未曾有のものであった。

このため旭川ダム下流の建部町鶴田が浸水、新成羽川ダム下流の成羽川沿岸や高梁川の成羽川合流点下流が浸水と、いづれも上流にダムがあるため、そのダム放流による人工災害だとして、県と中電に、地元住民諸君が幾度となく県へ押しかけて来られた。

このたびの災害の対策としては、いち早く県に本部を設け、きめ細かな県単独の救援方策を迅速にたて、7月19日にさつそく県議会を開いて災害復旧の予算措置をするなど、大いに気を配った。この点に関しては、これまでにない効果を上げたと評価されたが、ことダム問題となると、全く被害者の意識の矢面に立たされる立場になった。

しかし、よく調べてみると、昭和9年の大水害や明治年間に遡つても、被害の発生は、このたびに比べて数十倍のものであったが、降雨量はさほど大きくなく、昭和9年災害の時よりは今度の方がむしろ多いのと、更には断続出水ということで、特殊な気象条件下での出来ごとで、ダムがなかったからといって下流地帯は被害がなかったという保証はできず、降雨量等の数値では、むしろもつと被害があつたであろうことを物語っていた。

私は、昭和9年の風水害誌を調査のうえ、そのことを立証したため、被害直後の昂奮はしだいに落ち着きをみせたが、それでも一旦こうと思い込んだ人びとは、なかなか承知せず、前述の鶴田や高梁川合流点の人たちが、執ように来県されたので、地元市町当局と協議のうえ、それぞれ交付税や何がしかの見舞金で結末をつけ、結果的には地元の人びとに感謝をされた。

また、ダム操作をめぐる問題としては、ダムコントロールシステム研究協議会という、ばかに長たらしい名前の協議会を設け、関係官庁や学識経験者、3大河川流域市町村長、議会議長というような大がかりな会を設けて結論を出し、これまで便宜的な操作の責任を、ダムの設置者でなく、建設大臣や知事という行政責任者が、名実ともにコントロールできるように、そして利水よりも治水により重点をおいた案ができ上り、48年6月、ひとまず問題解決となった。

しかし、ダムというものは、文字どおり多目的のもので、48年のような濁水が、いまひとつ長期に及ぶと、岡山でもどうしてあの時放流を急いだのかと非難を浴びねばならないことになつたであろうし、いわんやダムがなかったなら、昭和14年の濁水とまではいかぬとしても、現に48年夏各県が味わつたような水不足で、裏腹の問題に直面せねばならなかつたであろうことを考えると、操作のむづかしさが、つくづくと感じられる。さらに、これからエネルギー資源としての水力発電

が見直されようとするとき、新らしく問題を投げかけることになるだろう。

（注） 旭川ダムは、もともと昭和14年の大洪水の被害対策として計画され、戦時中未着工のままとなっていたものを、戦後着工し完成したものである。

水 害 の あ と て

坂 田 勝 茂

(岡山地方気象台長)

1. 昭和47年7月豪雨は岡山県としては、近年まれにみる大雨で、その災害も甚だ大きく、戦後最大といわれている。私自身もその被害の甚大なのには驚いた。一般は、岡山県は気象災害の少ない、あるいは無い県であると言われており、県民はもちろん、防災担当の関係者もそう思っていたらしい。

岡山地方気象台へ私の転任がきまつたとき、九州の気象仲間たちは口をそろえて「よかつたね。岡山には災害がないからうらやましい。」と祝福してくれた。私も抵抗もなく、そう思った。気候のよい吉備の国は私の生れ故郷であり、昭和7年離郷して以来、遠くから平和な故郷を想い、心から岡山への転任をよろこんだ。

昭和46年春、着任するとすぐ、旭川と宇甘川を見おろす金川の山の中腹にある亡父の墓に参った。その墓前で、「旭川は40年目ごとにあばれる」と言っていた父の言葉が思い出された。昔から金川の古老によつて言い伝えられた言葉である。昭和9年の大水害のとき、「昔の人の言うことはやつぱりちがわんなあー」と父はたびたび言った。その亡父の墓前で、自分の在任中に洪水になるかも知れないという不安がちらつと私の脳裡をかすめたことであつた。

2. 昭和47年7月豪雨による大雨は、岡山県では10日から12日にかけての大雨であつたが、全国的に見ると、7月3日から14日にいたる長期間、各地に大雨を降らしている。大別すると前期豪雨と後期豪雨に区別される。まづ、7月4～5日に高知県天坪(土佐山田市繁藤)で、記録的な大雨(日量742ミリ)が降り、同じころ、宮崎県えびのでも大雨、7月6日に熊本県天草で、1時間に130ミリという集中豪雨が降つた。ここまでが前期豪雨で、西日本14県にわたっている。次いで8～9日に東北地方北部、殊に秋田県、岩手県の山岳部で大雨になつた。9日から北九州で降り始めた大雨は山口県、島根県を経て、10日には本県でも大雨になつた。ほとんど同じころ、近畿、東海地方にまで大雨になり13日まで続いた。これが後期豪雨で、前期豪雨の時の地域にも大雨が降っている。

3. 以上が47.7月豪雨の概略である。雨の少ない本県とすれば、数日間に400ミリを越える雨量はたしかに大雨であつたが、全国的にみると決して多いとは言えない。例えば、日量200ミリの越えて降つた所は数ヶ所にすぎない。少くしの雨でもまとまつて降れば、直ちに災害に結び

つのが、本県の実情である。例えば47年6月7～8日の大雨の場合、積算雨量100ミリ前後で、崖くずれ、山くずれが発生し、120ミリ前後で鉄道災害が起きている。総雨量150ミリ以下であったが、それでも橋梁流失40というかなりの災害が発生している。46年にも同様の災害が梅雨期に発生している。

4. 岡山県は決して災害の少ない県ではない。県の災害誌を調べれば、たびたび災害が発生していることが明かである。にもかかわらず災害が少ないという印象を一般に与えているのは、岡山県では異常的な気象現象の発生が少ないからであろう。異常気象の少ないことは本県の気候が穏和であると呼ばれる理由であり、この天恵を利して、災害の少ない県にすることが、県民の努めであろう。

「災害は忘れた頃にくる」という寺田寅彦の有名な言葉があるが、明治の大水害を忘れたところに、昭和9年の水害があつた。明治時代に作った折角の防災施設も役に立なかつた話をきいている。昭和20年の時もそのようなことがあつた。戦後の河川改修には著しいものがあつたが、現在、まだ十分とは決して言えない。今回のような災害は来年、来々年、発生しないと誰も保証してくれない。最近「災害は忘れないうちに来る」とまで言われている。大災害があつたから「当分大丈夫だ」という考え方は禁物である。

己れの災害は自分で守る。部落の災害は部落共同で、市町村の災害は市町村全体で守る。という考え方を徹底しなければ、災害は防げない。県と国は全県にわたる防災施設を惜しみなく展開しなければ、大災害は防げない。また、小災害の積重ねが大災害を招くということも忘れてはならない。

今回の豪雨による災害で多くのことを私は学んだ。その一端を記して私の感想とする。

ダムの放流問題については、敢えてここには言及しなかつた。

私の災害体験と反省

大賀美吉

(岡山県消防々災課長)

り、り、リツと鳴る電話。「大雨洪水注意報が発表された。各河川が氾濫状態。災害対策本部設置の必要性を検討してほしい。」県地方課防災配備要員からの連絡である。昭和47年7月11日6時頃、私の47.7豪雨のスタートである。

雨の中を急ぎ登庁、各地の降雨、河川水位の状況を聴く。降雨量は、昨10日早朝来、県下各地で100ミリを越えている。气象台の推定では、なお降り続くという。一部地域では、床下浸水、がけ崩れ等の被害が起き始めている。大規模な災害発生に進展することが予測される。

県は、そのとき注意体制で、関係課に非常事態に対処するための連絡要員が配備され、土木部は水防本部を設置している状態にある。

河川課長と協議し、知事上京中のため、副知事、総務部長に、「8時に一挙に非常体制に切りかえ、岡山県災害対策本部を設置する。」ことを上申し、その決裁を得て各部にこれを通報する。

8時30分、対策本部会議が開かれ、災害気象の分析、被害発生状況及び県各部の災害応急体制の検討が行われ、岡山県組織の全機構からなる防災体制が確立された。そして、岡山県災害史上稀有の大災害を迎えたのである。

県下全域にわたる災害で、各地において防災活動が行なわれたが、次に一つの体験を記録しておく。

豪雨が去った13日13時頃、県災害対策本部に「成羽町下原地内において成羽川堤防が約300メートルにわたって決壊。消防団員等地元民は連日の防災活動で疲労の極に達し、しかもそれらは出勤のため自家は被害のまま放置している状態にある。次に降雨があり成羽川の水位が今以上に高まれば忽ち当地域約500戸は水没する危険に曝されているので、堤防復旧工事に自衛隊の応援を求める。」との成羽町長の電話が入った。

直ちに県本部室に詰めている自衛隊日本原駐とん部隊(第13特科連隊)連絡幹部を通じて駐とん地司令(第13特科連隊長)に連絡するとともに、所要工事量等実状調査を高梁土木事務所に指示した。

高梁土木事務所は、成羽町建設課と協力して調査及び応急復旧工事設計を行ない、その結果は県本部に報告され正式に知事(県本部長)から自衛隊派遣を要請した。自衛隊では既に夜に入ったため当日は見合わせ、翌14日出動と決定した。時は21時。

明くれば14日早朝、自分が県現地責任者として出動自衛隊と町等との間の運営の円滑を図るた

めに、自衛隊に先行して成羽町被災地域に入った。コースは、破損を免れ残された1本の道、矢掛町から美星町宇戸谷に迂回し、ここから消防車の先導に従ったが、見舞等の車が溢れてかなり通行困難な実状であつた。災害時の見舞は、電話にしても、マイカーにしても、通信機関や道路を異常に幅狭混雑させる主因となつており、心情はわかるにしても緊急必要事が障害を受けることとなつていることは何とも困ることではある。

自衛隊はまず先発隊(本隊)第5大隊139人が11時頃到着、13時より作業を開始し、後続隊第6大隊88人が13時頃到着、14時から作業を開始した。途中、司令も巡視し、第13師団副師団長はヘリコプターで空から隊員を激励、一時強い降雨もあつたがこれに屈せず予定工事の約6割を完了して、18時当日の作業を中止した。

当夜96人は日本原へ撤収、残る131人は現地の小学校講堂等に分宿した。

翌15日は7時から16時まで作業を強行、当初予定の堤防復旧応急工事高さ2メートル、長さ約300メートル、積土債約14,000俵の作業を完了し、部隊は当夜撤収した。

この自衛隊の活動に対して成羽町当局者をはじめ、地元住民はその厳正な規律、旺盛な士気、積極果敢な活動とその業績に対して心からの賞賛と感謝の念を抱いているとのことを後日、成羽町長から改めて伝えられたときには、現地責任者としての自分は胸に熱いものを感じた。

しかし、この災害で県下各市町村の消防団員が自家の被害を省みることなく、地域防災活動に従事し、隠れた業績を挙げているのであるが、この成羽町地域においても被災中連日の出勤に癒す間もなく疲れた体をなお自衛隊活動中も、黙々として浸水家屋の泥土排除に従事している姿を見て、それらの功績と労苦の大きいことを、そしてそのことを案外に世間が見過ごしていることを痛感させられたのである。

終りに、災害体験を反省してみれば、多くの改めるべき点が考えられるが、その中で主要なこととして次のことを特に強く感じた。

1. 県本庁、出先機関、市町村等防災関係機関を直結する専用の無線通信施設の必要性が考えられる。

災害時における通信手段を、主として一般電話に依存している現状では、部外からの一般電話による通信需要の異常な高まりによる幅狭混乱、全市町村に対し一様に周知徹底すべき通報における費消時間の犬、通信途絶地区の発生など災害時特有の現象により災害情報等を迅速に、または定時に通報、収集することが不可能の事態を生じたことである。

2. 県下各ブロックごとに県各出先機関を統合した防災組織が編成され、その地区内市町村と最も太い線で結ばれ、地区内を完全に掌握した体制が確立されることが望まれる。

市町村の応援要請等に迅速適切に対処するためには、市町村の要請を直接本部がうけて、しか

る後、所要の実情調査、確認その他の指示を出先機関に対して行う場合が多いことは、体制上、不合理である。

それには、現に県地域防災計画に地方災害対策本部の設置という方法が定められているが、これを容易に、かつ迅速に発動するためには、あらかじめその編成を明確に定めておくとともに、その中核となるべき出先機関に平常から当該ブロックにおける防災に関する総括業務を担当させ、関係出先機関の相互間及び地区内市町村が、地方災害対策本部が設置された場合の運営にあらかじめじんておく必要がある。

〃災害〃は、いつでもどこでも襲ってくる

鬼塚 正敏

(岡山県土木部次長)

1. 岡山県は〃無災害の災害〃の県か

岡山県は〃無災害の災害〃の県といわれた時があつた。

昭和47年7月災害後、あらためて過去の被災記録をひもといてみると、江戸時代以降の災害だけを取上げてみても、人畜の死傷、家屋の流失、倒壊、浸水、堤防・道路の決壊などの被害で、今回を上回る規模の大災害が数多くあることには驚いたものである。

そこで、何故〃無災害の災害〃という言葉ができたかと考えてみると、まづ大災害の頻度が粗であるということである。

日本人の性格として、せつちか燧と同時に忘れっぽい性格が、この問題の重要なポイントとなっている。大災害の被害に会うと、附和雷同して誰かを被害責任者としてきめつけて騒ぎ立てるが、2～3年も経つとスツパリと忘れてしまう傾向がある。

その次に、岡山県の地域性と年間の気象状況である。国内における岡山県の姿は、まづ比較的温暖であるとの条件がある。年間日照時間の問題にせよ、気候的なきびしさにせよ、年間降水量にせよ、気候的に温暖であるということは、県内・県外を問わず常識的な感覚となっている。この感覚が県民の体臭として、潜在意識として流れていることはいなめない事実であろう。そこでまさか自分だけは災害に会わないだろうという感覚が誠にこわいことである。災害に対しては〃まさか自分だけは〃という感覚を取り除き、常時十分に災害に備える心構えが大切であろう。

今回の例をみても降雨予報等に対する即応性の遅れや、水防に対する予備体制のおそさが目立ち勝ちである。ここで、災害に備えるきびしい常時の心構えの欠如がありはしないか、この際あらためて反省する必要があることだと思う。

何故ならば、「〃災害〃は、いつでも、どこでも襲ってくる。」からである。

2. 災害の原因と問題点

昭和47年7月豪雨については、岡山県ダム放流コントロールシステム研究協議会の答申によると、「昭和47年7月豪雨による中国地方の大洪水は、その主原因が近年まれにみる豪雨であつて、かつての記録からは推測しがたいほどの出水を生じた結果である」と災害の原因を概要で述べ、豪雨の特徴として、

(1) 今回の豪雨は南海上から流入した、いわゆる〃湿舌〃が梅雨前線を刺激して降らせた豪雨で

ある。

(2) 昭和47年7月10日の夕刻から11日の朝にかけてと、11日夜から12日未明にかけての豪雨による3山洪水である。

(3) 1回目の降雨で流域が飽和状態であつたところに、第2回目の降雨があつたため流出率が大きい。

(4) 山陽側の河川の第2回目の洪水は大部分が山地部の豪雨によるものであり、山地部と平地部の雨量が非常に異なる。

という昭和47年7月豪雨の特徴を明示している。

次に岡山県の地形・地質の問題であるが、中国山脈の地質に見られるように、花崗岩及び安山岩類の地質がその大部分を占めており、降雨に脆い地質であることは御承知のとおりである。

また、降雨の予測のむつかしさの問題がある。現在のところ、地方気象台から発表される予報・警報等をもとにして処置しているところであるが、現地の担当者としては、どうかしてもつと早くもつと正確に豪雨の実態を知りたいことである。

次に治水事業のおくれの問題がある。現在の河川の状況を直視すると、“川を治むるものは国を治むる”の諺とは程遠い現状である。皆さんの周辺を眺められて判るように、土石流なり、大洪水がきても、完全に大丈夫であると言える地区はごく僅かであることにお気付きのことと思う。それ程、治水事業は、我々及び我々の祖先の努力に拘らず進んでいないのである。全国の治水要改修事業に対する進捗率は23～24%であり、岡山県もその例に漏れないのが現状である。国土保全の基礎は治山治水であり、これをないがしろにして県土の保全はあり得ない。経済優先のみせかけの衣食住の繁栄の虚像は跡形もなくフツ飛ぶことは理の当然である。これが、何よりも県土保全を最優先に考えるべきであるという理由である。

3. 出水を迎えて

県の水防体制の業務が始ると、電話は鳴りつばなしで、仲々電話が休まる暇がなくなる。電話の内容は種々雑多であるが、その主なものは、

- (1) 気象台からの注意報・警報・情報等
- (2) 各土木事務所等への気象の通報
- (3) 各土木事務所等からの河川水位の通知
- (4) 関係ダムからの雨量・貯水位・流入量・放流量の通知
- (5) 関係ダムへの放流量の協議・通知
- (6) 水防に関する緊急対策・資材器材の状況等

(7) 市町村等に対する水防指導等

(8) 関係住民からの頻繁な問い合わせ等

その他の用件もあるが、この段階に入ると、水防本部の部屋の中は戦争のようになる。電話は簡単明瞭に処理しないと、次が間に合わなくなる。県内数十箇所から入ってくる資料を、すぐさま整理していないと、指導監督の判断に困ることとなる。各人がバラバラで忙しく働き回っているようであるが、実は一本の筋の中で資料が収集され、各種の指示が各所に飛んで行く。朝・昼・晩の別なく、一刻の休みもない戦場となつている。

4. 被害を受けて

悪夢のような豪雨が通り過ぎると、まづ、人命に再被害がある場所はないか、家屋に再被害を与える場所はないか、一方、各現場から情報はひっきりなしに入ってくる。道路は通れない。鉄道も一部不通である。現地では、どうかして車が一車線でも通れる道が欲しい。堤防欠壊の復旧を急がないと、次の豪雨が来ると再び再災害を受ける。緊急のものについては、別記のように自衛隊の応援をうけて、破堤箇所の仮復旧を行つたり、動員できる人員と資材を調達して緊急復旧を急いだものである。車が通れない道が多くて被害の全貌がはつきりしない。大災害には違いないが、自転車・徒歩での被害調査である。急いでやつても限度がある。

やつと被災状況の概要が纏つたのが何時だつたのか記憶はない。それ程、朝・昼・晩の区別がなく、「今が何月何日の何時であるか」がはつきりしない無意識の日暮が、かなり長い間続いたものである。被災後の被災者の人々の苦勞は大変であつたし、復旧にたづさわつた関係者の苦勞は、はかりしれないものがあつた。

県内の被災額をみると、例年災害の10数年分に相当する規模の大災害である。その時の県職員の状況をみると、これ程の大災害の経験者は少ないし、どうして後片付けをしようかと頭を悩ましたものだつた。これでは、とても現在の人員では処理できないとの判断で、まづ他県からの応援を求め、更に県の公社等からの応援を受け、年内に災害査定を完了すべく各事務所間の配置換えを行なつて、まづ体制の確立に努めた。

災害復旧の緊急工事なり応急工事を行ないながら、昭和47年中に約13,000件の土木災害の査定を完了させるには、平常の査定ペースでは年を越してしまう。災害査定業務はその災害を受けた年内に完了しなければならない。土木担当職員には誠にお気の毒であるが、査定回数4回、1回2週間、1回10～15班の構想で査定業務に突入し、やつと年末ぎりぎりまで査定を完了した。

これも県民のため、県土保全のためという同一の目標に向つての血のにじむ作業であつて、関係者に対し、ただただ頭を下げるだけで、特別に口に出していう言葉もない。

5. 土木災害復旧事業について

何はともあれ、早期復旧である。幸いに、昭和46年度から従来の4カ年復旧から3カ年復旧に1年短縮されたことは幸いであつた。緊急復旧工事・応急復旧工事は、理由の如何を問わず早期完了に努めた。

次に改良復旧の問題である。従来、改良復旧の声は全国的に高まっていたのであるが、このような激甚災害となつて、いやが上にも世論が高まつたものである。国もその主旨を生かして、従来の災害復旧費に改良費を加えた災害復旧助成事業・災害復旧関連事業等の積極的な採択はもちろん、単独な災害の採択にあつても、現地の査定段階において改良復旧の思想を取入れた査定が行なわれた。

それでも救えないものについては、単独県費を加えて単県災害関連事業として改良復旧に努めたものである。

6. 土木災害復旧事業の困難性について

前述のように、人間は忘れっぽい性格を持つており、特に最近のように目まぐるしい世情では、特にその傾向が強い。ノドもと過ぎれば暑さ忘れるの諺ではないが、改良復旧事業等を行なう場合の用地の取得については、時が経てば経つだけむつかしくなっている。もう一度、あの大地震を思い出して、関係住民の皆さんのために、工事に関連の深い土地所有者の協力をお願いしたい。

次に災害復旧担当職員の健康管理の大きな問題がある。激甚な災害の跡仕末をやる場合に、どうしてもさけて通れない問題がこれである。一方では、県民のために一刻も早く災害復旧事業を完了し、安心して生業について貰いたいという願いをもっているし、片方では、個人として、組織として、仕事を消化できる作業力と体力の限界がある。このバランスが崩れると職員の病気ということになり、又は仕事の遅延による住民の不平ということになる。このバランスを常時いかにとつて行くかが、何時も頭をいためる問題である。

激甚な大災害の後に出てくる問題として出てくるのが、セメントなど建設主要資材及び労務者の局地的不足である。また、建設業者が自己の能力以上の仕事を受注して、工事が遅延したり、無理して機械を過多に購入して倒産の原因をつくつた例は、大災害の後に繰り返される全国の通例のようである。この点は我々を含めて建設業者等も先々の見通しを十分に立てて、無理をして禍根を後々に残さないようにしたいものである。

7. 皆様へのお願い

前述のように、全県下の河川・道路・ガケ地・山肌等が、どんな豪雨にも、どんな洪水にも大丈

夫であるという時期までには相当の長い期間が必要である。これをいかに早く完成させるかは、皆様の知恵をお借りしながら、我々が全勢力を挙げて努力すべきことである。

それまでの間においては、新しく住居を構えたり、営業基盤をつくられる時には、洪水・津波・高潮・山崩れ・ガケ崩れ等、過去の水害の歴史について十分に関係者に聞いて貰って、自己防衛のためにも、慎重に配慮して決められることを望みたい。

次に、都市化と災害との問題も今後の重要な問題であろう。特に都市化の急速な地域は、林野の自然破壊なり、宅地造成なり、道路の舗装化等により雨水の保水力が薄れ、雨水の流出を早め、雨水がそのまま河川に流入する現況となっている。都市の無制限・無計画な膨張の宅地化は、ガケ崩れや土石流による被害や浸水被害等の原因を作りかねない現況である。今までの都市の一部、あるいはドーナツ現象の膨張をつづける地域については、ややもすると集中豪雨に対して無防備に近い地形もみうけられる。宅地等の土地の基盤造りはもとより、自分が永住する宅地の選択については、諸種の条件を十分に検討されるようお願いしたい。

最後の水防のことであるが、水防法第3条(市町村の水防責任)では、“市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。”ということにはなっているが、種々の世情の影響であろうか、“自分の河川は自分で護ろう”という思想がほとんど薄れているのは、誠に残念である。

以上、昭和47年7月災害の実例をもとにして愚見を述べさせて貰ったが、紙面の都合で十分意見を述べ得なかつたことは残念であるが、意のあるところを吸みとつて戴いたら誠に有難いことだと思う。

想　　い　　出

板　野　千吉郎

(耕 地 課)

喉もと過ぎれば暑さを忘れるというのが47年の7月10日から19日に至る間の、あの災害に備えての防災体制下での執務は筆舌につくしがたいものがあり今だ悪夢のように頭のなかへ残っている。その一つとして12日未明(午前3時頃)のことであつた。耕地課警備巡視班を4班に分け各方面の警備調査を行ないに現地へ行つていた3班の大角主幹の班よりの連絡であつた。場所は高梁川合同堰の現場である。倉敷農林事務所、難波係長より電話で泣きそうな声で「合同堰左岸の堤防(高梁川)が欠潰した」それ以外何にもいわず電話を切つたのである。丁度小生連日の疲労で歯がいたみ、右ほゝを大分はらし氷でひやしていたのであるが、この電話を受け直ぐ大きな声で「堤防が切れた。人が殺されるぞ」とさげんだ。あまり大きな声であつたので、課内で仮眠していた連中はとび起き、アツパ顔をしていた。すぐさま主管課である農政課なり農林部長室へも無我夢中で大声でさげび回つたのである。当時農政課の新谷参事は本当に人が流され死んだのかと思ひ、耕地課へおそるおそる様子をうかがいに来たのであるが小生がぼう然とソファーにもたれかかっていたとのことであり、しばらくしてまた難波係長より電話があり、堤防欠潰は間違いであつた、実は上原井領用水の送水パイプ右岸側が流されて逆流し左岸側へ泥水が吹き出したのを欠潰と早合点し電話したもので悪しからずということであり隣りにいた新谷参事もあ然とし、そうだろうと思つていたといひ、お互に笑つてすんだ。すると歯がいたくてたまらなかつたものが何かすつきりして来た。夜が明け顔を洗つて見ると歯のいたみはなおつていた。このような想い出もあつたが、県庁のなかで47年7月災害が一生忘れられない人に村上農林部次長がいる。当時、次長は耕地課長で、農業土木技術連盟主催のソ連、欧州各国の農業土木事業状況の視察の途中であり8月上旬までの予定を急遽中止し、1人で帰国し災害復旧に当つたことである。旅行とはいへ仕事であり、一生に二度と行けない他国で視察している最中電話で呼び戻されたのであり、お気の毒とはいへ残念なことであつたことだろうと察します。このため我々にとっては非常に有難かつた。後での話しであるが村上次長は、ローマで日本女子学生に会い、日本の中国地方は大災害で汽車もストップしている状況の話を聞き自分自身直ぐ帰国を決意されたそうであるが、他国の土地であり、どうして帰つてよいか解らず、一行に相談したが一笑にふしてしまい、とりつく島がなく、そうこうしているうちに県より電話があり、帰国の手続もわかり7月26日帰国されたのである。視察の方はこれからが南欧ということ、はりきつていたものを残念にも災害のため視察を断念されたのである。

付録

岡山県における主な風水害の概要

明治13年の水害

7月1日、連日の降雨により、県下の河川が氾濫し、ことに高梁川の水位は約7.6mの洪水となり、沿岸の被害が最も激しかった。

溺死者 70人 負傷者 12人

流失家屋 413戸、全壊家屋 252戸、半壊家屋 427戸、床上浸水 4109戸、

罹災戸数 8834戸、同人員 36174人、大荒田畑 688町9反余、

大荒田畑 688町9反余、中荒田畑 628町9反余、小荒田畑 860町4反余

農道・溝渠等修繕費 53005円余

明治17年8月の大海嘯（津波）

8月25日午後から26日未明の間、県南部に台風が襲来し、ことに水島を中心とする沿海地帯は折柄の満潮で、海岸堤防が決壊して海水が浸入し、大きな被害があつた。

溺死者・行方不明 655人、家屋流壊 1227戸

明治25年7月大水害

7月22日夜から23日にかけて豪雨を伴う台風が襲来し、県下の各河川が氾濫し、旭川・吉井川の水位は約6m、高梁川の水位は約4.2mの洪水となり、大きな被害があつた。

死者 74人、負傷者 339人、流壊家屋 3186戸、半壊家屋 2367戸、

船舶流失 284、

県内最大降雨量 久世247mm、最大風速 E21m/S

明治26年10月大水害

10月14日未明から、豪雨を伴う台風が襲来し、県下の各河川が大洪水となり、同日午前4時の最高水位は高梁川約8.2m、旭川5.4m、吉井川3.3mで、ことに高梁川筋、旭川筋および吉井川上流に大きな被害があつた。

死者 423人、負傷者 991人、家屋流失 3342戸、家屋全壊 2898戸、

家屋半壊 6680戸、床上浸水 38970戸、牛馬溺死 197頭

罹災により饑餓迫る者 57634人、

県下最大雨量 勝山 383mm、最大風速 NE9.8m/S

明治32年水害

7月10日、7月22日、8月28日の3回にわたり水害があり、7月のものは備中方面、8月

のものは備前・美作方面に被害が多かった。

7月10日・22日の被害

死者 7人, 負傷者 14人, 家屋全壊 198戸, 同半壊 1004戸, 家屋流失169戸
田畑埋没流失 1392町余

8月28日の被害

死者 115人, 負傷者 465人, 家屋全壊 4996戸, 同半壊 2048戸
家屋流失 9戸, 田畑埋没流失 7町5反余

昭和9年大風水害

9月20日から21日にかけて「室戸台風」が襲来し、県下の各河川は大洪水となり、ことに旭川筋、吉井川の上流、高梁川の中上流に激甚な被害があつた。

死者 145人, 重傷者 348人, 住家全壊 1935戸, 同半壊 2625戸,
同床上浸水 27006戸, 非住家全壊 1283戸, 同半壊 1228戸, 同流失 873戸,
船舶流失 376

県下最大雨量 湯本 390mm, 最大風速 N16.7m

昭和20年水害

9月17日夜から、県下に「枕崎台風」が襲来し、ことに吉井川の洪水が激しかつたが、同年10月9日・10日再び出水して、被害を追加した。

死者 80人, 行方不明 49人, 負傷者 17人, 家屋全壊 643戸, 同半壊 976戸,
同流失 490戸, 浸水 24973戸, 罹災者 180859人

県下最大雨量 奥津 379mm, 最大風速 SE20m

昭和38年水害

7月10日夕刻から梅雨前線の停滞により、県下一帯は豪雨に見舞われ、吉井川・旭川水系が増水し、ことに吉井川上流の英田・勝田郡の河川の氾濫による被害が激しかつた。

死者 1人, 行方不明 1人, 負傷者 64人, 家屋全壊 43戸, 同半壊 172戸
床上浸水 3721世帯,

降雨量 大原町 210mm, 勝山町 247mm, 湯原町 180mm, 新見 183mm

あ　と　が　き

本書の編集の依頼を県消防防災課から受けたのは、昭和48年5月ごろであつた。

当初は、関係の部局などから原稿が持ち寄られ、それを整理して編集すればよいと考えていたが、実際にはそのようにはいかず、関係部局に資料の提出を求めながら原稿を作成したものが大部分であつた。従つて、記述不足の点もあると思うが諒恕いただきたい。

また、各部門の中心となつて災害対策に活躍された方々の体験手記の寄稿を願つたのであるが、これも思うようにはいただけなかつた。しかし、数氏からいただいたものは、後世のよき参考資料になると思う。

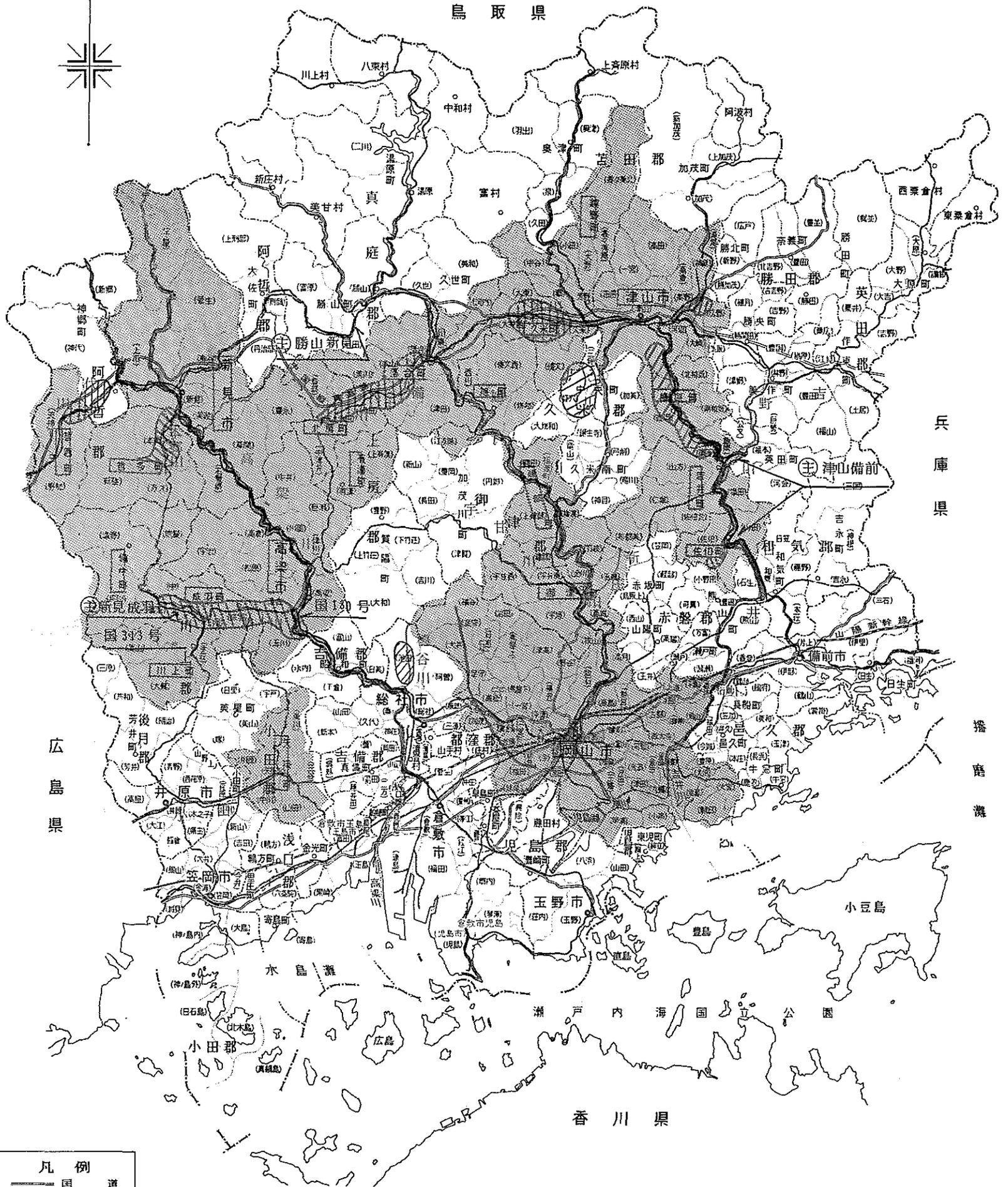
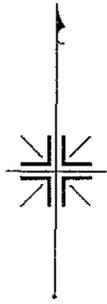
資料その他で編集に協力していただいた各位に厚くお礼を申し上げます。

昭和49年1月

編　集　者　蓬　郷　巖

昭和47年7月豪雨災害激甚地要図

鳥取県



兵庫

瀬

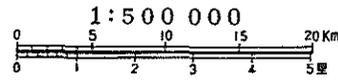
広島

香川

- 凡例**
- 国道
 - 主要県道
 - 鉄道
 - 市界
 - 町界
 - 旧町界
 - (補田) 旧町名
 - 市役所
 - 町村役場

- 吉井川水系
- 旭川水系
- 高梁川水系
- 笹ヶ瀬川水系
- 国道・県道

- ▭ 災害救助法適用市町村
- ▨ 激災地



昭和47年7月豪雨災害誌

昭和49年3月20日発行

編 集 岡 山 県
発 行

印刷所 大和印刷所
岡山市大供本町491